

京都市基本計画

暮らしに安らぎ まちに華やき
信頼で築く21世紀の京都



2001-2010



2001(平成13)年1月



京都市

京都市基本計画の策定に当たって



京都市長

ますもと よりかね

梶本頼兼

京都市では、2010年までに取り組む主要な政策をまとめた「京都市基本計画」を策定致しました。

この計画は、市民の皆様との厚い信頼関係を築く中で、「安らぎのある暮らし」と「華やぎのあるまち」を目指した「京都市基本構想」を具体化するため、京都市基本構想等審議会において、市民をはじめ多くの方々からいただいた御意見を踏まえ、熱心に議論を重ねてまとめられた答申に基づき策定したものであります。

この計画の策定に当たり、御尽力・御協力を賜りました関係各位並びに市民の皆様には、心から御礼を申し上げます。

さて、21世紀という新たな世紀が幕を開け、私たちは、情報通信技術（IT）革命の進展や少子高齢化の進行、地球環境問題の深刻化に加え、地方分権が本格化するなど、かつて経験したことのない時代の大きな転換期に直面しております。

私は、こうした激動の時代において、「安らぎ」と「華やぎ」に満ちた、世界の中で光り輝く21世紀の京都を市民の皆様と共に築いていくため、厳しい財政状況のもとではありますが、この計画を着実に実行して参る決意であります。

この計画の推進に当たりましては、市民の皆様とのパートナーシップを基本に全職員が一丸となり、全力をあげて取り組んで参りますので、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い致します。

目次

京都市基本計画の策定に当たって	1
京都市の総合計画の体系	4
第1部 京都市基本構想	5
まえがき	6
第1章 京都市民の生き方	7
第2章 市民のくらしとまちづくり	9
第3章 市民がつくる京都のまち	13
むすび	14
第2部 京都市基本計画	15
前文	17
政策	
政策の体系	20
第1章 安らぎのあるくらし	23
第1節 すべてのひとがいいきとくらせるまち	24
1 ひとりひとりが個人として厚く尊重される	24
2 すべてのひとがいいきと活動する	29
3 子どもたちが心豊かで社会性を身につけみずからの生き方を学ぶ	34
第2節 ひとりひとりが支え、支えられるまち	39
1 すべてのひとが相互に支え合い安心してくらす	39
2 子どもを安心して産み育てる	44
3 心身ともに健やかにくらす	48
第3節 だれもが安心してくらせるまち	53
1 環境への負担の少ない持続可能なまちをつくる	53
2 災害に強く日々のくらしの場を安全にする	59
3 日常生活における身近な安全や安心を確保する	63
4 歩いて楽しいまちをつくる	65
関連データ 1	69

第2章 華やぎのあるまち	75
第1節 魅力あふれるまち	76
1 美しいまちをつくる	76
2 成熟した文化が実現する	81
3 国内外との多彩な交流を行う	85
4 生涯にわたってみずからを磨き高める	88
第2節 活力あふれるまち	91
1 産業連関都市として独自の産業システムをもつ	91
2 魅力ある観光を創造する	96
3 大学の集積・交流が新たな活力を生み出す	100
4 若者が集い能力を発揮する	103
第3節 市民のくらしとまちを支える基盤づくり	105
1 個性と魅力あるまちづくり	105
2 多様な都市活動を支える交通基盤づくり	110
3 高度情報通信社会に対応できる基盤づくり	116
関連データ 2	119
第3章 市民との厚い信頼関係の構築をめざして	125
第1節 情報を市民と共有する	126
第2節 市民の知恵や創造性を生かした政策を形成する	128
第3節 市民とともに政策を実施する	130
第4節 市民とともに政策を評価して市政運営に生かす	132
第5節 個性を生かした魅力ある地域づくりを進める	134
関連データ 3	136
計画の推進	138

参考資料

1 基本構想・基本計画策定までの取組	142
2 基本計画への市民意見反映状況	144
3 調査研究等の概要	152
4 京都市基本構想等審議会委員名簿	153
5 京都市基本構想等審議会開催経過	154
6 用語解説	156
7 市政の各分野から見た基本計画（分野別索引）	164

京都市の総合計画の体系

都市理念（都市の理想像）

世界文化自由都市宣言

市会の賛同を得て1978(昭和53)年10月15日宣言

都市は、理想を必要とする。その理想が世界の現状の正しい認識と自己の伝統の深い省察の上に立ち、市民がその実現に努力するならば、その都市は世界史に大きな役割を果たすであろう。われわれは、ここにわが京都を世界文化自由都市と宣言する。

世界文化自由都市とは、全世界のひとびとが、人種、宗教、社会体制の相違を超えて、平和のうちに、ここに自由につどい、自由な文化交流を行う都市をいうのである。

京都は、古い文化遺産と美しい自然景観を保持してきた千年の都であるが、今日においては、ただ過去の栄光のみを誇り、孤立して生きるべきではない。広く世界と文化的に交わることによって、優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市でなければならない。われわれは、京都を世界文化交流の中心にするべきである。

もとより、理想の宣言はやさしく、その実行はむずかしい。われわれ市民は、ここに高い理想に向かって進み出ることを静かに決意して、これを誓うものである。

市政の基本方針

京都市基本構想（グランドビジョン）

21世紀の京都のまちづくりの方針を理念的に示す長期構想

< 2001 ~ 2025年 >

地方自治法第2条に基づき市会の議決を得て1999(平成11)年12月17日策定

部門別計画

京都市基本計画

基本構想の具体化のために全市的観点から取り組む主要な政策を示す計画

< 2001 ~ 2010年 >

2001(平成13)年1月10日策定

地域別計画

各区基本計画

基本構想に基づく各区の個性を生かした魅力ある地域づくりの指針となる計画

< 2001 ~ 2010年 >

2001(平成13)年1月10日策定

「京都市基本計画」と「各区基本計画」は、同列の計画として位置づけ、「京都市基本計画」は広域的、全市的な視点から、「各区基本計画」は区の独自性、地域の視点から相互に補完し合う関係のもの。

第1部

京都市基本構想

まえがき

ここに掲げる「京都市基本構想」は、21世紀の最初の四半世紀における京都のグランドビジョンを描くものである。

京都市は、1978(昭和53)年、京都がめざす都市のあり方を「世界文化自由都市」としてとらえ、これを世界に向けて宣言した。この理想を実現するために、1983(昭和58)年には、伝統を生かしつつ未来に向かっていつもいきいきと創造を続けるまちをめざし、2000年という将来を展望した「京都市基本構想」を策定した。この構想に基づいたまちづくりを推進するために、1985(昭和60)年には「京都市基本計画」を策定したのに続き、さらに1993(平成5)年には「新京都市基本計画」を立て、21世紀の文化首都をめざし、「平成の京づくり」を進めてきた。全世界のひとびとが、民族、宗教、社会体制の相違を超えて、平和のうちに自由に集い、開かれた文化交流を行う都市として、京都は「世界のなかの京都」という大きな視野のなかでとらえられてきた。たとえば、1996(平成8)年には世界歴史都市連盟のまとめ役に選出され、翌1997(平成9)年には地球温暖化防止会議の開催地に選ばれ、京都議定書が採択されるなど、その歴史的な知恵を生かし、都市文明のあるべき姿を率先して追求するという役割を世界から期待されてきた。

そして世紀の変わり目を迎え、社会と経済の情勢は、予想をはるかにしのぐようなかたちで変化しつつある。その変化は、明治以来の日本社会を動かしてきた原理、あるいは戦後日本が目標にしてきた社会のあり方の根本にかかわるものであって、ひとびとに日々のくらしのあり方を変えるよう求めるところがある。わたしたちは歴史のこの転換期に、これまでのくらし方の生かすべきところ、改めるべきところをひとつひとつ見定めながら、ひとりひとりが市民としての誇りと責任感をもって市政に積極的に参加し、都市とそこに住

む市民のくらしの設計をしなければならない。

わたしたち京都市民は、ここに、わたしたちが望む2025年までのくらしとまちづくりを市民の視点から描く。京都市は、この基本構想に示す市民のくらしとまちづくりの実現に向けて、総合的かつ計画的な行政の運営を図るものとする。また、市民をはじめ京都にかかわるすべてのひとや組織が、この構想の実現に向け、積極的に取り組むことが期待される。

第1章 京都市民の生き方

第1節 文明の大きな転換期のなかで

わたしたちが住むこの日本は、戦後の荒廃のなかから立ち上がり、目をみはるような速さで、「豊かな」社会を、そして世界有数の長寿社会を実現してきた。しかし、世紀の変わり目を迎えてわたしたちは、経済成長率の低下や少子高齢化による社会構造の大きな変化など、社会のしくみに大きな転換を迫るような事態に直面している。

とりわけ、消費の急速な拡大がもたらした大量の廃棄物の発生や環境破壊の実態は深刻である。わたしたちは、これまで細心の注意をもって周りのいのちとの共生を図ってきたその文化的伝統を見失い、結果としてみずからの生命と文明の存続とを脅かすような事態に立ち至っている。膨張し続ける社会はもはやありえない。大量生産・大量消費・大量廃棄型の都市文明のあり方に対して、わたしたちは環境との調和をめざす持続可能な社会をつくっていく必要があり、これは次世代に対するわたしたちの大きな責任である。

昨今の日本社会においては、政治、行政、金融、企業経営、教育などの分野で、これまで確実なもの、安全なものとして信じられ、慣行とされてきたさまざまな社会的な制度やしくみへの信頼が大きく揺らいでいる。これを放置すれば、21世紀には、信頼の崩壊という社会の基盤を揺るがす危機を招くことにもなりかねない。現代社会が直面するさまざまな課題を克服し、長期的な視点に立って持続可能な社会をつくっていくためにも、この社会に、そしてさまざまな世代間に、信頼というものを構築し直すことが強く求められている。

こうした問題は市民生活の基本にかかわるものであり、早急な解決が求められる。しかもその多くは、一都市の問題として対応を図るだけでなく、国や他の都市などと協力し合いながら取り組む必要のあるものである。わたしたちは今、これらの問題を十分に視野に入れながら、21世紀の新たな価値観を生み出し、それに基づく社会のあり方を探っていかなければならない。

第2節 京都市民の姿勢

わたしたち京都市民は、琵琶湖疏水の開削をはじめ、日本最初の小学校の設置や市電の敷設など「京都策」と呼ばれる近代化政策に全国に先駆けて取り組んできた。しかし、同時に、そういう近代化とは別な生き方をもさまざまなかたちで維持してきた重層的な都市文化をもっていることは、自信をもって認めてよい。京都は、戦災による破滅的な被害を免れた数少ない大都市のひとつである。だからこそ、現代社会の価値観とは異なったものの感じ方や考え方が今もまちの懐に息づいている。わたしたちには、そういう歴史を断ち切るのではなくて引き継いでいこうという強い意欲がある。

この意欲を、新しいものへの意欲と調和させつつ実現することはたしかに並大抵のことではない。しかし、その豊かな文化と歴史の蓄積によって、わたしたちは同時代の文明に対してさまざまな対案を示すことができるはずである。そのためにわたしたちは、明治以降の社会の急速な近代化のなかで達成されたものと失われたもの、戦後の社会の民主化と高度成長のなかで得られたものと棄てられたもの、それらをきちんと見分ける知恵を備えた市民でありたい。

第3節 京都市民の得意とするところ

わたしたち京都市民は、これまで、このまちに住むひとりひとりが人間として誇りと安心をもって生きることができるための基本的な条件の整備に努めるとともに、効率や競争を過度に重視し、大量消費を繰り返してきたこれまでの社会のあり方に対して、それとは別の節度ある生き方を示しうるような都市文化を培ってきた。

改めて振り返れば、京都市民は、1200年を超える歴史のなかで、自立性の高い市民文化を^{はぐく}み、磨き上げてきた。たとえば、みずからの生活をみずからの責任で律する自治の伝統を大切に守ってきた。地域社会のなかで、かど掃きに象徴されるような独特の生活習慣も身につけてきた。伝統と

革新のまれにみる緊張関係のなかでまちを運営してきた。このまちには産学ともに自由で先駆的な気風があり、それを育むために、学びの多様な機会を設けてきた。自然環境との調和を保った美しい里の風景をもつとともに、匠のわざと高い付加価値とをあわせもったものづくりの文化を養ってきた。人権の尊重や福祉への取組においても、先進的な試みを続けてきた。

京都には、また、もてなしの心や宗教的な癒しの文化がある。それが、都心の風情や、地域の行事など生活のさまざまな場面に浸透していて、ひとつひとつに深い潤いを与えている。それに緑豊かな自然環境が都心のすぐそばにあって、ここに住むひと、訪れたひとが深い精神的充足をもって時間を過ごすことができる。

こうした京都の市民文化は市外のひとつひとつからも厚い信頼を得てきたが、これは、伝統をただ守り続けてきたのではなく、つねに全国に先駆けた取組を行ってきた京都市民の努力の積み重ねによる。もっとも近年は、高度経済成長期の画一的な価値観やそれに伴う東京一極集中など社会経済情勢の大きなうねりにのみ込まれ、その先駆ける力が十分に発揮できていないし、都市の活性化にもうまくつながっていない。それどころか、これらの特性を生かさなければ京都はいずれ都市として行き詰まるという、切迫した危機感さえある。

産業や観光の伸び悩み、工場や大学の市外流出、文化の創造力と発信力の低下、都心の空洞化、風情ある町並みの消失など、京都は今、さまざまな深刻な問題を抱え込んでいる。京都がこれらの問題のひとつひとつにきちんと対処し、これからも都市としての魅力と活力をもち続けるために、わたしたち京都市民は、これまで長い時間をかけて培ってきたものの感じ方や考え方のひとつひとつを京都市民の特性としてもう一度洗い直し、21世紀のくらしの基本として改めて鍛え上げていきたい。

第4節 これからの京都市民の生き方

わたしたちの社会においては、さまざまな信頼がその基礎になければならない。社会のしくみや制度への信頼は、わたしたちのくらしを支える基盤となる。また、学校や家庭のなかの信頼、地域社会のなかでのひとつひとつの信頼、市民と行政の間の信頼から、ものづくりや経済活動における信頼、健康なくらしに必要な恵み豊かな自然環境への信頼まで、信頼は社会の営みにおいて欠くことのできないものである。

しかし、わたしたちがこれまで自明のものとして抱いてきたこれらの信頼が、今大きく揺らぎつつある。わたしたちの京都というまちをとっても、高度な技術と細心の品質管理を誇るものづくり、節度と信用のある商い、濃やかなもてなしの文化など、かつて「京もの」や「京風」という名に象徴されてきたような文化への信頼が少なからず損なわれてきている。また町内や学区などにみられる地域住民の相互信頼も、かつてほどの確かさをもっていない。京都というまちが内外から得てきた厚い信頼を、21世紀においてもなおもち続けることができるのか。京都は今、大きな岐路に立たされている。

わたしたち京都市民は、これからのくらしやまちのあるべきすがたを描き、それを実現していくなかで、それを通して、信頼が基礎にある社会をめざしたい。そして、わたしたち京都市民がこれまで細心の注意を払って築き上げてきたくらしのものづくりのあり方や自治の伝統を、こうした将来のまちづくりに大いに活用していきたい。すでに述べたような京都市民の得意とするところをこれからのまちづくりに生かし、つなげていくなかで、信頼を基礎とするような社会のあり方が、市民生活のさまざまな次元でひとつひとつ具体的にかたちづくられていく。わたしたち京都市民は、その過程に個人としての責任をしっかりと確認しつつかわっていくことによって、21世紀の社会に求められる新たな市民生活の理想を世界に先駆けて見だし、実現していきたい。

第2章 市民のくらしとまちづくり

京都の各地域には、ひとびとの多様な生活文化がある。また、京都のまちには、働き、学び、憩うために市外から訪れる多くのひとびととのさまざまな交流がある。わたしたち京都市民は、京都にかかわるさまざまなひとびとと深く交わるなかで、京都を、だれもがこのまちに住むことの誇りとこのまちへの愛着をもちつつ、ずっとここでくらし続けたいと思えるようなまちにしたい。京都を、くらしに安らぎがあり、まちに華やぎがある、そういう住みやすい場所にしたい。そのためのくらしとまちづくりの方針をここに掲げる。そうしたくらしとまちづくりを京都市民の特性を生かして実現していくなかで、信頼を基礎とする社会が築き上げられるものと信じる。

第1節 安らぎのあるくらし

1 すべてのひとがいいきとくらせるまち

わたしたち京都市民は、子どもも高齢者も、女性も男性も、障害のあるひともないひとも、また国籍や民族、生まれや生い立ちに関係なく、すべてのひとが自分の居場所を確認し、自己の資質を十分に発揮しつつ、いいきと活動できる場所と機会に恵まれたまちをめざす。

そのために、被差別の民衆が集まり日本で初めての人権宣言を行った全国水平社の設立や、先駆的な障害児教育と福祉事業のなかで設立された京都ライトハウスなど、京都の人権尊重の文化と先進的な取組を継承し、発展させ、互いを思いやる心にあふれた市民生活をつくっていく。

すべてのひとがいいきとくらせるまちは、まず、市民の生き方に選択肢が多く、生涯を通じてみずからの能力を向上させる機会が豊富にあるまちであり、だれもが等しく就労の機会をもつ豊かなまちである。それはまた、高齢者が、ひとりでも買物など日常の生活行動ができ、その経験を生かして積極的に社会参加ができる機会に恵まれたまちでもあり、長い人生経験のなかでさまざまな知恵を蓄え、しかもゆとりのある時間をもつ、社

会にとって大切な人材として尊重されるまちでもある。それはさらに、将来の京都を担う、心豊かで優れた社会性を身につけた子どもたちを育てるための教育環境が、学校、家庭、地域を通じて整えられているまちであり、子どもたちが、学校のなかで知識を習得するだけでなく、地域のなかで他のひとびとの多様な価値観やくらし方に触れながら、みずからの生き方を学んでいくようなまちである。そして、さまざまな異なった社会的・文化的背景をもつひとびとが交わり、互いの違いを認め合いながら、社会生活のなかで守るべき公共心を深く身につけたうえで、それぞれに充足した生活を営むことができるような、開放的で居心地のよいまちである。このようなまちは、市民ひとりひとりが抱え込んでいるさまざまな困難や不幸が他のひとびとによって懐深く受けとめられ、相互の厚い信頼のなかで、それを解決しようといひとびとが助け合っているところに見いだされるものである。

このようにすべてのひとがいかなる差別もなく、ひとりひとりが個人として厚く尊重されることが考えや行動の基本となるまち、多様な考え方や生き方が迎え入れられ、それらの交流のなかからより豊かな人間関係が育まれるようなまちは、わたしたち京都市民はつくっていく。

2 ひとりひとりが支え、支えられるまち

支えを必要とするひとが別の場面で支える側に回るような、柔軟な相互支援のつながりがこれからますます不可欠となっていくなかで、わたしたち京都市民は、必要なときに支えを求めるその道筋がだれにも見えやすく整備されているまちをめざす。

少子高齢化が進むなか、高齢者や子ども、そして障害のあるひとが、個人としての生きがい、社会の一員としての生きがいを感じつつ、のびのびとくらせるようになることが大切である。そのためには、保健・医療・福祉の制度や雇用・就業形態をはじめとして、社会のあらゆるしくみが少子

高齢社会、男女共同参画社会にふさわしいものへと改編される必要がある。また、かつて地域社会がもっていた住民の相互支援のしくみを、現代の生活環境に合うようなかたちにつくり直す工夫が必要となる。

とりわけ、子どもを安心して産み、育てられる環境づくり、すべての子どもたちがのびのびと健やかに成長できる環境づくりなど、子育てと子どもの自立に対する支援のしくみが十分に整っていることは、まちづくりの重要な課題である。

そのようなまちは、だれもが心身ともに健やかにくらするまちでもある。そこでは、ひとびとが健康に生活できるよう環境が整えられ、スポーツやレクリエーション活動のための機会や施設にも恵まれている。だれもがいつでも適切な保健・医療・福祉のサービスを受けられる。病気になっても十分な療養が受けられ、急がずに、しかし確実に社会復帰できるためのさまざまな支援体制が備わっている。とりわけ、障害や難病のあるひと、高齢者が、住み慣れた地域社会のなかで、市民としての日常生活を豊かな心持ちで送ることができるようなサービスや支援ネットワークが充実している。

わたしたち京都市民は、このように、ひとりひとりが支え、支えられるまちをつくっていく。そして京都を、ひとびとが自分の老後や後続世代の生活に不安を抱くことなく、安らいだ気持ちでくらするまちにする。

3 だれもが安心してくらするまち

わたしたち京都市民は、日々のくらしの場が安全であり、緑豊かで、環境への負担も少ないようなまちをめざす。

そのためにわたしたちは、木造建築物や袋路の多い京都のまちの特色に配慮しながら、地震などの大規模な自然災害に強いまちづくりを進め、都市施設や建築物の防災機能を強化する。ひとりひとりが災害から身を守る知恵や工夫を日々のくらしのなかに生かすとともに、災害に強い組織づく

りを進める。

わたしたちはまた、交通事故や犯罪からも安全であるための基礎的な条件が満たされているまち、そして高齢者や子ども、障害のあるひとが安全にくらするようなまちをつくっていく。

わたしたちはさらに、経済活動を適正生産・適正消費・最少廃棄の循環経済のなかで営み、日々のくらしのなかで環境に負担をできる限りかけない生活を送ることにより、持続可能なまちをつくっていく。そして、自動車交通に過度に依存しない公共交通優先型の交通体系を、先進技術を利用して総合的に構築しつつ、歩くことが楽しくなるようなまちづくりに取り組む。

このようにしてわたしたち京都市民は、ひとりひとりがくらしに節度をもち、だれもが安心してくらするまちをつくっていく。

第2節 華やぎのあるまち

1 活力あふれるまち

わたしたち京都市民は、ものづくりの伝統を生かし、産業経済に活気のある華やいだまちをつくっていく。

京都に地盤を置くさまざまな産業活動がさらなる活力を得るには、互いの技術にも企業文化にも厚い信頼を置き、相互にきめ細かく支え合うような産業連関都市、より具体的には、高度情報社会、環境調和型社会、高齢社会に対応した京都独自の産業システムを構築していく必要がある。それは、伝統産業から先端技術産業まで、農林業から観光産業、サービス産業まで、高品質・長寿命で付加価値の高いものづくりのわざや高度な情報技術、さらには洗練されたデザインや斬新な企画力をもつシステムである。

また、リサイクル社会やマルチメディア社会に対応した環境や福祉の分野などで新しい産業を展開するとともに、大学等における研究・教育システムや対事業所サービスなど、企業の本社機能や研究開発機能を支援するさまざまな基盤が充実し

たまちづくりが求められる。

さらに、地域に密着した商業の振興を図り、奥深い魅力と温かいもてなしの心をもつ観光都市づくりを進めることが重要である。

このように活気あふれるまちをつくることにより、ベンチャービジネスなど新しい息吹に満ちた産業の担い手の活躍の舞台が開かれると同時に、安定した雇用機会も創出される。まちがにぎわい、若いひとたちがいきいきと学び働ける場が増えるとともに、世界のひとびとがこの地に集まり、ここを舞台にみずからの能力を十分発揮できる機会も増える。

わたしたち京都市民は、このようにして、京都が世界のなかでその存在感を主張し続けることができるよう、活力あふれるまちづくりを進める。

2 魅力あふれるまち

わたしたち京都市民は、これまでに生み出され、培われ、磨き上げられてきた市民文化をさらに成熟させ、より豊かで華やぎのある市民文化をかたちづくっていく。

市民文化の成熟とは、市民ひとりひとりの幸福が「人間の尊厳」に深くかかわり、物質的なレベルから精神的なレベルまで、社会的なものから芸術的なものまで、その中身が多様かつ豊かであり、その具体的なイメージも明確に描けるような文化のあり方を意味する。京都という地に、そのような成熟した文化を実現するためには、神社仏閣や仏像・絵巻物など有形の文化財、伝統芸能や季節ごとの行事など無形の文化財、緑豊かな自然や歴史をたっぷり包み込んだ美しい町家と町並み、創造性の高い大学や研究機関、伝統産業から先端技術産業まで優れた技術力を蓄積してきた企業群、ひとびとの心のよりどころとなってきた宗教文化、市民の日常生活に深く浸透している伝統工芸、茶道や華道などの伝統文化、高い水準を維持してきた芸術文化、さらには市民がもつ独特の美的感覚やくらしの知恵など、京都が培ってきたあらゆる文化資源の間で活発な交流を起こし、広く国内外

との多彩な交流を通じて、それらを今まで以上に生かしていく必要がある。

市民文化の成熟にはまた、まちづくりを主体的に担っていくようなひとづくりが不可欠であり、とりわけ子育てや教育の役割が大きい。また、生涯にわたって、みずからを磨き、高める機会に恵まれていることも必要である。ここで大切なのは、京都市民が時間をかけて培ってきたいくつもの卓越した能力を改めて思い起こし、次の時代に向けてさらに磨き上げていくことである。それは、たとえば、本物を見抜く批評眼（「めきき」の文化）であり、ものづくりの精密な技巧（「たくみ」の文化）であり、冒険的な精神（「こころみ」の文化）であり、創造的な学習・研究への意欲（「きわめ」の文化）であり、来訪者を温かく迎える心（「もてなし」の文化）であり、節度のある生活態度（「しまつ」の文化）である。

こうした市民文化の成熟にはさらに、市民がそれぞれに自分を生かし、ゆとりをもって楽しくくらししていくためのまちのにぎわいとくつろぎの場が必要である。そうしたひとびとの濃やかな交わり^{ごま}のなかでこそ、まちに本当の華やぎが生まれる。市民どうしの信頼ある結びつきも、日々のこのような楽しい交流を通して初めて生まれてくる。その場合に、守るべき文化資源がたくさんあるということは、都市としての条件整備に限定を加えるどころか、逆に、将来につながるくらしの知恵と想像力の資源を豊かにもっているということの意味する。

わたしたち京都市民は、このようにして、京都が華やぎのある美しいまちとしてその存在感を示すことができるよう、魅力あふれるまちづくりを進める。

第3節 まちの基盤づくり

これらの市民のくらしや、京都においてなされる、あるいは京都を発信地としてなされる諸活動を円滑に行えるようにするには、生活の利便性・

快適性に優れ、生活に潤いのある住み心地のよいまち、多様な経済・文化活動を支える基盤のしっかりしたまちをつくっていかねばならない。そのために、環境への負担軽減に十分配慮しつつ、都市の骨格となる交通軸など、ひとやものの円滑な流れを支える安全・快適な交通体系をはじめ、公園・緑地、教育・文化・スポーツ施設、住宅・住環境、河川、上下水道などの基盤を整備するとともに、歴史的風土や自然環境と調和した町並みの美しさを守り、山林や農地の保全を図る。同時に、多様な情報資源を多くの市民が共有するとともに、世界に向けて積極的な情報発信ができるよう情報関連産業を活性化させ、流動化し進化し続ける通信や放送分野のデジタル化の動きにも十分に対応できるまちをつくる。

また、地域の個性や自然的・歴史的な条件を十分に考慮して、「保全・再生・創造」を基本としたまちづくりを進める。永い歴史に支えられた自然的風土である三方の山々、文化財や史跡の点在する山麓部、そしてゆとりと景観に恵まれた住宅地の一帯は、自然と歴史的な景観の保全に努める。伝統的な町家や町並みが数多く維持され、商業・業務機能が集積し、職・住・文・遊が織り重なる歴史豊かな市街地は、調和を基調とする都心の再生に努める。そして南部は、高度集積地区を中心に、21世紀の京都の新たな活力を担う創造のまちづくりに努める。このような大きな枠組みのなかで、それぞれの地域において市民が日常的な生活機能を身近に享受でき、かつ、多彩で個性的な機能をもつようなまちづくりを進めることにより、京都全体としてまとまりのある良好な都市環境を形成していく。

言うまでもなく、こうしたまちづくりは、市域を越え、周囲の隣接社会とよく協力してこそ実行できる。関西のなかの京都、日本のなかの京都、そして世界のなかの京都を強く意識しながら、わたしたちはこのまちづくりを進める。

第3章 市民がつくる京都のまち

このような市民の暮らしとまちづくりは、市民と市政とが、それぞれの役割を果たしながら互いに協力し合い、ひとつひとつの課題の解決に向けて努力していくなかで初めて実現される。そして、外国籍のひとを含め、市民が市政に主体的に参加するためのしくみやかたちが具体的に整えられる過程において、市民と行政の相互信頼に基づく協力関係が構築されていく。

第1節 市民の市政への主体的な参加

地域社会が抱えるさまざまな課題は、もとより地域社会の一員としての住民が主体的に発言し、調整し、解決すべき事柄であるが、生活のなかに一定程度のゆとりが生まれてくるに伴い、こうした課題の解決に積極的にかかわっていきたいというひとびとの意欲も高まってきている。複雑で多面的な構造をもつ現代社会においては、市民のそれぞれの価値観に基づいて市政への期待や要望も多様化してきており、市民が市政に参加するに当たって、さまざまなレベルでの多様なしくみを求める声が高まりつつある。また情報化の進展によって、市民の社会活動の間にも、多岐にわたるきめ細かなネットワークが生まれ、市民の側での市政参加の条件は整いつつあり、たとえば保健、福祉、教育、スポーツ、防災、まちづくりなどさまざまな分野で市民参加の取組が進んできている。これらの問題は市民の切実な関心事であり、市民ひとりひとりが実際にそれらにかかわっていく方法や手続が、さらにきめ細かく考案され、整備されていかねばならない。

そうしたなか、わたしたち京都市民は、市民としての市政へのかかわり、またひとりの人間としての地域社会へのかかわりにおいて、ひととひととのどのような結びつきを実現したら、そして社会のどのようなしくみを実現したら、幸福な暮らしを手に入れることができるのかを、自分たちの問題としてしっかり考えていきたい。

市民にとってより身近な地方公共団体に権限が移る地方分権の流れは、国による画一的な施策が優先される時代から、地域の個性や独自性を重視する時

代への大きな転換を意味する。このような改革のなかで、市政はますます重みを増していくが、そのような時代だからこそ、市民が市政に積極的に参加することで、市民の意思はより直接的に反映され、大きな力を発揮することになる。また、低成長・少子高齢化の時代を迎え、今後さらに財政上の制約が厳しくなることが予測されており、市民と行政との新しいかたちでの協力関係が必要とされている。

わたしたち京都市民は、公開された十分な情報を基に市政に責任をもってかかわり、また、市政の方向性に関する議論に主体的に参加する。そのために行政は、市民の市政参加のしくみとかたちを早急に整えていく。こうした努力の過程で、質の高い行政サービスの実現と市政運営の効率化が図られるとともに、市民と行政との相互の信頼関係も築かれ、ともにさまざまな困難を克服していくことができる。

第2節 市政参加のしくみとかたち

市政の主体は言うまでもなく市民であり、市民は市長や市議会議員を選出する。市長は、市民の意向を踏まえた市政推進の方針を示しつつ、そのリーダーシップと実行力を十分に発揮しなければならない。市会は、市民の代表として市の重要な意思決定を行う議事機関であり、行政が市民の意向に沿って適正に執行されているかについても審議する。市民の負託を受けた市長と市会は、できる限り多くの市民の満足が得られるよう、市政における車の両輪としての役割をそれぞれ着実に果たす。

昨今、市民の自治意識の高まりとともに、地域における住民の助け合いのしくみを整え、共通の問題は住民みずからがその解決に当たる試みが、いろいろな規模、いろいろな次元でなされている。従来の自治組織だけでなく、市民の自発的な活動によって組織された多面的なネットワークを通して、さまざまな市民行動がかたちづくられてきている。

高度情報社会のなかで、市政への参加のかたちは、ますます多様になり、参加は、個人でも十分に可能となりつつある。また、企業、大学、宗教法人、民間非営利団体など各種の法人・団体の活動は、今後

一層重要なものとなる。これらの法人・団体は、わたしたち市民がひとりひとりではとても担いきれないような重要な機能を果たす都市の一員であり、行政は、そうした組織への支援をさまざまな角度から行う用意がなくてはならない。

そして、市民と行政とがこのように刺激し合いつつ、ともに積極的な意思と責任とをもって都市運営を担うためには、独自の自治組織を築いてきたわたしたち京都市民の自由と自治の伝統をさらに発展させ、すでにさまざまなかたちで現れている市政参加の芽を、パートナーシップ、すなわち市民と行政との対等な立場での協力関係へと培っていく必要がある。

市民の市政参加が実現されていくためには、政策の立案と決定、施策の実施とその評価の全段階で、市民と行政とがともに責任ある主体として協力し合っていけるしくみをつくっていくことが必要である。具体的には、政策の立案に当たって、政策の選択肢と十分な情報が市民に公平かつ速やかに開示され、意見を述べる機会が多くつくられるとともに、時に応じて市民が直接に異議を唱え、代替案を提示できるしくみも設定されねばならない。そして、そうした意見が可能な限り尊重されるなかで立案され、決定された政策に基づく個別の施策の実施段階においても、市民は積極的な役割を担う。そして市民が施策を適切に評価できるよう、行政はそれらの実施結果に関する十分な情報を市民に提供しなければならない。こうした一連の過程を円滑にかつ確実に実行することによって初めて、市民と行政とのパートナーシップは、確かなものとして構築される。そしてそのために、新しい情報メディアの活用やワークショップなどの合意形成手法の活用、地域ごとの課題に応じたきめ細かな参加など、さまざまな場や分野における多様な参加のための手法が編み出される必要がある。

第3節 市民と行政の厚い信頼関係の構築

市民は、社会のさまざまな網の目のなかで生活している。そうした公共の事柄を最もよいかたち

で、しかも公平に運営していくうえで、わたしたち京都市民は、そのひとりひとりが社会生活のさまざまな場面で、市政に参加する権利を有し、十分な行政サービスを受け一方で、それぞれに責任を負い、負担を引き受ける。

市民の責任ある行動の実現のためには、行政はつねに市民の視点に立って、市民の意見や提案をより総合的・客観的に整理・評価し、そのうえで、それらを具体的な政策としてまとめ、実行していく責任がある。また、行政はみずからの行財政のあり方をつねに見直す用意がなくてはならない。さらに、行政は市民による社会生活上のネットワークづくり、ルールづくりに媒介役として積極的にかかわっていき、市民の要請に応じてすぐに市民の社会的活動をさまざまな角度から支えるという、柔軟な行政のあり方を模索しなければならない。そのためには、縦割り行政の改善が必要であるとともに、市民がより身近なところでその地域の独自性を生かしつつ意思決定を行い、またきめ細かな行政サービスを受けられるよう、区レベルへのさらなる分権の工夫が不可欠である。

わたしたち京都市民は、京都を、こうした市政参加の理念を最も充実したかたちで実現しているまちとしたい。それをともにめざすなかでこそ、市民と行政との厚い信頼関係は築かれる。

むすび

わたしたち京都市民は、わたしたちの望むこれからのくらしとまちづくりを、京都市の基本構想としてここに示した。京都市は、この基本構想を実現するための施策・事業を市政の各分野において具体化し、着実に実施することにより、市民のための市政推進を図る。

第2部

京都市基本計画

注：本文中の＊印をつけた用語は，参考資料 6
(P156 ~)にその解説を記載したもの。

前文

1 計画策定の趣旨

「京都市基本計画」は、1999(平成11)年12月に、市会の議決を得て策定された「京都市基本構想」を具体化するために策定するものである。

基本構想は、グローバルな視点に立って、経済成長率の低下や少子高齢化など日本社会の大きな転換期に、京都が抱えるさまざまな問題に対処し、都市としての魅力と活力をもち続けるために、「安らぎのある暮らし」と「華やぎのあるまち」という目標を掲げ、「信頼」を基礎に社会の再構築をめざすと宣言した。

基本計画では、この考えに基づき、2001年から2010年の間に市民の主体的な参加を得て取り組む主要な政策を提示する。

2 計画策定に当たって

京都市基本計画の策定に当たっては、基本構想で示された社会経済情勢等の認識に加え、さまざまな視点からのアプローチが必要であるが、ここでは、そのなかでも今回の計画策定に当たり、とくに記すべき視点等を掲げる。

(1) 本格化する地方分権

2000(平成12)年4月に施行された「地方分権推進一括法*」により、「国」と「地方」の関係が法的に「対等・協力」へと転換し、地方自治体が住民とともに個性豊かな地域社会を実現することが制度的に可能となった。

本市としても、自己決定・自己責任を原則とする地方分権型行政システムへの変革が求められており、こうした視点に立って、大都市としての機能や1200年に及ぶ歴史都市としての特性を十分に発揮できる計画を策定する。

(2) 厳しい財政状況と間断なき市政改革

本市の財政は、もともと脆弱な財政基盤に加

えて、バブル経済の崩壊に伴う長期の景気低迷の影響を受け、きわめて厳しい状況に直面している。かつてのような経済の成長が望めず、市税収入の大きな伸びも期待できないなか、市債残高の累積に伴う公債費の増加や高齢化の進展による社会福祉費の増加など、義務的経費*の高比率化から、今後も財政の硬直化が進んでいくことは避けられないと考えられる。

こうした厳しい財政状況から、既存の政策の見直しや政策の取捨選択・重点化の視点に立ちつつ、間断なき市政改革の取組をも内容としてあわせもった計画を策定する。

(3) 広域的視点と地域的視点

国際的な競争の激化や情報通信技術(I T)革命*の進展などの急激な変化のなか、企業の本社機能や文化・学術等のさまざまな分野の人材の首都圏への一極集中が進むなど、近畿圏の相対的な地位の低下が顕著になっている。

また、市民の日常的な生活圏や経済活動等が京都市域の枠組みを越えて広がっており、近隣自治体との連携が求められている。とりわけ、京都の発展をともに担う京都府との間において、連携・協力関係をさらに発展させることは必要不可欠である。

一方、少子高齢化やライフスタイルの変化等に伴い地域コミュニティの弱体化が進むなか、地域社会の役割や意義を見直し、その活性化を図ることが求められている。

こうしたことから、単に京都市だけを単位とするのではなく、広域的視点と地域的視点をあわせもって計画を策定する。

(4) 環境を基軸とした政策の展開

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムに支えられている豊かなくらしは、いま、大きな危機に直面している。とりわけ、資源の枯渇と環境への負担の増大は、地球

環境，将来世代へと空間的・時間的にも影響を及ぼすものであり，自然のもつ復元力を超え，人類の生存さえも危うくしている。

このため，あらゆる政策の基本に「環境」を置いて計画を策定する。

3 計画の対象

(1) 対象期間

計画の期間は，2001年から2010年までの10年間とする。

(2) 対象地域

京都市域を対象とするが，関西のなかの京都，日本のなかの京都，世界のなかの京都を強く意識しながら，広域的視点に立って，京都のまちづくりを進めていくための計画とする。

(3) 対象政策

本市が実施主体となる政策を計画の対象とするが，国，京都府など，他の実施主体が行うものについても，提案や誘導すべきものは採り上げる。

また，ひとりひとりの市民や企業などが取り組むべきものについては，そのための働きかけや広報・普及活動等を本市の政策として掲げる。

4 計画の構成

「京都市基本計画」は，「前文」，「政策」，「計画の推進」から構成する。

(1) 「前文」

基本計画策定の趣旨，対象などを明らかにし，基本構想実現のための政策を示す基本計画の導入とする。

(2) 「政策」

基本構想で示された「くらしに安らぎ」，「まちに華やぎ」，「市民と行政の厚い信頼関係の構築」という流れに沿った，行政分野別の縦割り

ではない，市民の視点から見た横断的な構成により，各々の項目について，基本的方向とこれに基づく主要政策を示す。

このうち，「第3章 市民との厚い信頼関係の構築をめざして」は，「第1章 安らぎのあるくらし」，「第2章 華やぎのあるまち」に掲げる政策の企画・実施等の際し，その前提となる市民との厚い信頼関係構築のためのしくみ・制度づくりなどを政策として掲げる。

また，各章の扉に，市民との共通の目標となる代表的な指標を例示し，その章で掲げた政策を市民とともに着実に実施することにより達成される「2010年の市民のくらしとまち」のすがたを数字で示す。

なお，各章に掲げた政策のなかで，新規性や象徴性等をもつ主要な事務事業を「ちょっと注目！」として例示する。

(3) 「計画の推進」

基本計画に掲げた政策の進行管理と点検，行財政運営全般にわたる構造改革，府市協調・都市連携による政策の推進など，計画の推進方法等を示す。

基本構想と基本計画の構成の関係

基本構想

- 第1章 京都市民の生き方
 - 第1節 文明の大きな転換期のなかで
 - 第2節 京都市民の姿勢
 - 第3節 京都市民の得意とするところ
 - 第4節 これからの京都市民の生き方

第2章 市民のくらしとまちづくり

- 第1節 安らぎのあるくらし
 - すべてのひとがいきいきとくらせるまち
 - ひとりひとりが支え、支えられるまち
 - だれもが安心してくらせるまち
- 第2節 華やきのあるまち
 - 活力あふれるまち
 - 魅力あふれるまち
- 第3節 まちの基盤づくり

- 第3章 市民がつくる京都のまち
 - 第1節 市民の市政への主体的な参加
 - 第2節 市政参加のしくみとカタチ
 - 第3節 市民と行政の厚い信頼関係の構築

計画全体を
貫く理念

第1章・
第2章へ

第3章へ

基本計画

- 第1章 安らぎのあるくらし
 - 第1節 すべてのひとがいきいきとくらせるまち
 - 第2節 ひとりひとりが支え、支えられるまち
 - 第3節 だれもが安心してくらせるまち

- 第2章 華やきのあるまち
 - 第1節 魅力あふれるまち
 - 第2節 活力あふれるまち
 - 第3節 市民のくらしとまちを支える基盤づくり

- 第3章 市民との厚い信頼関係の構築をめざして
 - 第1節 情報を市民と共有する
 - 第2節 市民の知恵や創造性を生かした政策を形成する
 - 第3節 市民とともに政策を実施する
 - 第4節 市民とともに政策を評価して市政運営に生かす
 - 第5節 個性を生かした魅力ある地域づくりを進める

政策の体系

第1章 安らぎのある暮らし

第1節 すべてのひとがいきいきとくらするまち

- 1 ひとりひとりが個人として厚く尊重される
 - (1) 日々の暮らしのなかに入権を大切にし、尊重し合う習慣が根付いた「人権文化」の構築
 - (2) 男女がともに自立、参画、創造する男女共同参画社会の実現
 - (3) 子どもの人権の尊重
 - (4) 高齢者の人権の尊重
 - (5) 障害のあるひとの人権の尊重
 - (6) 特別施策としての同和対策事業の終結とその後の取組
 - (7) 多文化共生社会の実現
 - (8) 現代社会における多様な人権問題への対応
- 2 すべてのひとがいきいきと活動する
 - (1) だれもがずっとくらし続けたいなすまい・まちづくり
 - (2) 高齢者や障害のあるひとが積極的に社会参加できる機会の提供
 - (3) 高齢者や障害のあるひとの能力向上や働く場の確保
 - (4) だれもがいきいきと働けるまちづくり
- 3 子どもたちが心豊かで社会性を身につけみずからの生き方を学ぶ
 - (1) 学校と家庭・地域の連携
 - (2) 子どもたちの社会性を高める教育の推進
 - (3) 障害のある子どもの教育の推進
 - (4) 教職員の能力・意識の向上
 - (5) ゆとりと潤いのある学習環境づくり

第2節 ひとりひとりが支え、支えられるまち

- 1 すべてのひとが相互に支え合い安心してくらす
 - (1) 住み慣れた地域のなかで支え合い安心してくらすしくみづくり
 - (2) 高齢者とその家族の生活を支えるサービスの充実
 - (3) 障害のあるひととその家族を支えるサービスの充実
- 2 子どもを安心して産み育てる
 - (1) 母と子のいのち・健康を守る保健医療の充実
 - (2) 安心して子育てができる保育サービス等の提供
 - (3) 障害のある子どもや養護に欠ける子どもの子育て支援
 - (4) 子育ての支援を求める家庭への応援体制の構築
 - (5) 子どもたちがのびのびと健やかに成長できるしくみづくり
- 3 心身ともに健やかにくらす
 - (1) 市民ひとりひとりの健康の増進
 - (2) 市民の健康をしっかりと守る取組の推進
 - (3) 保健医療サービスを支える体制の整備
 - (4) 精神保健・医療・福祉サービスを支える体制の整備
 - (5) 生活衛生の推進
 - (6) 保健医療施策の計画的な推進
 - (7) スポーツ活動の機会や施設に恵まれたまちづくり

第3節 だれもが安心してくらするまち

- 1 環境への負担の少ない持続可能なまちをつくる
 - (1) 「^{みやこ}京のアジェンダ21フォーラム」を核とした環境問題への取組
 - (2) 環境と共生するくらしの実現
 - (3) 廃棄物を出さない循環型社会の構築
- 2 災害に強く日々のくらしの場を安全にする
 - (1) 京都のまちの特色に配慮した災害に強いまちづくり
 - (2) 災害から身を守る知恵や力をつける災害に強いひとづくり
 - (3) 市民のくらしと豊かな文化・歴史の蓄積を守る災害に強い組織づくり
- 3 日常生活における身近な安全や安心を確保する
 - (1) 犯罪や事故のない安全なまちづくり
 - (2) 消費者が自立し安心してくらするまちづくり
- 4 歩いて楽しいまちをつくる
 - (1) 歩く魅力のあるまちづくり
 - (2) 歩くまちの歩行空間の形成と自転車利用の促進
 - (3) 歩くまちを支える公共交通の充実
 - (4) 歩くまちにふさわしい道路網の整備
 - (5) 歩くまちをつくる新しい交通政策の推進

第2章 華やぎのあるまち

第1節 魅力あふれるまち

- 1 美しいまちをつくる
 - (1) 市民，事業者と一体となったまちの美化の推進
 - (2) 個性的で美しい景観の形成
 - (3) 水と緑を生かしたまちづくり
 - (4) 木の文化が息づくまちづくり
- 2 成熟した文化が実現する
 - (1) 文化の創造・発信に向けた総合的な取組の推進
 - (2) 市民文化の振興
 - (3) 多彩な芸術文化交流の推進
 - (4) 芸術文化の新たな担い手の育成
 - (5) 豊かな文化資源を生かした芸術文化の振興
 - (6) 文化財保護の推進
 - (7) 文化と観光・産業の連携
- 3 国内外との多彩な交流を行う
 - (1) 多彩な国際交流の推進
 - (2) 京都の特性を生かした国際協力の推進
 - (3) 都市の活力を生む多様な交流の推進
- 4 生涯にわたってみずからを磨き高める
 - (1) 多彩な学習機会の確保・提供
 - (2) 時代に応じた学習関連施設の充実
 - (3) 新たな学習支援のしくみづくり
 - (4) 世代を越えてともに学ぶ地域づくり

第2節 活力あふれるまち

- 1 産業関連都市として独自の産業システムをもつ
 - (1) 京都独自の新たな産業関連都市の構築
 - (2) 活力ある産業活動への支援
 - (3) 地域に密着した商業の振興
 - (4) 市民に身近で環境にやさしい都市農林業の育成
- 2 魅力ある観光を創造する
 - (1) 21世紀の京都を牽引する観光の創造
 - (2) 観光情報の受発信と観光客誘致の強化
 - (3) 海外からの観光客誘致の強化
 - (4) コンベンション誘致の強化
 - (5) 観光客を温かくもてなすしくみづくり
 - (6) 京都をあげての観光振興の推進
- 3 大学の集積・交流が新たな活力を生み出す
 - (1) 個性豊かな大学の集積を生かした交流の場づくり
 - (2) 産学公の連携の推進
 - (3) 地域に開かれた大学づくりの促進
 - (4) 大学施設整備への支援
 - (5) 大学・学術研究機関の振興
- 4 若者が集い能力を発揮する
 - (1) 産業や文化など若者の活躍の場づくり
 - (2) 若者の活動拠点の整備と社会参加・自主的活動の支援

第3節 市民のくらしとまちを支える基盤づくり

- 1 個性と魅力あるまちづくり
 - (1) 保全・再生・創造を基調とするまちづくり
 - (2) 多彩で個性的な機能をもつ地域のまちづくり
 - (3) まちづくりを支えるしくみづくり
- 2 多様な都市活動を支える交通基盤づくり
 - (1) 都市内の交通網の整備
 - (2) 都市圏内の交流を支える交通網の充実
 - (3) 広域交通網の充実
 - (4) 新しい交通政策の確立
- 3 高度情報通信社会に対応できる基盤づくり
 - (1) 高度情報通信社会に対応するための基盤整備
 - (2) デジタルアーカイブの推進
 - (3) 情報基盤を活用した企業活動の支援
 - (4) 観光における高度情報化の推進
 - (5) 高齢者や障害のあるひとへの高度情報化による支援
 - (6) 情報教育の充実
 - (7) 行政の高度情報化の推進

第3章 市民との厚い信頼関係の構築をめざして

第1節 情報を市民と共有する

- 1 市民の目線での市政情報の提供や公開
- 2 市民との対話による双方向性の確保
- 3 市民とともに政策を企画・実施・評価していくための情報の共有

第2節 市民の知恵や創造性を生かした政策を形成する

- 1 市民が政策形成に参画できるしくみづくり
- 2 個性ある政策を形成するための条件整備

第3節 市民とともに政策を実施する

- 1 市民との協働による政策の推進
- 2 新たな発想・手法を取り入れた行政運営の推進

第4節 市民とともに政策を評価して市政運営に生かす

- 1 市民とともに行う評価のしくみづくり
- 2 公共事業の再評価

第5節 個性を生かした魅力ある地域づくりを進める

- 1 魅力ある地域づくりの拠点としての区役所機能の強化
- 2 区役所の総合庁舎化
- 3 新市庁舎の整備

第1章 安らぎのある暮らし

日々の暮らしのなかで、ひとりひとりが個人として厚く尊重され、高齢者や障害のあるひとをはじめ、すべてのひとが積極的に社会参加できる場や機会に恵まれるとともに、学校と家庭・地域との連携の下で豊かな心と社会性を身につけた子どもたちが育つ、すべてのひとがいいきいとくらするまちをめざす。

保健・医療・福祉など暮らしの基盤となるサービスや支援ネットワークを充実することで、子どもを安心して産み育て、すべてのひとが心身ともに健やかにくらする、ひとりひとりが支え、支えられるまちをめざす。

ひとりひとりがくらしに節度を持ち、環境への負担の少ない持続可能なまち、歩いて楽しいまちをつくるとともに、災害に強く犯罪や事故などのない、だれもが安心してくらするまちをめざす。

数字で見る2010年の市民のくらしとまち

第1節 すべてのひとがいいきいとくらするまち

審議会等の女性委員比率	22.7%(2000年)	35%(近年の増加率による)
精神に障害のあるひとの障害者手帳取得率	21.7%(1999年)	50%
最低居住水準*未済世帯数の割合	6.3%(1998年)	0%
高齢者等のための設備のある住宅の割合	42.1%(1998年)	60%(半数を大きく上回る)
障害のあるひとが社会参加(スポーツ・文化活動等)をしている割合(身体障害者)	16.2%(1996年)	50%
障害者実態調査・知的障害者実態調査(知的障害者)	17.7%(1996年)	50%
中学校におけるスクールカウンセラー*配置数	35校(2000年度)	79校(全中学校)
子どもボランティアリーダー数	0人(2000年度)	200人(小学校区に1人以上)

第2節 ひとりひとりが支え、支えられるまち

介護保険給付対象サービス		
・在宅サービス		
訪問介護(ホームヘルプサービス)	32,000回/週(2000年度)	46,000回/週(2004年度)
・施設サービス		
介護保険施設の定員(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の合計)	7,900人分(2000年度)	9,300人分(2004年度)
保育所待機児童数	533人(2000年度)	0人
地域子育て支援ステーション数	85箇所(2000年度)	180箇所(概ね小学校区に1箇所)
基本健康診査受診率	32.6%(1999年度)	50%
地域体育館の整備数	10施設(2000年)	14施設(人口10万人程度、徒歩30分の生活圏に1箇所)

第3節 だれもが安心してくらするまち

市域における二酸化炭素排出量	7,279千ト(1990年)	10%削減
ごみ処理量(焼却処理する可燃ごみと埋立処分する不燃ごみ)	777,790ト(1997年度)	15%削減
ごみ処理量に占める資源回収の割合	2.5%(1997年度)	16%
10年確率降雨(62mm/h)に対応した公共下水道施設の整備率	1.0%(1999年度)	30%(市街地の1/3)
火災件数	330件(1995～1999年の平均)	220件(火災の少なかった1980年代の火災件数)
文化財市民レスキュー体制の確立数	20件(2000年)	200件(体制が必要な対象物すべて)
市民防災行動計画の策定組織数	0組織(2000年)	6,000組織(ほぼすべての自主防災部)

第1節 すべてのひとがいいきいきとくらせるまち

1 ひとりひとりが個人として厚く尊重される

基本的方向

日々のくらしのなかに人権を大切にし、尊重し合う習慣が根付いた「人権文化」を築いていくことにより、子どもも高齢者も、女性も男性も、障害のあるひともないひと、また国籍や民族、生まれや生い立ちに関係なく、すべてのひとがいいきいきとくらせるまちをめざす。

(1) 日々のくらしのなかに人権を大切に
し、尊重し合う習慣が根付いた「人権
文化」の構築

ア 人権尊重の考え方が日常生活に根付いて いくための多彩な取組の推進

人権文化がしっかりと根付いた社会の構築に向け、市民しんぶん、テレビ、ラジオ、パンフレット、ポスター、インターネット等、各種広報媒体の特性を生かした広報・啓発活動を推進するとともに、憲法月間、人権月間、人権強調月間を中心として、講演会等の各種啓発事業を実施する。

また、市民の興味、関心や学習段階に応じて学習の場や教材の提供などを進めるとともに、参加型・体験型の学習など、多様な手法を取り入れた学習機会を提供する。さらに、人権学習に関する調査・研究により、市民に幅広く人権学習に関する情報を提供し、人権にかかわる相談について適切な対応を図ることができるよう、相談体制の整備と関係機関との連携を強化する。

イ 保育所、幼稚園、学校における人権教育 の推進

子どもを主体として捉えた「児童の権利に関する条約*」を踏まえながら、保育所や幼稚園においては、集団のなかで、ひとりひとりの子どもが人権を尊重する気持ち^{はぐく}を育み、将来にわたって思いやりと協調性に富んだひととなるための基礎を培う。

さらに、学校においては、児童・生徒みずからが進路を切り拓き、自立して生活することができる力を培うとともに、人権の大切さを理解し、人権尊重を規範として行動していけることを目的とした取組を行う。

【参照】 P36「3 子どもたちが心豊かで社会性を身につけみずからの生き方を学ぶ」(2)エ

ウ 豊かな共生社会をめざした社会参加と交流の促進

だれもが社会を構成する一員として、自己の希望に応じて社会活動に参加することは、自己実現を図るための当然の権利である。

このため、すべてのひとの平等な社会参加を支援するとともに、区民ふれあい事業、高齢者と子どもとの世代間の交流事業など、市民相互の幅広い交流を促進する。

エ 市民の自主的な取組の支援

地域、学校、企業・職場、家庭など、市民がかかわるさまざまな場面で、人権学習に自主的に取り組み、学習活動を効果的に進められるよう、指導者の養成や人権研修会への講師（市民啓発推進員）の派遣、保育所、幼稚園、学校における保護者対象の学習会の開催など多様な支援を行う。

オ 世界人権問題研究センターの整備

人権問題の総合的な調査・研究や関連機関との連携・交流を推進し、市民がその成果を享受できる拠点として、「世界人権問題研究センター」の施設整備を京都府と協調しながら進める。

ちょっと注目！

世界人権問題研究センターの整備

京都府との協調により、人権問題に関する学術研究の振興に寄与する拠点として整備
人権問題について広く世界的視野に立った総合的な調査・研究の推進
研究機関や研究者との連携・交流の推進

(2) 男女がともに自立，参画，創造する男女共同参画社会の実現

ア 男女の人権の尊重

(ア) 女性に対するあらゆる形態の暴力への対策強化

セクシュアルハラスメント（性的いやがらせ）、ドメスティックバイオレンス（夫や恋人からの暴力）、性犯罪など、女性に対するあらゆる形態の暴力は、女性の基本的人権を侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題である。すべてのひとが女性に対する暴力について正しく理解できるよう広報・啓発活動を行うとともに、とくに緊急を要するドメスティックバイオレンスの被害者支援策として、関係機関との連携の下、シェルター（緊急一時避難所）等の保護体制を整備する。

(イ) メディアにおける女性の人権尊重の取組

高度情報化が進展するなかで、メディアによる情報の影響はさらに拡大するものと予想される。男女平等の視点から、各種メディアにおける女性の人権尊重の自主的取組を促進するとともに、メディアからの情報を読み解く能力（メディア・リテラシー）向上のための取組を進める。

(ウ) 生涯を通じた女性の健康の保持・増進

性や母性に関する学習活動や情報提供の拡充などにより、母性を尊重し保護するとともに、学校や地域における性教育・健康教育の充実、

女性に対する健康診断や健康増進，産前産後の支援，相談体制の充実などにより，女性の健康の保持・増進に努める。

(エ) 男女平等の視点に立った生涯学習・啓発の推進

「女性総合センター（ウイングス京都）」を拠点として、「京都市女性大学」をさらに発展させるとともに、「男女共同参画市民会議（ウイングス・フォーラム）」の開催，啓発誌等による情報提供の充実，学習・研修活動など多彩な事業の展開を通じて，男女共同参画社会の実現に向けた意識改革を進める。

イ 職場，家庭，地域における男女共同参画の実現

(ア) 就業における男女平等の確保

女性が自分らしく安心して働き続けられるよう，男女平等の雇用環境を確保するための普及啓発に努めるとともに，雇用・労働問題に関する各種情報の提供や相談体制を充実する。また，女性の職業能力の開発・育成や起業を支援する。

(イ) 男女の家庭，地域社会への参画

男女共同参画社会では，個人の生きがいの場が職場だけでなく，家庭，地域社会にバランス良く展開されることが必要であり，家庭における男女の責任分担の促進，地域活動・ボランティア活動など社会活動への男女共同参画を進める。

(ウ) 子育てや介護支援の充実

働く女性の増加と就労形態の多様化に対応して，育児・保育環境などの整備や子育て支援ネットワークの構築，家庭において主として女性が負担している高齢者や障害のあるひとの介護支援などの取組を進める。

ウ 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

市政の政策・方針形成過程への女性の参画を進めるため，各種審議会等への参画を促すと

もに、管理職等への登用を一層促進し、女性の職域の拡大と能力開発を進める。

エ 女性の国際活動の支援

女性問題に関する国際会議への参加の促進など、すべての女性の地位向上に貢献するため、女性の自主的な国際活動を支援する。

オ 第3次男女共同参画推進計画の策定と男女共同参画推進条例の制定

社会経済情勢の変化や国際社会の動向に対応した「第3次男女共同参画推進計画」を策定するとともに、男女共同参画社会を支える「男女共同参画推進条例」を制定し、市民、事業者、行政の連携を強化し、男女がともに自立し、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会の実現に向けた取組を進める。

ちょっと注目！

男女共同参画推進条例の制定

男女共同参画社会基本法の理念に基づく、市民、事業者、行政が果たすべき役割の明確化と連携の強化

2003年度制定予定

(3) 子どもの人権の尊重

ア 子どもの虐待防止と権利擁護

児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応、再発防止を図るため、児童相談所の機能や体制を充実するとともに、市民への広報・啓発活動の推進、関係機関の協力・連携体制を強化する。

また、「児童の権利に関する条約」、「児童福祉法」の理念に基づき、子どもを大人が保護・指導する対象としてだけでなく、子ども自身の意思を尊重した権利擁護システムを構築する。

参照 P46「2 子どもを安心して産み育てる」(5)イ

イ 子どもの公共心を培う教育の推進

昨今、いじめや学級崩壊、集団による路上生活者（ホームレス）の襲撃、さらにはひとの命を奪う凶悪犯罪まで起こっている。こうした状況を踏まえ、命の大切さについての理解を深め、社会におけるルールを守るなど物事の判断基準を養い、子どもたちの公共心を培う教育を推進する。

参照 P35「3 子どもたちが心豊かで社会性を身につけみずからの生き方を学ぶ」(2)イ(ア)

(4) 高齢者の人権の尊重

ア 高齢者の自立と社会参加の支援

高齢者がみずからの居場所を確認でき自信をもってらせる長寿社会の実現をめざし、介護サービスの質的向上を図るとともに、高齢者の自立を支援し社会参加を促進するための取組を進める。

イ 痴ほう性高齢者等の権利擁護

痴ほう性高齢者をはじめ、介護が必要な高齢者に対するプライバシーの侵害や虐待を防止するための積極的な広報・啓発活動を推進するとともに、専門相談体制の整備を進める。

参照 P41「1 すべてのひとが相互に支え合い安心してくらす」(2)エ(イ)

(5) 障害のあるひとの人権の尊重

障害のあるひとが特別な存在として見られるのではなく、障害のあるひともないひとと同じ生活が送れる社会こそ普通の社会であるという「ノーマライゼーション」の理念に基づき、建物や道路等についての物理的な壁、障害だけを理由に社会参加を妨げるような制度的な壁、障害のあるひとに対する誤った知識や偏見による心の壁を取り除くため、保健・医療、福祉、教育、就労・雇用等の分野において、総合的な取組や施設の整備などを積極的に推進するとともに、

障害に関する正しい理解と認識の普及に向け、広報・啓発活動を充実する。

とりわけ、いまだ根強い精神障害に対する誤解や偏見を取り除くため、精神に障害のあるひとの社会復帰の道筋を理解できる「複合的社会復帰モデル施設」を整備するなど、精神障害に関する正しい理解と認識の普及を図る。

ちょっと注目！

複合的社会復帰モデル施設の整備

精神に障害のあるひとの社会復帰を促進するため、退院後の生活訓練を行う援護寮，就労訓練を行う授産施設，在宅生活の支援を行う地域生活支援センターの3施設が一体となった，社会復帰の道筋を明確にした施設を整備

(6) 特別施策としての同和対策事業の終結とその後の取組

ア 特別施策としての同和対策事業の終結

同和地区のおしなべて低位な実態を解消して一般地域との格差を是正し、住民の生活基盤の安定、向上と自立を促進する事業や人権意識の高揚をめざした事業を一般施策を補完する特別施策として推進してきたことや、同和地区住民の努力とがあいまって、住環境や住民の生活実態が大きく改善されてきた。このことを踏まえ、特別施策としての同和対策事業の廃止や一般施策への移行などの見直し、改革を進めており、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の期限である2001年度末には、特別施策としての同和対策事業を終結する。

イ 一般施策での取組の推進

今日の同和地区においては、若年・壮年層の地区外流出、地区内人口の減少、これに伴う高齢化の急激な進展や地域コミュニティ機能の低

下、ひとり親家庭の増加、大学進学率の格差、住宅の老朽化に伴う建替えなどの課題が存在し、一方で就職、結婚時の差別につながる身元調査などの実態がある。これらの諸課題については、他の人権問題の解決のための取組と同様に、広く市民を対象とする一般施策での取組を進め、同和問題の早期解決を図る。

(ア) 住民の自立を支援する取組

保護者の子育てに関する支援や地域の子育て支援を柱とする保育の取組、同和教育の成果を普遍化した人権教育や保護者の教育力向上に関する支援などの教育の取組、住宅の建替えを契機とする、将来にわたり良好な住環境のなかで子どもから高齢者までの多様な世代が安心して永住でき、住民が快適にくらせるまちづくりの取組などにより、住民の自立に向けた自主的な努力を支援する。

(イ) 交流と共生をめざした取組

隣保館などの公共施設については、広く市民が利用できるように有効活用を図り、住民の自主的・主体的活動を促進するとともに、生涯学習の取組、交流と地域コミュニティの振興をめざした取組などを推進する。また、在宅高齢者などを地域ぐるみで支えるしくみとしての保健・医療・福祉のネットワークづくりにより、住民の健康の保持・増進を図るなど、さまざまなひとが交流し共生する地域社会づくりを進める。

(7) 多文化共生社会の実現

ア 外国籍市民の市政への参画の拡充

外国籍市民を含む委員で構成する「外国籍市民施策懇話会」の開催や各種審議会等への外国籍市民の参画の推進などを通じて、外国籍市民の声を市政に反映させる取組を推進するとともに、国籍、民族、文化等の違いによる精神的、

制度的な「壁」の解消に向け、より効果的な取組を検討する。さらに、外国籍市民の市職員への採用の拡大や地域活動に参加しやすい環境づくりに取り組む。

イ 多様なニーズに対応した情報提供・相談体制の充実

外国籍市民の多様化，増大するニーズに対応するため，国際交流協会，市民・民間団体等との連携強化や外国籍市民ボランティアの登用を図るとともに，日本の言葉や文化に不慣れな外国籍市民，海外からの観光客をはじめ来訪者にも親切でわかりやすい案内表示や各種パンフレット等の多言語化を進めるなど，生活全般にわたる情報提供・相談体制を充実する。

ウ 住宅問題への対策の強化

外国籍市民に対する入居差別の解消に向けて，留学生と家主の交流会の開催など，宅地建物取引業者や家主に対する啓発・指導の強化を図るとともに，入居に伴う不安を払拭するための情報提供や相談体制を充実する。さらに，市営住宅への入居に関する情報提供を充実する。

エ 就職差別の解消に向けた取組の推進

外国籍市民の就職時において公正な採用・選考が行われるよう，市民や事業者等を対象にした研修会やシンポジウム等の事業により啓発を強化するとともに，外国籍市民の積極的な採用に向け，関係機関との連携を図りながら，各業界団体や求人者に対する進路指導を充実する。

オ 多文化共生社会の実現に向けた教育・啓発

国籍にかかわらず，すべての児童・生徒が自国の文化と伝統を理解するとともに，他国・他民族との違いを尊重し，ともに生きる国際協調の精神を養うための学習・交流機会や啓発活動を充実する。さらに，外国籍の児童・生徒への

日本語教育，日本社会への適応教育の充実など，学校での幅広くきめ細かな指導により子どもたちの教育を受ける機会の保障を図るとともに，保護者の不安の解消に向け，円滑な連絡体制の整備を進める。

また，外国籍市民への差別や偏見の解消に向け，「多文化共生社会」をテーマとしたシンポジウムの開催などを通じた啓発を進める。

(8) 現代社会における多様な人権問題への対応

ア HIV等の感染症についての正しい知識と理解の普及啓発

市民がHIV(エイズの原因となるウイルス)等の感染症を予防できるよう，感染症についての正しい知識の普及に努めるとともに，患者・感染者に対する差別や偏見の解消に向け，感染症についての正しい理解と認識を深めるための教育・啓発活動を進める。

参照 P49 「3 心身ともに健やかにくらす」(2)ウ(ア)

イ 現代社会における多様な人権問題への取組の推進

刑を終えて出所したひと，婚外子，路上生活者(ホームレス)等に対する差別や偏見，インターネット等を利用した人権侵害など，多様な人権問題に対する正しい理解と認識をもち，自分の身近な問題として，考え，対処する力を身につけられるよう教育・啓発活動を進める。

2 すべてのひとがいきいきと活動する

基本的方向

子どもから高齢者まですべての市民がいきいきとくらするまち、とくに高齢者や障害のあるひとが、住み慣れた地域社会のなかで、積極的に社会参加ができる場所や機会に恵まれ、多くのひとたちとふれあいながら社会の一員としての生きがいをもって活躍できるまちの実現をめざす。

(1) だれもがずっとくらし続けたいくなるすまい・まちづくり

ア 安らいだ気持ちでくらするすまいづくり

(ア) 市民の多様な都市居住形態に応じた住宅の供給
多様な世代が都市に集まって住むという永い歴史をもつ京都では、地域における相互扶助の精神や生活の知恵が継承されてきた。この市民の「得意とするところ」を新しい時代に合ったかたちで再生して、市民が地域社会のなかで安らいだ気持ちで心豊かにくらするまちをめざし、多様な世代が共生する都市居住を進める。

そのために、特定優良賃貸住宅*や定期借地権付住宅*の供給など、若年層や子育て世帯の都心居住を促進するとともに、住宅に困窮する低所得者層に対して、公営住宅の的確な供給を行うなどの住宅施策を進める。

また、市民の世帯構成の変化等に応じた住居選択の幅を広げるため、中古住宅市場やリフォーム市場の水準の向上と活性化を図り、既存住宅の有効活用を促進する。

(イ) 高齢者や障害のあるひとがくらしやすい住宅の整備

高齢者や障害のあるひとが自立して、快適な生活を安心して営むことができるよう、福祉施策との連携の下、民間活力を生かしながら、既存住宅の改修を含めた住宅のバリアフリー*化の普及に努めるとともに、高齢者向けの賃貸住宅

を供給するなど、高齢者や障害のあるひとがくらしやすい住宅の整備を促進する。

また、在宅福祉を支援する新たな居住形態に関する検討、緊急通報システム*の設置や生活援助員の派遣など生活支援サービスの充実に関する検討を行うとともに、バリアフリー等に対応した住宅に改修・建替えをするための相談事業を充実する。

(ウ) 住宅施策の基本的な指針となる新たな住宅マスタープランの策定・推進

少子高齢化、単身世帯の増加など、住生活を取り巻く社会情勢の大きな変化のなかで、多様化、複雑化する市民の居住ニーズに対応した良好な都市居住の実現に向け、住宅施策の基本的な指針となる「住宅マスタープラン」を見直し、市民、事業者との協働による住宅施策を進める。

イ ひとにやさしいまちづくりの推進

すべてのひとがいきいきと都市生活を楽しむためには、だれもが気軽にまちに出かけることができるような「ひとにやさしいまちづくり」を推進していく必要がある。

そのため、多くのひとびとが利用する建築物等が新たに整備される際には、すべてのひとが利用しやすいデザイン(ユニバーサルデザイン*)が採り入れられ、バリアフリー化された歩行空間が整備されるよう、「人にやさしいまちづくり要綱」等に基づく協議を行う。既存の建築物に

については、公共建築物のバリアフリー改修を進めるとともに、要綱の基準に適合した建築物の維持管理の状態を調査する福祉パトロールを実施する。

また、市民、事業者とともにバリアフリーについて学ぶ講座を創設するなど、ひとにやさしいまちづくりを促進する。

さらに、国と連携しながら、情報通信技術（IT）を活用した歩行者支援システム（歩行者ITS）の検討を進め、その導入を図る。

【参照】P65「4 歩いて楽しいまちをつくる」(1)ウ

ウ 良質な住宅・居住環境の整備

(ア) 分譲マンションの適切な維持管理の誘導・支援
多くのひとが集まって住む分譲マンションは、都市における主要な居住形態のひとつであるが、その維持管理に係る諸問題が近年大きな社会問題となっている。そのため、分譲マンションの適切な維持管理を誘導・支援するための取組を実施する。

(イ) 適正な品質・性能を有した住宅の普及

建築物の安全性と適法性を確保し、市民が安心して良質な住宅を取得できるような住宅市場の形成を促進する。そのため、適正な工事監理の実施、中間検査や完了検査の的確な実施を促進し、瑕疵保証制度*の徹底や住宅性能表示制度*の普及に努める。

また、省エネルギー、建物の高耐久化、廃棄物の発生抑制等の面で環境に配慮した住宅、建材等から発生する化学物質への対策等の面で健康に配慮した住宅の普及に努める。

(ウ) 狭小・老朽化した市営住宅の総合的改善の推進
計画的な建替えや長期管理を前提とした改善などにより、狭小で老朽化した既存の市営住宅を有効に活用する。

また、団地の再生に当たっては、福祉施設等

の導入、地域の景観形成、環境問題への対応など地域のまちづくりへの寄与という視点を重視しつつ進める。

(エ) すまいづくりに関する情報の交流促進

市民、事業者、行政それぞれが、すまいづくりに関する主体として互いに連携を強め、良質な住宅の供給や維持管理と居住環境の向上をめざす。

そのため、すまいづくりの情報交流拠点である「すまい体験館」を中心として、住宅・住環境に関する相談体制や情報提供機能を充実し、情報の交流を促進する。

エ 京都に合った木造住宅の継承・創造

京都のまちを特徴付けている京町家をはじめとする木造住宅については、優れた町並み景観や都市のなかの住宅としての工夫を、時代に応じたかたちで発展的に継承する。そのため、「京町家再生プラン」に沿って京町家の保全・再生・活用を促進するとともに、環境や防災面等を考慮した新素材や新技術を活用した木造建築物の開発、既存木造住宅の改修手法の検討などに取り組む。また、安全性を確保したうえでの規制の柔軟な運用や制度の見直しなどの検討を進め、京都に合った新しい木造住宅の開発・普及について検討する。【参照】P80「1 美しいまちをつくる」(4)

オ 住み続けられるまちの形成

住環境整備施策は、安全性や居住性等の観点から住環境の整備が必要な地域において、多様な世代が快適に安心して住み続けられるまちをめざして、住宅地区改良事業や密集住宅市街地整備促進事業等を展開し、住環境の整備と地域コミュニティの醸成を図ってきた。今後は、これまで培ってきた経験と蓄積を生かすなかで、住民と協力・連携して、将来にわたり地域コミュニティや地区活力が維持できる魅力のあるまちの形成に向けた各種施策を実施する。とくに、崇仁地区における

住環境の整備については、住宅地区改進黨業の早期完了を図るとともに、東九条地区における密集住宅市街地整備促進事業とあわせて京都駅周辺の交通至便な立地特性を生かしたまちづくりを進め、三条鴨東地区については、京阪三条駅との隣接条件を生かした住環境の整備をめざして、住宅地区改進黨業を進める。

一方、地域のまちづくりと連携し、住み続けられるまちの形成が求められている鴨川陶化橋上流域においては、公営住宅や親水空間の整備を中心とした事業を進める。

ちょっと注目！

公共建築物等のバリアフリー改修の推進

すべてのひとが利用できる公共施設を整備するため、既存の公共建築物の資産を生かしながら、ユニバーサルデザインを採用した施設のバリアフリー化を推進

民間の公共的な建築物については、改善方法の研究を行い、施設管理者などへ広く情報を提供し、バリアフリー化を促進

(2) 高齢者や障害のあるひとが積極的に社会参加できる機会の提供

ア 市民すこやかセンターの整備

「中央老人福祉センター」を移転・改編し、豊かで活力ある長寿社会の実現をめざした、さまざまな施策を総合的に進める基幹施設として「市民すこやかセンター」を開設する。同センターにおいては、社会参加を促進する啓発活動、ボランティア活動等の自主的な活動を支援するための情報提供やリーダーの養成、活動のきっかけづくりなどにより、高齢者の社会参加を支援する。

イ 地域において高齢者が生きがいをもって社会参加できる機会の拡大

高齢者が生きがいをもって社会参加できるよう、老人クラブ活動をはじめとした自主的なグループの活動に対して支援を行うとともに、健康の増進や教養の向上、レクリエーションのための施設である老人福祉センター、集会やクラブ活動の場である老人クラブハウス等をはじめとした、地域で気軽に社会参加できる拠点の整備を促進する。

また、高齢者が子どもたちとも交流できる、入浴施設やスポーツ施設、公園等を備えた総合的な施設を整備する。

ウ 世代を越えた交流の場となるイベント開催の促進・支援

「市民すこやかフェア*」など高齢者をはじめすべての市民が世代を越えて交流でき、また高齢者が行う活動の発表の場ともなるイベントの開催を促進・支援する。

エ 障害のあるひとの自立と社会参加の促進

在宅の身体障害や知的障害のあるひとの自立と社会参加を促進するため、通所により日常生活の訓練や軽作業などを実施する日帰り介護（デイサービス）事業を充実させるとともに、重度の知的障害のあるひとが外出しなければならないときに、付き添うひとがいなくても不自由しないよう、ガイドヘルパーを派遣する。

また、地域社会で孤立しがちな精神に障害のあるひとの自立と社会参加を促進するため、地域住民やボランティアとともに気軽に社会参加でき、社会性や社交能力を養える「精神障害者ふれあい交流サロン」を増設する。

オ スポーツに親しめる環境づくり

高齢者や障害のあるひとでも気軽に体を動かすことができ、積極的に社会参加できるよう、だれ

もが親しめるスポーツやレクリエーション活動を普及・振興することにより、世代を越えてみんながスポーツに親しめる環境づくりを進める。

参照 P51「3 心身ともに健やかにくらす」(7)ア(イ)

カ 情報通信技術（IT）を生かした新しい社会参加への支援

高齢者や障害のあるひとが、外出しなくても多くのひとと交流でき、情報の受け手であるだけでなく発信者にもなれる、インターネットなどの情報通信技術（IT）を生かした新しい社会参加について、情報機器の基礎技術の習得をはじめとした支援を行う。

参照 P117「3 高度情報通信社会に対応できる基盤づくり」(5)ア

ちょっと注目！

市民すこやかセンターの整備

中央老人福祉センターを移転・改編し、菊浜小学校跡地（下京区）に2003年に開館予定
高齢者関係の情報収集や研究、援護の必要な高齢者に関する専門的な相談や助言、介護等に関する研修等の実施
痴ほう性高齢者等に関する権利擁護対策の推進
介護実践の経験を相談、研究、研修等に生かすための短期入所施設の併設

情報通信技術（IT）を生かした社会参加への支援

高齢者や障害のあるひとが、インターネットなどの基本的な知識や操作技術を身につけるための支援

(3) 高齢者や障害のあるひとの能力向上や働く場の確保

ア 高齢者が能力を発揮し働ける場の確保

高齢者が長年培った知識、技能、経験を生かし、社会にとって大切な人材として、その能力を発揮し希望に応じて働けるよう、継続雇用の斡

旋・啓発や自発的な職業能力開発の奨励、起業に関する総合相談等を行うとともに、高齢者に対して地域に密着した仕事を提供する「シルバー人材センター」の事業拡大に向けた支援を行う。

また、高齢者の雇用創出につながる地域の民間非営利組織（NPO）*の活動に対する支援についても検討する。

イ 障害のあるひとが地域で生活しながら働き活動できる場の整備促進

障害のあるひとが地域で自立した生活を送れるよう、就労に向けた訓練や仕事に就き働ける場である通所授産施設*や福祉工場*等の整備を促進する。

また、法制度外の施設である共同作業所*の運営を支援するとともに、その特色を生かしながら法定施設である小規模通所授産施設への移行を支援する。

さらに、国や府と連携して、事業主等に対して障害のあるひとの雇用促進についての啓発を行う。

ウ 情報通信技術（IT）を生かした就労支援

インターネットなどの情報通信技術（IT）を生かし、高齢者や障害のあるひとが自宅等で仕事に従事できるよう、情報機器の基礎技術の習得や実践的な技能の向上等を支援する事業を実施する。

参照 P117「3 高度情報通信社会に対応できる基盤づくり」(5)イ

(4) だれもがいきいきと働けるまちづくり

ア 勤労者福祉の向上を図るための総合的な施策の展開

働くひとのニーズの調査を行うとともに、女性の働く権利の保障、高齢者の雇用や障害のあるひとの雇用拡大、外国籍市民の雇用環境の向上など、働くひとに関する各分野の施策と連携しつつ、勤労者福祉の総合的な施策の展開を図る。

イ 働くひとへの支援の充実

低利の生活資金の融資をはじめとする勤労者融資制度，インターネットや情報誌を通じた労働に関する情報提供など，働くひとに対する支援を充実する。

ウ 働くひとの学習意欲にこたえる学習機会の提供

「京都労働学校」において，資格取得講座など働くひとのニーズに対応した科目を充実し，働くひとの学習意欲にこたえる。

3 子どもたちが心豊かで社会性を身につけみずからの生き方を学ぶ

基本的方向

子どもたちにとって、「家庭」が最も安心できる場所となり、温かく、また時には厳しく見守る「地域」の存在が必要である一方、集団のなかで子どもたちの可能性を开花させるなど「学校」の果たす役割もまた大きい。

家庭・地域・学校がそれぞれの役割に応じた教育責任を果たすとともに、三者が一体となった取組を進めるなかで、生命や人権、社会的規範等を尊重する豊かな心と社会性を身につけ、みずから考え、行動できる「生きる力」を備えた子どもたちを^{はくく}育む。

(1) 学校と家庭・地域の連携

ア 開かれた学校づくりと家庭・地域の教育力の向上

(ア) 開かれた学校づくり

保護者や幅広い世代の地域住民が、校長の求めに応じて学校運営に参画する「学校評議員制度」の活用や、各々の学校の特徴を生かすための「学校評価システム」の導入、就学前の子どもをもつ保護者を対象とした授業参観の実施、学校だよりやホームページによる情報発信を進める。合わせて、地域の住民や地域にある大学の教員等、さまざまな分野の専門家が学校の教壇で教えるなど、学校と家庭・地域が相互に結ばれた関係をつくることにより、地域の特性を踏まえた特色ある学校運営・教育活動を展開する。

また、「学校ふれあいサロン事業」や「学校コミュニティプラザ事業」を推進するとともに、児童館や老人デイサービスセンター等の他の施設との合築・複合化を進めるなど、学校の敷地や余裕教室等を地域に開放し、生涯学習や福祉など世代を越えた交流につながる地域活動の拠点として、学校施設の高度活用を進める。

さらに、都心部の小規模校については、地域の協議を基本に統合を進め、その跡地活用については、長期的な展望に立って検討する。

参照 P89「4 生涯にわたってみずからを磨き高める」(4)

(イ) 家庭・地域における教育力の向上

子どものしつけなど人生最初の教師ともいえる家庭や地域の役割をもう一度見直し、学校との連携の下、PTAや青少年健全育成団体の活動を支援するとともに、保護者相談の充実など家庭や地域における教育力の向上を図る。

また、家庭・地域が主体的に学校教育活動を支援する「ボランティア人材バンク」を充実する。

(ウ) 学校休業日における子どもたちの体験的活動の推進

子どもたちが学校休業日を有意義に過ごせるよう学校を開放し、地域の各種団体が主体的に行う昔の遊びや伝統産業等、地域の特色に応じた体験の場づくりを支援する。

また、「子どもボランティアリーダー」を養成し、子どもたちが地域活動に企画段階から主体的にかかわることができる取組を進めるとともに、地域の生涯学習資源を活用した学習プログ

ラムを開発する。

イ 人づくり21世紀委員会の活動の推進

「子どもたちの未来が輝くために何ができるか」について、親や大人としての役割・責任を確かめ合うなかで、市民みんなで考え、行動し、情報発信する場として「人づくり21世紀委員会*」の活動を進め、社会全体で子どもを育む^{はぐく}気運を高める。

参照 P45 「2 子どもを安心して産み育てる」(4)イ

ちょっと注目!

地域の特性を踏まえた開かれた学校づくり

学校教育活動や地域との連携などについて、保護者や幅広い世代の地域住民が意見を述べる「学校評議員制度」の全校での実施
外部評価を含む学校評価の方法やその活用などの研究を行い、各校の実状に応じた学校評価を実施

子どもボランティアリーダーの養成

地蔵盆等の地域の行事に子どもたちが主体的にかかわるために、中学生を中心にリーダーを養成

(2) 子どもたちの社会性を高める教育の推進

ア 京都の歴史や伝統に親しみ次代へ引き継ぐ教育の推進

西陣織や京焼・清水焼等の伝統産業、茶道、華道、日舞、能等の伝統文化・伝統芸能、年中至る所で行われている行催事など、京都だからこそできるさまざまな体験活動を推進し、京都の歴史や伝統に親しみ、次代へ引き継ぐ京都ならではの教育を展開することにより、子どもたちに文化財を大切に^{はぐく}する気持ちや来訪者を温かくもてなす心などを育むとともに、将来の京都のまちづくりを担う自覚や使命感を培う。

イ 豊かな人間性とたくましさ^{はぐく}を育む教育の推進

(ア) 公共心を培う教育の推進

社会の基本的なルールの認識がなく、自己中心的で、善悪の判断に基づいた自己規律ができない子どもたちが増えている。こうした状況に対し、子どもたちに命の大切さはもとより社会におけるルールなど物事の判断基準を養い、公共心を培う教育を進めることで、ひととひととの相互の信頼に基礎を置く社会の再構築をめざす。

また、児童会、生徒会活動や奉仕活動などを通じて、子どもたちの社会性や自主性を^{はぐく}育む。

参照 P26 「1 ひとりひとりが個人として厚く尊重される」(3)イ

(イ) 子どもたちの「心の居場所」づくり

教育相談の要となる新たなカウンセリングの拠点の設置、臨床心理士等の資格をもったスクールカウンセラーの配置拡大や教職員との連携強化、余裕教室を活用した「心の教室*」の設置など、子どもたちに対する相談体制を充実し、「心の居場所」づくりを推進する。

また、学校内において別室での支援を要する児童・生徒のための指導者の配置を進めるとともに、「不登校児童・生徒支援連絡協議会」の活動を充実する。

さらに、子どもたちの置かれた状況などに配慮し、通学区域制度の弾力的な運用に努める。

(ウ) 心や体を健やかに育む教育の推進

性教育、エイズ教育や薬物乱用防止教育等の健康教育、生徒指導の充実に努める。

また、スポーツ少年団やスポーツ教室、合同部活動等による基礎体力や競技力の向上、豊かな感性を養う芸術教育等、子どもたちの心や体を健やかに、たくましく^{はぐく}育む教育を推進する。

さらに、弁当持参か給食かが自由に選択できる中学校給食の導入、小学校における栄養のバランスのとれたおいしい「手作り給食」の充実

などを通じて、望ましい食生活習慣に関する教育を進める。

ウ 子どもたちの「生きる力」の基礎を育む教育の推進

(ア) ひとりひとりに応じたわかる授業の展開

30人学級を展望した学級編制の弾力化、習熟度別学習の推進などによるゆとりある学習環境のなかで、子どもたちが基礎的な学力を確実に身につけ、豊かな個性を伸ばせるよう、ひとりひとりに応じたわかる授業の展開を図る。

(イ) さまざまな体験によるみずから考える力の育成

「総合的な学習の時間*」の活用や職場体験、奉仕活動、長期の宿泊学習、作文・読書などにより、子どもたちが多様な価値観に触れる機会を充実し、みずから学び、考え、自己責任をもって主体的に行動できる「生きる力」を育成する。

(ウ) 高度情報化や国際化などに対応できる子どもたちの育成

高度情報化が進展するなか、コンピュータを扱うことができ、ネットワーク上での必要な情報を選択・収集し、さらにはみずからのものとして読み解くことができる情報活用能力を養う教育を進める。

また、日本の文化・伝統はもとより、他の国や民族の文化・伝統の存在を尊重し、ともに生きることが前提となる国際社会に対応できる国際理解教育、地球規模に拡大した環境問題を身近な所から考える環境教育など、新たな時代に対応できる教育を充実する。

さらに、起業家精神の育成など、将来の京都の産業を担う企業人を生み出す基礎となる教育を進める。

【参照】P117「3 高度情報通信社会に対応できる基盤づくり」(6)

エ ひとりひとりを大切にする人権教育の推進

さまざまな人権問題が社会問題として現存し

ていることを厳しく受け止め、今まで積み上げてきた同和教育をはじめとする人権問題解決への取組を踏まえ、学校教育のあらゆる分野でひとりひとりを大切にする人権教育を進める。

また、子どもひとりひとりの良さや可能性を引き出し、伸ばすことを重視するとともに、子どもたちがお互いを認め支え合い、ともに生きることの大切さを学ぶなど、人権という普遍的文化の担い手の育成をめざした教育を進める。

【参照】P24「1 ひとりひとりが個人として厚く尊重される」(1)イ

ちょっと注目！

京都ならではの教育の展開

京都をこよなく愛する先行世代の大人たちが人生経験のなかで得た、京都ならではの知恵や経験を次世代に伝承

地域の行催事や伝統産業の体験など京都の伝統を取り入れた教育活動の推進

新たなカウンセリングの拠点の設置

教育相談・生徒指導などの機能を集約し、子どもへの支援を総合的に推進

不登校児童・生徒の新たな出会いと発見を支援する「ふれあいの社」(適応指導教室)の充実

スクールカウンセラーの配置拡大

専門的な資格をもつスクールカウンセラーを全中学校に配置し、子どもが気軽に相談できる体制を整備

教員と連携したカウンセリング体制の推進

(3) 障害のある子どもの教育の推進

ア 養護育成教育の充実

障害のある児童・生徒ひとりひとりの状態や発達段階等に応じた指導の充実、教育内容の改善、医療的介護をはじめとした障害の重度・重複化等への対応、交流教育の推進などに努める。

また、発達や情緒、言語、聴覚などに障害の

ある子どもの教育の場として育成学級*や通級指導教室*を充実し、地域の学校で学びたいという保護者や子どもたちの要望にこたえる。

イ 地域に根ざした養護学校への再編

市内北部に新たな養護学校を整備し、総合制・地域制を基本に養護学校を再編するとともに、子どもたちの社会参加を促進する新たな高等部教育により、地域でともに支え合って学ぶ養護学校教育を充実する。

ちょっと注目！

育成学級等の充実

発達・情緒，病弱，肢体等の育成学級の新增設
普通学級に在籍し，視覚，言語，聴覚に軽度の障害のある子どもを対象とした通級指導教室の設置拡大

総合制・地域制による新たな養護学校教育の創造

市内北部に新たな養護学校を整備し，既存の養護学校と合わせ，肢体に障害のある子どもと発達に遅れのある子どもがともに学べる総合制・地域制を備えた養護学校に再編
職業的自立をめざす子どもの希望を実現する高等部単独養護学校の整備

(4) 教職員の能力・意識の向上

個人面接の実施やクラブ・ボランティア活動歴の重視などの総合的な判断に基づき、教育への情熱にあふれ、人間性豊かで指導力を有する人材を教職員として採用する。

また、医療機関やスクールカウンセラーとの連携を密に小児疾病や心的疾患に対応し、子どもたちと心を通わせることができ、情報教育、国際理解教育など今日的な課題に対応し時代の変革期における教育についての課題意識をもつ、

保護者から信頼される教職員を養成する。

このため、教職員研修、教育研究の中核施設である「永松記念教育センター」において、先進的な教育情報の収集・提供などの機能を充実するとともに、教職員研修に関する受講システムの開発など総合的な研修体系をつくる。

(5) ゆとりと潤いのある学習環境づくり

ア 時代に対応した学校施設の整備

学校施設において、児童・生徒が障害の有無などにかかわらず、安心して快適に利用できるユニバーサルデザインの採用や温もりと潤いを感じる「木」の使用を進めるとともに、災害時には地域の防災拠点となる学校施設の防災機能を強化する。

また、情報通信技術（IT）の進展に対応した情報ネットワークを整備するとともに、学校に安らぎの空間を創造し、子どもたちがさまざまな動植物とふれあい体感できる「花と緑のグリーンベルト事業」や「学校ビオトープ（小さな生態系）事業」を進める。

イ 自然とふれあえる野外活動施設の整備

海に接する機会が少ない本市の子どもたちが、海での生活を体験し、また、京都の山の豊かな自然を身近に体験できる野外活動施設の整備を進めることにより、子どもたちが本物の自然のすばらしさを実感し、草木や生き物とふれあうなかで、自然をいつくしむ心や生命の尊さを学ぶ機会を提供するとともに、集団活動のなかで子どもたちの豊かな心とたくましさを養う。

ウ 若者に魅力ある高校づくり

(ア) 市立高校の改革と施設整備の充実

京都の特性を生かした工業・商業・芸術等の専門教育を充実するなど、時代の進展に応じた

市立高校の改革や施設整備を進める。

また、「西京商業高校」については、全面改築とあわせて、起業家精神やコミュニケーション能力、情報活用能力、国際感覚等を育成する新たな学科を開設する。

(イ) 府立高校、私立高校等との連携

市内の多くの子どもたちが通っている府立高校との連携を図りつつ、高校教育の充実に努める。

また、私立高校教育の振興に向けて私立高校等への補助を行うとともに、私立高校や専修学校・各種学校と連携した進路開拓事業等を進める。

ちょっと注目！

学校施設の新しい時代への対応

エレベータやスロープの設置によるバリアフリー化

「防災スクールウェル（井戸）」やステンレスボールの整備，校舎の耐震補強などによる防災機能の強化

学校敷地内に池・樹木・緑地を設置して，昆虫・野鳥・魚等さまざまな動植物が共生できる「学校ビオトープ事業」を推進

学校のブロック塀を生け垣にし，合わせて花の庭園を整備する「花と緑のグリーンベルト事業」を推進

西京商業高校における新学科の開設

校舎の全面改築に合わせ，従来の普通科・商業科の枠を越えて，起業家精神やコミュニケーション能力，情報活用能力，国際感覚等を育成する新たな学科を開設

第2節 ひとりひとりが支え、支えられるまち

1 すべてのひとが相互に支え合い安心してくらす

基本的方向

だれもが住み慣れた地域社会のなかで、そのひとらしい幸せな日常生活が健やかに送れるよう、保健・医療・福祉などくらしの基盤となるサービスや支援ネットワークが充実しているまちの実現をめざす。

(1) 住み慣れた地域のなかで支え合い安心してくらすしくみづくり

ア 地域社会での相互支援のしくみの再構築

(ア) 支援の必要なひとの生活を支える地域コミュニティの活性化

地域住民、社会福祉協議会や保健協議会などの保健福祉関係団体、民生委員・児童委員、ボランティア、医療機関や社会福祉事業者等との連携を強めることにより、地域社会全体で支援の必要なひとの生活を支える地域コミュニティの活性化を図る。

(イ) 地域福祉計画の策定・推進

家庭や地域において、年齢や障害の有無にかかわらず、そのひとらしい幸せな生活が送れるよう、「地域福祉計画」を策定し、身近な所での保健・医療・福祉サービスの総合的な展開を図る。

イ 福祉ボランティア活動の推進

(ア) ボランティアセンターの整備

市全域を網羅して市民の福祉ボランティアに関するあらゆる活動を支援する中核的機能を持ち、災害時には福祉ボランティア活動の総合的な拠点となる「ボランティアセンター」を開設するとともに、行政区域における福祉ボランティア活動の拠点である「区ボランティアセンター」の運営を支援する。

また、高齢者や障害のあるひとを含め、ボランティア活動への参加意欲をもったさまざまな立場の市民が実際に活動しやすいよう、同センター等における多種多様な活動プログラムの開発を支援する。

(イ) 福祉ボランティア活動に関する情報システムの充実やネットワークの構築

「ボランティアセンター」の整備に合わせ、「区ボランティアセンター」とのネットワーク化により、市域・区域における福祉ボランティアに関する情報の収集や提供、個人・グループの登録、需給調整等ができる情報システムを充実する。

また、ボランティア活動の推進団体等の関係機関やグループが、相互に情報交換したり共同で事業を行うための全市的なネットワークとして、「京都市ボランティア活動連絡会議」の創設を支援する。

(ウ) 地域における精神保健福祉に関するボランティア活動の推進

地域で生活する精神に障害のあるひとを地域で支える取組を支援するとともに、その活動を通じて効果的な啓発を進めるための「こころの健康支援パートナー」を養成する。

ウ 健康で文化的な生活を保障するための相談・援助活動の推進

生活に困窮する市民に対し、的確な相談や情報の提供をはじめ、福祉や保健等のサービスの

調整など、総合的な援助ができるよう、福祉事務所を中心に総合相談・援助活動を進める。

ちょっと注目！

ボランティアセンターの整備

市全域の福祉ボランティア活動を総合的に支援する中核施設として、菊浜小学校跡地（下京区）に2003年に開館予定
福祉ボランティア活動に関する情報の提供，ボランティアの登録や紹介，コーディネーター等の養成や研修等の実施
災害時における福祉救援ボランティア活動の総合的な拠点

(2) 高齢者とその家族の生活を支えるサービスの充実

ア 介護保険給付対象の在宅・施設サービスの基盤整備

(ア) 介護サービスを安定して供給するための人材の育成

介護サービスの安定した供給のために不可欠な専門職種についての人材確保，高い倫理性やプライバシー尊重の徹底など介護サービスに携わる人材の質的な向上に向けて，事業者の努力のみに任せるのではなく，人材の育成や研修の充実など必要な支援を行う。

(イ) 地域的なバランスを考慮した施設整備の促進

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）^{*}や介護老人保健施設^{*}について，地域的なバランスも考慮しながら社会福祉法人や医療法人による整備を促進する。

また，比較的軽度な痴ほう性高齢者の生活支援，状態の改善を図るため，痴ほう性高齢者向けのグループホーム^{*}について既存の家屋や施設等の活用も視野に入れて整備を促進する。

(ウ) サービス事業者の参入促進のための情報提供
介護サービスの量的確保や利用者の選択と競争によるサービスの質的な向上を図るため，多様な事業者が介護サービス市場に参入し，地域のなかで活動できるよう，市民のニーズや他の事業者によるサービスの供給状況等の情報を提供する。

(エ) 介護保険施設の運営に関する情報提供や助言・指導

介護保険施設から利用者の処遇，施設の運営や設備等についての相談があった場合，「市民すこやかセンター」において必要な情報の提供や助言・指導を行うとともに，施設に対して先進的な処遇例などの紹介を行う。

(オ) 介護サービスの評価と苦情処理体制の構築

市民がより良質の介護サービスを提供する事業者を選択できるよう，サービス評価事業として事業者による自己評価と利用者によるユーザー評価を実施し，その結果を公表する。

また，第三者による評価の導入をめざし，評価機関のあり方や実施方法についての検討を進め，サービスの質をより正確に計測するシステムをつくる。

さらに，市民からの介護サービスに関する苦情・相談については，その内容を分析したうえで事業者の提供するサービスに反映できるシステムをつくるとともに，中立的な第三者による苦情・相談処理体制の導入をめざす。

イ 介護保険給付対象外の在宅サービスの充実

(ア) ひとり暮らしの高齢者等に対する支援サービスの充実

ひとり暮らしの高齢者等が安心して生活できるよう，社会福祉法人をはじめ民間事業者等も活用した配食サービス事業の充実，老人福祉員^{*}の増員，緊急通報システム事業の充実など，二

ニーズに対応した支援サービスを実施する。

(イ) 高齢者すこやか生活支援事業の実施

介護保険の対象とはならないが、在宅生活を営むうえで援助が必要な概ね60歳以上の高齢者に対して、要介護状態への進行を予防するとともに、いつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、訪問介護（ホームヘルパーの派遣）、日帰り介護（デイサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）等の支援サービスを実施する。

(ウ) 家庭で高齢者を介護する家族に対する支援

介護技術の向上による介護負担の軽減を図るため、家族向けの介護実習等について学習内容を充実するとともに、ホームヘルパー養成研修の受講に対する支援を行う。

また、短期入所施設に緊急対応用の入所枠を確保し、家族の急な入院など、緊急の利用に対応できる体制を整備する。

ウ 介護保険給付対象外の施設サービスの充実

介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）については、今後、施設の内容が市民の間に浸透していくにしたがって、ニーズが増大すると考えられるため、立地条件等も考慮しながら、引き続き事業者による整備を促進する。

また、老朽化した養護老人ホーム*について、入所者の処遇向上の観点から改修や建替え等の整備を進める。

エ 痴ほう性高齢者施策の推進

(ア) 専門相談体制の整備

「市民すこやかセンター」において、本人や家族からの生活や介護等に関する相談に応じる総合相談事業に加え、地域では対応の難しい高度な相談の受け皿として、専門スタッフによる相談体制をつくり、センターに併設する短期入所施設を活用しながら相談に応じるとともに、介護技術の

助言・指導を行う。

また、それらのノウハウを生かし、痴ほう介護の研究や研修を実施する拠点としての役割を充実する。

(イ) 権利擁護対策の推進

介護保険制度の導入により、これまで措置として実施してきた介護サービスはそのほとんどが事業者と利用者の契約を基本とすることになるため、民法上の「成年後見制度*」やそれを福祉面から補完する「地域福祉権利擁護事業*」についての情報提供や啓発、介護に従事するひとに対する研修、虐待や権利侵害等に対応する訪問相談援助員制度の創設、法律、社会福祉、医療等の関係機関や団体による権利擁護ネットワークの構築などに取り組む。

参照 P26 「1ひとりひとりが個人として厚く尊重される」(4)イ

ちょっと注目！

介護サービスの評価と苦情処理体制の構築

事業者サービスの質の向上と利用者のサービス選択に役立つ介護サービスの評価の実施と結果の公表

第三者による評価の実施に向けたサービスの質を正確に計測するシステムの構築

苦情や相談に適切に対応し、内容を分析して事業者の提供するサービスに反映できるシステムの構築

中立的な第三者による苦情や相談の処理体制の導入

(3) 障害のあるひととその家族を支えるサービスの充実

ア 介護等支援サービス（ケアマネジメント）体制の整備

福祉サービスの提供方式が、措置制度から利用契約制度へと移行する社会福祉基礎構造改革*

に伴い、地域でくらす障害のあるひとやその家族が、必要とする保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、本人の心身の状況や希望等を勘案して、利用するサービスの種類や内容を選択した計画を作成し、それに基づくサービスが確保できる体制を整備する。

イ 地域社会での生活を支援する在宅サービスの充実

(ア) 在宅生活を支援するサービスの充実

障害のあるひとに対して、在宅福祉サービス等の利用援助や障害当事者同士の相談（ピアカウンセリング）など、身近な地域で総合的な生活支援や情報提供等を行う「身体障害者相談支援事業」を拡充する。

また、障害の特性や日常生活の状況に応じた訪問介護（ホームヘルパーの派遣）、利用施設の拡大による短期入所生活介護（ショートステイ）を充実するとともに、精神に障害のあるひとへの適用拡大を図る。

(イ) コミュニケーション（情報伝達）手段等の確保

障害、とくに視覚、聴覚、音声言語の機能障害のあるひとが、地域で安心して生活し社会参加できるよう、情報通信機器の活用や手話通訳等の専門職員の養成など、多様なコミュニケーション（情報伝達）手段を確保することにより、障害の状態に応じて必要な情報を必要な時期に容易に入手できる体制を整備する。

(ウ) 地域における障害児（者）療育体制の充実

既存の社会福祉施設等を有効に利用し、在宅の障害児（者）に対して外来の方法や家庭等に出向いての療育や相談、各種福祉サービスの利用に関する援助等を実施する体制を整備するとともに、重症の心身障害児（者）が運動機能等の訓練を行い、あわせて保護者等が家庭における療育技術を習得できるよう、身近な地域での

通園による療育を促進する。

(エ) 障害のあるひとを介護する家族への支援の充実

障害のあるひとを介護する家族等が一時的に介護から離れ、心身をリフレッシュして介護力や家族機能を活性化できる「レスパイトサービス事業」を充実するとともに、精神に障害のあるひとの家族への適用拡大を図る。

(オ) 権利擁護対策の推進

これまで措置として実施してきているサービスが、今後、事業者と利用者の契約が基本となるため、民法上の「成年後見制度」やそれを福祉面から補完する「地域福祉権利擁護事業」についての情報提供や啓発、介護に従事するひとに対する研修、虐待や権利侵害等に対応する訪問相談援助員制度の創設、法律、社会福祉、医療等の関係機関や団体による権利擁護ネットワークの構築などに取り組む。

ウ 施設サービスの充実

(ア) 福祉ホームやグループホーム設置の促進

障害のあるひとの社会復帰や自立を促す場であるとともに、地域における生活の場である福祉ホーム*やグループホームの設置を促進する。なお、グループホームについては、公営住宅等の活用も図る。

(イ) 地域生活支援センター設置の促進

精神に障害のあるひとの日常生活に対する支援や相談、地域交流活動等を行うことにより、社会復帰と自立、社会参加の促進を図る地域生活支援センターの設置を促進する。

(ウ) 老朽化した障害者福祉施設等の整備

「京都ライトハウス」等の老朽化した障害者福祉施設について、改修や建替えを進める。

また、新たに障害のあるひとの在宅生活を支援する、通所型の総合施設としての「ふれあい

センター」の整備を進めるとともに、市南東部に障害者福祉施設を中心とした総合的な福祉の拠点となる施設を整備する。

(工) 対象者の枠を越えた施設の相互利用の促進

障害のあるひとが身近な地域において授産施設等の各種施設を利用できるよう、障害の種別を越えた相互利用を促進する。

エ 新たな障害者基本計画の策定・推進

障害のあるひとの「完全参加と平等」という現行計画の理念を継承するとともに、社会福祉基礎構造改革を踏まえた「障害者基本計画」を策定し、障害の種別を越えた総合的な施策を進める。

ちょっと注目！

障害のあるひとの意思を尊重したサービス利用体制の整備

2003年度以降の障害者福祉の分野における、福祉サービスの提供方式の措置制度から利用契約制度への移行（社会福祉基礎構造改革）に伴い、障害のあるひと本人の意思を尊重したサービスの選択や決定が可能となるケアマネジメント体制を構築

障害のあるひとが地域でくらし続けられるよう、本人の心身の状況や希望等を尊重し、そのひとにとって最も適切な保健・医療・福祉サービスをコーディネートする、ケアマネジャーを育成

2003年度の制度改革が円滑に行われるよう、各障害分野においてケアマネジメントを試行的に実施

権利擁護対策の推進

痴ほう性高齢者や知的障害のあるひと、精神に障害のあるひとが、適切な福祉サービスを選択して契約し、安心して生活できるための支援

「成年後見制度」や「地域福祉権利擁護事業」についての情報提供や普及啓発

法律、社会福祉、医療等の関係機関や団体による権利擁護ネットワークの構築

2 子どもを安心して産み育てる

基本的方向

全国的に少子化が進むなか、子どもたちにとって最も大切な役割を担う家庭を基本として、それを補完するかたちで、社会全体で子育てを支援し、子どもを安心して産み育てられるしくみづくり、子どもたちがのびのびと健やかに成長できるしくみづくりを進める。

このことにより、親が子育てを楽しみ感じ、子どもたちがいきいきと活動できる場や機会に恵まれ、親と子の笑顔あふれる、子育てのしやすいまちをめざす。

(1) 母と子のいのち・健康を守る保健医療の充実

ア 妊産婦の心身の健康の保持・増進

健康な子どもを産み育てるためには、妊産婦の心と身体の健康が重要であることから、妊産婦の疾病や妊娠の異常を検査・指導する健康相談を実施し、妊娠や子育てに関する基本的な知識の普及に努めるとともに、仲間づくりの場ともなる母親教室を開催するなど、女性の出産前後に対する支援を進める。

イ 母子保健医療体制の充実

疾患や障害を発見するだけでなく、児童虐待の早期発見に向けて親子関係の状況の把握に努めるなど、乳幼児の健康診査等を充実し、親の育児不安を解消するとともに、子どもの健全な育成を支援する。

さらに、子どもの急な病気等に対応できる小児救急医療体制を整備するとともに、現代病ともいわれるアトピー性皮膚炎等のアレルギー疾患、子ども特有の病気への対応など、母親と子どもの総合的な保健医療体制を充実する。

また、子育て家庭の医療費の負担を軽減し、安心して乳幼児が医療を受けられるよう乳幼児医療費助成制度を充実する。

ウ 子どもの事故防止

子どもたちの不慮の事故を防ぐため、子どもの事故情報の収集や広報・普及活動の推進拠点となる「子ども事故防止センター」を開設する。

ちょっと注目！

子ども事故防止センターの整備

子どもたちの不慮の事故防止の拠点として整備
モデルハウスでの体験や事故予防の学習、応急処置の講習の実施

(2) 安心して子育てができる保育サービス等の提供

ア 子育て家庭のニーズに応じた保育サービスの充実

男女共同参画社会づくりが求められるなか、女性の社会進出の増加や就労形態の多様化などに対応する「低年齢児保育」や「時間延長保育」、「休日保育」、病気等の緊急時等に対応する「一時保育」を充実するなど、子育て家庭のニーズに対応した多様な保育サービスを提供する。その一環として保育所に通所中の児童が病氣回復期にあり、集団での保育が困難な時期に一時保育を行う「乳幼児健康支援デイサービス」の実

施箇所を拡大する。

また、地域の保育需要に合わせて保育所定員を調整し、保育所入所の待機児童の解消を図る。

さらに、保育所の開所前後や急な残業、軽い病気の時などに、子育て家庭が相互に育児援助を行う「ファミリーサポート事業」を創設する。

イ 乳幼児保育・幼児教育の充実

民営保育所の運営の安定化を支えている職員の処遇改善制度への支援を行う。

また、子育て家庭の負担を軽減するため、保育所における国基準を下回る保育料の設定、本市の幼稚園児の9割以上が通園している私立幼稚園における就園奨励費や教材費の補助、事業費助成などを行うとともに、国と府に対し助成措置の充実に要望する。

ちょっと注目！

多様な保育サービスの充実

- 0歳児から保育する「低年齢児保育」の充実
- 11時間を超えて開所して保育を行う「時間延長保育」の充実
- 日曜日や祝日に保育する「休日保育」の充実
- 病気、リフレッシュ等のため一時的に保育する「一時保育」の充実
- 病気回復期の児童の一時保育を行う「乳幼児健康支援デイサービス」の実施箇所の拡大

ファミリーサポート事業の創設

育児の応援をしてほしいひと（依頼会員）と応援したいひと（提供会員）が、それぞれ会員登録して育児の相互援助活動を行う会員組織を創設

(3) 障害のある子どもや養護に欠ける子どもの子育て支援

ア 障害のある子どもの保育の充実

障害のある子どもを受け入れている保育所・

幼稚園に対し、新たな受入れに必要な施設のバリアフリー化に対して助成するとともに、保育士等の増員に努めるなど、障害のある子どもの保育環境の向上を図る。

また、「学童クラブ事業*」における障害のある子どもの受入れ体制の充実に努める。

イ 児童養護施設等における子育て支援の充実

仕事等により親の帰宅が夜間になることが多い家庭の子どもを対象に、児童養護施設等で親が帰宅するまで夕食をとりながら過ごす「トワイライトステイ事業」を進める。

また、児童養護施設等の児童が宿泊を伴う家庭生活を体験する「週末里親等短期里親事業」を推進する。

さらに、虐待を受けた児童を養護するため、児童養護施設等の受入れ体制を充実する。

(4) 子育ての支援を求める家庭への応援体制の構築

ア 子育て支援の総合センター機能の充実

「子育て支援総合センターこどもみらい館」において、保育所・幼稚園、私立・市立・国立の垣根を越えた共同機構としての研究・研修機能を充実するとともに、医療機関等との連携による総合相談機能、市民の多様な子育てニーズに合った講座やセミナー等を通じた情報発信・交流機能を強化する。

イ 地域から全市レベルまでの重層的な子育て支援ネットワークの充実

子育てを家庭だけの責任にとどめるのではなく、地域の各種団体等と連携しながら重層的に子どもを見守るネットワークを構築し、社会全体で子育てを支援する必要がある。

このため、保育所をはじめ、児童館、幼稚園

において、子育てに関する情報提供や相談、子育てサークルの育成を行うなど、地域と連携した子育て力の向上をめざし、「地域子育て支援ステーション」の設置を進めるとともに、その機能を強化する。

また、行政区レベルの子育て支援ネットワークとして、児童福祉施設や関係機関における「子ども支援センター」の機能を強化するとともに、全市レベルでは、児童福祉センター等の拠点施設を中心とした「京都子どもネットワーク連絡会議」、たくましく思いやりのある子どもたちの育成などについて市民みんなで考え、行動し、情報発信する「人づくり21世紀委員会」の活動などを進める。

【参照】 P35 「3 子どもたちが心豊かで社会性を身につけみずからの生き方を学ぶ」(1)イ

ウ ひとり親家庭への支援

社会的・経済的・精神的に不安定な状態に置かれがちなひとり親家庭に対し、子育てについての相談や指導、経済的自立のための支援を行うとともに、家族等が傷病などにより介護の必要が生じた場合の介護人の派遣や日常の家事援助者の派遣を行うなどの支援対策を充実する。

ちょっと注目！

子育て支援総合センターこどもみらい館の機能強化

子育て支援の中核施設としての親と子どもの新しい「集いの場」の提供

いつでも気軽に相談ができる総合相談窓口機能の充実

インターネット等による子育て情報の発信

保育所・幼稚園、私立・市立・国立の垣根を越えた子育ての共同機構による研究・研修機能の充実

市民と関係機関等が一体となった子育て支援ネットワークづくり

(5) 子どもたちがのびのびと健やかに成長できるしくみづくり

ア 子どもたちのさまざまな体験の場づくり

(ア) 高齢者と子どもの交流促進

子どもたちが老人ホームを訪れるなど、長い人生経験のなかでさまざまな知恵を蓄え、またゆとりある時間をもつ高齢者と世代を越えて交流できるしくみをつくる。

(イ) 子どもの遊び場や居場所の確保

自然のなかでの体験やふれあいを通じて、子どもたちの感性を豊かにする身近な遊び場として、宝が池公園「新・子どもの楽園」や地域の公園緑地を整備する。

また、地域における学校施設の活用や神社仏閣等の開放の促進と地域のボランティアの協力により、子どもたちの多彩な体験的活動の場の提供を図る。

【参照】 P79 「1 美しいまちをつくる」(3)ア(ア)

(ウ) 児童館・学童クラブ事業の充実

「1 中学校区1 児童館」を基本に、学校の余裕教室や敷地等も活用しつつ、地域の需要に応じた児童館の計画的な整備を進めるとともに、「学童クラブ事業」の実施箇所を拡大する。

また、子育て家庭の就労形態の多様化に対応するため、同事業の実施時間を延長する。

イ 子どもの虐待防止と権利擁護

児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応、再発防止を図るため、児童相談所の機能や体制を充実するとともに、市民への広報・啓発活動の推進、関係機関の協力・連携体制を強化する。

また、「児童の権利に関する条約」、「児童福祉法」の理念に基づき、子どもを大人が保護・指導する対象としてだけでなく、子ども自身の意思を尊重した権利擁護システムを構築する。

【参照】 P26 「1 ひとりひとりが個人として厚く尊重される」(3)ア

ちょっと注目！

児童館・学童クラブ事業の充実

「1中学校区1児童館」を基本に、地域の子ども数に応じ複数設置を視野に入れた、柔軟な児童館整備

子育て家庭の就労形態の多様化に対応し、学童クラブ事業を時間延長

3 心身ともに健やかにくらす

基本的方向

すべての市民が、その生涯を通して心身ともに健やかにくらすよう、市民ひとりひとりの心身の健康づくりへの意識を高めるとともに、総合的な保健予防対策や衛生的な生活環境づくりによって健康に生活できる環境を整備し、適切な保健・医療サービスが受けられるまちの実現をめざす。

また、生涯を通して、だれでも、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができる豊かなくらしの実現に向け、市民やスポーツ振興団体等との連携の下、スポーツに親しむ機会と場の提供に努める。

(1) 市民ひとりひとりの健康の増進

ア 市民みずからが主体となって行う健康づくり

(ア) 健康の自己管理意識の高揚

健康診査や健康教育等の保健事業を通じて、自分の健康は自分で守るという市民ひとりひとりの健康に対する自己管理意識の高揚を図る。とくに喫煙については、その健康に及ぼす影響に関する情報の提供や公共の場所における分煙対策、禁煙支援などを進める。

(イ) 多様な健康づくり活動の促進

市民がその年齢や体力に応じて、安全で効果的な健康づくりを自主的に行えるよう、「健康増進センター」や保健所等における多様な健康づくり事業を進めるとともに、地域のなかで自主的に健康づくりの実践活動を進めるグループに対する支援を行う。

(ウ) 地域ボランティア活動の促進

市民参加による地域に根ざした保健事業を展開するため、保健協議会等の活動を通じて地域ボランティアの育成を促進する。

イ 保健所を中心とした健康づくり

(ア) 生活習慣の改善をめざした一次予防*の推進
各世代に応じた健康づくりに関する正しい知識を普及するため、健康に関する情報の収集や発信の機能を充実する。

また、生活習慣の改善が重要であることから、栄養、運動、休養、喫煙、アルコール等に関する正しい生活習慣の普及啓発を進める。

(イ) 健康についての評価に基づく保健サービスの実施

老人保健事業の機会を活用して個人の生活習慣や社会・生活環境などを把握し、それらの評価（ヘルスアセスメント）を基に、市民ひとりひとりに応じた健康教育や訪問指導等の保健サービスを計画的に実施する。

また、健康診査等の結果資料を活用し、効率的、総合的な保健事業を実施するための情報システムの導入を図る。

(ウ) 介護を要する状態になることの予防の推進

寝たきりや痴ほうの原因となる疾患を予防し、高齢期になってからの生活の質を高めるため、機能訓練や訪問指導等の老人保健事業、歯科疾

患予防対策等を進める。

また、退院した脳卒中患者等が寝たきりになることを防止し、充実した生活が送れるよう、地域におけるリハビリテーションを支援する体制を整備する。

(2) 市民の健康をしっかりと守る取組の推進

ア 健康危機管理体制の整備

医薬品、毒物・劇物、食中毒、感染症、その他何らかの原因による市民の生命や健康を脅かす事態に対し、情報の入手から医療体制の確保までを円滑に進め、被害の発生予防や拡大防止のために迅速な対応がとれるよう、関係機関との連携の下に危機管理体制の整備を進める。

イ 難病対策の推進

難病*患者等が地域において安心して生活できるよう、医療相談や介護サービス等を実施するとともに、訪問相談の体制を整備するなど、保健所が中心となって、在宅の難病患者等に対するきめ細かな療養支援を行う。

ウ 結核をはじめとした感染症対策の推進

(ア) 感染症についての正しい知識と理解の普及啓発

感染症とその予防についての正しい知識の普及、患者・感染者の人権擁護に関する正しい理解と認識を深めるための啓発を行う。とくに、再興感染症*である結核については、検診が確実に実施され、早期に発病予防や発見ができるよう、健康診断の実施義務者や検診対象者への働きかけを進める。

【参照】P28「1ひとりひとりが個人として厚く尊重される」(8)ア

(イ) 発生に関する情報の提供

市民や医療機関等に対して注意を喚起するとともに、適切な予防対策が講じられるよう、発

生動向調査等の情報を速やかに提供する。

(ウ) 感染症医療についての基盤整備

市民が安心して感染症医療を受けることができるよう、習熟した医師等の育成や確保、感染症指定医療機関の施設整備や搬送体制の充実など、地域における基盤整備を進める。

エ 歯科保健対策の推進

高齢化が進展するなか、生活の質を高める快適な食生活を支える歯の健康はますます重要になるが、壮年期から増加する歯科疾患は個人の生活習慣に大きく影響されるため、8020運動（80歳で20本の歯を残す運動）を推進し、幼児期、学齢期からの歯科保健指導や学童う歯対策事業をはじめ、成人、妊婦歯科健診相談指導、歯周病予防の健康教育など、「歯の健康づくり」を進める。

(3) 保健医療サービスを支える体制の整備

ア 保健所の機能強化

人口の高齢化や出生率の低下、疾病構造の変化など、地域保健を取り巻く状況の変化を踏まえ、保健所が企画調整機能を有する中核機関としての役割を果たせるよう、健康づくりを市民とともに進める拠点、あるいは地域における健康危機管理の拠点、精神保健福祉を推進する拠点等としての機能強化を図る。

イ 京都市立病院の整備

市民の健康と福祉の保持増進を目的とした医療を推進するとともに、生命の尊重と人間愛を基本に高い倫理観と徹底したインフォームドコンセント*に基づいた医療サービスを提供する自治体病院として、さらに災害時における後方医療活動や応急救援活動等の地域医療を支える拠点として、「京都市立病院」を整備する。

ウ 京都市衛生公害研究所の再編・整備

地域保健，生活衛生，環境保全に関する中核研究所として，地域保健対策の効果的な推進と健康危機管理能力の向上をめざし，「京都府保健環境研究所」との業務の共同化を図り，より効率的に密度の高い調査研究，試験検査等を行えるよう，「京都市衛生公害研究所」を再編・整備する。

エ 看護婦（士）の確保

高齢化の進展や介護保険制度の導入，疾病構造の変化など，市民の健康を取り巻く状況の変化に的確に対応し，求められる人材を育成，確保するため，「京都市立看護短期大学」について，4年制への移行等を含めた今後のあり方を検討するとともに，看護婦（士）養成施設への助成等を通じて看護婦（士）の確保に向けた対策を進める。

(4) 精神保健・医療・福祉サービスを支える体制の整備

ア こころの健康増進センターの機能強化

市民のこころの健康の保持増進から，専門スタッフの育成，保健所の精神保健福祉活動に対する支援，精神障害の予防や治療，精神に障害のあるひとの社会復帰の促進まで，「こころの健康増進センター」が，本市の精神保健福祉の中核機関としての役割を果たせるよう，その組織体制を含めた機能の強化を図る。

イ 精神科救急医療システムの整備

精神科医療が入院中心の治療体制から通院や地域ケアを中心とする体制へと変化するなか，精神に障害のあるひとが地域で安心して生活できるよう，精神疾患の急激な発症や症状の悪化に対応し，早期に治療できる精神科救急医療システムの整備を進める。

(5) 生活衛生の推進

ア 食品衛生対策の推進

食品を取り扱う事業者に対し，原材料の調達から最終製品の出荷までの全工程を対象とした新たな管理手法であるHACCP（ハサップ）方式*の導入について助言・指導を行い，食品の製造，加工等の各段階における衛生管理の高度化を図る。

また，食中毒を予防するための情報提供，講習会，家庭用手引書の作成等の啓発活動や原因究明の迅速化を図る検査機器の整備を進める。

イ 総合的な居住衛生対策の推進

住まいの空気環境に起因するアレルギーや化学物質過敏症等の健康被害に関する情報の提供，居住衛生の調査や指導など，従来の屋内性害虫や飲用水対策と合わせた総合的な居住衛生対策を進める。

ウ 動物愛護対策等の推進

家庭動物の飼育，健康相談や危害の防止，生活環境の保全など家庭動物の諸問題に対応するとともに，子どもに対する情操教育の場としての「動物愛護センター」を設置するなど，動物愛護事業を進める。

また，ペットを介して感染症に罹患する危険性が增大していることから，人畜共通感染症の流行状況を把握するとともに，市民に対する啓発や指導を行う。

(6) 保健医療施策の計画的な推進

ア 新たな保健医療計画の策定・推進

少子高齢化の進展，疾病構造の変化，健康への関心の高まり，介護保険制度の導入や社会福祉基礎構造改革など，市民の保健・医療・福祉を取り巻く状況が大きく変化するなかで，新たな

な「保健医療計画」を策定し、今後の保健医療施策を総合的、計画的に実施する。

イ 市民健康づくりプランの策定・推進

国が進めている21世紀における国民の健康づくり運動「健康日本21*」の趣旨を踏まえ、壮年期死亡の減少や健康寿命（寝たきりや痴ほうにならずに生活できる期間）の延伸を目的とし、生活習慣上の危険因子など指標となる具体的な目標を定めて、その目標を達成するための諸施策を体系化した「市民健康づくりプラン」を策定する。

また、それに基づき、医療機関、企業、団体、報道機関、非営利団体、職域保険者、学校等との連携体制の構築による市民健康づくり運動を進める。

ちょっと注目！

市民健康づくりプランの策定・推進

国が進めている21世紀における国民の健康づくり運動「健康日本21」の趣旨を踏まえた、市民健康づくり運動を展開

人生の各段階に応じた健康づくり（一次予防）の推進

生活習慣を改善し、健康づくりに取り組もうとする個人を社会全体として支援していく環境を整備

医療機関をはじめ、企業、団体、報道機関等との連携のとれた効果的な運動の推進

(7) スポーツ活動の機会や施設に恵まれたまちづくり

ア スポーツ振興事業の充実

(ア) 地域におけるスポーツ・レクリエーション活動への支援

地域を中心としたスポーツクラブ活動の普及・振興、青少年スポーツの活性化や活動の場の

確保など、地域における市民の自主的なスポーツ・レクリエーション活動への支援を充実する。

(イ) みんなで楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の普及

高齢者や障害のあるひと、子どもたちをはじめ、だれもが気軽に体を動かすことができるよう、ニュースポーツ*を含め、市民に親しみやすいスポーツ・レクリエーション活動の普及・振興を図る。 参照 P31「2 すべてのひとがいきいきと活動する」(2)オ

(ウ) 国際的な競技大会の誘致・開催

国際的な競技大会の誘致や「京都シティハーフマラソン」の開催により、スポーツの振興のみならず、永い歴史と文化の都を舞台に展開する新しい「スポーツ文化」の世界への発信をめざすとともに、競技参加者と多くの市民との交流を深め、国際親善意識を高める取組を進める。

イ スポーツ・レクリエーション施設の整備

(ア) 全天候型運動施設の整備

天候等に左右されることなく市民がスポーツやレクリエーション等、多目的に利用できる全天候型運動施設の整備を進める。

(イ) 地域体育館の全市的な配置や公共空間等の活用

地域におけるスポーツ活動拠点となる地域体育館の全市的な配置を進めるとともに、河川敷等の公共空間の多目的利用、民間施設や遊休地のスポーツ施設としての活用を検討する。

(ウ) 自然とふれあえる活動の場の整備

京都の豊かな自然環境を育んでいる周辺の山々や水辺環境などを生かした、自然とふれあえるスポーツ・レクリエーション活動の場を整備する。

ウ スポーツ振興体制の充実

体育振興会、体育協会などスポーツ振興組織の活動への支援を行うとともに、体育指導委員

や有資格指導者等の活用により、市民がスポーツ活動に取り組みやすい体制づくりを進める。

また、スポーツ教室やスポーツサークル、各種大会等のスポーツに関するさまざまな情報を提供できるシステムの拡充を図る。

エ 市民スポーツ振興計画の推進

多種多様化する市民のスポーツに対するニーズにこたえ、地域と共生したスポーツ文化を築くため、「市民スポーツ振興計画」に基づき、市民みずからの好みや条件に応じて、生活のなかで自由楽しむことができるスポーツ活動の振興を図る。

ちょっと注目！

全天候型運動施設の整備

市民スポーツにおける中核施設として位置付け、屋外種目に対応し、市民がスポーツやレクリエーションなど、多目的に利用できる施設を整備

第3節 だれもが安心してくらせるまち

1 環境への負担の少ない持続可能なまちをつくる

基本的方向

「地球温暖化防止京都会議（COP3）」の開催都市として、市民、事業者、行政の連携の下、経済的手法の検討も含め、二酸化炭素（CO₂）排出量の削減や資源・エネルギーの有効利用など総合的な地球温暖化防止対策に積極的に取り組むとともに、ごみの発生抑制とリサイクル、廃棄物の適正処理を推進する。

さらに、豊かな自然環境との調和を図りつつ、市民の自主的な環境保全の取組を支援することで、ひとりひとりがくらしに節度をもち、環境への負担の少ない持続可能なまち「環境共生型都市・京都」を実現する。

(1) 「京のアジェンダ21フォーラム」を核とした環境問題への取組

ア 市民、事業者、行政等の対話と協働による環境問題への取組

環境と共生する持続型社会への行動計画「京のアジェンダ21*」の推進組織である「京のアジェンダ21フォーラム」を核として、市民、事業者、行政等の対話と協働による地球温暖化防止に向けた環境問題への取組を進める。

イ 環境にやさしいくらしへ誘導する省資源・省エネルギーのシステムづくり

ものの長期使用、ごみの減量、リサイクルしやすい商品の購入、無駄の少ないエネルギーの利用など、市民ひとりひとりの環境にやさしいくらし（エコライフ）への誘導と住まいの断熱化、太陽エネルギー等の自然エネルギーの利用など、省資源・省エネルギーのシステムづくりを進める。

ウ 環境配慮型商品の市場拡大と環境を大切にす消費者づくり

事業者に対しては環境に配慮した商品づくりを行うことを、また一方、消費者に対しては環

境を大切にした商品を購入することを促すとともに、製造業者、流通業者、消費者等が連携・協働して、環境への負担を減らした商品を積極的に購入するグリーン購入ネットワークづくりを進める。

エ 循環型の新しい産業システムづくり

資源・エネルギー循環型の新しい産業構造への転換をめざし、環境にやさしい取組を進める事業者等を認証する「京都版環境管理認証制度（KES）」を創設し、より多くの事業者等が環境保全活動に取り組むように誘導するとともに、それらの事業者等の連携による資源・エネルギーの循環を重視した事業を促進する。

オ 環境にやさしい新しい観光都市づくり

多様化する観光客のニーズに対応して、環境学習の施設や自然とのふれあいを体験できる地域などをつなぐ観光コースの開発、徒歩や自転車による観光、使い捨て用品の削減など宿泊施設における環境への配慮の促進などにより、環境を大切にす旅（エコツーリズム）の視点から新しい観光都市づくりを進める。

参照 P66「4 歩いて楽しいまちをつくる」(1)エ
P96「2 魅力ある観光を創造する」(1)オ

カ 環境にやさしい交通体系づくり

公共交通機関や自転車を利用しやすいまちづくり、排出ガスの少ない車や低燃費の車など環境への負担の少ない自動車の普及、公共交通機関への転換等による自動車交通量の抑制など、環境にやさしく、子ども、高齢者、障害のあるひとや旅行者にもやさしい交通体系づくりを進める。

参照 P66 「4 歩いて楽しいまちをつくる」(2) (3) (4) (5)

キ 地域の文化や環境を活用する地域まると博物館づくり

世界に誇る文化遺産や有形無形の文化財、環境にやさしい京都の伝統的なライフスタイルと結びついた伝統行事や工芸品、町衆の生活、さらには豊かな自然環境などを、地域まると博物館（エコミュージアム）として市民とともに生涯学習や観光資源に活用するとともに、それを次世代に継承する。

参照 P66 「4 歩いて楽しいまちをつくる」(1)エ

ちょっと注目！

京都版環境管理認証制度（KES）の創設

環境問題に関心をもつ多くの事業者、団体等が日常的に環境保全活動に取り組むことができるよう、規格の内容が平易で取り組みやすく、低コストで取得できる京都市独自の認証制度を創設

エコツーリズムの推進

宿泊施設等、観光関連施設における環境保全活動の取組促進

京都ならではのエコツアーに関する企画・調査・研究や情報発信

地域まると博物館（エコミュージアム）づくり

世界文化遺産、有形無形の文化財、祭などの伝統行事、工芸品、町家にみられる環境にやさしいライフスタイル、豊かな自然などを、市民とともに生涯学習や観光資源に活用し、次世代に継承

(2) 環境と共生するくらしの実現

ア 豊かな自然環境の保全・活用

生物の生息空間の保全、都市防災力の向上、潤いのある景観の形成、レクリエーションの場の提供など、水と緑の多様な効用を生かした豊かな都市環境を実現するため、三方の山々と鴨川、桂川、宇治川など大きな川を骨格に、地域ごとの特性に応じて、豊かな自然や歴史的景観の保全、河川環境の保全・創造、公園緑地の整備、農地の計画的保全・活用などを図り、市域全体での水と緑のネットワークを形成する。

また、自然体験などを通じて自然や生態系のしくみを理解し、自然を大切にすることを育んでいけるよう、公園、散策道、水辺環境など自然とふれあえる場や機会を確保する。

参照 P79 「1 美しいまちをつくる」(3)エ

イ 環境教育・学習の推進

(ア) 環境に関する教育・学習の場の提供

地球規模に拡大した環境問題を身近な所から考え、マイカーの自粛や美化・清掃活動、リサイクル活動など、ひとりひとりが身の回りのできることから主体的に実践することにより、環境への理解を深め、環境を大切にすることを育成する。

(イ) 環境学習・エコロジーセンターの整備

ごみ問題から地球環境問題まで幅広い視点に立った「環境意識」の定着を図るため、市民や事業者が「学び・育つ」、「調べ・考える」、「参画し・行動する」という“3つの場”の拠点となる「環境学習・エコロジーセンター」を整備する。

また、環境情報システムを構築し、環境の現況や各種の取組についての情報を提供するとともに、市民との双方向の情報交換を行う。

ウ 資源・エネルギーの有効利用

(ア) 省エネ型ライフスタイルの実践の支援

家庭での環境家計簿*の利用促進，市民，事業者，環境NGO（非政府組織）等の連携による温暖化防止活動優秀団体等の表彰や実践活動報告などにより，省エネ型ライフスタイルの実践を支援する。

(イ) 環境マネジメントの国際規格 ISO14001の認証取得

環境への負担の少ない持続可能なまちの実現をめざし，本市の環境管理システムを構築するため，市役所の本庁舎をはじめ，公的施設について率先して環境マネジメントの国際規格ISO14001*の認証取得の拡大を進める。また，民間施設における取得への支援を行う。

(ウ) 新エネルギーの利用促進

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量を抑制するため，市民，事業者，行政の連携の下，「地域新エネルギービジョン」に基づき，太陽光発電や太陽熱利用，廃棄物発電，燃料電池など新エネルギーの導入を促進する。

(エ) 環境保全に向けた市の先導的な取組の推進

市内有数の大事業者，消費者である市役所が率先して，環境保全活動を展開する企業からの環境への負担の少ない製品やサービスの購入，市バスや公用車への低公害車の導入など，環境保全に向けたエコオフィスづくりを進める。

また，公共建築物の長寿命化や屋上緑化，雨水や自然エネルギーの有効利用，道路等の公共空間におけるリサイクル材の利用などによる，環境への負担の少ない公共施設の整備を進める。

さらに，費用対効果を考慮するなど，効率的に環境政策を進めるための評価手法を検討する。

エ 生活環境の保全

(ア) ダイオキシン類対策の推進

大気，河川水質・底質，土壌，地下水に加え，人体に直接影響を及ぼす恐れのある母乳，農作物，上水道におけるダイオキシン類*濃度調査を実施し，ダイオキシン類による環境汚染の防止と市民の健康の保護を目的とした総合的，計画的な対策を進める。

また，クリーンセンターをはじめとする本市の焼却施設について，ダイオキシン類の排出削減対策を進めるとともに，民間の廃棄物処理施設や小型焼却炉についても排出抑制に向けた指導を行う。

(イ) 大気汚染対策の推進

工場・事業場への規制や監視，公害防止協定の締結，大気汚染状況の常時監視を行うとともに，有害大気汚染物質の調査を継続実施する。

(ウ) 水質汚濁対策の推進

河川や地下水の状況を把握するため，常時監視を行うとともに，水質汚濁物質を排出する工場・事業場に対して規制や監視を行う。

(エ) 騒音・振動・悪臭対策の推進

騒音，振動に関する工場・事業場や建設作業への規制や監視を実施するとともに，悪臭物質の排出により，周辺的生活環境に影響を与えていると判断される工場・事業場に対し，悪臭の測定や調査を実施する。

(オ) 自動車公害対策の総合的な取組の推進

自動車騒音や大気汚染など自動車公害から生活環境を保全するため，排出ガス最新規制適合車の民間への普及拡大や流通部門の共同集配化，公共交通機関の優先運行システムの導入，低騒音舗装*の敷設や道路緑化等による沿道環境改善

事業の推進，低公害車導入への融資制度の充実など，関係機関と連携した総合的な取組を進める。

(カ) 上下水道整備などによる水質保全・多目的利用
安全な水を安定して供給するため，浄水処理方法の高度化の研究を進めるとともに，水道施設の整備を進める。また，市内河川や下流水域の水質保全のため，下水道施設における高度処理を進めるとともに，合流式下水道施設の改善や下水道未普及地域への下水道等の整備を進める。

さらに，下水処理場やポンプ場の公園としての利用，下水管内の情報通信網としての利用など，多目的利用の検討を進める。

オ 環境に配慮したまちづくりを進める環境影響評価制度の推進

開発事業等の実施に際し，「環境影響評価法」の対象としていない種類の事業やより小規模な事業を対象として，計画の早い段階から環境への配慮を促す事前配慮指針や事後調査を定めた「環境影響評価等に関する条例」に基づき，その環境に及ぼす影響を事前に調査・予測・評価するなど環境保全に十分配慮を加えることにより，公害を未然に防止するとともに，自然環境や文化環境の保全に努める。

カ 国立総合地球環境学研究所の整備支援

地球規模の環境問題の解決に向け，人文・社会科学から自然科学までの幅広い学問分野を総合化し，新しい視点に立って研究を行う「国立総合地球環境学研究所」の整備を支援する。

参照 P102「3 大学の集積・交流が新たな活力を生み出す」(5)ア
P105「1 個性と魅力あるまちづくり」(1)ア(ウ)

ちょっと注目！

環境学習・エコロジーセンターの整備

市民，事業者，環境NGO（非政府組織），青少年科学センターなどと連携を図りながら，環境意識の定着に向けた環境学習を展開
青少年科学センター敷地内に2002年開所予定

市役所のISO14001の認証取得

環境への負担の少ない持続可能なまちの実現をめざし，自主的・積極的に環境管理システムを構築するため，山科区役所，青少年科学センター，東部クリーンセンター等に続く，市役所（本庁舎）での環境マネジメントの国際規格の認証を取得

新エネルギーの利用促進

公共施設への太陽光発電システムなど新エネルギーの導入
廃食用油のバイオディーゼル燃料化

ダイオキシン類対策の推進

健康影響調査や大気，土壌，水質などの常時監視の強化
クリーンセンターにおける排ガス対策などのダイオキシン類排出削減対策の推進

低公害車の導入促進

市バス・公用車の低公害化
民間部門における低公害車導入に対する支援
アイドリングストップ運動の展開

下水の高度処理

市内河川の水環境の向上，淀川・大阪湾の水質改善，阪神圏1,100万人の上水道の水質保全を図るため，下水中の窒素，リン，色等を除去する高度処理を推進

(3) 廃棄物を出さない循環型社会の構築

ア 循環型社会形成推進基本法の理念を踏まえた取組の推進

循環型社会の形成に向けた取組の基本的枠組みである「循環型社会形成推進基本法*」に基づき、市民、事業者、行政の役割分担を明確にしつつ、廃棄物の発生抑制や再資源化、適正な処理を進める。

イ ごみの発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進

(ア) 市民と一体となったごみの減量とリサイクルの促進に向けた行動計画の推進

ごみの発生しない循環型の産業社会の形成をめざすゼロエミッション*を基本に置き、ごみの減量とリサイクルの促進に向け、「ごみ減量推進会議*」を中心とした、市民、事業者、行政の協働による取組を進める。

(イ) 廃食用油を利用したディーゼルエンジン燃料化事業の推進

地域住民の協力の下、廃食用油の回収事業を全市域に拡大するとともに、回収した廃食用油をバイオディーゼル燃料に精製するための施設を建設し、燃料の安定供給と市内における資源循環の確立を進める。

(ウ) ごみ減量・リサイクル推進店の拡充と不用品・古紙リサイクルの推進

事業者や市民のごみ減量意識の高揚を目的とし、ごみの減量やリサイクルの推進に積極的に取り組んでいる店を「めぐるくんの店*」として認定し、その拡充を進める。

また、ごみの発生抑制や減量化を図るため、「不用品リサイクル情報案内システム」により市民から寄せられた不用品の再利用に関する情報提供を進めるとともに、古紙リサイクルの推進と再生紙の利用を促進する。

(エ) 大規模事業所に対するごみの減量指導の充実
大規模事業所から排出されるごみの減量指導を充実するとともに、対象事業所のさらなる拡大を検討する。

ウ 資源ごみの分別収集の拡充

ごみの減量やリサイクルを促進するため、缶・びん・ペットボトルに加え、プラスチック製容器包装廃棄物など「容器包装リサイクル法*」を踏まえた分別収集への取組を拡充する。また、缶・びん・ペットボトル排出のための推奨袋を利用して、適正な排出ルールの徹底を市民に呼びかける。

さらに、紙パック、使用済筒型乾電池の回収を促進するため、回収拠点の増設を進める。

エ 建設副産物や下水汚泥等の有効利用

コンクリート、アスファルト、木材等の建設副産物の発生抑制、再利用の促進や適正処理を図るとともに、土砂については、「建設発生土情報交換システム*」を活用することにより工事間流用に取り組み、再利用を促進する。

また、下水道施設から発生する汚泥を建設資材として有効利用することにより処分量の減量化を図るとともに、下水道処理水や貯留雨水の有効利用を進める。

オ 産業廃棄物の適正処理体制の確立

(ア) 発生抑制、減量化、再資源化の推進

産業廃棄物を多量に排出する事業者に対し、廃棄物の発生抑制や減量化の視点を明確にした処理計画作成の指導を行うとともに、リサイクル情報の提供システムの構築や廃棄物交換制度*の推進により、事業者が行う廃棄物の発生抑制、減量化、再資源化の取組を支援する。

(イ) 適正処理の推進

廃棄物の不適正処理に伴う生活環境保全上の

支障を生じさせないように、野外焼却や不法投棄などを防止するため、悪質業者に対しては法律を厳格に適用するなど、監視・指導體制の強化を図るとともに、産業廃棄物管理票制度*による処理情報管理システムの確立により適正処理を推進する。とくに、有害廃棄物に関する徹底した管理を図る。

(ウ) 処理・処分施設の設置促進

事業者の設置する施設でのダイオキシン類による環境汚染などが社会問題化しているが、産業廃棄物の処理・処分施設や再資源化施設は、健全な産業活動に必要な施設であり、周辺住民の生活環境の保全に十分配慮した安全で信頼性のある施設の整備促進を図る。

(エ) 社会意識の高揚

産業廃棄物の処理については、不適正処理による環境汚染の発生など、社会的に信頼が低下している。このため、表彰制度を導入するなど優良事業者、業界団体の育成に努める一方、市民参加型の普及啓発事業として、市民とともに取り組むシンポジウムやフォーラムを行い、産業廃棄物に関して正しい認識を深めるための取組を進める。

カ 廃棄物処理施設の整備

(ア) クリーンセンターの再整備

将来の可燃ごみ量に対応するとともに、適正で確実なごみ処理を継続するため、耐用年限を迎えるクリーンセンターについては、ダイオキシン類を低減化するなどの最新設備を備えたものへと、順次、建替えや改修整備を進める。

また、これに合わせて、ごみの焼却時に発生する余熱エネルギーを利用した、広く市民が利用できる施設の整備を検討する。

(イ) 中間処理施設の整備

缶・びん・ペットボトルのリサイクルの促進

に対応した中間処理施設の整備を進めるとともに、プラスチック製容器包装廃棄物の中間処理施設の整備に取り組む。

(ウ) 焼却灰溶融施設の整備

クリーンセンターにおけるごみの焼却灰から、長期的安定性に優れ、埋立ての際の覆土材等として利用可能な固化物（溶融スラグ）を生成して再資源化する焼却灰溶融施設を整備する。

ちょっと注目！

資源ごみの分別収集の拡充

缶・びん・ペットボトルに加えて、プラスチック製容器包装廃棄物などの分別収集の拡充
紙パック、使用済筒型乾電池などの回収拠点の増設

下水汚泥のリサイクルの推進

下水処理場から発生する汚泥の減量化、建設資材などへの有効利用を推進

2 災害に強く日々のくらしの場を安全にする

基本的方向

21世紀前半は近畿内陸の活断層が活動期にあるといわれるなか、木造建築物や袋路の多い京都のまちの特色に配慮するとともに、貴重な文化財を守るという歴史都市の課題を踏まえ、地震などの大規模災害や火災への備えを充実する。

このため、都市の空間や建築物の防災機能を強化するなど、災害に強いまちづくりに取り組むとともに、ひとりひとりが災害から身を守る知恵や工夫を日々のくらしのなかに生かす災害に強いひとづくり・組織づくりを進める。

(1) 京都のまちの特色に配慮した災害に強いまちづくり

ア 災害に強い都市空間の形成

地震などの大規模災害に強い都市づくりを進めるため、地震被害想定の見直しをはじめとした災害対策等の調査研究を行い、避難対策や備蓄施設を確保するなど、災害時に不特定多数のひとが利用する建築物や地下街、避難場所や避難路となる公園や道路等の公共空間の防災機能の強化を進める。

また、高度情報化に対応した上下水道施設の管理システムの構築や共同溝*の整備など、ライフラインの防災性の向上に努めるとともに、情報通信網の整備として、光ファイバー*の下水管内敷設の検討を進める。

参照 P92「1 産業連関都市として独自の産業システムをもつ」(2)イ(ウ)
P116「3 高度情報通信社会に対応できる基盤づくり」(1)ア

イ 災害に強い建築物、すまいづくり

防災活動や避難の拠点となる市・区庁舎、消防署、学校施設など公共建築物の耐震改修を推進するとともに、「木造住宅耐震診断士派遣事業」の実施などにより、民間建築物の耐震診断、耐震改修を促進する。

また、不特定多数のひとが利用する施設にお

ける消防用設備の設置指導、住宅用防災機器の普及、家庭や地域ごとの防災指導の強化などによる安全対策を進める。

さらに、京都らしい木造の町並みを将来にわたって継承していくため、合意形成の図られた一定の区域における新たな規制誘導策の創設、袋路の協調建替え*の促進など、京都のまちの特色に配慮した災害に強いすまいづくりを進める。

ウ 災害に強い水環境の整備

(ア) 上下水道施設の防災対策の推進

浄水場施設や配水管等の耐震化、配水池の増強や耐震性貯水槽の整備などにより、災害時の飲料水を確保する。

また、下水道施設の改築や既設幹線の連結、下水処理場やポンプ場における基幹施設・設備の複数系列化などにより、耐震性やシステム全体の安全性・柔軟性を高める。さらに、浸水に対する安全性を向上させるため、河川事業と連携して、雨水幹線やポンプ場の整備を進める。

(イ) 防災水利構想の策定

河川、池、井戸、地下水等のさまざまな水源を活用し、親水空間の創出などにも配慮しつつ、消火用水、飲料水、生活用水など命の糧となる水

の確保に努め、地域ごとに必要な水利を身近な場所に確保するための「防災水利構想」を策定する。

(ウ) 耐震性貯水槽等の整備

地震発生時における消火用水や飲料水の確保を目的に、耐震性貯水槽等の計画的な整備を行う。

エ 治山・治水対策の推進

水害を防止するための河川整備については、河川のもつ多様な自然環境や潤いのある水辺空間の場としての機能を生かした治水対策を進めるとともに、下水道事業などとの連携による河川への集中的な雨水の流出を抑制する総合的な治水対策を進める。

また、山、崖崩れなどの地盤災害を防止し、宅地の安全を確保するための規制・指導を徹底するとともに、森林を保全・育成する。

さらに、台風や大雨による水害発生時に迅速に対応するため、地理情報システム（GIS）などを活用した被害予想シミュレーション機能を有する総合的な水害対策支援システムを整備する。

ちょっと注目！

高度情報化に対応した上下水道施設の管理システムの構築

水道管路情報のデータベース化を進め、維持管理の効率化や事故等への迅速な対応が可能な水道管路情報管理（マッピング）システムを構築
下水道施設情報のほか、浸水被害や維持管理履歴等をデータベース化し、災害時等における迅速な対応を可能にする下水道台帳システムを充実することにより、新たに下水道維持管理情報システムを構築

ライフラインの共同溝の整備

くらしに欠かせない電気、ガス、上下水道などライフラインの安全性・信頼性の向上を図る共同溝の整備とネットワーク化を推進

建築物の耐震性の向上

新耐震基準実施（1981年5月）前に建てられた木造住宅の地震に対する安全性の確保と市民意識の向上をめざした「木造住宅耐震診断士派遣事業」を推進
新耐震基準実施前に建てられた公共施設の耐震改修を推進

防災水利構想の策定

大規模災害時に必要となる消火用水や飲料水、生活用水を確保するため、河川、池、井戸、地下水などさまざまな水源を活用し、地域ごとに必要な水利を身近な場所に確保することを目的に策定

総合的な治水対策の推進

西羽束師川等の流域において、河川、下水道等の連携により、河川改修や雨水幹線、ポンプ場、雨水貯留池の整備などの総合的な治水対策を推進

(2) 災害から身を守る知恵や力をつける災害に強いひとづくり

ア 歴史的な町並みを災害から守る市民ひとりひとりの災害対応力の向上

災害発生時に効果的な応急・復旧対策を実施するためには、市民ひとりひとりが防災に対する知識や技術をもち、それに裏付けられた行動力を発揮することが一層求められている。

とくに、京都は戦前の木造住宅の比率が高く、袋路など狭い通路も多いなど、災害に対して脆弱な都市構造を有しており、震災時には、同時多発的な火災発生のおそれがあるとともに、交通機能の麻痺や断水などにより消防活動が阻害され、被害が甚大になることが予想される。

このため、地震対策調査結果や危険箇所情報などの各種防災情報や災害情報を市民や京都を訪れるひとびとに対して多様な手法で提供する。

また、災害時に地域の防災活動の中心的存在

となる自主防災組織*リーダーの養成，職場や地域等のさまざまな場における防災教育や防災訓練などの実施，出火防止対策や初期消火体制の充実など，市民ひとりひとりの防災意識や災害時における対応力の向上を図る。

イ 高齢者や障害のあるひと，子どもや若者に対する防災安全対策の推進

高齢者や障害のあるひとの災害時の安全を確保するため，各種福祉団体と連携を図りつつ，介護支援専門員やホームヘルパーをはじめとする保健福祉に携わるひとを防火アドバイザーとして養成し，きめ細かな防災指導を行うなど，地域ぐるみの防災安全対策を進める。

また，学校教育や地域コミュニティにおける防災指導を進め，子どもや若者の防災意識の向上に努める。

ウ 市民ひとりひとりの応急手当能力の向上

自主防災組織員，学校教職員，保育関係者，事業所従業員等を対象に応急手当普及員を養成するとともに，広く市民を対象に普通救命講習を実施するなど，ひとりひとりの応急手当能力の向上を図る。

ちょっと注目！

多様な手段による防災情報の提供

京都盆地の地下構造調査や活断層調査に基づく「京都市地域防災計画」の被害想定の見直し
地震対策調査研究の調査データや見直しする被害想定に基づいた危険箇所情報，災害時の活動マニュアル等の情報を掲載した防災マップの配布
区役所，文化観光施設に設置した端末機やインターネットを通じた各種防災情報や災害情報の提供

(3) 市民のくらしと豊かな文化・歴史の蓄積を守る災害に強い組織づくり

ア 自主防災組織等の活動を通じた地域の防災力の向上

地域のコミュニティ意識の高揚と，それに基づく地域住民などによる防災体制の確立をめざし，自主防災組織ごとに，市民みずからが地域の事情に応じた「市民防災行動計画」を策定し，災害に備えるとともに，自主防災組織や事業所との連携の下，災害発生時の支援に関する協議や合同訓練を実施するなど，地域ぐるみの防災体制を確立する。

また，火災原因のトップである放火火災を防止するため，市民や関係機関と連携し，放火されない環境づくりを進める。

イ 市民防災会議の創設

市民がみずから，それぞれの家庭や地域における防災の取組について意見交換や交流を行う市民防災会議を創設し，家庭，地域の防災力の充実とネットワークの強化を図る。

ウ ボランティア活動への支援体制の充実

災害時に大きな役割を果たすボランティア活動が円滑に行われるよう，災害時のシステム構築を進めるとともに，リーダーやコーディネーターを育成するなど支援体制を充実する。

エ 消防活動体制の整備

近年の社会情勢の変化により，市民の日常生活を脅かす火災や事故が複雑多様化・大規模化しているなか，火災をはじめとする災害による被害を最小限にとどめるため，最新技術を導入した消防装備や車両の整備，消防署の整備，高度情報化に対応した消防防災通信ネットワークの構築などを進めるとともに，あらゆる災害に対応した迅速確実な消防活動を総合的に支援す

る施設の整備を進める。

さらに、安全で災害に強い地域コミュニティの形成に中心的な役割を果たす消防団と地域との連携の強化に向け、青年層、女性層の消防団活動への積極的な参加を促進するとともに、地域における消防団器具庫などの整備を進める。

オ 救急活動体制の充実

高齢化の進展に伴い、今後も救急出動件数の増加傾向は続くものと予想されるなか、多様な救急需要に対応した効果的な救急活動を展開するため、救急救命士の計画的養成と教育の充実、高規格救急自動車*の計画的配備を進めるとともに、ヘリコプターによる機動的な救急活動を充実する。

また、第二日赤救命救急センターの再整備を支援するとともに、関係医療機関との連携を強化する。

カ 文化財の防災対策の推進

京都には世界文化遺産をはじめ、国宝、重要文化財、伝統的建造物群保存地区など、世界に誇る文化財が多数存在している。これらの文化財を火災から守り、後世に継承していくため、消火・警報設備などの文化財防災施設の設置指導や防火指導などを引き続き実施するとともに、平常時の火災予防や災害発生時の消火、通報、文化財の搬出などがより迅速に実施できるよう、地域住民と文化財関係者との連携による文化財市民レスキュー体制を確立する。

キ 山の緑を守る防火対策の推進

貴重な森林資源やすそ野に広がる文化財を火災から守るため、防火水槽の整備、消火用水としての雨水や河川などの有効活用を図るとともに、空中消火や効果的な消防車両の運用など山林火災消火体制の整備を進める。

また、山林所有者、近隣住民、ハイカーなど

への出火防止を促す啓発活動を充実する。

ク 防災ネットワークの強化

災害発生時には、市民、事業所、地域やボランティアとの協働と、国、自衛隊、京都府、警察、京都府医師会、日本赤十字社、ライフライン・鉄道事業者などの防災関係機関との連携が重要であることから、災害の予防、災害時の応急対策、復旧対策、復興計画を総合的に定めた「京都市地域防災計画」に基づき、広域的なネットワークを充実し、防災対策を強化する。

ちょっと注目！

市民防災行動計画の策定

防災カルテを活用し、自主防災組織ごとに策定
初期消火や救出・救護、応急手当などの防災体制、高齢者や障害のあるひとの安全対策、放火火災防止対策などについて、市民みずからが地域事情に応じて策定

消防活動総合支援施設の整備

あらゆる災害に迅速・機動的に対応できる活動体制の構築
活動支援車両や器材の集中管理
消防隊等の訓練施設機能や研修機能の強化

ヘリコプター活動体制の充実

ヘリコプター2機体制のなかで、より効率的な防災活動を実施
山間遠隔地域における傷病者に迅速に対応するため、高度救命処置用器材を搭載したヘリコプターを整備

文化財市民レスキュー体制の確立

文化財の近隣の市民が文化財関係者とともに、日常の防火対策や火災発生時の消火、通報、文化財の搬出などの初動活動について連携する近隣協力体制を構築

3 日常生活における身近な安全や安心を確保する

基本的方向

日常生活における身近な安全や安心を確保するため、市民、事業者、警察その他関係機関と連携して、市民の自主的な防犯・事故防止活動の支援、犯罪や事故などを未然に防ぐまちづくりを進めるとともに、消費者被害を未然に防ぐための情報提供を行うなど、消費者が自立し安心してくらするまちづくりを進める。

(1) 犯罪や事故のない安全なまちづくり

ア 地域が主体となった生活安全対策の推進

犯罪や事故のない、だれもが安心してくらするまちを実現するため、地域住民や各種団体、事業者、警察その他関係機関との連携により、一体となって地域の安全活動に取り組んでいけるよう、行政区を単位とした「生活安全推進協議会」を設置し、地域が主体となった積極的な活動を展開する。

イ 情報提供や啓発活動の推進と人材の育成

市民しんぶん、テレビやラジオなどを活用して、市民や旅行者等への生活安全に関する情報提供や啓発活動を進める。また、市民や事業者等が生活安全についての専門的、実践的知識を習得できるよう講習会や研修会を開催するとともに、安全なまちづくり運動など実践的な活動を通じてリーダーとなる人材を育成する。

ウ 交通安全対策の推進

市民や旅行者等を交通事故から守るため、ガードレールなど交通安全施設を整備し、違法駐車や放置自転車等への対策を進めるとともに、交通ルールの遵守を呼びかける。

エ 市民の自主的活動への支援

市民みずからが積極的に生活安全に関する知

識を理解し、地域単位で住民や各種団体が一体となって、地域の安全のために幅広く活動していくことは、地域における犯罪や事故を未然に防止するうえで重要である。そのため、警察その他関係機関と連携し、情報誌、パンフレット等の発行や顕彰制度の創設など市民の自主的活動への支援を進める。

オ だれもが犯罪や事故から安心してくらする環境づくり

公共的建築物や道路、公園等の整備に際してバリアフリーの取組を進めるとともに、だれもが安心してくらするまちの実現をめざして、児童や生徒などの安全な通学を確保する通学路安全対策、高齢者や重度の身体障害のあるひとの安全を確保する緊急通報システム事業、警察などと連携した青少年の非行防止対策、旅行者にわかりやすい観光標識の増設や情報提供などの取組により、犯罪や事故が発生しにくい環境づくりを進める。

カ 犯罪や事故発生時の緊急体制の整備と被害者等への支援

地域住民や各種団体、警察その他関係機関との連携の下、犯罪や事故発生時に迅速な対応がとれるよう、危機管理マニュアルの作成など緊急体制の整備を進める。また、犯罪や事故に巻き込まれた被害者やその家族、さらには関係者等が受けた心の傷に対するケア等の支援体制の

確立，暴力事案などに対応できる専門家による相談窓口の設置などを進める。

ちょっと注目！

生活安全推進協議会の設置

地域が主体となって生活安全施策の推進に重点的に取り組むため，行政区を単位とした，地域住民や各種団体，事業者，警察その他関係機関とのネットワーク組織を設置

が求める情報をわかりやすく提供するとともに，悪質商法等による消費者被害を未然に防ぐため，市民しんぶんをはじめテレビ，ラジオ，インターネット等の各種広報媒体を活用し，適切で迅速な情報提供を行う。

(2) 消費者が自立し安心してくらせるまちづくり

ア 消費者問題への理解の促進

消費者月間事業の開催などを通じて，消費者団体や事業者団体と連携し，消費者問題をはじめ，地域のくらしや環境問題などについても相互理解を深め，市民の消費生活の向上を図る。

イ 消費者の選択眼を養うための学習機会の提供

消費者契約上のトラブル，ごみ問題等を引き起こす過大包装などに関する問題意識を喚起するとともに，消費者被害の防止や消費者問題に対する理解を深めるため，家庭，地域，職場等のさまざまな場における幅広い年齢層に応じた学習機会の提供を進める。

ウ 市民生活センターにおける相談体制の充実

消費生活相談，一般相談，法律相談，税務相談，交通事故相談などの相談事業を行う「市民生活センター」において，多様化する相談内容に対応できる体制づくりを進める。

エ 消費者への情報提供の充実

各種のアンケート調査や「市民生活センター」に寄せられる消費生活相談を基礎に，消費者意識や消費者被害の分析を行い，消費生活の向上を実現するために必要な情報を整理し，消費者

4 歩いて楽しいまちをつくる

基本的方向

歩いて楽しい「歩くまち・京都」の実現をめざす。「歩くまち・京都」とは、歴史文化資産や自然環境と調和した歩く魅力があるまち、だれもが歩きたくなるような安全・快適な交通環境が整ったまち、生活目的が身近な地域で歩いて果たせるまち、また、来訪者にとっても歩くことによってその価値をより深く楽しむことができるまちである。

このようなまちをつくるため、美しい町並み景観の形成など歩くまちの魅力を高める取組を進めるとともに、自動車流入の抑制や安全な自転車利用の促進等、のびのびと歩けるための条件を整備し、環境への負担の少ないまちづくりをめざす。

(1) 歩く魅力のあるまちづくり

ア まちの美化の推進

市民ひとりひとりが、ごみを捨てない捨てさせないという意識を高め、市民、事業者と一体となって、ごみの散乱を防ぐとともに、道路や公園等の清掃を充実するなど、まちの美化に努める。また、安全・快適に歩くことができる環境を維持するため、歩道等の放置自転車や違法駐車、違反広告物や不法投棄等に対する監視指導体制を強化する。 参照 P76「1 美しいまちをつくる」(1)

イ 歩くまちにふさわしい景観の形成・保全

(ア) 自然・歴史的な景観の保全

三方の山々やその山すそ等において、緑豊かな景観や歴史的風土等を保全することに加えて、歴史や文化、自然を歩いて楽しむことができる散策路を整備する。また、土地所有者の協力を得ながら、三方の山々をつなぐ「京都一周トレイル事業」を進める。

参照 P76「1 美しいまちをつくる」(2)ア
P96「2 魅力ある観光を創造する」(1)オ
P105「1 個性と魅力あるまちづくり」(1)ア(ア)

(イ) 市街地における景観形成

市街地においては、景観保全・整備に関する

地区の指定、歴史的意匠建築物の指定、電線類の地中化、閉校となった校舎等の良質な市有建築資産の再生利用などを通じて、京都固有の魅力的な町並みと調和した景観形成を促進する。

参照 P77「1 美しいまちをつくる」(2)イ

(ウ) 水と緑を生かしたまちづくりの推進

鴨川など市街地を流れる河川等においては、良好な水辺環境の整備や緑を生かした景観の整備を促進する。 参照 P79「1 美しいまちをつくる」(3)

(エ) 沿道の景観整備の促進

本市の主要な玄関口である京都駅の駅前通りや御池通シンボルロード等において、景観に配慮した質の高い歩道整備に努め、沿道建築物等の景観の向上を誘導する。

(オ) 清潔で利用しやすい公衆便所の整備

観光地やひとのよく集まる所など、周辺状況から望まれる所に、歩くまちを支援する施設として、周辺の景観等と調和した清潔で利用しやすい公衆便所を整備する。

ウ まちのバリアフリー化の推進

すべてのひとが自動車交通に頼らず歩いてくらせるよう、公共施設の段差を解消するなど、

まちのバリアフリー化を推進する。とくに鉄道駅とその周辺道路、駅前広場については、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」を活用して取組を推進する。

【参照】 P29「2 すべてのひとがいいきと活動する」(1)イ

エ 観光地や商店街の活性化

市街地の文化遺産や有形無形の文化財等、地域の文化、環境を活用する地域まるごと博物館（エコミュージアム）づくり、徒歩や自転車による環境を大切に旅（エコツーリズム）の推進や歩行者天国の実施など、観光客にとって歩くことの魅力が実感できるまちづくりを進める。

また、商店街の活性化と連携して、観光客も含めた多くのひとが歩き集うような、歩くことが楽しくなるまちづくりを促進する。

【参照】 P53「1 環境への負担の少ない持続可能なまちをつくる」(1)オ、キ
P93「1 産業連関都市としての独自の産業システムをもつ」(3)イ
P96「2 魅力ある観光を創造する」(1)イ、オ

オ 職住共存地区における「歩くまち・京都」の推進

都心部において「職」と「住」が共存してきた中心的な地区である「職住共存地区*」を「歩くまち・京都」を実現するための先導的な地区と捉え、居住者や事業者はもとより、来訪者にとっても、まちに親しみがわき、安全・快適で歩くことが楽しくなるようなまちづくりを推進する。

このため、自動車の通行制限や歩道のバリアフリー化など歩行空間の快適性を高め、地域拠点施設の整備など生活を支える諸機能の整備を促すとともに、京町家にみられるような伝統的な知恵と意匠による木造建築物の保全・再生・活用、袋路の協調建替え、共同建替え*を促進するなど、子どもから高齢者まで多様な世代が共生できる居住環境の整備に努める。

【参照】 P96「2 魅力ある観光を創造する」(1)エ
P106「1 個性と魅力あるまちづくり」(1)イ(イ)

(2) 歩くまちの歩行空間の形成と自転車利用の促進

【参照】 P54「1 環境への負担の少ない持続可能なまちをつくる」(1)カ
P110「2 多様な都市活動を支える交通基盤づくり」(1)イ

ア 緑豊かで安全・快適な歩行空間ネットワークの形成

高齢者や車いす利用者等、だれもが安全で快適に利用できる歩行空間を確保するため、鉄道駅や福祉施設、病院、学校等を結ぶ歩行者が多い道路を歩行空間ネットワークとして捉え、歩道のバリアフリー化のほか、自動車の走行を制限するコミュニティ道路や歩車共存道路の整備された地域づくりに取り組む。

また、鴨川に架かる橋の調査・検討や整備、電線類地中化による歩行空間の拡大、情報通信技術（IT）を活用した歩行者支援システム（歩行者ITS）の導入などにより、安全で快適な歩道の整備を推進する。

さらに、街路樹の整備、民有地の「生け垣緑化助成事業」や学校における「花と緑のグリーンベルト事業」等により、花と緑の豊かな歩いて楽しいまちの整備を促進する。

イ 自転車利用環境の整備

環境にやさしく、日常生活において重要な役割を果たしている自転車の利用を促進するため、自転車走行空間や自転車等駐車場の整備に努める。また、主に通勤通学や業務・買物等の利用者を対象とする都市型レンタサイクルを普及させ、公共交通機関の利用や自転車等駐車場の効率的な活用を促進する。

さらに、地域と一体になった啓発活動などにより、市民ひとりひとりが自転車利用のマナーやルールを守るよう呼びかけるとともに、放置自転車等の撤去を強化することにより、歩行者の安全確保に努める。

ちょっと注目！

だれもが安全で快適に利用できる歩行空間ネットワークの形成

鉄道駅や福祉施設，病院，学校等を結ぶ利用者が多い歩行空間を選定し，歩道の段差解消，歩道を広くし車道を曲線化して車の速度を落とす等の効果のあるコミュニティ道路の整備，歩道がつかれない道路で歩くひとを優先させる工夫を施した歩車共存道路の整備などの事業を計画的に推進

鴨川に架かる橋の調査・検討や整備

鴨川に架かる橋の役割や意匠・形態などについてさまざまな視点から検討する「明日の鴨川の橋を考える会」の提言に基づき，ひとにやさしい歩道橋も含めた今後の鴨川に架かる橋の調査・検討や整備を推進

歩行者支援システム（歩行者ITS）の導入

情報通信技術（IT）の活用により，すべてのひとが段差・障害物の存在，最寄りの交通機関・観光地までの道案内などの情報を手軽に得ることができ，安全・快適にまちを歩くことができる歩行者支援システム（歩行者ITS）を導入

自転車等駐車場の整備

自転車等駐車場整備対象駅として位置付けた近鉄東寺駅や京阪淀駅等7駅について整備推進
鉄道事業者の協力や地域の協議会の取組により，近鉄桃山御陵前駅や京阪伏見桃山駅等40駅について整備検討

都市型レンタサイクルの普及

放置自転車問題を解決するための新たな施策として，鉄道事業者等と協力・連携し，主に通勤通学や業務・買物等の利用者を対象とする都市型レンタサイクルの普及を促進

(3) 歩くまちを支える公共交通の充実

参照 P54「1 環境への負担の少ない持続可能なまちをつくる」(1)カ
P110「2 多様な都市活動を支える交通基盤づくり」(1)ウ

ア 公共交通輸送サービスの充実

市民の「歩くまち・京都」の実現に向けた交通行動への移行を促すため，公共交通機関については，常に路線網や乗車券制度，サービス施設等の調査研究や改善に努め，利用しやすく乗り継ぎに便利な公共交通輸送サービス網を充実する。

また，バスや鉄道輸送のサービスを絶えず充実させるとともに，公害対策，バリアフリー化などについても推進・支援する。

イ バス輸送サービスの充実

身近な市民の足であるバスを，より利用しやすいものにするために，定時性の確保に向けた公共車両優先システム（PTPS）*等への参加や少系統多便型への取組，地下鉄との連携強化を念頭に置きながら，バス路線の再編に取り組む。

また，乗合バス事業の自由化*（国土交通省による需給調整規制の廃止）への対応，利用者の利便性を重視したサービスの充実をめざし，100円循環バスや観光旅客用路線バスの運行充実の検討など，経営の健全化を図りながら新たなバス輸送サービスの充実に取り組む。

ウ 鉄道輸送サービスの充実

定時性が高く環境への負担が少ない，公共交通機関の基幹的な役割を担っている鉄道輸送サービスについては，地下鉄鉄道網の充実を図るとともに，JR線や民鉄線鉄道網のサービス，各鉄道機関の結節機能の充実を促進する。

参照 P110「2 多様な都市活動を支える交通基盤づくり」(2)ア

エ 公共交通のバリアフリー化・低公害化の推進

公共交通を，より利用しやすいものにするため，市バス・地下鉄等のバリアフリー化の推進，駅前広場等の改善，交通結節ターミナルの機能

充実を図るとともに、市バスについては、環境負担の少ない低公害・低燃費仕様の車種を導入していく。

オ 公共交通の利用を促進する運賃・乗車券制度の改善

地下鉄や市バスは公営交通として、公共交通のネットワークのなかで中心的な役割を果たしているため、公共交通が利用しやすい運賃・乗車券制度を検討し、経営の健全化を図りながら改善する。

(4) 歩くまちにふさわしい道路網の整備

公共交通機関や自転車が利用しやすく、安全・快適な歩行空間を確保した、歩くまちにふさわしい道路網を整備する。

そのため、道路網の整備に当たっては、交通安全対策に加え、地球温暖化の防止にもつながる公害対策、円滑な自動車の流れの実現を目的として、生活道路、都市内の幹線道路、都市間の道路といった道路の機能分担を明確にしたうえで、土地利用の適正化や駐車場の適正な配置などを念頭に置きながら、生活道路のほか、幹線道路となる都市計画道路網、都心部への自動車の流入を低減させる環状道路等、安定性があり信頼性が高い道路機能の整備を推進する。

また、未整備の都市計画道路の見直しなどの検討も行う。

参照 P54「1 環境への負担の少ない持続可能なまちをつくる」(1)カ
P110「2 多様な都市活動を支える交通基盤づくり」(1)ア、エ

(5) 歩くまちをつくる新しい交通政策の推進

既存の道路空間を有効に活用するため、自動車交通の抑制や平準化などを図る交通需要管理施策（TDM施策）*や高度道路交通システム（ITS）*の導入を進めるとともに、道路空間を自

動車から自転車やバス等の公共交通機関へ再配分するなど、地域の住民や事業者、警察その他関係機関が一体となって、自動車交通に過度に依存しない歩くまちにふさわしい交通体系の確立をめざす。

また、利便性が高く、経済性にも優れた公共輸送サービスを提供するため、軽量軌道公共交通機関（LRT）等の新しい公共交通やそれにふさわしい道路空間のあり方について、「歩くまち・京都」の理念を念頭に検討を進める。

さらに、今後の社会経済動向の変化等を勘案し、将来の交通政策のあり方を検討する総合的な体制を構築する。

参照 P54「1 環境への負担の少ない持続可能なまちをつくる」(1)カ
P113「2 多様な都市活動を支える交通基盤づくり」(4)

ちょっと注目！

交通需要管理施策（TDM 施策）の推進

増え続ける自動車交通に対して、まちのあり方や都市における空間上の制約、自動車公害などを考慮し、特定地域への流入抑制策やピーク需要の低減策、自動車以外の交通手段への誘導策など、さまざまな交通需要管理施策（TDM施策）を、市民や警察等とともに検討のうえ推進

軽量軌道公共交通機関（LRT）等の新しい公共交通のあり方の検討

従来の路面電車を低床型にするなど車両や走行環境等の質を向上させ、ひとや環境にやさしく経済性にも優れた公共交通システムといわれている軽量軌道公共交通機関（LRT）等の新しい公共交通のあり方について検討

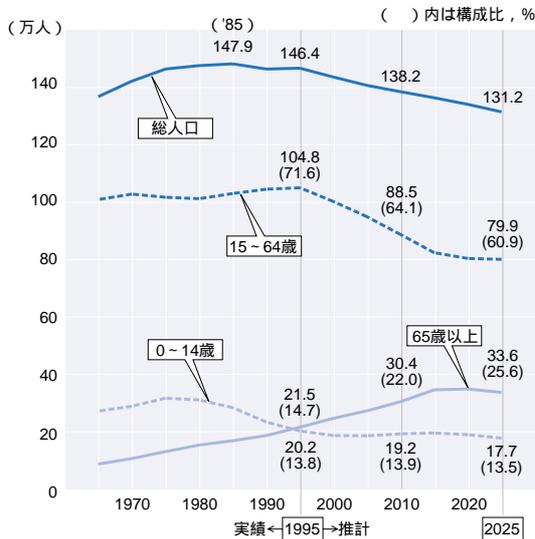
参照 P113「2 多様な都市活動を支える交通基盤づくり」(4)ちょっと注目！

関連データ 1

各図表のタイトルにつけた矢印内の数字は、特に関連する節・項の番号を示す。

① 人口減少傾向と進む少子・高齢化

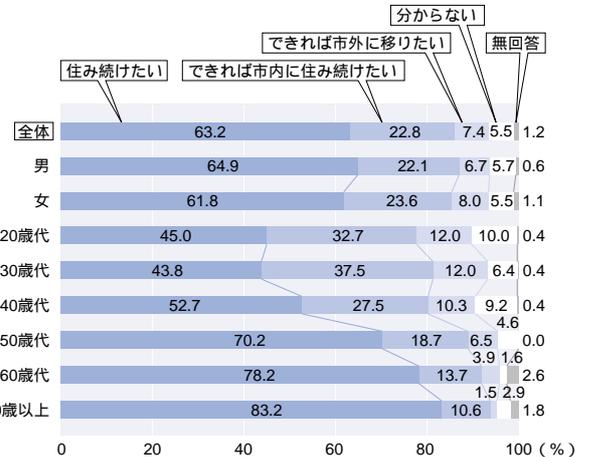
常住人口・年齢3区分別人口の見通し



資料：「21世紀・京都のグランドビジョン」人口問題調査研究報告書（1998年）

③ 定住希望率は86.0%

問：転勤や結婚，その他やむをえない事情がないことを前提としてお答えください。
あなたは，今お住まいのところに将来もずっと住み続けたいと思いますか。



資料：市政総合アンケート報告書（1999年度 / 第4回）

② 増える単独世帯



注：一般世帯及び一般世帯人員で集計
資料：国勢調査

④ 「充実感を感じる」とき 趣味・スポーツや家族との団らん

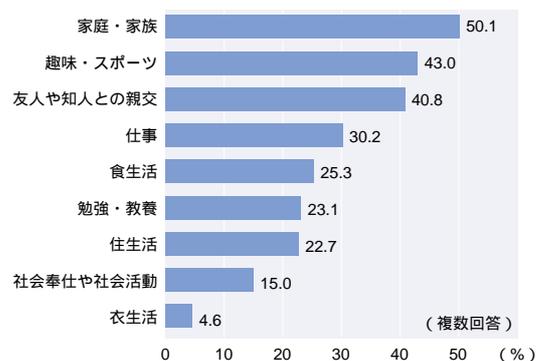
充実感を感じる時

問：あなたが，日頃の生活の中で，充実感を感じるのには主にどのようなときですか。



今後の生活の力点

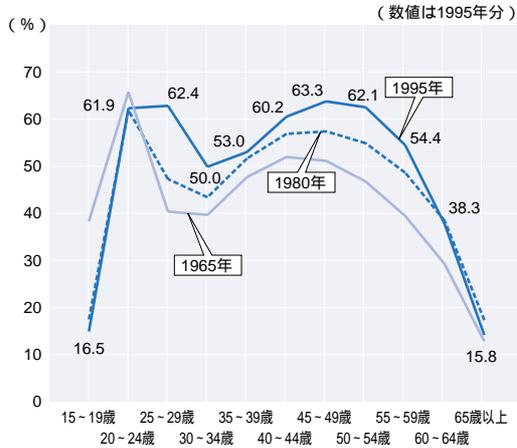
問：あなたは，今後の生活において，特にどのような面に力を入れていきたいと思いませんか。



資料：「21世紀・京都のグランドビジョン」市民3万人アンケート調査報告書（1998年）

5 「谷」が浅くなる女性の年齢階級別就業率

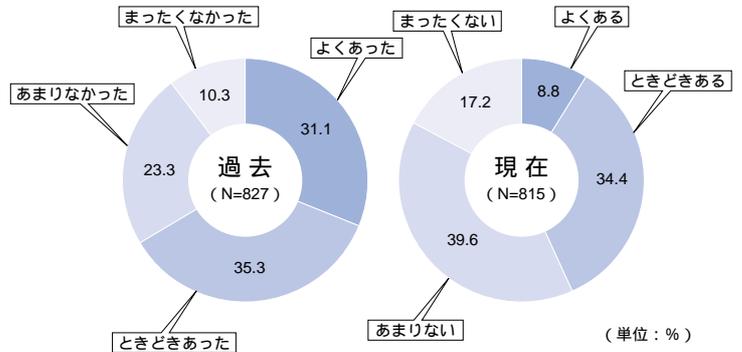
1-1 p24
2-2 p44



注：就業率は、年齢階級別女性人口総数に対する女性就業者（休業者を含む）の割合
資料：国勢調査

7 外国籍市民の被差別経験（過去と現在） 1-1 p24

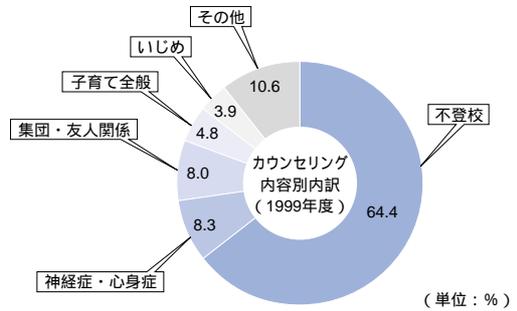
問：あなたはふだんの生活のなかで外国人ということで日本人から差別されたと感じることがありますか。



資料：京都市在住外国人意識・実態調査報告書（1997年）

8 カウンセリング内容の約3分の2が不登校に関すること 1-1 p24
1-3 p34

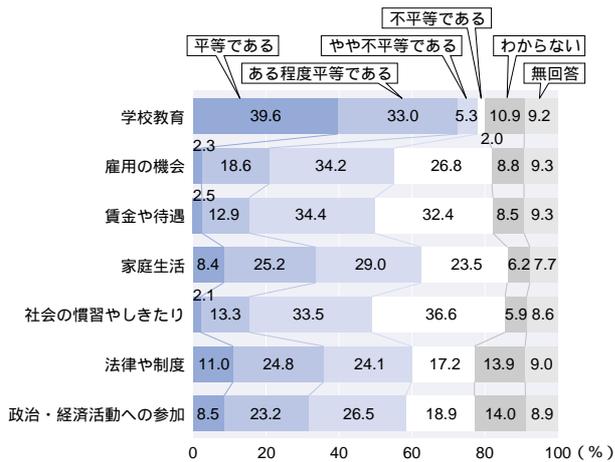
教育に関するカウンセリングの内容



注：永松記念教育センターにおけるカウンセリング内容
資料：教育委員会

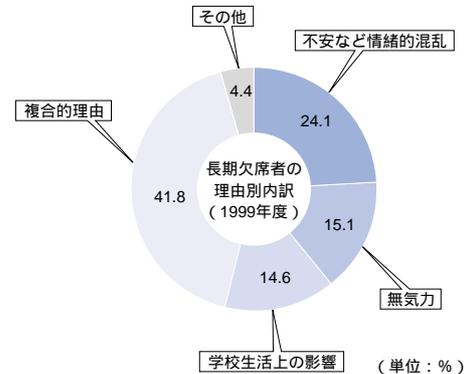
6 社会慣習や雇用条件の中に残る男女の不平等感 1-1 p24

問：あなたは、次のそれぞれの分野について、女性と男性は平等になっていると思いますか。



資料：男女共同参画に関する市民意識実態調査 1次集計（2000年）

長期欠席者の理由



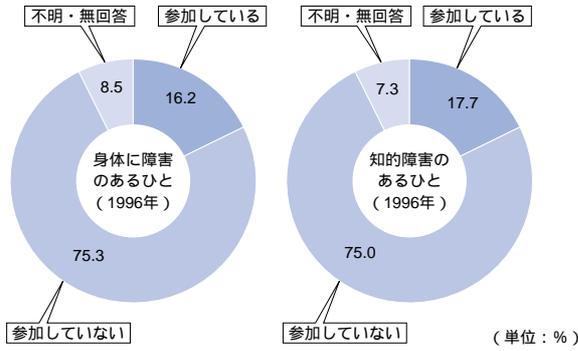
注：長期欠席者は、市立小・中学校における30日以上欠席者
資料：教育委員会

9 障害のあるひとの社会参加は6人に1人程度

1-2 p29

障害者のスポーツ・文化活動への参加率

問：あなたは、現在なんらかのスポーツや文化活動などに参加していますか。

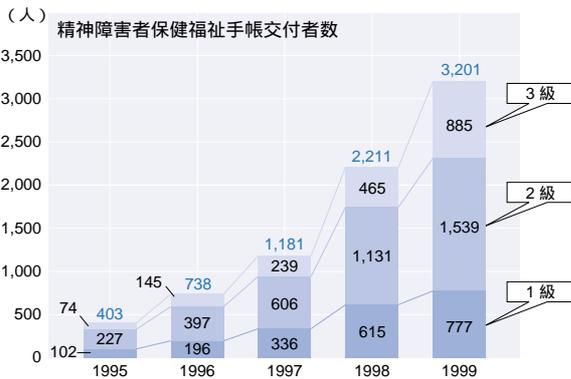
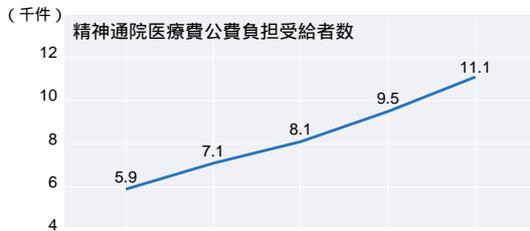


資料：身体障害者実態調査・知的障害者実態調査

10 進む精神保健福祉施策

1-2 p29

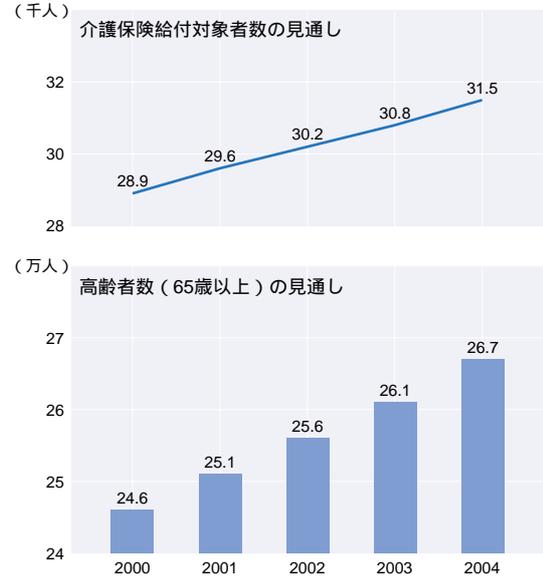
2-1 p39



注：1～3級は障害級数 級数が低いほど障害の重度が高いことを示す
資料：保健福祉局

11 介護の必要な高齢者は増加

2-1 p39



注：1. 要援護高齢者実態調査（1998年10月1日）時の介護保険給付対象者数の高齢者人口に占める割合に基づく推計

2. 「介護保険給付対象者数」は65歳以上の給付対象者のみ

資料：保健福祉局

12 低下する合計特殊出生率

2-2 p44

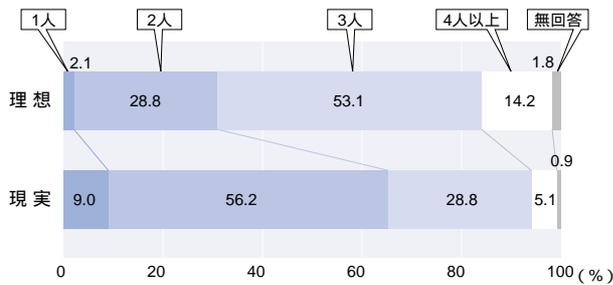


注：合計特殊出生率は、1人の女性が15～49歳の間に産む平均の子どもの数
資料：京都市統計情報

13 理想より少ない現実の子どもの数 [2-2] p44

理想と現実の子どもの数

問：あなたがほしいと考えているお子さんの数は何人ですか。「理想のお子さんの数」と「現実的なお子さんの数」についてそれぞれお答えください。



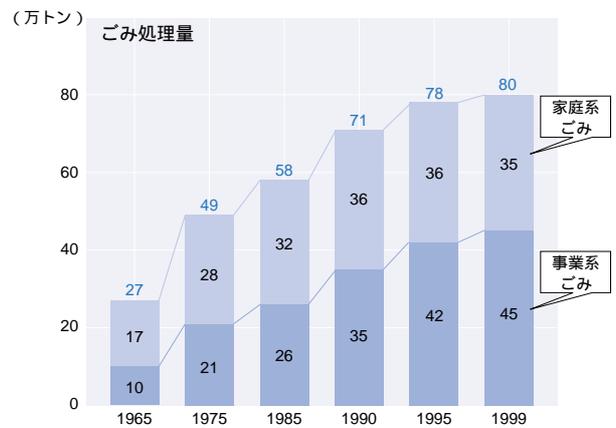
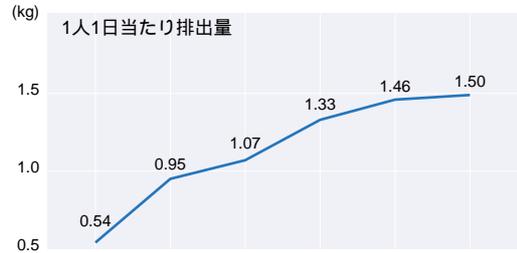
理想より現実の子どもの数が少ない理由

問：「理想のお子さんの数」よりも「現実的なお子さんの数」が少ない理由として当てはまるものを、3つまで選んでください。



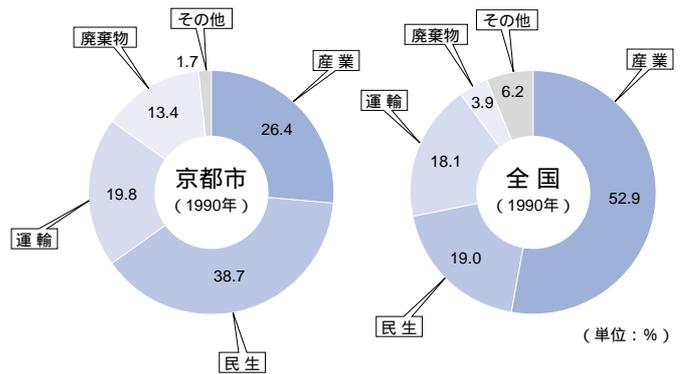
資料：京都市子育て実態調査（1996年）

15 増えるごみ処理量 [3-1] p53



資料：環境局

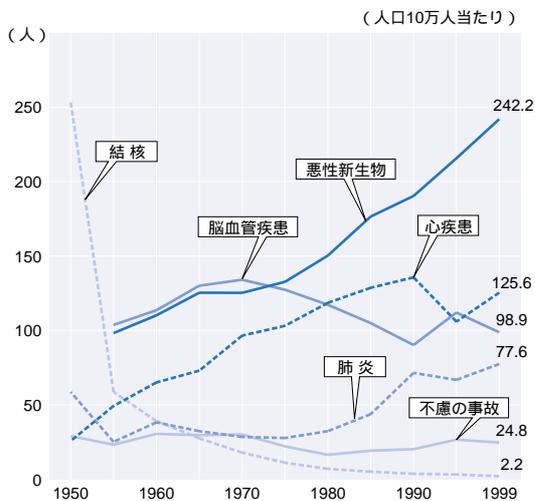
16 全国と比較して高い民生部門の二酸化炭素排出割合 [3-1] p53



注：民生部門とは、一般家庭や事務所・店舗などを示す
資料：京都市地球温暖化対策地域推進計画（1997年）

14 増える生活習慣病 [2-3] p48

主要死因別死亡率



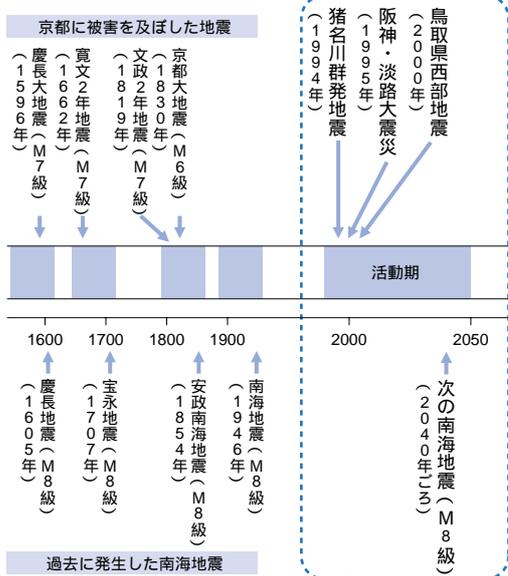
注：1990年まで「肺炎」は「気管支炎」，「不慮の事故」は「有害作用」を含む
資料：京都市衛生年報

17 活動期にある京都の活断層

3-2 p59

京都周辺の過去の大地震

南海地震の約60年前から約10年後までが内陸の活断層地震が起こりやすい活動期



資料：消防局

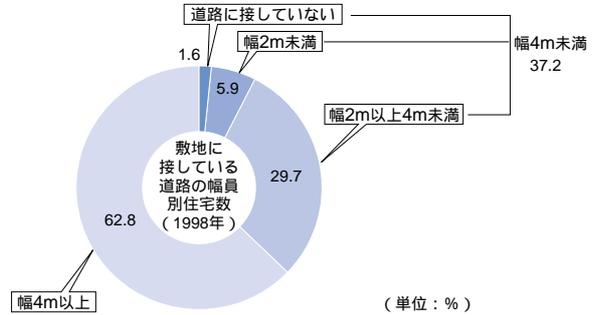
内陸型地震の被害想定 (1998年)

想定地震	花折断層系	西山断層系	黄檗断層系	
断層の長さ	47km	42km	25km	
マグニチュード	7.6	7.5	7.1	
建物被害 (全半壊)	275,800棟	136,500棟	162,800棟	
出火件数 (24時間以内)	88 ~ 320件	22 ~ 83件	34 ~ 124件	
人的被害	死者数	4,800 ~ 7,700人	900 ~ 1,400人	1,500 ~ 2,400人
	負傷者数	47,100 ~ 75,400人	18,300 ~ 28,500人	23,700 ~ 36,900人
ライフライン被害	水道 (断水戸数)	約39万戸	約26万戸	約27万戸
	電気 (停電戸数)	約14万戸	約12万戸	約13万戸
	ガス (供給停止戸数)	約58万戸	約47万戸	約42万戸

注：発生する季節や時間帯により出火件数、人的被害規模が異なる
資料：京都市地域防災計画

19 狭い道路に接する住宅の割合

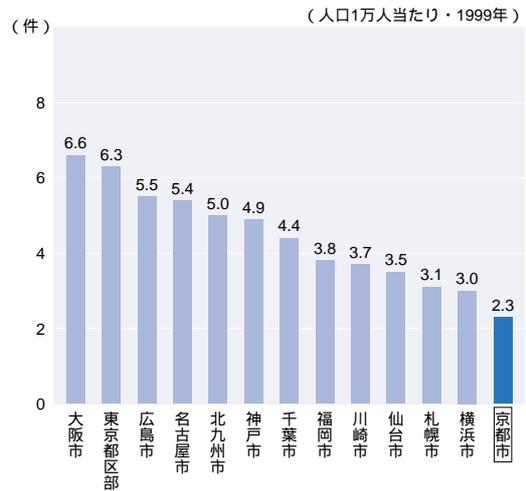
3-2 p59



資料：住宅・土地統計調査

20 他都市と比較して低い火災発生率

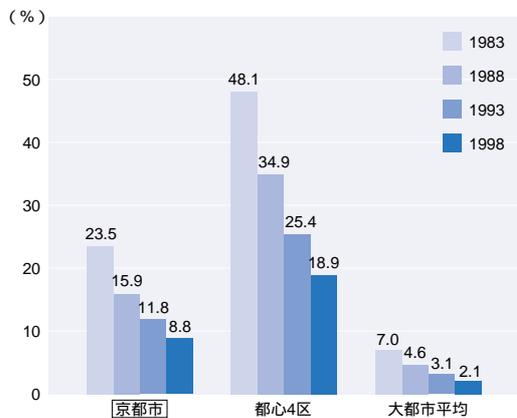
3-2 p59



資料：消防局

18 他都市と比較して依然高い戦前住宅率

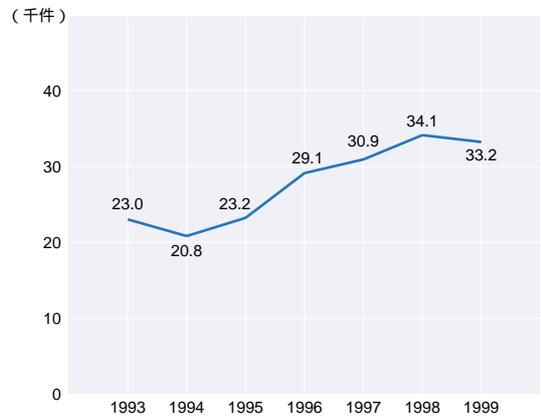
3-2 p59



注：1. 大都市平均は、仙台市、千葉市を除く10政令指定都市及び東京都都区部の単純平均
2. 都心4区とは上京区、中京区、東山区、下京区を指す
資料：住宅・土地統計調査

21 増える犯罪認知件数

3-3 p63



資料：京都府警察本部 犯罪統計書

第2章 華やぎのあるまち

景観や緑地を保全し、地域住民のまちづくり活動や美化活動を支援するなど、美しいまちの実現をめざすとともに、成熟した文化・芸術の豊かさを享受できる文化首都をめざす。また、国内外との多彩な交流を進めるとともに、京都の豊富な学習資源を生かした創造的な生涯学習を促進し、魅力あふれるまちをめざす。

ものづくりの伝統を生かし、産学公の連携による京都独自の産業システムを発展させるとともに、21世紀の京都を牽引する新たな観光を創造する。また、大学の集積を生かしたさまざまな交流を進め、若者がいきいき学び、働き、くらすことができる活力あふれるまちをめざす。

「保全・再生・創造」を基本とし、多彩で個性的な機能をもつ魅力あるまちづくりを進める。また、「歩くまち・京都」の考え方を踏まえた公共交通優先の交通基盤、高度情報通信社会に対応した情報基盤を整備し、豊かな市民生活と多様な都市活動を支える。

数字で見る2010年の市民のくらしとまち

第1節 魅力あふれるまち

電柱の見えない歩道等の延長(電線類地中化等)	30km(1999年度)	60km(倍増)
市民1人当たりの都市公園面積	3.08m ² (2000年)	6m ² (倍増)
留学生数	2,677人(1999年)	3,700人(1,000人増)
市立図書館の蔵書数	140万冊(2000年度)	300万冊(倍増)
学校コミュニティプラザ数	7ゾーン(2000年度)	17ゾーン(1年間に1ゾーン整備)
地域の生涯学習コーディネーター数	0人(2000年度)	500人(概ね小学校区に2人以上)

第2節 活力あふれるまち

事業所開業率	2.3%(1991～1996年)	10%
観光客数	3,899万人(1999年)	5,000万人
海外からの観光客(宿泊客)数	39万人(1999年)	80万人(倍増)
シティーカレッジ*科目提供数	250科目, 34大学(2000年度)	500科目, 49大学(倍増)
「青年の家」の利用者数	24万人(1999年度)	30万人(近年の増加率による)

第3節 市民のくらしとまちを支える基盤づくり

「地区計画*」策定箇所数	30地区(1999年度)	60地区(倍増)
市内におけるひとの移動の公共交通機関分担率	48.2%(1998年)	55%(10年前(1990年)の分担率に回復)
インターネット利用率	28.9%(1999年)	90%(3倍増)

第1節 魅力あふれるまち

1 美しいまちをつくる

基本的方向

京都が魅力あふれる美しいまちであり続けるため、規制の強化のみによるのではなく、住民みずから取り組む活動に対する支援を行うなど、まちの美化を進めるとともに、地域の個性や自然・歴史的な条件を十分に考慮して、景観や緑地の保全と向上に努める。

このようにして、自然・歴史的な風土と調和したまちを保全・再生するとともに、京都の華やぎを後世に伝える新しい景観を創造するための取組を進める。

(1) 市民、事業者と一体となったまちの美化の推進

【参照】P65「4 歩いて楽しいまちをつくる」(1)ア

ア 美化活動の促進

(ア) まちの美化活動の促進

「世界一美しいまち・京都」を実現するため、ひとりひとりが決してごみを捨てない、また、捨てさせない意識を築いていくよう、市民、事業者と一体となって、まちの美化の推進に取り組む。また、身近で日常的なまちの美化活動の定着を図るため、「まちの美化推進住民協定」の締結拡大を促進する。

(イ) 公園の美化活動の促進

花と緑のくつろぎ空間でもある身近な公園を、市民の協力の下、適正に維持管理していくため、地域で自発的に結成されている公園愛護協会の活動を支援する。

(ウ) 河川の美化活動の促進

鴨川をはじめとする市内の河川を美しく保つため、各河川ごとに付近の住民を中心に自発的に結成されている河川愛護団体の活動を支援する。

(エ) 地域の自転車等駐車対策協議会の設置促進

歩行空間をはじめとする道路の景観を美しく維持するため、自転車の適正な利用マナーやルールを守るよう呼びかける地域の自転車等駐車

対策協議会の設置を促進する。

イ まちの美化に向けた監視・指導の強化

警察等関係機関との連携強化の下、不法投棄監視パトロールや悪質な投棄者の告発など指導取締りを強化するとともに、放置自転車等の撤去、違法駐車、違反広告物等の防止・啓発活動を推進する。

ちょっと注目！

まちの美化活動の促進

まちの美化推進住民協定の締結促進運動や地域一斉清掃等の取組への支援
観光地や繁華街、駅、幹線道路等における美化活動の促進
美化運動の全市的ネットワークづくり
まちの美化市民総行動の促進

(2) 個性的で美しい景観の形成

ア 自然・歴史的な景観の保全

【参照】P65「4 歩いて楽しいまちをつくる」(1)イ(ア)
P105「1 個性と魅力あるまちづくり」(1)ア(ア)

(ア) 歴史的風土の保存・緑地の保全

三方の山々やその山すそ等の歴史的に意義の高い景観のうち、五山の送り火を含むとくに重

要な所を「歴史的風土特別保存地区」に、吉田山等の都市内のまとまった緑地を「緑地保全地区」に指定している。これらの地区においては、現状変更行為を原則として禁止することにより、歴史的風土の保存や緑地の保全を図るとともに、本市所有地を中心に市民が親しめる広場や防災施設の整備を行うなどの適切な維持管理により、これらの地区の創造的な活用を進める。

また、現状変更行為の禁止のため、土地利用に著しい支障を及ぼす場合には、土地所有者の申出により土地の買入れを行う。

(イ) 自然景観などの保全

「風致地区」や「自然風景保全地区」においては、開発に際して、自然景観や緑豊かな住宅地を保全するため、きめ細かな規制と誘導を行う。とくに、「自然風景保全地区」においては、市民の自然風景保全育成活動に対する支援や助成を行い、景観保全施策の一層の強化を図る。

イ 市街地のきめ細かな景観づくり

【参照】 P65「4 歩いて楽しいまちをつくる」(1)イ(イ)

(ア) 景観保全や整備に関する地区の指定

景観の保全や整備を図るため、景観上一定のまとまりのある地域を調査し、町家が連なる歴史的な町並み景観を保全する「歴史的景観保全修景地区」、地域の特徴を生かした町並み整備を図る「界わい景観整備地区」、将来の歴史的景観を創り出す「沿道景観形成地区」等に指定し、地区の景観の維持向上を支援する。

(イ) 電線類地中化等による道路の景観向上

景観の保全・再生が望まれる主要道路や観光地等を中心に、市民、事業者との連携を図りながら、電線類の地中化を推進するとともに、道路の舗装や照明のデザインを工夫するなど、道路の景観の向上に努める。

(ウ) 歴史的意匠建造物の指定等による地域の景観誘導

歴史的な意匠を有し、周辺の景観整備のシンボルとなるような建物を「歴史的意匠建造物」に指定して、その外観の保存を図るとともに、地域のまちづくりに対する住民の意識を高める。また、閉校となった校舎等の良質な市有建築資産の再生活用を図るなど、地域の景観資産を大切にしつつ活用する、きめ細かな景観誘導を行う。

(エ) 景観整備に関する住民活動に対する支援

地域の景観を整備するため、住民などが主体的に締結した協定の認定や、地域住民で構成された景観整備に関する活動を行う団体への助言者の派遣等を行う。

(オ) 屋外広告物の規制・指導等の強化

「屋外広告物等に関する条例」に基づき、屋外広告物等が地域の特性に調和したものになるよう規制や指導を行うとともに、違反広告物の撤去を強化する。また、歴史的意匠屋外広告物の指定制度等を活用した市街地景観の向上のための活動を強化する。

(カ) 都心部における町並み景観保全方策の検討

都心部における文化財の周辺環境や京都らしい町並み景観を保全するため、都市計画規制や文化財保護のあり方等についての検討を進める。

(キ) 南部地域における新しい都市景観の形成促進

21世紀の本市の新たな活力を担う南部地域においては、緑豊かで、ゆとりと潤いのある歩行空間と沿道景観の整備を促進する。

ウ (財)京都市景観・まちづくりセンターと連携した市街地景観向上への支援

地域の身近なまちづくりを支える「(財)京都市景観・まちづくりセンター」と連携して、シンポジウムやコンクール等を開催することにより、市民の景観保全・再生・創造活動を支援する。

景観を守り育てる都市計画制度関連図

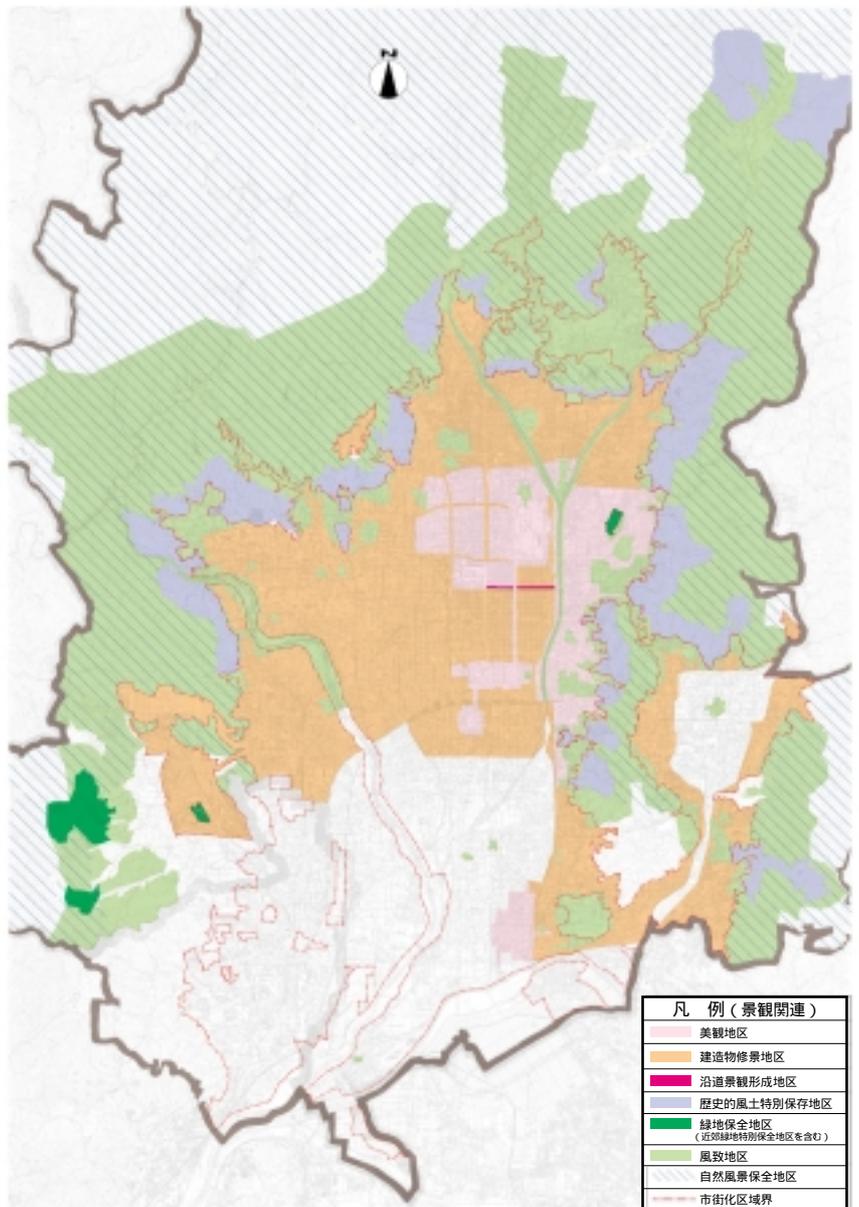
都市計画区域概要図

市界	——
都市計画区域界	----
市街化調整区域	
市街化区域	



市域面積	61,022ha		
都市計画区域面積	48,051ha	市街化調整区域面積	33,051ha
		市街化区域面積	15,000ha

景観地域図



(注)歴史的風土特別保存地区及び緑地保全地区(洛西中央緑地保全地区を除く。)は、風致地区にも指定。また、景観上まとまりのある地域については、美観地区等に重複して伝統的建造物群保存地区等に指定。

また、京都独自の景観をかたちづけている京町家の保全・再生等に向けた取組を市民とともに進める。

ちょっと注目！

電線類地中化の推進

比較的大規模な商業地域や駅周辺などを中心に整備

東堀川通（二条城前，丸太町～御池通間）等，景観の保全・再生が望まれる主要な観光地などにおいても重点的に整備

(3) 水と緑を生かしたまちづくり

【参照】 P65 「4 歩いて楽しいまちをつくる」(1)イ(ウ)

ア 自然や歴史環境を生かした特色ある公園等の整備

(ア) 宝が池公園「新・子どもの楽園」の整備

周辺の自然環境を生かした都市防災，自然体験学習や憩いの場などの多様な機能をもつ宝が池公園において，自然とのふれあいやさまざまな体験を通じて子どもたちの感性を豊かにする遊び場となる「新・子どもの楽園」を整備する。

【参照】 P46 「2 子どもを安心して産み育てる」(5)ア(イ)

(イ) 桂川緑地の整備

桂川河川敷において，安全な親水空間，スポーツなど自由に利用できる多様なレクリエーション空間を創出するとともに，災害時の物資集積拠点等としても活用できる場の整備をめざす。

(ウ) 淀城跡公園等の整備

地域の歴史を示し，憩いの場や観光資源として活用できるよう，住民の協力を得て，淀城跡公園を再整備する。また，自然休養レクリエーションの場としての大見公園，緑化や環境保全の意識向上を図る都市緑化植物園，環境保全型公園の整備について検討する。

イ 身近な地域の公園の整備

地域住民のレクリエーションや憩いの場として，街区公園等の身近な地域の公園を，歩いて行ける範囲に適正に配置されるよう整備する。また，スポーツ施設と合わせた公園の整備を検討する。

ウ 水辺環境の整備

治水対策を念頭に置きながら，生物が生息する美しく豊かな水を保つ快適な水辺環境を整備することにより，川のもつ多面的な役割をまちづくりに生かす。とりわけ，京都府の西高瀬川の整備事業と連携した堀川における水辺環境の整備，生態系の復元・創造を心がける有栖川等での多自然型川づくり*を推進する。

エ 水と緑のネットワークの形成

市民と一体となって，緑の文化の継承と発展を図るとともに，小鳥や昆虫など小動物の生息する魅力的で豊かな都市の生態系を拡大していくため，家庭の生け垣，社寺，公園などのさまざまな規模の緑化を促進し，街路樹や河川と連結して，水と緑のネットワークを形成する。

そのため，「生け垣緑化助成事業」や「区民の誇りの木選定事業」，「保存樹木，保存樹林の指定」を推進する。また，「緑のボランティアリーダー」の育成，「国際伝統庭園研究センター」の設立についても検討する。

【参照】 P54 「1 環境への負担の少ない持続可能なまちをつくる」(2)ア

ちょっと注目！

宝が池公園「新・子どもの楽園」の整備

宝が池公園の「子供の楽園」や「憩いの森」にまたがる区域を中心に、既存施設の有効活用を図りながら整備

桂川緑地の整備

桂川の高水敷等の利用による緑地づくりの一環として、西大橋右岸地区を災害時には広域避難地や災害支援の拠点となり、平常時には親水、スポーツ、レクリエーション施設となる公園として整備

淀城跡公園の再整備

歴史的観光やレクリエーション資源として地域のシンボルとなるよう、また、地域の活性化に寄与する公園として住民の協力を得て淀城跡公園を再整備

堀川の水辺環境の整備

堀川のせせらぎ復活や水辺空間の整備のほか、二条城外堀や西高瀬川への導水、災害時の河川水活用など総合的なまちづくりのなかで水と緑のネットワークを整備

技術を活用した木造建築物の開発など、京都の風土に合った新しい木造住宅の開発・普及について検討する。

参照 P30「2 すべてのひとがいきいきと活動する」(1)エ

(4) 木の文化が息づくまちづくり

本市は、三方を山で囲まれ市域の7割近くを森林が占めており、町家建築、社寺建築、庭園文化をはじめ、漆器、木工品、竹細工等の工芸品を育て、伝統行事とも密接な関係を保ちながら木づくりの文化やすまいの文化を守ってきた。これまで育ててきた木の文化を守り育てるため、木造公共施設の整備、京町家にみられるような伝統的な知恵と意匠による木造建築物の建設の誘導、京都の伝統を受け継ぐ木造建築の技能継承等への取組支援など、木の文化が息づくまちづくりを進める。

また、環境や防災面等を考慮した新素材や新

2 成熟した文化が実現する

基本的方向

芸術文化振興の拠点として設置した「京都芸術センター」を中心に、芸術文化の新たな担い手を育成し、市民文化の振興を図るとともに、多彩な芸術文化交流を推進するなど、文化の創造・発信に向けた総合的な取組を進める。

さらに、京都のまちを構成する主要な要素である文化財の保護に努めるとともに、市民が文化・芸術の豊かさを享受することができるよう積極的な取組を進め、観光や産業分野との連携を一層強めることにより、国内外の文化交流の中心地である文化首都をめざす。

(1) 文化の創造・発信に向けた総合的な取組の推進

ア 京都芸術センターの機能の充実

「京都芸術センター」の機能を十分に発揮することにより、多様な芸術に関する活動を支援し、情報を広く発信するとともに、芸術を通じた市民と芸術家等との交流を促進するなど、本市における芸術を総合的に振興する。

イ 「芸術祭典・京」の充実

優れた文化の創造をめざし、京都を文化・芸術の発信基地としていくため、京都全体を劇場、美術館としてさまざまな取組を行ってきた「芸術祭典・京」について、「京都芸術センター」の機能の活用や産業・観光施策、学術との連携により、さらなる発展・充実と情報の発信力を強化する。

ウ 芸術文化振興計画推進プログラムの策定

「芸術文化振興計画」に掲げた具体的施策について総括するとともに、新たな時代に対応した具体的施策を盛り込んだ推進プログラムを策定し、「芸術文化振興計画」に掲げた目標のさらなる追求を行う。

エ 京都の歴史を総合的に物語る歴史博物館の整備

世界的にも貴重な1200年という悠久の歴史をもつ京都がみずからの歴史を総合的に物語る「都市の記憶装置」となる新しいタイプの都市史博物館として、「歴史博物館」を整備し、多角的に京都の歴史・文化資源を掘り起こすとともに、資料の収集、保存、展示等の活動を通じて京都のまちづくりに生かし、京都の価値を市民だけでなく、全国、世界に伝える。

ちょっと注目！

歴史博物館の整備

京都の歴史を総合的に物語る「都市の記憶装置」となる新しいタイプの都市史博物館として整備
3つの開かれた顔：世界に開かれた顔、地域に開かれた顔、ビジターに開かれた顔
5つの基本的な機能：研究・調査機能、展示・学習支援機能、収集・保存機能、交流・情報交換機能、集客機能

(2) 市民文化の振興

ア 市民文化活動の支援

市民の文化力の向上を図るため、文化ボランティアを育成するとともに、市民文化活動の支援や情報の提供を行うなど、市民が芸術文化を支え、実践し、楽しさを享受するための取組を行う。

イ 市民文化活動顕彰制度の創設

活動が全国的規模でとくに優れた評価を受けたり、地道な日常活動で文化創造に貢献した個人・団体を顕彰する制度を創設し、市民文化の振興を図る。

ちょっと注目！

市民文化活動顕彰制度の創設

全国的な規模で優れた評価を受けたひとだけでなく、地道な活動で文化創造に貢献した個人・団体も顕彰する制度を創設
被顕彰者の業績を広く知らせるとともに、さらなる市民文化の振興に資することを期待

(3) 多彩な芸術文化交流の推進

ア 市民と芸術家との多彩な交流事業の推進

「京都芸術センター」に国内外の芸術家を受け入れ、その芸術活動を支援するとともに、芸術家と市民、または芸術家相互の交流事業を推進する。

イ 国際芸術文化交流の推進

本市と関係の深い姉妹都市だけでなく、文化的風土に共通点の多いアジアの都市など、さらに視野を広げる契機となる都市との芸術文化交流を行い、京都が世界の芸術文化交流の拠点となることをめざす。

また、大阪市が招致している2008年のオリン

ピックと連動して、世界の芸術が京都において一堂に会する「世界芸術祭」の開催を検討する。

ちょっと注目！

世界芸術祭の開催検討

文化首都をめざす京都において、世界の芸術が一堂に会する「世界芸術祭」の開催を検討
大阪市が招致しているオリンピックと連動させ、観光客の集客を期待

(4) 芸術文化の新たな担い手の育成

ア 芸術文化特別奨励制度による若手芸術家等の支援

公募した将来有望な若手芸術家等に審査のうえ奨励金を支給する「芸術文化特別奨励制度」により、京都の芸術文化の新たな担い手を育成する。

参照 P103「4 若者が集い能力を発揮する」(1)イ

イ 京都芸術センター等における制作・発表の支援

活動の場を求めている国内外の芸術家・団体を公募・審査し、「京都芸術センター」において活動の場を提供するなど、その制作・発表を支援する。

参照 P103「4 若者が集い能力を発揮する」(1)イ

ウ 京都市立芸術大学における新たな担い手の育成

「京都市立芸術大学」における日本伝統音楽研究センターや大学院美術研究科博士（後期）課程の機能を生かし、最先端の研究や伝統的な芸術文化の振興を通じた芸術文化の新たな担い手の育成に努める。

参照 P102「3 大学の集積・交流が新たな活力を生み出す」(5)イ

エ 芸術系大学の連携による芸術家の育成支援

「(財)大学コンソーシアム京都」等を通じて市内にある芸術系大学の連携を強めるとともに、

公共の場所での作品発表の機会の確保を図るなど、将来の芸術文化の担い手となる若手芸術家の育成を支援する。

【参照】 P102「3 大学の集積・交流が新たな活力を生み出す」(5)イ

(5) 豊かな文化資源を生かした芸術文化の振興

ア 神社仏閣等を会場とした伝統芸術の振興

京都の伝統芸術の総合的な振興を図るため、神社仏閣等を会場とした芸術文化事業を実施し、伝統芸術の普及、担い手の育成、観光集客力の向上をめざす。

イ 文化施設の機能の向上

「京都会館」や「京都コンサートホール」とともに、地域の身近な文化創造の拠点である地域文化会館において、市民がより広く文化活動を展開できる環境づくりを行う。また、芸術・文化に親しみ、集い、語らい、学べる空間として、美術館の活動や展示環境等を充実するとともに、貴重な文化財である二条城の恒久的保存に努め、築城400年を契機として、その歴史や文化についての情報発信を行う。

ウ 新たな映画文化の創造

京都は、日本で初めて映画が上映されたまちであり、映画の撮影所が集積し多くの映画が製作された歴史をもつ。こうしたことから、京都をテーマとした映画製作に対して製作費の助成を行う「京都シネメセナ」の実施、「京都映画祭」の開催などにより、京都に蓄積されている日本映画を育んできた人材や技術・経験を生かし、新たな映画文化の創造をめざす。

エ 音楽文化の振興

「京都コンサートホール」を音楽文化の発信基地として、「京都音楽祭」をはじめとしたさまざまな活動による良質な音楽を市民に提供し、

市民の音楽に対する親近感を深めることで、市民の自主的な音楽活動を促進するとともに、音楽芸術を通じた国内外の文化交流を図る。

ちょっと注目！

二条城築城400年事業

世界遺産に登録されている二条城が2003年に築城400年を迎えるに当たり、これを記念する施設の整備やイベントを実施

(6) 文化財保護の推進

ア 未指定・未登録の有形・無形文化財の調査等の実施

調査ができていない貴重な文化財を計画的に調査し、文化財としての重要性や保存の緊急性などの観点から文化財保護制度の計画的な適用を進めるとともに、効率的・効果的な文化財の保護を行うため、文化財の指定や登録制度を検討し、今後の文化財保護施策の基盤となる考え方を確立する。

イ 新たな文化財保護施策の検討

点の保存を基本とするこれまでの文化財保護の考え方から、景観等の空間的な視点を合わせた保存への移行を検討する。さらに、市民ボランティアとの連携により、身近な文化財の発掘や後継者不足により存続が困難となっている伝統・民俗文化の保存を図るための方策を検討する。

ウ 文化財の活用と情報発信

文化財を恒久的に記録として保存するため、資料のデジタル化を進め、さまざまな分野で活用するとともに、インターネット等により京都の文化財情報を広く発信する。

(7) 文化と観光・産業の連携

1200年を超える歴史に培われた京都の文化は、世界のひとを引きつける魅力をもつものであり、この豊かな文化資源を観光や産業にも生かしていくという視点が必要である。

このため、美術館や二条城、「大学のまち交流センター（キャンパスプラザ京都）」などの文化・学術関連施設の活用や社寺等との連携により、観光客に魅力ある芸術文化事業やイベントを実施し、国内外に発信することで、観光集客力の向上を図る。

また、本市がコーディネーター機能を果たし、地元企業と芸術家との交流・連携を促すことにより、新進・若手芸術家のデザインを販売・流通する場を創出するなど、京都の文化を生かした産業振興に努める。

参照 P91「1 産業連関都市として独自の産業システムをもつ」(1)ア(イ)
P97「2 魅力ある観光を創造する」(1)カ

3 国内外との多彩な交流を行う

基本的方向

京都が培ってきた伝統や文化を生かしながら，世界との自由な交流により平和を希求しつつ，新たな文化を創造する文化首都であり続けるため，姉妹都市交流や留学生交流など市民ひとりひとりが主役として活躍する多彩な国際交流活動やそれを支えるまちづくりを進めるとともに，地球規模の問題や歴史都市としての共通の課題の解決のため，京都の特性を生かした国際協力を推進する。

また，近隣自治体などとの地域間交流を進めることにより，市域を越えた連携による都市活力の増進を図る。

(1) 多彩な国際交流の推進

ア 姉妹都市交流を中心とした国際交流の推進

姉妹都市交流事業について，広く市民に周知し，アイデアや事業の進め方について意見を聞きながら，市民が幅広く参画できる交流事業を進めるとともに，市民・民間団体等による自主的な交流活動に対する支援を行う。

イ 新しい形態の都市提携による交流の推進

学術やスポーツなど個別分野に限定した多様な都市提携の手法である「パートナーシティ」交流を進める。

ウ アジアの諸都市との交流の推進

市内に居住する外国籍市民の多くがアジア国籍の市民であり，歴史的にも密接な関係にあるアジア諸国との交流を広げ深めていくため，「アジア映画祭」など各種イベントの開催やアジア理解を促進する講座の開催などにより，アジア諸都市との市民レベルでの交流活動を促進する。

エ 外国籍市民との多彩な交流の促進

「(財)京都市国際交流協会」や外国文化センター，大学，留学生寮，市民・民間団体等と連携

し，学術，芸術，伝統文化，経済，スポーツ等のさまざまな分野における多彩な交流を促進するとともに，外国籍市民が参加しやすい，地域での国際交流事業の企画・推進を図る。

オ わかりやすいまちの表示の促進

市バス・地下鉄の行き先表示や案内表示，災害時の避難表示等において，表示の多言語化や絵文字による表示など，日本の言葉や文化に不慣れな外国籍市民や海外からの観光客をはじめ来訪者にとって親切でわかりやすいまちの表示を促進する。

カ 国立京都迎賓館等の整備支援

京都の伝統的な産業と文化が「しつらい」，「もてなし」に生かされた，後世に誇り得る和風の「国立京都迎賓館」の整備を支援し，国際交流や文化交流の場として京都の活性化・国際化を推進する。

また，国際会議や国内会議の拠点施設として，多様化する利用者のニーズに対応するため，会議場の増設など「国立京都国際会館」の施設整備の促進を図る。 参照 P98「2 魅力ある観光を創造する」(4)ウ

ちょっと注目！

パートナーシティ交流の推進

個別分野に限定した多様な都市提携として、スポーツ、歴史遺産・景観保全、環境保全、経済、音楽文化、学術研究などの分野における市民レベルでの国際交流を支援

(2) 京都の特性を生かした国際協力の推進

ア 歴史都市としての国際協力の推進

「世界歴史都市会議」の提唱都市として、世界歴史都市連盟*の活動を通じた「保存と開発」という歴史都市共通の課題解決のため、1200年の蓄積のある京都の豊富な経験と知識、そして人材を生かして、各歴史都市の発展に貢献する。

イ 市民レベルの国際協力の促進

「京都国際交流団体連絡協議会*」の活性化により、多くの民間交流団体と連携し、市民レベルの国際協力を促す。

ウ 海外自治体との国際協力の推進

「(財)自治体国際化協会」との連携の下、「自治体職員協力交流事業」による海外自治体の研修員の受入れなどにより、文化、芸術、伝統産業など日本を代表する歴史都市としての特色を生かした国際協力を進める。

エ 環境分野における国際協力の推進

公害や地球規模の環境問題に取り組んできた本市の経験や知識を、「APEC環境技術交流促進事業運営協議会*」や「国際環境自治体協議会(ICLEI)*」を通じて情報発信することにより、環境分野での国際協力を進める。

(3) 都市の活力を生む多様な交流の推進

ア 広域連携の推進

広域化した地域課題に対応するとともに関西の総合力を高め、そのなかでの本市の発展を図るため、産業、歴史、文化など関西の各都市が有する優れた特性を最大限に生かしながら、さまざまな分野で広域的な連携を進める。とりわけ、「関西広域連携協議会*」や京阪神三都市における取組を通じ、既存の行政単位を越えた広域的な連携を進める。

また、京都市を中心に、通勤・通学など日常生活で強い結びつきのある市町村からなる京都市圏*自治体ネットワークづくりや京滋奈三広域交流圏*づくりに参画するなど、近隣自治体との交流を進める。

イ 京都と共通性を有する自治体との交流の推進

小京都をはじめとする京都ゆかりの市町、和装産地である市町村など全国に散らばる京都と共通性を有する自治体との交流を進める。

ウ 豊かな「知」の交流の促進

新たな「知」の創出や学生の豊かな創造力をまちづくりに生かす場として、京都の玄関口という立地条件を生かした「大学のまち交流センター(キャンパスプラザ京都)」を核として、京都の大学はもとより、関西、ひいては日本、世界の「知」の交流を促進する。

【参照】 P100「3 大学の集積・交流が新たな活力を生み出す」(1)イ(イ)

関西の広域交流イメージ図



4 生涯にわたってみずからを磨き高める

基本的方向

京都は神社仏閣，大学・研究機関，^{たくみ}匠の技や伝統文化・伝統芸能など豊富な学習資源に恵まれており，この特性を生かし，市民はもとより国内外の生涯学習ニーズにもこたえる創造的な学びの機会・場・しくみづくりを進める。

また，地蔵盆をはじめ京都ならではの行催事の活用などにより，地域のなかで世代を越えてともに楽しみながら学び，学習の成果を分かち合い，学習の輪を広げる。

(1) 多彩な学習機会の確保・提供

ア 京都ならではの学習機会の確保・提供

京都に古くから伝わる遊びや生活の知恵等を伝え合い共有化する，世代間の交流講座を実施するとともに，博物館を活用した巡回展や移動教室，豊富に存在する神社仏閣など，恵まれた生涯学習資源を活用した学習機会の確保・提供に努める。

また，本市を中心とする地域の大学の集積を生かした，社会人向けの総合的で体系的な生涯学習講座「シティーカレッジ事業」を充実する。

【参照】P100「3 大学の集積・交流が新たな活力を生み出す」(1)イ(ア)

イ 社会的課題等についての学習機会の確保・提供

民間事業者と競合する講座内容を見直し，役割分担を図るなかで，男女共同参画やノーマライゼーションの推進など人権文化の構築，高齢化や国際社会への対応，環境の保全など，さまざまな社会的課題についての学習機会を確保・提供する。

ウ 生涯学習におけるバリアフリー化の推進

情報通信技術（IT）を活用した学習機会の提供を進めることなどにより，障害のあるひとや育児・介護中のひとでも受講できるよう，学習環境のバリアフリー化を推進する。

ちょっと注目！

生涯学習におけるバリアフリー化の推進

インターネットやテレビ等により，自宅や病院などでの生涯学習機会を提供

各種講座の開催などに当たり，手話通訳者，要約筆記者の配置や託児サービス等を実施

(2) 時代に応じた学習関連施設の充実

ア 図書館機能の充実

(ア) 新中央図書館の整備

21世紀の「京都学」を^{はくく}育み，京都のすべてがわかる「京都大百科事典」機能を有する新中央図書館を整備する。

(イ) 市民に役立つ使いやすい図書館機能の充実

図書の相互検索などができるよう，市立図書館と国立・府立・大学等の図書館とのネットワーク化を進める。

また，地域図書館の夜間・祝日開館を推進するとともに，子どもから高齢者まで楽しめる図書の充実を図る。

イ 生涯学習関連施設の整備

「生涯学習総合センター（京都アスニー）」や「青少年科学センター」，「学校歴史博物館」等の

生涯学習関連施設において、時代の進展に応じた整備を行う。

ちょっと注目！

新中央図書館の整備

市民の知的活動と創造的文化活動を支援し、21世紀の「京都学」の育成に貢献
市民はもとより、全国、世界のひとびとに、京都の歴史、文化、芸術から衣食住にわたる京都のすべてを紹介する「京都大百科事典」機能を整備

地域図書館の機能強化

夜間・祝日開館の拡大
全図書館へのコンピュータの導入、オンライン化の推進
下京図書館を修徳小学校跡地へ移転・新築

(3) 新たな学習支援のしくみづくり

ア 民間事業者等と連携した生涯学習支援体制の構築

生涯学習の総合的な推進を図る「生涯学習新世紀プラン」に基づき、さまざまな生涯学習の関連機関や企業・団体等との役割分担と連携の下で、民間事業者等の豊富な学習資源や学習プログラムを段階的・系統的に活用できるようにするなど、市民の自主的な学習活動を支援する新たなしくみづくりに努める。

イ 魅力ある学習資源の内外への情報発信

京都の豊富な学習資源を生かし、歴史、文化、宗教など伝統の粋に触れられる体験を中心とした滞在型の学習プログラムを開発し、京都がもつ生涯学習の場としての魅力を、市民に再発見してもらうとともに、国内外に向けた情報発信を行う。

【参照】P96「2 魅力ある観光を創造する」(1)ア

ウ 新たな学習資源の創出・展開

博物館等が有する文化財や伝統産業などの学習資源のデジタル情報をネットワーク化し、どこからでも情報が取り出せる「電腦博物館」をつくとともに、情報通信技術（IT）を活用した双方向の学びの場を創出する。

また、博物館施設で実際に展示品に触れられる体験展示等の手法を研究・開発し、単に見るだけではなく、触って、試して、理解を深める展示方法（ハンズ・オン）の導入を促進する。

(4) 世代を越えてともに学ぶ地域づくり

【参照】P34「3 子どもたちが心豊かで社会性を身につけみずからの生き方を学ぶ」(1)ア(ア)

ア 地域での学びを支える人材育成

市民が、学びの成果を広く社会に還元できるよう、地域の学びや遊びのリーダーとして活躍するしくみづくりを行うとともに、地域の生涯学習活動を支援するための企画・相談に応じるコーディネーターを養成する。

また、伝統技能保持者をはじめ地域の住民が、地域に受け継がれている文化、伝統、歴史を学校の教壇で教えるなど、経験のなかで培われた豊富な知識、技術が社会において適正に評価されるしくみを構築する。

イ 地域の学びの場・機会づくり

学校の余裕教室等を活用・整備し、地域に開放する「学校ふれあいサロン事業」、校区を越えて交流する「学校コミュニティプラザ事業」を推進し、身近な生涯学習の場づくりを進め、そこを拠点に子どもから高齢者まで幅広い世代のひとびとが世代を越えてともに学び、ふれあう「ようこそ！まなびや事業」を充実する。

また、地域住民の作品展示などができるよう、身近な公共・民間施設内へのギャラリー設置、民間事業者が保有する研修施設や福利厚生施設等の地域への開放を働きかける。

ちょっと注目！

生涯学習コーディネーターの養成

地域に根ざした生涯学習を展開するため、多種多様な学習内容の企画・相談に応じるコーディネーターを養成

学校ふれあいサロン事業の推進

小学校の余裕教室を中心に改修整備
地域の子どもから高齢者まであらゆる世代の市民が集い、相互に学び合える身近な生涯学習の場を提供

学校コミュニティプラザ事業の推進

概ね2中学校区をひとつの生涯学習ゾーンとし、校区を越えた交流の場を提供
小・中学校の校舎・体育館の新築・改築・改修時に地域ごとの特色ある生涯学習ができる場を整備

民間施設等の生涯学習の場としての開放促進

民間事業者等との役割分担と連携の下での生涯学習支援機能の充実
民間事業者等が保有する施設等を身近な生涯学習の場として、地域への開放を促進し、地域住民の作品展示や交流を支援

第2節 活力あふれるまち

1 産業連関都市として独自の産業システムをもつ

基本的方向

伝統産業から先端技術産業まで、農林業から観光産業、サービス産業まで、高品質・長寿命で付加価値の高いものづくりのわざや高度な情報技術、さらには洗練されたデザインや斬新な企画力をもつ京都独自の産業システムを構築し、さまざまな産業が互いの技術にも企業文化にも厚い信頼を置き、相互にきめ細かく支え合う「産業連関都市」をめざす。

また、都市づくりの目標と整合した商業集積の形成を実現し、地域に密着した商業の振興を図るとともに、市民の健康と豊かな食生活を維持するため、流通体制の整備を進める。

(1) 京都独自の新たな産業連関都市の構築

ア 観光や文化、環境、福祉など多様な分野に着眼した産業の展開

(ア) 本市の戦略産業としての観光産業の振興

観光産業を本市の戦略産業として位置付け、経済波及効果大きい宿泊・滞在型、体験型観光の推進等により、観光産業を振興する。

(イ) 芸術文化と産業の連携の推進

本市がコーディネーターとしての機能を果たし、地元企業と芸術家との交流・連携を促すことにより、新進・若手芸術家のデザインを販売・流通する場を創出するなど、京都の文化を生かした産業振興に努める。

【参照】 P84 「2 成熟した文化が実現する」(7)

(ウ) デジタルアーカイブの推進

京都の文化の発展、産業経済の振興をめざし、産学公の緊密な連携の下、「京都デジタルアーカイブ*研究センター」において、京都の豊富な資産をデジタル化し、蓄積・発信・活用できるシステムであるデジタルアーカイブの研究開発を行い、その普及に努める。

【参照】 P116 「3 高度情報通信社会に対応できる基盤づくり」(2)

(エ) 21世紀産業振興ビジョンの策定・推進

高度情報通信社会、環境調和型社会、長寿社会に対応する「21世紀産業振興ビジョン」を策定し、次世代産業を創造するための施策を推進する。

イ ベンチャー企業等への支援

(ア) 新事業創出を図るための地域プラットフォーム事業の推進

新事業の創出を促進するため、「(財)京都高度技術研究所」を中核的支援機関として、産学公の連携により、ベンチャー企業等に対して、技術開発、資金調達への適切な支援を行う地域プラットフォーム事業を推進する。

(イ) ベンチャー企業等に対する発展段階に応じた支援

ベンチャー企業の技術、アイデア等を評価する「ベンチャー企業目利き委員会」、低家賃で入居できる「創業支援工場(VIF)*」、先端技術の研究スペースである「ベンチャー企業育成施設(VIL)*」の運営など、ベンチャー企業への発展段階に応じた支援を行うほか、情報通信技術(IT)の活用による企業連携の支援や職住一体となった創業支援オフィスの創設を検討するなど、ベンチャー企業等の発掘や育成を推進

する。

参照 P103「4 若者が集い能力を発揮する」(1)ア
P117「3 高度情報通信社会に対応できる基盤づくり」(3)イ

(ウ) ベンチャー企業等に対する多様な資金調達システムの構築

ベンチャー企業等の育成を図るため、発展性のあるベンチャービジネスに投資するベンチャーキャピタルとの連携等により、多様な資金調達システムの構築を支援する。

ちょっと注目！

ベンチャー企業等に対する発展段階に応じた支援

産学公の連携により、人材育成から研究開発、事業展開に至るまでの発展段階に応じて支援
ベンチャー企業の資質や技術、アイデアを評価する「ベンチャー企業目利き委員会」、創業時から経営が安定するまでの一定の期間、低家賃で入居できる賃貸工場である「創業支援工場（VIF）」、創業初期の研究開発型企業が先端技術を研究するスペースである「ベンチャー企業育成施設（VIL）」などの各種の先進的な支援環境を提供し、ベンチャービジネスの誕生・育成を積極的・組織的に推進

(2) 活力ある産業活動への支援

ア 企業の経営革新等への支援

(ア) 中小企業への新たな支援体制の整備

中小企業が経営資源を確保することを支援する中小企業基本法の改正に合わせ、経営コンサルタント等の民間事業者との連携協力による中小企業への新たな支援のしくみづくりを検討する。

(イ) 消費者ニーズに対応した新しい商品開発による需要・販路拡大の推進

情報通信技術（IT）の活用等により、消費者の求める商品情報を迅速・的確に把握し、新た

な商品開発等に生かすとともに、京都製品の国内外への積極的なPRを行い、業界と連携して需要や販路の拡大を行う。

イ 「ものづくり都市・京都」の発展に向けた支援と情報受発信機能の強化

(ア) 企業立地に関する総合相談の実施

企業立地のための総合相談窓口を開設し、工場等の市域外流出防止や誘致に必要な情報提供と誘致支援制度の検討を行う。

(イ) 工場・大学等制限法等の京都の都市特性に応じた弾力的な運用

著しい人口の減少や産業の空洞化等が生じている都心部をはじめとする既成市街地の活性化や本市産業の高度化、学術研究機能の向上を図るため、「工場・大学等制限法*」の抜本的な見直しに向けた働きかけを国に行うとともに、「工場・大学等制限法」に基づく工場等の新增設の許可についての京都独自の弾力的な運用を行う。

また、地域地区制度や地区計画制度など都市計画上の手法の活用により、土地利用や市街地環境の保全を図りつつ、企業の誘致や流出防止の取組を進める。

参照 P101「3 大学の集積・交流が新たな活力を生み出す」(4)

(ウ) 情報通信基盤等の整備

光ファイバー等の収容空間となる情報BOX*や電線共同溝*などの情報通信基盤の整備を進めるとともに、下水管内への光ファイバーの敷設を検討するなど、民間活力による高度な情報通信ネットワークの構築を促進する。

また、既存の情報関連企業育成施設をベンチャー企業育成施設（VIL）等として機能強化するとともに、情報関連企業の入居促進や育成支援を図り、情報通信技術（IT）を通じた産業振興に努める。

参照 P59「2 災害に強く日々の暮らしの場を安全にする」(1)ア
P116「3 高度情報通信社会に対応できる基盤づくり」(1)ア、(3)ア

(エ) 京都経済の国際化への支援

海外での見本市への参加などにより、ものづくりをはじめとする京都の産業を世界に情報発信するとともに、経済のグローバル化に対応するため、海外との交流事業を行うなど、ひと・もの・情報の交流を促進し、京都経済の国際化を支援する。

(オ) 首都圏の総合的な情報発信拠点である京都館の充実

首都圏における産業全般の総合的な情報発信拠点として開設した「京都館」の機能を充実する。

ウ 伝統産業の再生と新たな展開

(ア) 伝統工芸技術を生かした新たな京都ブランドの創造・展開

染織意匠のデジタル・データベース化により新商品の開発等を図る「染織デジタルアーカイブ事業」を進めるなど、これまでの技術・伝統を生かし、業界、経済団体等と一体となった新たな京都ブランドの創造・展開に努める。

(イ) 職住一体の産地の振興・宣伝と和装文化の継承

空家となっている京町家の保全・再生により、西陣をはじめとする職住一体となった産地の観光資源としての宣伝活動を推進するなど、伝統産業の産地機能の活性化を図る。さらに、きもの着用の機会を提供する事業を実施するなど、和装文化の継承を図る。

(ウ) 繊維産業振興センターの整備

繊維産業の活性化と高度化を促進し、活力ある産業へと再構築を図るため、「染織試験場」を発展的に整備拡充し、繊維に関する総合的な振興拠点施設として整備する。

(エ) 後継者の育成と伝統技術の継承

空家となっている京町家を借り上げ、店舗・公開工房として改装し、新たな京ものブランド製品の創作活動を行う「京ものブランド町家工

房事業」、工業試験場・染織試験場が実施する「みやこ技塾」や顕彰制度の実施などにより、次代を担う優秀な後継者を育成するとともに、技能・技術の継承と向上を図る。

参照 P103「4 若者が集い能力を発揮する」(1)ア

ちょっと注目！

伝統工芸技術を生かした新たな京都ブランドの創造

京都の歴史のなかで蓄積されてきた技術、伝統を素地にオリジナルな価値を創造
京都商工会議所の提唱する「京都・ビジネスモデル推進機構（仮称）」等と連携し、京都独特の新たなビジネスを創出

(3) 地域に密着した商業の振興

ア 魅力ある商店街づくりに向けた支援

それぞれの地域に応じた大型店の誘導・規制などにより、地域特性を考慮した望ましい商業集積を図り、地域に密着した商業の振興と魅力あるまちづくりを進める。また、安心して買物ができ、観光客にも魅力のある商店街づくりをめざして、情報通信技術（IT）関連機器の導入やまちのにぎわい創出を図る取組などへの支援を行う。

イ 中心市街地活性化事業の推進

「中心市街地活性化法」に基づく国の支援制度を活用して「まちづくり機関（TMO）」の設立を支援するなど、まちづくりと一体となった商業振興を図る。

参照 P66「4 歩いて楽しいまちをつくる」(1)エ
P108「1 個性と魅力あるまちづくり」(2)イ

ウ 中央卸売市場の活性化

健康を重視する食生活指向など消費者の多様なニーズに対応して、市民に新鮮で安全な食料

品を安定的に提供するため、中央卸売市場において物流の効率化を図るための施設の整備等を行い、その機能を充実する。

エ 新たな商業振興ビジョンの策定・推進

産業連関都市の実現に向けた21世紀の商業振興のあり方を示す新たな「商業振興ビジョン」を策定し、都市活力を創造する商業振興施策を推進する。

ちょっと注目！

中心市街地活性化事業の推進

市街地の整備改善と商業等の活性化を、国、市、民間などが連携して総合的・一体的に進める事業手法

伏見桃山・中書島地域において中心市街地活性化基本計画を策定し、対象エリアの一体的な整備を推進することにより、観光客も含めた集客を強化

中央卸売市場の活性化

市民に新鮮で安全な食料品を提供するとともに、流通構造の変化等に対応できる市場機能を再整備
物流の効率化や小売形態の変化等に対応した施設の整備

(4) 市民に身近で環境にやさしい都市農林業の育成

ア 持続的な都市農林業の展開

(ア) 京の旬野菜推奨事業の推進と京野菜の伝統の継承・発展

新鮮な地場産野菜を旬の時期に生産・供給できるよう、「京の旬野菜推奨事業」を推進する。また、伝統的な京野菜の保存や新たな京野菜の開発等により、京野菜の伝統を継承し発展させる。

(イ) 都市農業の推進と農業生産環境の整備

都市農業の活性化を図るため、良質リサイクル

ル堆肥の生産供給体制の強化により、減農薬・減化学肥料農業や有機農業を推進するなど、安全で環境にやさしい農産物生産体制を確立するとともに、周辺の自然に配慮した農業生産環境の整備に努める。

(ウ) 林業生産基盤の充実と間伐の推進

健全な森林を育成し、保水機能など森林のもつ多面的機能の維持・増進を図るため、林道・作業道網の整備・拡充等による森林管理体制を強化するとともに、間伐の促進と間伐材の需要拡大に取り組む。

イ 市民生活に密着した農林産物の流通体制の整備

(ア) 花き卸売市場の整備

花き消費の多様化や流通、情報技術の向上に対応する市場機能に地域交流機能を加えた施設として、花き卸売市場を整備する。

(イ) 生産者の顔が見える農林産物の流通体制づくり

生産者と消費者の交流、直売システムの整備や生産地・生産者名表示を推進するとともに、市場関係者との連携により、生産者の顔が見え消費者が安心して購入できる農林産物の流通体制づくりを進める。

ウ 農林地のもつ多面的機能の活用

農林地を緑の空間や防災空間として保全するとともに、地域・学校での自然体験学習や生涯学習の場として、また、医療・保健機関が進める園芸療法*の場として、さらには、観光客が自然体験できる新たな観光資源として、農林地を多面的に活用する。

エ 市民の「農・林」活動への参画促進

(ア) 農林業を通じた市民交流活動の充実

遊休農林地等を活用した市民農園の設置や市民の手による棚田や森林の整備など、農林業を

通じた多様な市民交流活動を展開する。

(イ) 農林業の新たな担い手の育成

農業従事者を確保するため、青年層をはじめ定年退職者を含めた多様な新規就農者の受け入れが可能な体制を整備する。また、森林管理の担い手を育成するとともに、森林ボランティアとの連携などにより地域の実状に応じた森林整備を推進する。

オ 北部等山間地域の活性化

北部等山間地域における農林業の振興に取り組むとともに、豊かな自然環境や美しい農山村景観を生かした観光農山村を育成し、都市地域との交流を支援するなど、地域の活性化を推進する。

また、こうした地域間交流を支えるとともに、災害発生時における交通経路の多重性を確保するため、幹線道路の整備を推進する。

さらに、市民に親しまれている「山村都市交流の森」を中心に、森林ボランティアとの連携などによる森づくりを推進する。

ちょっと注目！

京の旬野菜推奨事業の推進

都市農業の特性を生かした環境への負担が少ない生産体制の整備
安全で栄養価の高い旬の時期に採れる市内産野菜を市民に供給

花き卸売市場の整備

市場流通機能だけでなく、地域交流機能等の公益性をあわせもった花き総合流通拠点
新十条通十条ランプ内敷地に整備

2 魅力ある観光を創造する

基本的方向

観光は、経済の活性化はもとより、文化力の向上や国際交流の推進、魅力あるまちづくりなどにも大きく貢献するものである。

このため、京都ならではの観光資源の発掘や創出、幅広い世代のそれぞれのニーズに応じたきめ細かい情報発信、国内外からの観光客やコンベンション*の誘致活動の強化、観光客を温かくもてなすしくみづくりを行う。さらに、市民、事業者、社寺・文化施設・大学等を含めたネットワークづくりなどにより、21世紀の京都を牽引する観光を創造する。

(1) 21世紀の京都を牽引する観光の創造

ア 宿泊・滞在型、体験型観光の振興

じっくりと奥深い京都の魅力を体感してもらえる宿泊・滞在型、体験型観光を振興するため、夜の観光スポットの創出、「宇多野ユースホテル」の改築や京町家の活用支援などを図る。

また、京都の歴史、文化、宗教など伝統の粋に触れる体験を中心とした滞在型の生涯学習のためのプログラムを作成し、観光振興に活用する。

【参照】 P89「4 生涯にわたってみずからを磨き高める」(3)イ

イ 新しい観光資源の創出

京都の歴史を総合的に物語る「歴史博物館」の整備、京都を舞台とする映画・テレビロケの誘致、京の食文化の体験など若者や海外からの観光客を魅了する観光スポットの誘導、歩行者天国の実施など、1200年の歴史都市としての多様な資源を活用し、これまでにない魅力を付加した新しい観光資源となる集客施設やイベント等を創出する。

【参照】 P66「4 歩いて楽しいまちをつくる」(1)エ

ウ 地域ごとの界わい観光の創出

各地域に豊富に存在する魅力ある自然景観や有形無形の文化財、伝統行事、伝統産業などの観光資源を生かしながら、まちづくりとも連動

して、四季折々に何回も京都を訪れたいくなるような地域ごとの界わい観光を創出する。

エ 歩いて楽しむまちなか観光の振興

都心のまちづくりと連動し、京都らしさを演出したにぎわいのある歩行者空間や京町家などの活用による個性あふれる店舗や工房などが集積する観光スポットを創出し、歩いて楽しむ「まちなか観光」を振興する。

【参照】 P66「4 歩いて楽しいまちをつくる」(1)オ

オ 環境や自然を大切にするとエコツーリズム、グリーンツーリズムの推進

環境学習の施設や自然とのふれあいを体験できる地域などをつなぐ観光コースの開発、徒歩や自転車による観光、使い捨て用品の削減など宿泊施設における環境への配慮の促進などにより、環境を大切にしたい旅（エコツーリズム）を推進する。

また、三方の山々やその山すそ等において、豊かな歴史文化や美しい自然を歩いて楽しむ「京都一周トレイル事業」など、自然を大切にしたい旅（グリーンツーリズム）を推進する。

【参照】 P53「1 環境への負担の少ない持続可能なまちをつくる」(1)オ
P65「4 歩いて楽しいまちをつくる」(1)イ(ア)エ

カ 文化と観光の連携の推進

美術館や二条城、「大学のまち交流センター（キャンパスプラザ京都）」などの文化・学術関連施設の活用や社寺などとの連携により、観光客に魅力ある芸術文化事業やイベントを実施し、国内外に発信することで、観光集客力の向上を図る。

【参照】P84「2 成熟した文化が実現する」(7)

ちょっと注目！

宇多野ユースホステルの改築

建築後40年が経過し、施設の老朽化が著しい「宇多野ユースホステル」を改築
外国からの観光客と市民との交流の推進、コンベンションの支援、観光文化情報の提供などの機能を整備

地域ごとの界わい観光の創出

全国的に有名な観光地だけでなく、各地域の埋もれた観光資源を発掘
区ごとに観光資源を観光客や市民に紹介するパンフレットを作成
地域の観光振興のための活動と連携し、地域の魅力を高める観光基盤の整備を行い、何度も訪れたいような界わい観光を創出

(2) 観光情報の受発信と観光客誘致の強化

ア 観光情報の受発信機能の強化

情報通信技術（IT）の活用等、多様な手段により、「(社)京都市観光協会」をはじめ、運輸機関、旅行業界、報道機関等との連携の下、的確できめ細かい情報の受発信を行い、観光客のニーズの把握と誘致活動を展開する。

【参照】P117「3 高度情報通信社会に対応できる基盤づくり」(4)ア

イ 京都観光リピーターの原点となる修学旅行の誘致強化

修学旅行は、将来何度も京都を訪れたいと思う観光リピーターの原点となることから、総合

的な学習の導入など多様化する修学旅行の形態に対応した体験メニューを充実するとともに、学校等に対する積極的な情報提供と各種の宣伝誘致活動を展開する。

ウ 企業が事業活動の一環として行う団体旅行の誘致促進

経済界等と連携し、従業員の報奨・研修旅行や得意先の招待旅行など、企業が事業活動の一環として行う団体旅行（インセンティブツアー）の誘致を促進する。

エ 他都市等と連携した広域観光の推進

京阪神三都市、関西広域連携協議会、全国の小京都と呼ばれる都市等の連携を通じて、それぞれの都市がもつ魅力を相互に活用し、相乗的な効果を生み出すため、多様な観光資源のネットワーク化を進める。

ちょっと注目！

インセンティブツアーの誘致促進

企業が事業活動の一環として行う従業員の報奨・研修旅行や得意先の招待旅行などの誘致促進
団体観光客の減少傾向に歯止めがかかることを期待

(3) 海外からの観光客誘致の強化

ア きめ細かい地域別マーケティングの展開

世界的な大交流時代を迎えて、国際観光客が大幅に増加するなかで、文化的背景や自然条件の違いなどにより、地域ごとに海外からの観光客のニーズが異なるため、それらに対応したきめ細かい地域別マーケティングを展開するとともに、京都観光を宣伝する観光誘致団を海外に派遣する。

イ 海外の旅行業界等への情報発信

海外の旅行業界や報道機関等の関係者を京都に招き、新たな観光プランの開発につながる情報提供を行うとともに、英語版ニューズレターやインターネット等の媒体を活用した情報発信を行う。

(4) コンベンション誘致の強化

ア コンベンション誘致活動の推進

コンベンションは、その開催に伴う経済波及効果に加え、都市のイメージアップ効果も大きい。ため、「京都コンベンションビューロー」と連携し、会議主催団体、関係機関や大学等への誘致活動に努めるとともに、英語版ニューズレター等により、コンベンション都市としての京都の広報宣伝活動を強化する。

イ コンベンション開催に対する支援

コンベンションの主催者に対し、会議開催準備資金の無利子融資や京都ならではの多彩な企画を提案するなど、京都でのコンベンション開催に向けた支援を充実する。

ウ 国立京都国際会館の施設整備の促進

国際会議や国内会議の拠点施設として、多様化する利用者のニーズに対応するため、会議場の増設など「国立京都国際会館」の施設整備の促進を図る。 【参照】 P85 「3 国内外との多彩な交流を行う」(1)カ

(5) 観光客を温かくもてなすしくみづくり

ア 観光案内サービス機能の充実

観光客が快適に京都のまちを観光できるよう、観光地や都心、主要ターミナルにおける案内サービス機能の強化を図るとともに、海外からの観光客をはじめ来訪者に親切な観光案内図板や案内標識、歴史・由緒などを説明する名所説明

立札の計画的な整備に努める。

また、次世代の高速通信ネットワークや携帯情報端末など情報通信技術（IT）を活用した次世代型の観光案内システムの構築を図る。

【参照】 P117 「3 高度情報通信社会に対応できる基盤づくり」(4)イ

イ 安全で快適な観光ができる環境づくり

安全で快適な観光ができるよう、京都をあげての美化活動や犯罪、事故などを未然に防ぐまちづくりを推進するとともに、市バス・地下鉄を中心とした公共交通ネットワークの充実など、便利で利用しやすく高齢者や障害のあるひとにもやさしい交通機能の充実や公衆便所、歩道の整備に努める。

ちょっと注目！

次世代型観光案内システムの構築

情報通信技術（IT）の活用により、携帯情報端末等による観光地情報や観光地までの経路などを案内する次世代型のシステムを構築

(6) 京都をあげての観光振興の推進

ア 観光振興ネットワークづくり

市民参加型の「おこしやす京都委員会」を中心として、市民ひとりひとりがもてなしの心に磨きをかけて来訪者と交流する「おこしやす運動」などを展開するとともに、観光案内等で活躍するボランティアをはじめとする市民、事業者、社寺・文化施設・大学等と連携した観光振興のためのネットワークづくりを進める。

イ 観光振興推進計画の策定・推進

年間観光客数5000万人をめざして「観光振興推進計画」を策定し、京都をあげて観光振興を推進する。

ちょっと注目！

観光振興ネットワークづくり

京都をあげての観光振興を推進するため、「おこしやす京都委員会」をはじめ、市民、事業者、社寺・文化施設・大学等と行政がそれぞれの役割を担う、一体となったネットワークを構築
市民にはボランティア活動や魅力ある地域づくりの担い手を、事業者には新しい京都の魅力の開発と観光客の誘致・宣伝を、社寺・文化施設・大学等には観光資源の提供と観光に関する研究と人材育成を、行政は観光振興の基盤整備の役割等、相互に連携を図りながら京都観光を振興

3 大学の集積・交流が新たな活力を生み出す

基本的方向

国公立を合わせて37の大学・短期大学を中核とする高度で豊富な学術研究機能は京都の優れた都市特性であり、人口の約1割に相当する学生や教員、研究者等の多彩な人材、あらゆる分野の「知」の集積は、活力あるまちづくりに欠かせないものである。

この個性豊かな大学の集積を維持・発展させるとともに、地域社会との交流や産業界との連携を深め、魅力に満ちた「大学のまち・京都」を推進する。

(1) 個性豊かな大学の集積を生かした交流の場づくり

ア (財)大学コンソーシアム京都への支援強化

大学と地域社会との交流や産業界との連携を深めるとともに、大学相互の結びつきを強め、高度な教育研究機能のさらなる向上とその成果の地域社会、産業界への還元をめざし、本市を中心とする地域の49の大学・短期大学の連合体である「(財)大学コンソーシアム京都」への支援を強化する。

イ 大学のまち交流センター（キャンパスプラザ京都）を核とした交流の充実

(ア) 開かれた大学活動の支援

京都ならではの歴史や文化、癒しにかかわる講座等を社会人が学生と一緒に受講することができ、単位の修得も可能な総合的・体系的学習講座である「シティーカレッジ事業」を充実するとともに、大学間の特色や個性の相互補完により市総体としての学ぶ魅力となっている「単位互換事業」を促進するなど、職業や大学の枠を越えた開かれた大学活動を支援する。

参照 P88「4 生涯にわたってみずからを磨き高める」(1)ア

(イ) 内外に向けた魅力の情報発信

「大学のまち交流センター（キャンパスプラ

ザ京都）」は、新たな「知」の創出、ユニークな人材の輩出など「大学のまち・京都」の新たな魅力を創造する核となる施設であり、京都の玄関口という立地を生かし、京都の大学はもとより、関西、ひいては日本、世界の「知」が集まる拠点として、その魅力を内外に情報発信する。

参照 P86「3 国内外との多彩な交流を行う」(3)ウ

ちょっと注目！

大学のまち交流センター（キャンパスプラザ京都）の機能強化

「(財)大学コンソーシアム京都」が実施する大学間交流や産学公の連携事業を支援
研究者データ、文献・図書、学会関連等の研究情報の提供
学生生活や進路に関する情報の提供

(2) 産学公の連携の推進

ア 産学公の連携による起業・就業支援

京都の地で活躍する起業家や専門家の生きた助言と大学における知的資源を活用し、21世紀に活躍する起業家を育成する「京都起業家学校」を推進するとともに、学生が在学中にみずからの専攻、将来の進路に関連した就業体験を行う「インターンシップ事業」を支援することにより、

京都を基盤として活躍する人材の育成に努める。

イ 大学の枠を越えた共同研究の支援

教員，研究者の知的資源を活用し，「京都」の学際的研究を産学公共同で進める「地域シンクタンク事業」を充実し，ここでの研究成果を市政や市民のまちづくりなどに生かす。

また，京都ならではの豊富な研究素材について多角的視点からアプローチする学問，いわゆる「京都学」や，京都の都市特性にふさわしい「観光学」等について，共同研究が行える場を提供する。

さらに，「(財)大学コンソーシアム京都」のもつ大学研究者のネットワーク機能を活用して，個々の大学の枠を越えた，ほかにはみられないユニークな研究プロジェクトの形成を促進し，国内外のさまざまな研究テーマについて，広く世界にも注目を集める研究成果の創造を促す。

ちょっと注目！

ユニークな研究プロジェクトの形成

「京都学」や「都市政策」等の研究を産学公が共同で実施

「(財)大学コンソーシアム京都」のもつ研究者のネットワーク機能を活用し，大学の枠を越えたユニークな研究プロジェクトの形成を促進

(3) 地域に開かれた大学づくりの促進

ア 地域への大学の開放促進

大学と地域との垣根を低くするため，さまざまな大学施設を市民に可能な限り開放するなど，地域に開かれた大学づくりを働きかける。とくに，図書館については，高度な専門書等の大学間の相互有効活用を進めるとともに，市民への開放を促し，高度化・多様化する市民の学習ニーズにこたえることで，地域社会との交流を深める。

また，市民が気軽に大学の講義が受けられる公開講座を充実するよう働きかける。

イ 地域との人的交流の促進

大学から地域へ，また地域から大学への情報発信を促す，大学と地域の交流イベントの開催，学生の地域活動や伝統行事への参加，専門的知識を生かしたボランティア活動やまちづくりへの参画など，地域社会との交流を促進し，大学と地域の活性化につなげる。

ちょっと注目！

地域への大学の開放促進

公立図書館にない，大学図書館の専門書等を市民が有効に活用できるしくみづくりへの働きかけ
大学のグラウンド等の施設についての地域利用の促進

(4) 大学施設整備への支援

市内からの大学の流出等を防ぐため，用途地域や高さ制限など，都市計画法等に基づく各種規制を緩和するなど，大学の施設整備に対する都市計画上の支援を行う。

また，都心部をはじめとする既成市街地において大学等の教室の新增設を制限している「工場・大学等制限法」の抜本的な見直しに向けた働きかけを国に行うとともに，京都独自の弾力的な運用を行う。

【参照】 P92 「1 産業連関都市としての独自の産業システムをもつ」(2)イ(イ)
P105 「1 個性と魅力あるまちづくり」(1)ア(ウ)

ちょっと注目！

大学施設整備への都市計画上の支援

大学の施設整備に当たっての各種規制に対し，「大学施設整備支援・誘導制度」に基づく規制緩和などを実施

(5) 大学・学術研究機関の振興

ア 大学・学術研究機関の整備支援

地球規模の環境問題の解決に向け，人文・社会科学から自然科学までの幅広い学問分野を総合化し，新しい視点に立って研究を行う「国立総合地球環境学研究所」，京都大学の工学系大学院が移転する「桂キャンパス」の整備に対し，道路整備や都市計画の変更などの支援を行う。

参照 P56 「1 環境への負担の少ない持続可能なまちをつくる」(2)カ
P105 「1 個性と魅力あるまちづくり」(1)ア(ウ)

イ 芸術系大学の振興

「(財)大学コンソーシアム京都」等を通じて，市内にある芸術系大学の連携を強めるとともに，公共の場所での作品発表機会の確保に努めるなど，将来の芸術文化の担い手となる若手芸術家の育成を支援する。

また，「日本伝統音楽研究センター」等を生かして，芸術文化の最先端の研究を行うなど，国内だけでなく国際的な芸術文化の発信基地となるよう，「京都市立芸術大学」の振興を図る。

参照 P82 「2 成熟した文化が実現する」(4)ウ，エ

4 若者が集い能力を発揮する

基本的方向

京都が培ってきた「たくみ」、「こころみ」、「きわめ」などの奥深い文化の魅力をさらに高めることにより、全国、世界から若者が集い、いきいきと学び、働き、くらすことができるまちづくりを進める。

(1) 産業や文化など若者の活躍の場づくり

ア 若者がいきいきと働ける場の創出促進

ベンチャー企業等の発掘や育成により、京都で学んだ学生をはじめとする若者が創造性を発揮し、いきいきと働ける場の創出を促す。

また、「京ものブランド町家工房事業」、工業試験場・染織試験場が実施する「みやこ技塾」や顕彰制度の実施などにより、次代を担う優秀な後継者を育成するとともに、技能・技術の継承と向上を図る。

【参照】 P91 「1 産業連関都市として独自の産業システムをもつ」(1)イ(イ)、(2)ウ(エ)

イ 若手芸術家等の支援

「京都芸術センター」において、若手芸術家等の活動の場を提供し、制作・発表を支援するとともに、公募した将来有望な若手芸術家等に審査のうえ奨励金を支給する「芸術文化特別奨励制度」により、京都の芸術文化の新たな担い手を育成する。【参照】 P82 「2 成熟した文化が実現する」(4)ア、イ

ウ 新たな若者文化の創造に向けた取組の推進

21世紀の主役である若者が活躍できる新たな京都の舞台づくりのために、「学生フェスティバル」や「KYOTO 青年元気まつり」など、学生をはじめとする若者がみずから企画・運営できる取組を支援し、新たな若者文化の創造を促進する。

(2) 若者の活動拠点の整備と社会参加・自主的活動の支援

ア 若者の意見を市政やまちづくりに生かす場づくり

京都に学ぶ学生をはじめとする青少年が気軽に意見や提案を言えるしくみ・場づくりを行い、それらを市政やまちづくりに生かすことで、青少年の自覚や意欲を高め、市政やまちづくりへの参加を促進する。

イ 若者の関心の深さに応じた魅力ある多彩な事業の展開

「遊び」や「発見」の要素を基本として、青少年の関心の深さに応じた魅力ある多彩な事業を展開し、環境や国際交流等のさまざまな分野における、青少年の社会参加・自主的活動を促進する。

ウ 若者の自主的活動を支援する情報の提供

青少年の自主的活動を促進するとともに、今まで活動していなかった青少年の活動を促すため、利用できる事業や施設、参加できる団体等に関する情報を積極的に提供する。

エ 青少年施設の再編とネットワーク化の推進

青少年の自己成長への援助（ユース・サービス）を充実し、新たな若者文化の創造を促進するため、青少年施設の再編を行い活動基盤を整備するとともに、それぞれの施設が独自の個性的な機能を発展させ、相互に連携することによ

りネットワーク化を図る。

オ 青少年団体等の自主的活動を担うリーダーの養成

青少年団体やグループ・サークル等における自主的活動を担い、支えるリーダーの養成を進める。

カ 地域コミュニティにおける青少年の「心の居場所」づくり

青少年の非行や問題行動が深刻化するなかで、青少年が主体的に地域活動に参加でき、青少年を温かく、また時には厳しく見守り、青少年に安らぎをもたらすような青少年の「心の居場所」となる地域コミュニティづくりを進める。

キ 青少年の活動を支える新たな計画の策定・推進

青少年問題の社会的な関心の高まりなど、青少年を取り巻く状況が大きく変化するなかで、今後の青少年施策を総合的、計画的に実施していくため、京都の将来を担う貴重な財産ともいえる学生をはじめとする青少年の意見を生かした新たな計画を策定し、青少年の活動を支援する取組を進める。

ちょっと注目！

青少年の意見を市政やまちづくりに生かすしくみ・場づくり

青少年の自覚や意欲を高め、市政やまちづくりへの参加を促進するための意見や提案を気軽に言えるしくみ・場づくり

第3節 市民のくらしとまちを支える基盤づくり

1 個性と魅力あるまちづくり

基本的方向

まちづくりの方向を「保全・再生・創造」の3つの大きな概念で捉え、各種の都市計画制度を活用しながら、市民が快適に安心して生活でき、かつ、多彩で個性的な機能をもつ魅力あるまちをつくる。

そのため、広く市民と情報を共有し、京都独自のきめ細かなまちづくりのしくみを整えながら、それぞれの地域において、市民との協働により、地域に根ざしたまちづくりを進める。永い歴史のなかで受け継いできた自然・歴史的資源に恵まれた地域においては、その個性を保全・再生し、新たな都市の活力を担う市南部においては、積極的に都市機能を充実し、都市全体の魅力と活力を高める。

(1) 保全・再生・創造を基調とするまちづくり

ア 自然・歴史的景観と居住環境の保全

(ア) 周辺の山々と自然環境の保全

永い歴史に支えられた自然的風土である三方の山々、文化財や史跡の点在する山麓部、鴨川など都市における自然環境の骨格となる河川沿い等の地域においては、「歴史的風土特別保存地区」や「風致地区」等の制度を活用し、その豊かな自然や歴史的な景観を保全する。

【参照】 P65「4 歩いて楽しいまちをつくる」(1)イ(ア)
P76「1 美しいまちをつくる」(2)ア

(イ) 居住環境の向上

北部等の山間集落地域においては、地域住民が安心してくらし続けることができるよう、簡易水道施設の整備を進めるとともに、農林業の振興を軸としつつ、市民が自然とふれあうなかで心の豊かさを味わえる場として整備し、都心地域等との交流・連携を強め、地域の活性化を進める。

また、市街地周囲の山麓部から平地部にかけての自然・歴史的環境の豊かな住宅地の一帯においては、居住環境の保全・向上に努めるとともに、そこに点在する緑地、田園、耕作地につ

いて、それらが有する多面的機能を生かし、保全・活用を進める。

なお、野外焼却等の違法行為の誘因ともなった乱雑な土地利用形態が依然存在する大岩街道周辺地域においては、違法行為を許さず、周囲の緑豊かな環境と調和した良好な土地利用へ誘導し、良好な地域環境を育むとともに、深草南部地区においては、健全な市街地の形成を図る土地区画整理事業を進める。

(ウ) 文化・学術・国際交流機能の集積

豊かな自然環境にある大学をはじめとした文化・学術・国際交流施設は、本市の優れた都市特性を生み出している。市街化調整区域や用途地域等の都市計画の変更、大学等の教室の新増設を制限している「工場・大学等制限法」などの弾力的な運用を行い、文化・学術・国際交流機能の充実に対して支援・誘導し、魅力と活力に満ちたまちづくりを進める。

そのため、「国立総合地球環境学研究所」や京都大学「桂キャンパス」の整備など、地域と調和した大学施設等の整備を支援する。

【参照】 P56「1 環境への負担の少ない持続可能なまちをつくる」(2)カ
P101「3 大学の集積・交流が新たな活力を生み出す」(4)、(5)ア

イ 調和を基調としたまちの再生

(ア) 歴史的な市街地空間の継承・再生

市街地においては、永い歴史のなかで培ってきた職・住・文・遊にかかわる都市機能が織り重なるまちの魅力を新しい時代にあったかたちで継承し、再生する。

このため、地域と共生したマンションの建設、京町家の保全・再生、袋路における協調建替え、共同建替え等を促進し、受け継いできた地域の個性を生かした土地利用を進めるとともに、住民主体のまちづくり活動を促進し、地域コミュニティの再生を図る。

また、市西部の周辺市街地などにみられる住宅と工場が混在する地域については、両者が共存する土地利用モデルを確立するなどにより、魅力ある居住環境と特徴ある産業環境が共存する都市空間を形成する。

(イ) 職住共存地区の整備促進

都心再生の先導的な地区として、「職」と「住」が相互にかかわりあいながら、京都の特色ある多様な生活文化を継承してきた職住共存地区においては、地域ごとの豊かな個性に応じた地域協働型地区計画の策定を進めるとともに、文化財の周辺や京都らしい町並みなどの歴史的な景観を可能な限り保全・再生する。また、既存の町並みと新たな建築活動とが共生できる方策についての検討を進め、必要な措置を講じる。

また、歴史的な町並み、にぎわいのある商店街、碁盤目状の歩きやすい街区形態など、この地域がもっている資源を生かし、歩くことが楽しくなるような回遊都市空間の整備を促進する。

参照 P66「4 歩いて楽しいまちをつくる」(1)オ

ウ 南部の創造のまちづくり

(ア) 21世紀の新たな活力を創造する新都市の形成 21世紀の本市の新たな活力を担う南部地域に

においては、地域住民の生活の場であることを十分に認識したうえで、地域の自然・歴史・産業環境を生かしつつ、都心部の歴史・文化に裏打ちされた知識・技術・情報と結びついた創造のまちづくりを進めるために、防災や環境などに十分配慮した総合的な政策を展開する。

このための基盤として、油小路通や京都高速道路油小路線・新十条通等の整備を促進するほか、地下鉄烏丸線の南伸を含む公共交通機関の整備についての検討を進め、南部地域の交通体系を明らかにするとともに、新しい住宅市街地の整備などを進める。また、高度情報通信社会に対応できる情報通信基盤の整備を支援する。

こうした南部の創造のまちづくりは、市域を越えて乙訓、宇治など京都府南部地域との連携、さらには、整備が進む第二京阪道路等の広域交通網を介した国内外との広範なつながりを視野に入れて進める。

(イ) 高度集積地区の整備促進

民間企業の本社機能の進出などにより新しい活力が芽生えている高度集積地区*は、21世紀の新しい都市活力を担う中心的な地区として、周辺地域、とくに歴史的な町並みの残る伏見旧市街地との調和を図りつつ、交通・情報分野を含む都市基盤の整備を進め、新しい都市機能の集積を促進する。

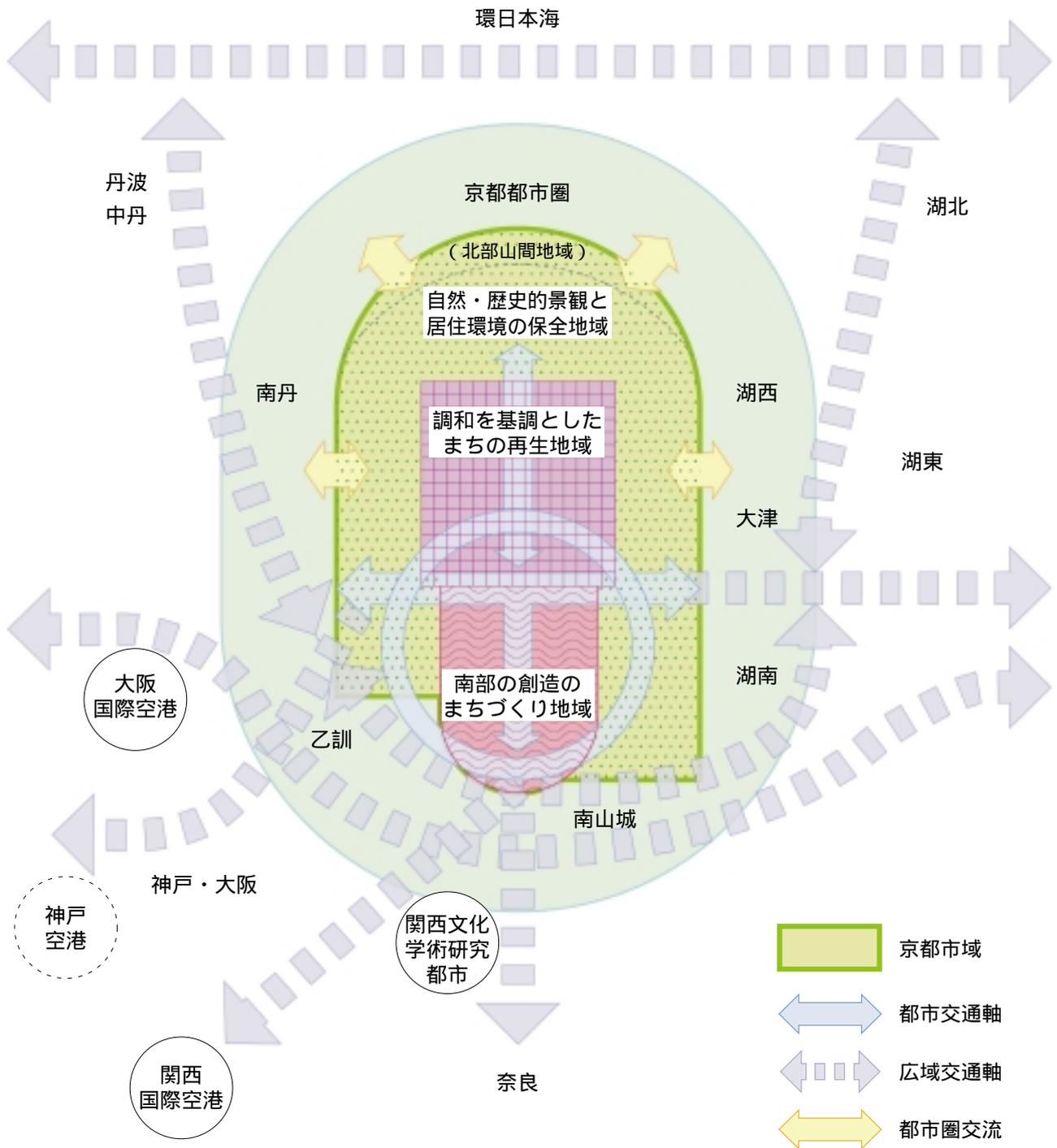
(ウ) 水垂地区における新しいまちづくり

本市南部地域における大規模な市有地で、南部地域の新しい拠点として期待される水垂地区については、地域の意見を十分に配慮して土地利用の基本計画を定め、新しいまちづくりに取り組む。

(エ) 良好な市街地の創造

伏見西部第四地区、伏見西部第五地区、久我・羽束師地区などにおいては、新たな産業立地

京都市の都市構造イメージ図



*このイメージ図は、「保全・再生・創造」の概念で京都市域を大別し、京都市の都市構造を京都都市圏等との交流を含めて表現したもの。

の受け皿の整備などを目的として、土地区画整理事業による質の高い新市街地の形成を進める。

ちょっと注目！

京町家の保全・再生の促進

約600名の市民ボランティアや市民団体の参加を得て取りまとめた調査を基礎に策定した京町家再生プランの実現
京町家街区の形成や規制誘導策の検討などを市民と一体となって推進

高度集積地区における新しい都市機能の集積促進

南部創造の先導的地区として、高度な都市機能が集積されるよう民間活力を誘導
市民、企業との協働によるまちづくりを展開する推進協議会を中心に、良質なプロジェクト等に対する立地支援、都市計画制限の見直し等を推進

(2) 多彩で個性的な機能をもつ地域のまちづくり

ア 駅周辺のにぎわいと潤いを創出するまちづくり

鉄道駅周辺の交通の利便性が高い地域においては、周辺居住環境との調和に配慮した都市機能の配置と市街地環境の整備を行い、民間活力を活用しながら、にぎわいと潤いのあるまちづくりを進める。

そのため、京都駅南口駅前広場、三条京阪駅前広場や二条駅周辺の整備を推進するとともに、地下鉄東西線の延伸に伴う天神川駅周辺については、整備計画の策定や事業化を推進する。

また、住民・企業と一体となって取り組む西大路駅周辺地区のまちづくりを推進し、さらに、阪急西院駅周辺については、整備計画の策定や事業化を検討する。

【参照】 P111 「2 多様な都市活動を支える交通基盤づくり」(2)イ

イ 商業振興と一体となったまちづくり

地域に密着している商店街の活性化は、まちににぎわいを与えると同時に、地域コミュニティの発展にもつながるものであり、「中心市街地活性化法」に基づく国の支援制度を活用した伏見桃山・中書島地域におけるまちづくりなど、商業振興と一体となったまちづくりを進める。

【参照】 P93 「1 産業連関都市として独自の産業システムをもつ」(3)イ

ちょっと注目！

地下鉄東西線天神川駅周辺のまちづくり

地下鉄東西線の西のターミナルとなる天神川駅周辺について、京福電鉄嵐山線との連携など、住民とともにまちづくりを検討し、本市西部地域の活性化を推進

(3) まちづくりを支えるしくみづくり

ア 身近な都市空間を重視した都市計画の推進

成熟社会に対応し、身近な都市空間を重視した都市計画をめざし、本市における都市計画に関する基本的な方針となる「都市計画マスタープラン」を策定する。

その方針に基づき、特別用途地区制度や地区計画制度を積極的に活用していくとともに、地域特性に応じた開発許可制度の検討などを進め、地域社会の個性を生かしたきめ細かなまちづくりを進める。

イ 市民のまちづくり活動を支えるしくみづくり

地域に根ざしたまちづくりを市民と協働して取り組むため、まちづくりに関する情報を共有するとともに、都市計画の立案や決定プロセスにおいて市民が主体的に参加できるしくみづくりを進める。

また、市民の自主的なまちづくり活動を支えるため、情報提供や専門家の派遣、学習活動に

対する支援などを行う。

さらに、今後のまちづくりを考える際には、行政と民間企業等との役割分担を明確にしたうえで、望ましい都市空間のあり方を共有することが必要であり、民間企業等と幅広い情報や知恵を交換・共有するためのしくみをつくる。

ウ (財)京都市景観・まちづくりセンターと連携したまちづくりの促進

住民，企業，行政のパートナーシップで取り組むまちづくりの橋渡し役として設立された「(財)京都市景観・まちづくりセンター」と連携し、まちづくりにかかわる人材の育成や情報発信・相談事業，まちづくり活動支援事業等により，地域のまちづくりを促進する。

ちょっと注目！

(財)京都市景観・まちづくりセンターと連携したまちづくりの促進

まちづくりの具体的な進め方などについて学習する地域まちづくりセミナーの開催
住民主体のまちづくり活動を支援するまちづくり専門家派遣やまちづくり活動助成の実施
土地所有者，専門家，企業，市民活動団体等による幅広いまちづくりに関するネットワークの構築

2 多様な都市活動を支える交通基盤づくり

基本的方向

ひとやものの円滑な流れを支える、安全・快適で環境に負担の少ない総合的な交通体系を構築し、市民生活の向上、都市活動の活性化を促す。

このため、公共交通の優先を基本にした、だれもが歩きたくなる「歩くまち・京都」の考え方を踏まえ、交通需要管理施策（TDM施策）をはじめとして、社会経済動向の変化に応じた新たな交通政策の検討などに取り組みながら、地下鉄や道路等の整備を進める。

(1) 都市内の交通網の整備

ア 歩くまちをめざした交通網の整備

公共交通機関や自転車の利用しやすい条件を整備するとともに、安全・快適な歩行空間を確保し、自動車交通に過度に依存しない公共交通優先型の歩くまちをめざした交通網を整備する。

【参照】P68「4 歩いて楽しいまちをつくる」(4)

イ 歩行空間の形成と自転車利用の促進

地域ごとの生活・商業・観光などの視点に立って、歩くための空間、自転車の走行空間を拡充する。また、交通結節ターミナルにおいては、自転車等駐車場の整備やバリアフリー化など公共交通が利用しやすい施設整備に努める。

【参照】P66「4 歩いて楽しいまちをつくる」(2)

ウ 公共交通輸送サービスの充実

定時性が高く環境への負担が少ない鉄道輸送サービス、身近な市民の足であるバス輸送サービスなど公共交通機関については、常に路線網や乗車券制度、サービス施設等の調査研究や改善に努め、利用しやすい有機的な公共交通輸送サービス網の整備を促進する。

【参照】P67「4 歩いて楽しいまちをつくる」(3)

エ 歩くまちにふさわしい道路網の整備

交通安全対策に加え、地球温暖化の防止にもつ

ながる公害対策、円滑な自動車の流れの実現を目的として、生活道路、都市内の幹線道路、都市間の道路といった道路の機能分担を明確にしたうえで、土地利用の適正化や駐車場の適正な配置などを念頭に置きながら、生活道路のほか、幹線道路となる都市計画道路網、都心部への自動車の流入を低減させる環状道路等、安定性があり信頼性が高い道路機能の整備を推進する。

また、未整備の都市計画道路の見直しなどの検討も行う。

【参照】P68「4 歩いて楽しいまちをつくる」(4)

(2) 都市圏内の交流を支える交通網の充実

ア 鉄道網の充実

【参照】P67「4 歩いて楽しいまちをつくる」(3)ウ

(ア) 地下鉄の整備

地下鉄は、高速で安全確実に市内を連絡する本市の交通施設の基幹であるが、その整備や維持管理には巨額の経費を要することから、常に市民生活やまちづくりにとって効果的な価値を生み出すよう努める必要がある。

そのような認識の下、地下鉄が多くの市民にとってより利用しやすく快適・便利なものとなり、まちの活性化や京都都市圏の交通網の充実に資するため、東西線の延伸については、六地蔵～醍醐間の建設や二条～天神川間の事業化、

他の鉄道駅との結節を推進する。

また、東西線のさらなる延伸については、周辺のまちづくりの動向や新しい輸送システムの調査研究を進めながら、天神川～洛西間の事業化を検討するとともに、洛西～長岡京間の計画を検討する。

さらに、南部地域の鉄道基盤整備は、高度集積地区や水垂地区の整備を視野に入れながら、地下鉄烏丸線南伸を含む公共交通機関の整備について検討する。

(イ) JR線鉄道網の充実促進

JR線は、都市間交通網としての役割とともに、市内における移動や駅を中心としたまちの活性化にも重要な役割を担っている。

そのため、JR奈良線、山陰本線の輸送力を増強する複線化を促進するとともに、まちの分断解消、交通渋滞解消に効果がある高架化については、山陰本線（花園～嵯峨嵐山駅間等）において、地域特性に配慮しながら、市民生活や景観について十分に検討を加えたうえで、計画を促進する。

また、JR新駅（東海道本線西大路～向日町駅間）については、周辺の土地利用と調整を図りながら計画の策定や整備を促進する。

(ウ) 民鉄線鉄道網の充実促進

民鉄線は、近畿圏の交流を支える重要な役割を担う鉄道網である。このため、地下鉄線と共通利用できる「スルッとKANSAI」や企画切符により鉄道網としての利用機能を向上させるなど、輸送サービスの充実を促進する。また、鉄道高架化については、京阪本線淀駅付近の事業促進を図るとともに、阪急京都線桂駅以南において計画を促進する。さらに、阪急新駅（桂～東向日駅間）の設置についても検討する。

イ 交通結節点としての駅や駅周辺施設の機能充実

ひとや公共交通のみならず、自動車交通との連携にも重要な役割を果たす交通結節点である駅については、施設のバリアフリー化、自動車・自転車等駐車場の整備など、ひとの円滑な移動を支える機能の充実を促すとともに、ひとが集まる拠点として地域の活性化にもつながる駅周辺の整備を推進する。

参照 P108「1 個性と魅力あるまちづくり」(2)ア

ウ 道路網の充実

(ア) 広域国道網の充実

慢性的な渋滞状況にある国道9号の立体交差や拡幅整備、国道24号八条坊門の立体交差等、国の事業を促進する。

また、都市間交通の円滑化を図るとともに、地域と市民生活の活性化に資する、国道162号、367号、477号については、拡幅等の整備を推進する。

(イ) 広域国道網へ通じる主要道路の整備

広域国道網を補完する道路として、また、緊急時の代替道路として、地域間交流や地域の活性化に資するため、京都広河原美山線、幡枝葵森線、沓掛上羽線等の整備を推進する。

(ウ) 市街地中心部を迂回する環状道路の整備

広域幹線道路である第二京阪道路の東西の分散路として、また、外環状線などの混雑緩和、本市南部地域や乙訓・南山城地域の東西交流を促進するため、市街地中心部を迂回する環状道路として六地藏神足線の計画・整備を推進する。

(エ) 都市計画道路網等の整備

市街地の南北主要幹線道路である鴨川東岸線、葛野大路等の整備や地下鉄の西伸計画に整合した御池通西伸事業等、都市内の幹線道路整備を推進する。

また、久世北茶屋線、西小路通等の立体交差化、桂川橋梁（久世梅津北野線）、第二久世橋（向日町上鳥羽線）、久我橋（伏見向日線）の整備など、まちづくりや市民の生活にとって適切な道路機能を整備する。

ちょっと注目！

地下鉄東西線（六地蔵～醍醐間）の建設

地下鉄東西線とJR奈良線、京阪電鉄宇治線とを結節し、広域的な鉄道ネットワークを形成することにより、鉄道利用の利便性を向上
2004年の開通をめざして整備を推進

地下鉄東西線（二条～天神川間）の事業化推進

本市西部地域の都市基盤整備、また、京福電鉄嵐山線との連携による広域的な鉄道ネットワーク形成を目的として、2007年度開通に向けて事業化を推進

国道162号の整備の推進

国道162号における市域で唯一残された未改良区間について、沿道地域の生活、林業の発展のため、道路改良（川東拡幅）を実施

六地蔵神足線の計画・整備の推進

南北の広域幹線道路である第二京阪道路の分散路、東西の広域幹線道路である京滋バイパスの補助交通路、さらに地域の交通混雑緩和や本市南部地域における東西交流の幹線道路として整備を推進

(3) 広域交通網の充実

ア 広域高速道路網、広域高速鉄道網構想への対応

関西国際空港、大阪国際空港や神戸港、大阪港、舞鶴港などにつながる広域鉄道や高規格幹線道路の結節点と接続する交通基盤については、市域全体のまちづくりのあり方を念頭に置きながら、構

想、計画や事業を促進する。

そのため、本市にとっての主たる国外への玄関口である関西国際空港の整備を支援するとともに、空港、港湾へのアクセスを強化する第二京阪道路の整備を促進する。

また、市域南部から日本海方面へのアクセスを強化する京都第二外環状道路の整備を促進する。

なお、さらなる広域交通網への結節機能の強化を図る京阪連絡道路については、整備効果等を研究する。また、「中央新幹線」や「北陸新幹線」の構想については、本市との結節機能の強化をめざし、関係機関との協議を進める。

イ 都市圏内外を結ぶ自動車専用道路網の形成

本市を取り巻く広域幹線道路と市内各地域を円滑に連絡し、市内中心部への通過交通を減少させ、交通渋滞を緩和するとともに、都市活動の活性化に資する自動車専用道路網の整備を促進する。

このため、京都高速道路については、新十条通、油小路線の整備を促進するとともに、堀川線、久世橋線、西大路線の計画を促進する。また、京都第二外環状道路についても整備を促進する。

ちょっと注目！

京都高速道路の整備・計画の促進

新十条通：京都盆地と山科盆地を結ぶ幹線道路、
2003年度完成予定

油小路線：門真市で近畿自動車道に連絡する第二京阪道路と接続する道路、2006年度完成予定

堀川線：五条通から久世橋通へトンネル構造で南下する道路

久世橋線：新十条通とともに東西の幹線道路となる道路

西大路線：久世橋通から五条通へトンネル構造で北上する道路

(4) 新しい交通政策の確立

参照 P68 「4 歩いて楽しいまちをつくる」(5)

ア 交通需要管理施策（TDM施策）等の推進

既存の道路空間を有効に活用するため、自動車交通の抑制や平準化などを図る交通需要管理施策（TDM施策）を進め、地域の住民や事業者、警察その他関係機関が一体となって、安全・快適で効率の良い、ひとや環境にやさしい交通体系の実現をめざす。

また、交通情勢調査の基礎データをはじめとする交通に関するさまざまな情報の一元化を図るとともに、交通状況のきめ細かな分析を行うため、交通情報システムを構築する。

さらに、情報通信技術（IT）を活用した駐車場案内システムや高度道路交通システム（ITS）の検討を進めるとともに、物流の効率化を促すなど、合理的な交通行動を誘導する。

イ 新しい交通政策のあり方の検討

必要に応じて実験的な取組を実施しながら、新しい交通政策のあり方について検討する。

また、利便性の高い、経済性にも優れた公共交通サービスを提供するため、軽量軌道公共交通機関（LRT）などの新しい公共交通のあり方についても検討を進める。

さらに、今後の社会経済動向の変化等を勘案し、将来の交通政策のあり方を検討する総合的な体制を構築する。

ちょっと注目！

交通需要管理施策（TDM施策）の推進

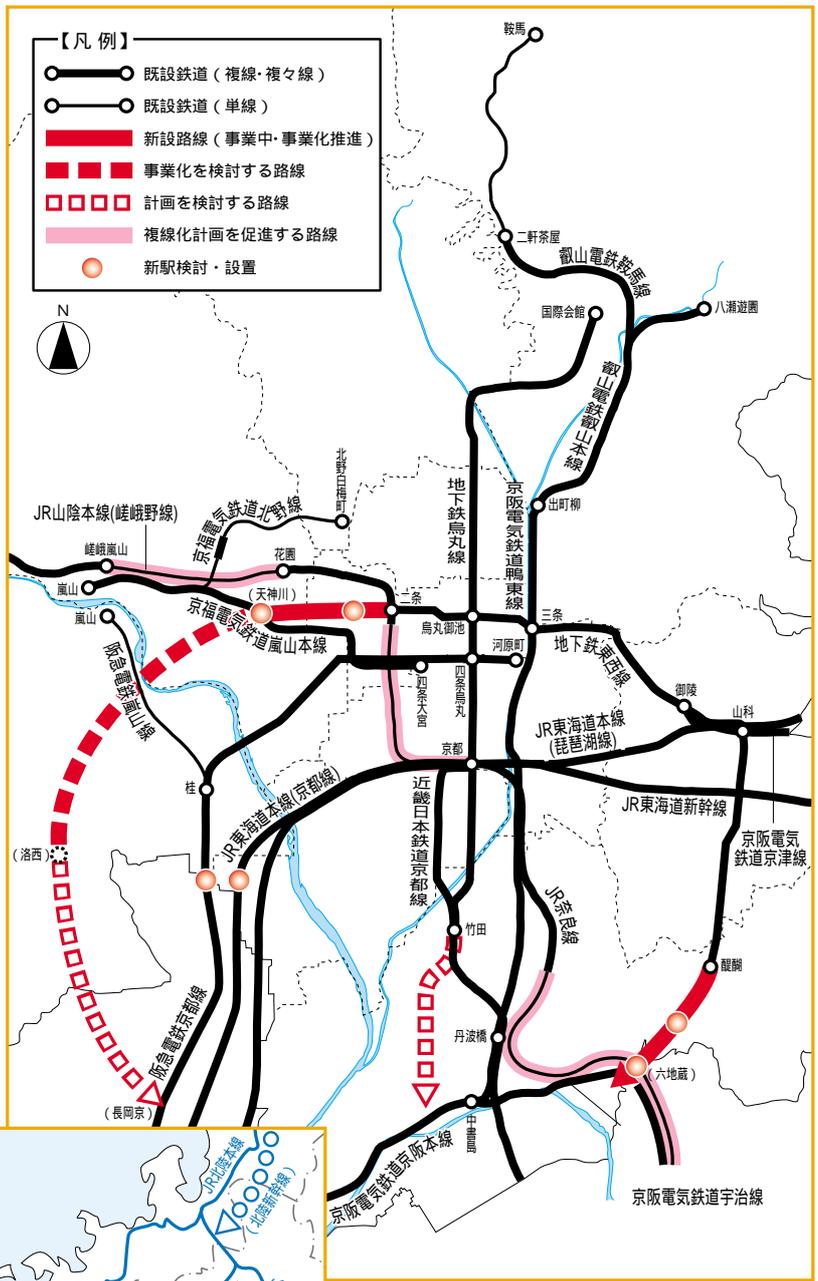
増え続ける自動車交通に対して、まちのあり方や都市における空間上の制約、自動車公害などを考慮し、特定地域への流入抑制策やピーク需要の低減策、自動車以外の交通手段への誘導策など、さまざまな交通需要管理施策（TDM施策）を、市民や警察等とともに検討のうえ推進

軽量軌道公共交通機関（LRT）等の新しい公共交通のあり方の検討

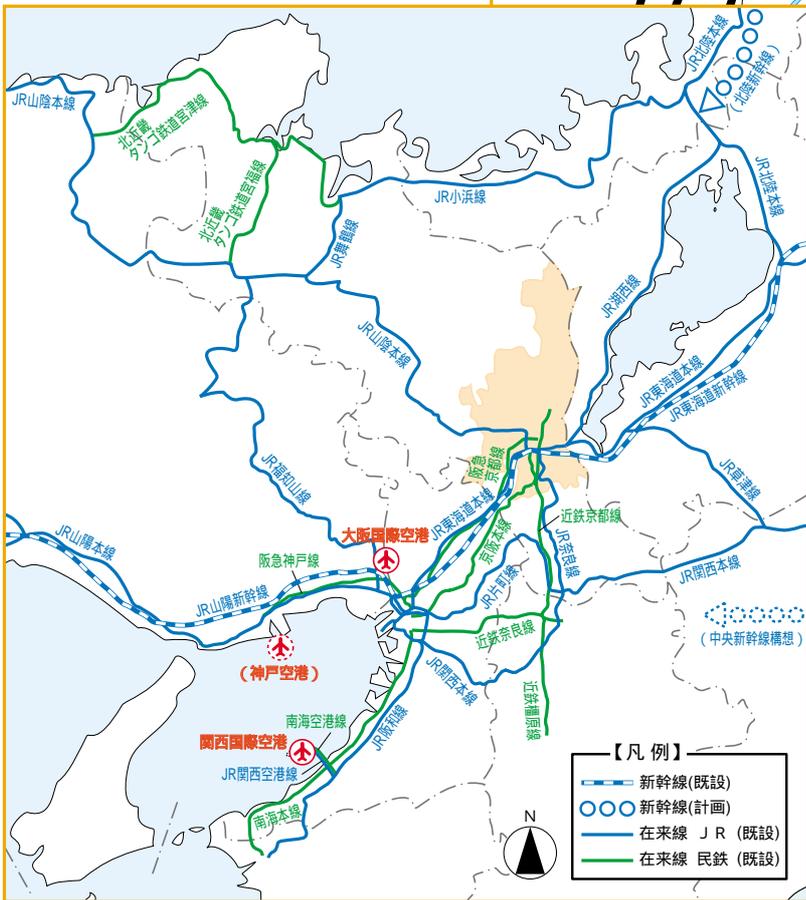
従来の路面電車を低床型にするなど車両や走行環境等の質を向上させ、ひとや環境にやさしく経済性にも優れた公共交通システムといわれている軽量軌道公共交通機関（LRT）等の新しい公共交通のあり方について検討

参照 P68 「4 歩いて楽しいまちをつくる」(5)ちょっと注目！

鉄道網図



広域的な鉄道網



京都市の鉄道網

3 高度情報通信社会に対応できる基盤づくり

基本的方向

世界的規模で急速に進展し続ける情報通信技術（IT）革命は、経済をはじめ社会の構造を根底から変革している。このような背景の下、高度情報通信社会への円滑な移行を促進するとともに、その経済的、社会的、文化的な利益を、市民、団体、企業があまねく享受できるしくみづくりに取り組む。

(1) 高度情報通信社会に対応するための基盤整備

ア 京都情報通信ネットワークの構築促進

光ファイバー等の收容空間として情報BOXや電線共同溝などの情報通信基盤の整備を進めるとともに、下水管内への光ファイバーの敷設を検討するなど、民間活力による高度な情報通信ネットワークの構築を促進し、市民生活における高度情報化の進展を図る。

【参照】 P59「2 災害に強く日々のくらしの場を安全にする」(1)ア
P92「1 産業連関都市として独自の産業システムをもつ」(2)イ(ウ)

イ 都市型CATVの全市域への整備促進

市内の高度な情報通信基盤のひとつとして、インターネットサービスなどを含む都市型CATV*の全市域への整備を促進する。

ウ 情報格差（デジタルデバイド）の解消

情報通信技術（IT）を使いこなせるかどうかなどの違いにより、生活の質に大きな格差が生まれる問題（デジタルデバイド）を解消するため、市民への情報通信技術に関する講習会の開催、公共情報端末の公共施設への設置など、身近で利便性の高い情報基盤の整備促進などの各種施策を展開する。

ちょっと注目！

京都情報通信ネットワークの構築

全国に先駆けた「情報新都」をめざすため、民間活力による高速大容量で低料金の情報通信基盤の構築を促進

情報格差（デジタルデバイド）の解消

高度情報通信社会にすべての市民が対応できるよう、市民対象のインターネット等の情報通信技術（IT）に関する講習会等を実施

(2) デジタルアーカイブの推進

京都の文化の発展、産業経済の振興をめざし、産学公の緊密な連携の下、「京都デジタルアーカイブ*研究センター」において、京都の豊富な資産をデジタル化し、蓄積・発信・活用できるシステムであるデジタルアーカイブの研究開発を行い、その普及に努める。

【参照】 P91「1 産業連関都市として独自の産業システムをもつ」(1)ア(ウ)

ちょっと注目！

デジタルアーカイブの推進

文化・学術・産業などにおいて「財」としての価値をもつ京都の豊富な資産をデジタル化して蓄積

市民文化の保存・継承や発展、産業経済の振興を図るため、デジタル化した情報を発信・活用

(3) 情報基盤を活用した企業活動の支援

ア 情報関連産業の振興

既存の情報関連企業育成施設をベンチャー企業育成施設（VIL）等として機能強化するとともに、情報関連企業の入居促進や育成支援を図り、情報通信技術（IT）を通じた産業振興に努める。

【参照】P92「1 産業連関都市として独自の産業システムをもつ」(2)イ(ウ)

イ ベンチャー企業等に対する支援

情報通信技術（IT）の活用による企業連携の支援や職住一体となった創業支援オフィスの創設を検討するなど、ベンチャー企業等の発掘や育成を推進する。

【参照】P91「1 産業連関都市として独自の産業システムをもつ」(1)イ(イ)

(4) 観光における高度情報化の推進

ア 観光情報の受発信機能の強化

情報通信技術（IT）の活用により、「(社)京都市観光協会」をはじめ、運輸機関、旅行業界、報道機関等との連携の下、的確できめ細かい情報の受発信を行い、観光客のニーズの把握と誘致活動を展開する。

【参照】P97「2 魅力ある観光を創造する」(2)ア

イ 次世代型観光案内システムの構築

次世代の高速通信ネットワークや携帯情報端末など情報通信技術（IT）を活用した次世代型の観光案内システムの構築を図る。

【参照】P98「2 魅力ある観光を創造する」(5)ア

(5) 高齢者や障害のあるひとへの高度情報化による支援

ア 高齢者や障害のあるひとへの新しい社会参加への支援

高齢者や障害のあるひとが、外出しなくても

多くのひとと交流でき、情報の受け手であるだけでなく発信者にもなれる、インターネットなどの情報通信技術（IT）を生かした新しい社会参加について、情報機器の基礎技術の習得をはじめとした支援を行う。

【参照】P32「2 すべてのひとがいきいきと活動する」(2)カ

イ 高齢者や障害のあるひとへの就労支援

インターネットなどの情報通信技術（IT）を生かし、高齢者や障害のあるひとが自宅等で仕事に従事できるよう、情報機器の基礎技術の習得や実践的な技能の向上等を支援する事業を実施する。

【参照】P32「2 すべてのひとがいきいきと活動する」(3)ウ

(6) 情報教育の充実

子どもたちが、コンピュータを扱うことができ、ネットワーク上での必要な情報を選択・収集し、さらにはみずからのものとして読み解くことができる情報活用能力を養う教育を進める。

【参照】P36「3 子どもたちが心豊かで社会性を身につけみずからの生き方を学ぶ」(2)ウ(ウ)

(7) 行政の高度情報化の推進

ア 電子自治体の確立

さまざまな行政活動、行政サービスにおいて高度情報化を推進し、市民が知りたい情報をより早く、より簡単に入手でき、市民の意見・提案等が市政の各部門に確実に伝わるしくみ、各種の申請・届出が窓口に行かなくても行えるしくみを構築するなど、より利便性の高い行政サービスが展開できる「電子自治体」の確立をめざす。その一環として、電子商取引等の経済活動におけるIT化などに対して迅速な対応を図る。

イ 情報セキュリティの確保

市民が高度情報通信ネットワークを安心して利用することができるよう、個人情報の保護を

はじめとした情報セキュリティに関する指針を策定するなど、情報セキュリティの確保を図る。

ウ 3次元の地理情報システム（GIS）の整備促進

今後のさまざまな活動の基盤となり得る3次元の地理情報システム（GIS）の整備を促進するとともに、効率的な利活用を図るため、データベースの共有化や統合化を推進する。

ちょっと注目！

電子自治体の確立

情報通信技術（IT）の活用により、行政業務や行政サービスの高度情報化を推進
市民が必要とするさまざまな行政情報をいつでも・どこでも入手できるしくみを構築

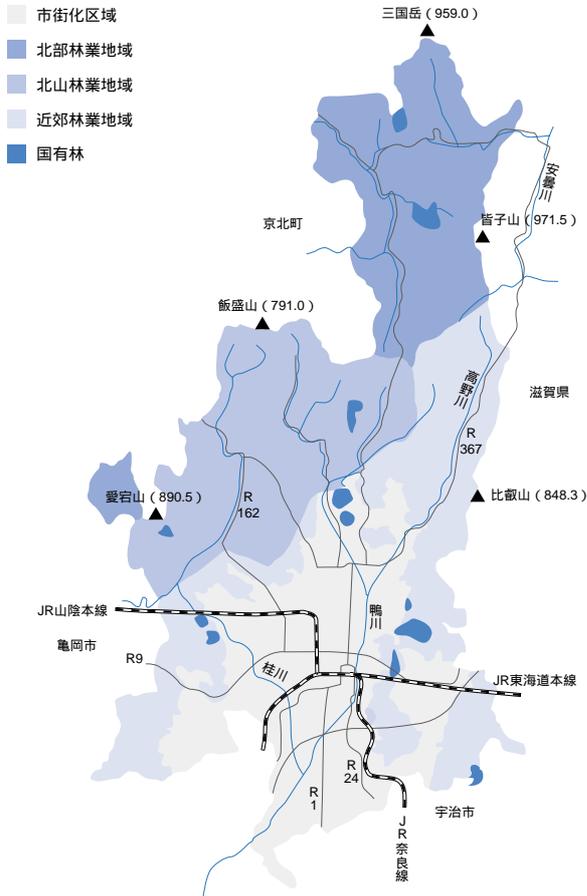
関連データ 2

各図表のタイトルにつけた矢印内の数字は、特に関連する節・項の番号を示す。

1 市街地を取り巻く豊富な森林

1-1 p76
3-1 p105

森林の分布状況（2000年）

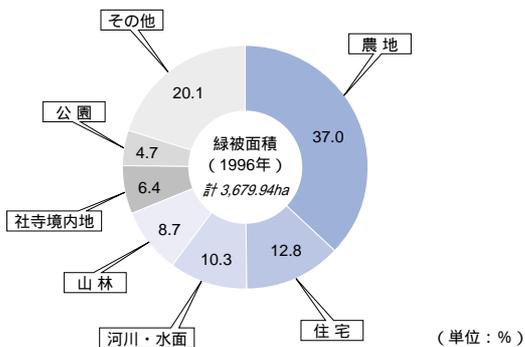


資料：産業観光局

2 主に農地がもたらす緑

1-1 p76
3-1 p105

市街化区域の土地利用別緑被面積

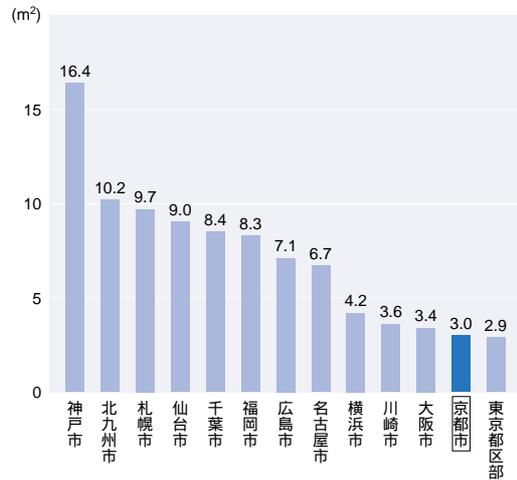


注：「その他」には、道路、官公庁、学校、工場・商業地を含む
資料：京都市緑の基本計画（1999年）

3 他都市と比較して少ない公園面積

1-1 p76
3-1 p105

市民1人当たりの都市公園面積



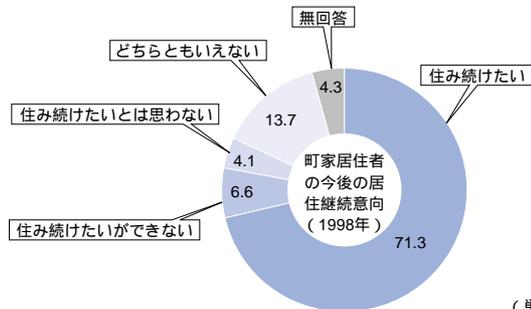
資料：大都市比較統計年表（1998年版）

4 町家居住者の8割が継続居住を希望

1-1 p76
3-1 p105

町家居住者の居住継続意向

問：このまちに住み続けるご意向についておうかがいします。



（単位：％）

町家に住み続けるうえでの問題点

問：今後もこの建物に住み続ける（利用し続ける）うえでの問題点についておうかがいします。

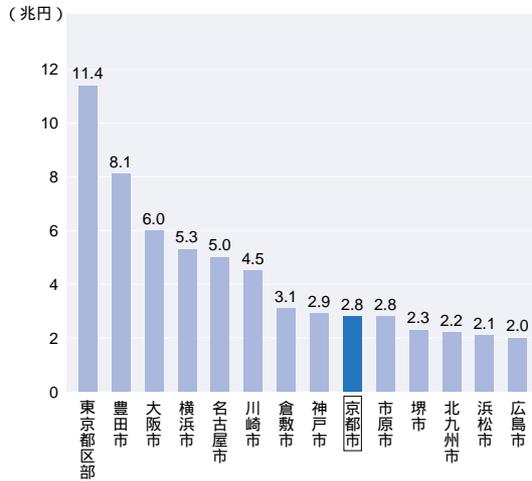


資料：京町家再生プラン（2000年）

9 ものづくり都市・京都

2-1 p91

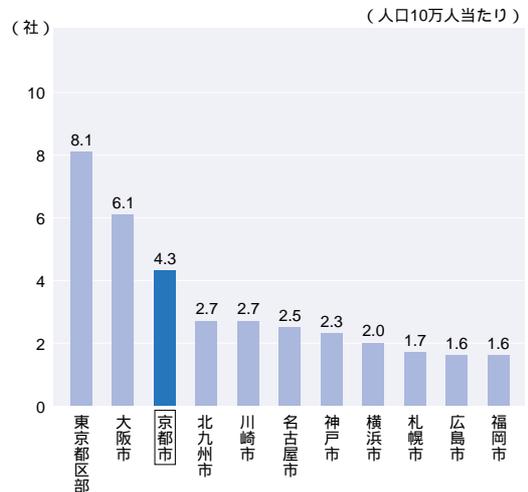
製造品出荷額等



注：従業員4人以上の事業所
資料：工業統計（1998年）

11 他都市と比較して多いベンチャー企業数

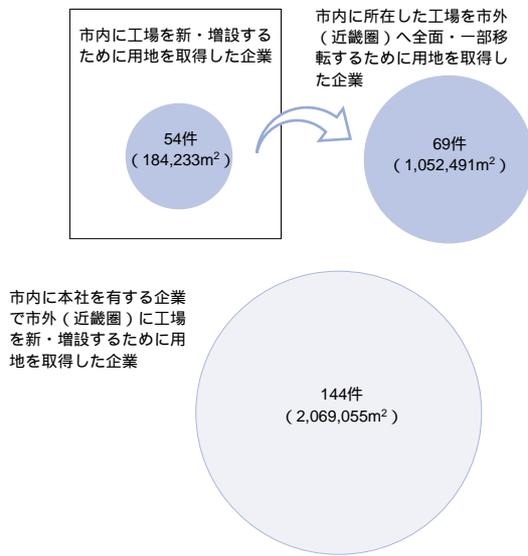
2-1 p91



資料：日本経済新聞社 日経ベンチャービジネス年鑑2000

10 工場の流出状況

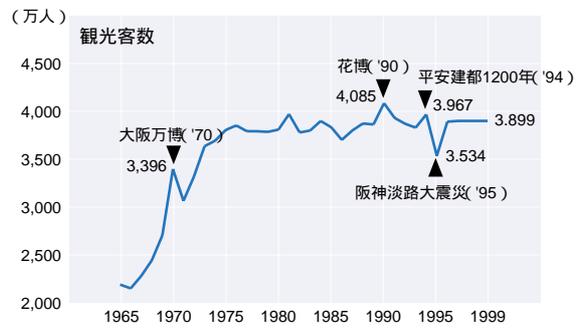
2-1 p91



注：1976～1997年間の合計 1,000m²以上の用地取得のみ
資料：近畿通産局 工場立地動向調査

12 観光客数は横ばい、修学旅行客数は減少傾向

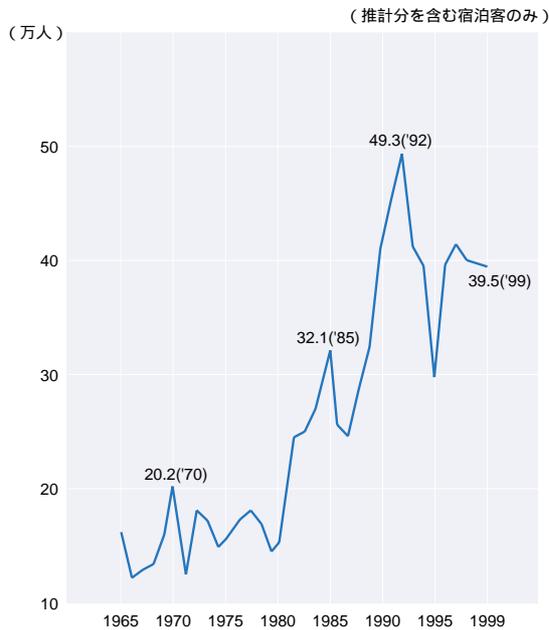
2-2 p96



資料：京都市観光調査年報

13 増減の著しい外国人旅行者

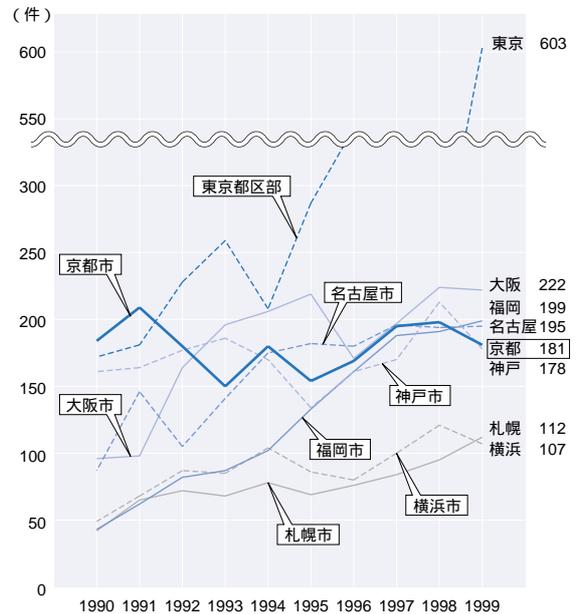
2-2 p96



資料：京都市観光調査年報

15 伸び悩む国際会議開催件数

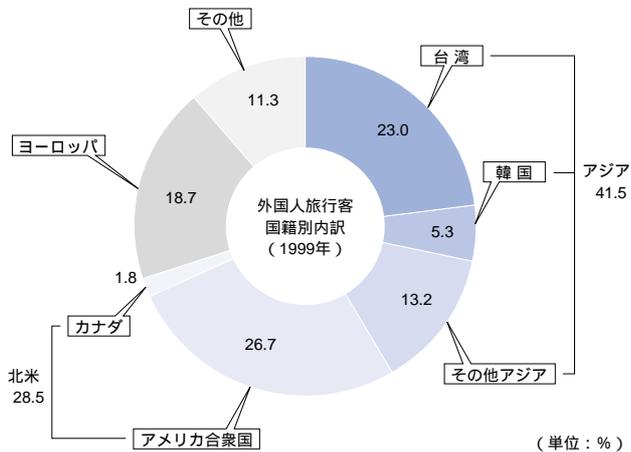
2-2 p96



資料：国際観光振興会 日本のコンベンション統計

14 多いアジアからの旅行者

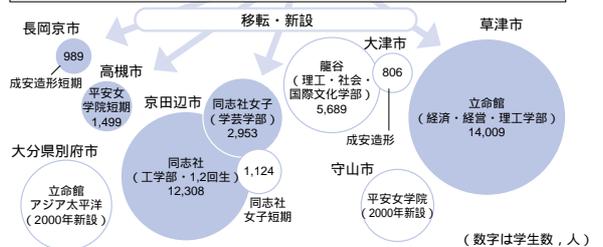
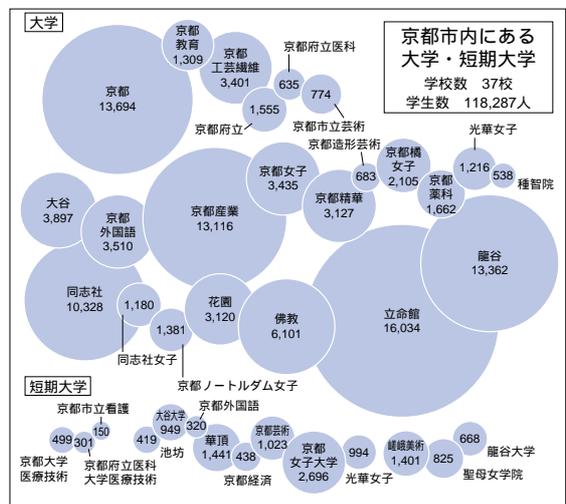
2-2 p96



資料：京都市観光調査年報

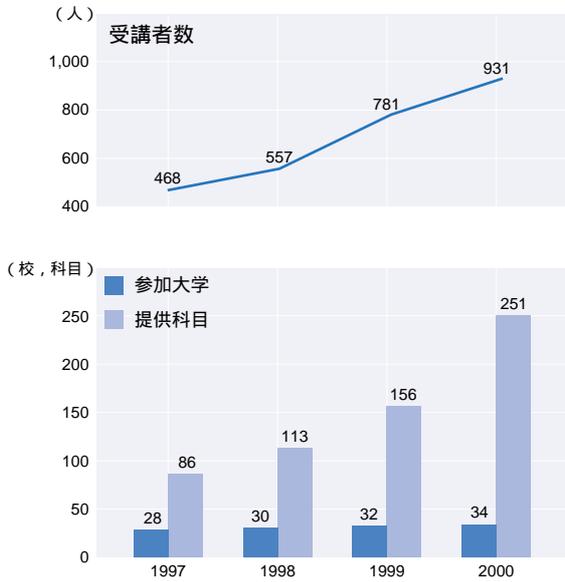
16 大学の流出状況

2-3 p100



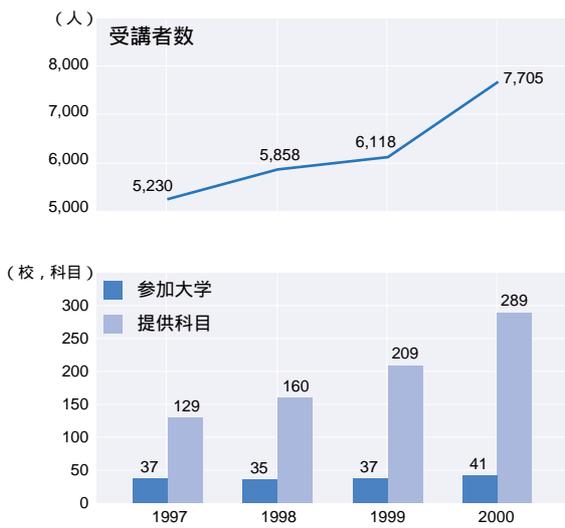
注：1. 学生数は、大学においては学部学生、短期大学においては本科学生のみ
 の数値(1999年5月1日現在)
 2. 京都市内学校数には、市内に本部はないが生活科学部が市内にある同志社
 女子大学を含む
 3. 塗りつぶしのない大学は、市外新設を示す
 資料：全国学校総覧(2000年版)

17 活発になるシティーカレッジ事業 1-4 p88
2-3 p100



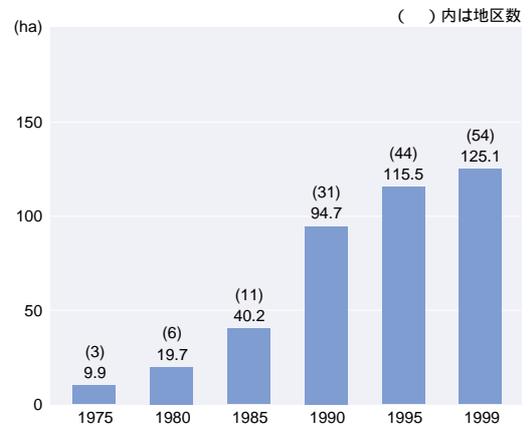
注：「シティーカレッジ」は、大学の授業を社会人に提供するもの
資料：(財)大学コンソーシアム京都

18 活発になる単位互換制度 2-3 p100



資料：(財)大学コンソーシアム京都

19 増える建築協定区域 3-1 p105



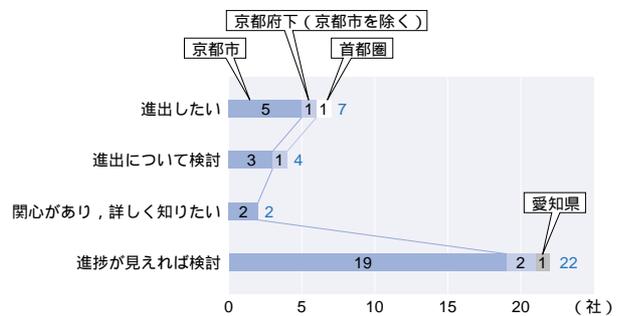
資料：都市計画局

20 南部地域への企業誘致は交通インフラ整備と土地購入等の助成が鍵

3-1 p105

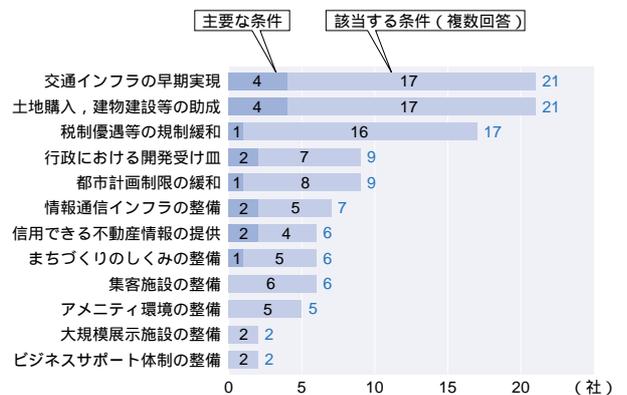
企業の高度集積地区進出意向

問：貴社では高度集積地区に進出したいと思われませんか。



企業の高度集積地区進出条件

問：どのような条件が整備されれば、進出の可能性が高まるとお考えですか。

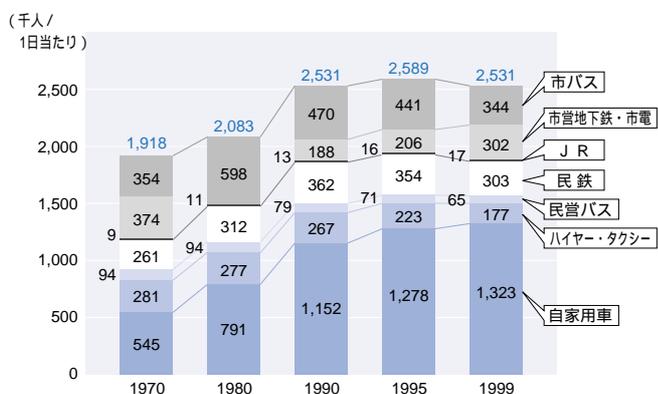


資料：高度集積地区整備ガイドプラン(1998年)

21 増え続ける自家用車の利用

3-2 p110

京都市域内交通機関別輸送状況

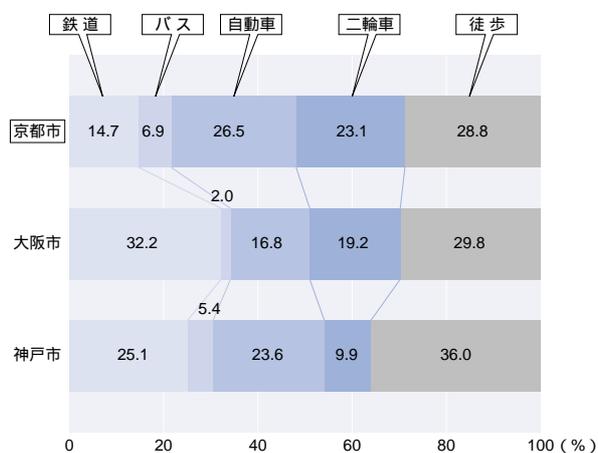


資料：京都市交通事業白書

23 他都市と比較して高い二輪車利用率

3-2 p110

京都市・大阪市・神戸市の交通手段分布率



注：「二輪車」は、自転車とバイクの両方を含む
資料：第3回京阪神都市圏パーソントリップ調査（1990年）

22 特に交通量が多い国道1号，国道9号，堀川通

3-2 p110

京都市内の12時間交通量（平日）



資料：道路交通センサス（1997年）

第3章

市民との厚い信頼関係の構築をめざして

地方分権の本格化，急速な少子高齢化の進展など，今，まさに，地方自治体の力量が問われる時代の転換期を迎えている。新しい世紀において，京都らしい個性と魅力あるまちづくりを進め，この計画の第1章，第2章に掲げた「安らぎのある暮らし」と「華やぎのあるまち」を実現していくためには，市民の代表である市長や市会，市民みずからが，それぞれの役割を果たしながら互いに協力し合い，人権の尊重や環境の保全，経済の活性化など，ひとつひとつの課題の解決に向け努力する必要がある。市民との厚い信頼関係は，本計画を進めるに当たっての基本となるものである。

本市自身が間断なき市政改革に取り組み，実際に各職場で市政の運営を担うひとりひとりの職員が京都市の職員としての自覚と誇りをもって積極果敢に取り組むとともに，市民がその力を向上させ，責任をもって市政に参加していくことが求められる。

このため，積極的に情報を提供・公開し，市民とともに政策を考え，決定された政策を市民とともに実施する。さらに，その政策を市民とともに評価し，政策の見直しと新たな政策の企画・立案につなげる。

その際，区レベルへのさらなる分権の工夫を行い，市民に身近な地域の問題は，できる限り地域の独自性を生かしつつ意思決定を行って，きめ細かな行政サービスの提供に努める。

市民と共通の情報を基に，政策の企画・実施・評価を行うことにより，透明な行政システムを築き，地方分権時代にふさわしい個性ある政策を市民とのパートナーシップで展開する自治体へと京都市が脱皮する。

数字で見る2010年の市民の暮らしとまち

市政に関心のある市民の割合(市政総合アンケート調査)	75%(1999年)	90%
公開している審議会等の数	23(2000年)	ほぼすべて
委員を公募している審議会等の数	4(2000年)	ほぼすべて
パブリックコメントの実施件数	2(1999年)	市政の各分野の構想や計画の策定に当たってはほぼすべて
市内における民間非営利組織(NPO)*法人認証数	48(2000年)	450(法人資格取得意向のある団体すべて)

第1節 情報を市民と共有する

基本的方向

市民との厚い信頼関係構築のための前提として、市政情報の積極的な提供や公開を進めるとともに、市民との対話を通じ市民の意見・提案やニーズを的確に把握し、市政にかかわる情報を市民と共有する。

1 市民の目線での市政情報の提供や公開

(1) 公平・迅速に市政情報を伝える広報活動の充実

市民に公平・迅速に市政に関する情報を伝えるため、「市民しんぶん」をはじめとする印刷物やテレビ、ラジオ、インターネットなど、さまざまな媒体を活用した自主広報活動や報道機関への情報提供を充実する。とりわけ、市政に関する情報を得にくい障害のあるひとや外国籍市民、学生などのニーズに対応する。

(2) 開かれた市政を推進する情報公開制度の確立

請求対象範囲を拡大し、非公開事由をより厳格に規定するなど、公文書公開制度を見直し、公正で透明度の高い開かれた市政を推進する情報公開制度を確立する。

ちょっと注目！

インターネット「市民しんぶん」のメール配信
市政情報が定期的に簡単に入手できるよう、市民しんぶんの概要版を電子メールで希望者に配信
さらに詳しい情報を希望するひとのため、本市のホームページとリンクさせ、利便性を確保

2 市民との対話による双方向性の確保

(1) 市民が気軽に意見が言えるしくみの充実

市政に関する意見や提案を受け付ける「市長

への手紙」、くらしやまちづくりに対する市民の意見やニーズを把握し市政に生かす「市政総合アンケート」、行政サービスの市民窓口でのさわやかな対応など、市民が気軽に意見や提案を言えるしくみを充実するとともに、要請に応じて、職員が出向き市民の求めるテーマに沿った説明や意見交換を行うなど、双方向・対話型の新たなしくみを構築する。

(2) 市民活動団体等との対話の場づくり

ひとりひとりの市民では担いきれない重要な機能を果たす都市の一員である企業、大学、宗教法人、市民活動団体など、各種の法人や団体との市政に関する対話の場づくりを進める。

3 市民とともに政策を企画・実施・評価していくための情報の共有

(1) 市民との情報の共有化の推進

情報通信技術（IT）を活用し、市民が知りたい情報を早く、簡単に入手することができるしくみをつくとともに、受付窓口の部署にかわりなく、市民の意見や提案等が市政の各部門に確実に伝わるしくみを構築し、市民が市政に参加していくための基本となる情報の共有化に努める。

とくに、財政状況については、「財政のあらまし」の発行などにより、その現況や課題をわかりやすく市民に伝えるとともに、「バランスシート（貸借対照表）」を作成し、官公庁会計では

把握できない資産や負債の状況まで含めて明らかにする。

また、公的サービスの一翼を担っている外郭団体*についても、その経営状況等について積極的な情報提供に努める。

(2) 市民意見の提出状況とその反映状況等の公表

ひとりひとりの市民や市民活動団体等から寄せられる意見や提案の提出状況を公表する。

また、それらの意見や提案がどのように市政に反映されたかについても公表に努め、市民との円滑な対話の糸口とする。

ちょっと注目！

バランスシート（貸借対照表）の作成

財政のアカウントビリティ（税の用途についての説明責任）とディスクロージャー（財政に関する必要な情報の開示）の拡充

官公庁会計では把握できない資産や負債の状況を明示

職員のコスト意識の向上にも寄与

第2節 市民の知恵や創造性を生かした政策を形成する

基本的方向

市民の多様なニーズに的確に対応した質の高い行政サービスの効率的な提供を図っていくため、代表民主制度を補完する、さまざまな段階での広範な市民参加の下に、多彩な市民の知恵や創造性を生かした政策形成を行う。

1 市民が政策形成に参画できるしくみづくり

(1) 市民の企画立案の支援

市民が政策形成の一翼を担うことができるよう、ひとりひとりの市民や市民活動団体等の企画立案に対し支援する。

また、これらの市民や市民活動団体等が、それぞれの特徴や専門性を生かしつつ、相乗効果を発揮できるよう、自由で創造的な企画力をもつ組織づくりやその企画立案に対し支援する。

(2) 政策形成過程への多様な参加のしくみづくり

政策形成過程の透明化を図るため、審議会等を原則公開するとともに、委員の公募制を進めるなど、企画段階から市民の知恵や創造性が生かされるしくみを構築する。

また、計画策定や施設設計等において、さまざまな立場のひとびと、ひとりひとりの意見や提案を生かしながら合意形成を図っていくワークショップ*をはじめ、市政の各分野の構想や計画を素案段階から広く市民に公表し、意見を求めるパブリックコメントの制度化等のさまざまな機会を提供することにより、多くの市民や専門的な活動を担う市民活動団体等が政策形成に参画できるしくみづくりに努める。

なお、時に応じて市民が直接に代替案を提示できるしくみについても検討を行う。

また、環境影響評価制度のように市民が政策を事前に評価できる機会を増やし、政策形成過程の透明化に努める。

ちょっと注目！

審議会等の原則公開，委員公募制の推進

政策形成の早い段階から市民意見の反映を図るため、審議会等を原則公開
ホームページなどを活用し議事録等を公開
委員の公募制の導入・拡大
審議事項に応じ女性や外国籍市民，市民活動団体等の委員の積極的登用

パブリックコメントの制度化

政策の立案に当たって、市政の各分野の構想や計画を素案段階から広く市民に公表し、意見を求めるパブリックコメントを制度化

市民参加推進計画の策定・推進

市民参加推進条例の制定

複雑・多様化する市民のニーズを的確に捉え、市政運営に生かしていくため、より多くの市民の主体的な参加が得られるよう、参加手法の充実や制度化を推進する「市民参加推進計画」を策定・推進
これらの制度やしきみを支える市民参加の基本原則を示した「市民参加推進条例」を制定

2 個性ある政策を形成するための条件整備

(1) 個性ある政策の企画ができる職員の育成

市民の意見や提案を大切にしつつ、将来ニーズを的確に把握し、幅広い角度から先駆的で大胆な個性ある政策の企画ができるよう、職員の意識改革を図るとともに、政策形成能力などの向上に努める。

(2) 個性ある政策を展開していくための税財政力の強化

本市が大都市としての一般的機能を十分に発揮するとともに、京都市独自の個性ある政策を展開するため、法定外目的税*等の研究を含め税財政力強化に向けた取組を進める。

とりわけ、税負担の公平性を確保するためにも、実効ある徴収体制の強化に努める。

また、行政が提供するサービスであっても、その性質に応じて受益者に適正な負担を求める。

第3節 市民とともに政策を実施する

基本的方向

環境，高齢者介護，子育て支援，防災，まちづくりなど広範な領域における市民の自発的活動への支援等を行い，市民との適切な役割分担を図りつつ，協働して政策を実施する。

1 市民との協働による政策の推進

(1) 政策実施を支える市民の力の向上

地域の課題やさまざまなテーマにかかわる問題の解決に向けて，ひとりひとりの市民や市民活動団体等の力を高め，そのもてる力を発揮できるように，市民コーディネーターを養成するとともに，市民からの発案による事業の実施のしくみを構築する。

また，これらの市民や市民活動団体等が，それぞれの特徴や専門性を生かしつつ，相乗効果を発揮できるように，自由で機動的な実行力をもつ組織づくりやその活動に対し支援する。

(2) 市民の自主的な活動の支援

「市民活動支援センター」や「景観・まちづくりセンター」など，ひとりひとりの市民や市民活動団体等の自発的，主体的な活動を支援する拠点となる施設を整備する。

また，これらの施設を核とした市民のネットワークづくりの支援，施設運営組織への市民の参画のしくみの構築に努める。

さらには，市民のもつ専門的知識や能力，ボランティア精神等を十分に生かすなかで，市民との適切な役割分担を図りつつ，協働して政策を実施する。

ちょっと注目！

市民コーディネーターの養成

市民参加のさまざまな手法を身につけ，地域のひとびとの力を引き出して課題の解決に取り組むコーディネーターを養成し，市民による主体的な活動を支援

市民活動支援センターの整備

福祉，環境，国際交流，青少年等の各分野と連携を図りながら，民間非営利組織（NPO）をはじめとする市民活動団体等による広範で多様な市民活動を総合的に支援する中核施設として，菊浜小学校跡地（下京区）に2003年に開館予定市民にボランティア・民間非営利組織（NPO）等に関する総合的な情報提供などを行う窓口機能

2 新たな発想・手法を取り入れた行政運営の推進

(1) 市民サービス向上のための行政の柔軟なしくみづくり

社会経済情勢の変化や市民の多様化，高度化するニーズに的確・迅速に対応するため，市民に身近な政策実施部署への権限の委譲を進めるなど行政内部の分権化を図る。

また，縦割り行政の改善のため，行政内部での情報の共有化を進めるとともに，横断的で機動的なプロジェクトチームを導入するなどによ

り、職員のチャレンジ精神やプラス思考が生かされ、時代の変化に対応し、新たな市民ニーズや課題に的確に対応できる柔軟な執行体制を整備する。

(2) 高い政策実施能力を備えた職員の育成

多様化、高度化する市民ニーズ等にこたえるため、既存の組織や前例にとらわれない柔軟な発想で市民とともに政策を実施・調整する能力を備えた職員を育成する。

(3) 限られた行政資源の効果的な活用

限られた財源、人材等の資源を行政が本来行うべき分野に重点的に配分するなど、効率的・効果的な行政運営を推進するため、徹底した事務の簡素化や経費節減に努めるとともに、職員数の適正化を図る。

また、事業所、公共施設については、利用者の視点に立った柔軟な運用や多角的な活用を進め、利用者数と利用者満足度の向上に努めるとともに、社会経済情勢や市民ニーズの変化等に対応した統廃合や業務の見直しを行う。

なお、市民満足度の高い上質なサービスを提供するため、これまで実施してきた政策の見直しによる将来的な財政負担の軽減を視野に入れて、新たな対応を迫られている市民ニーズ等へと行政資源を振り向けることについても検討する。その際、部分的にサービス量の減少があったとしても、社会全体としての市民サービスの水準が維持・向上するよう努める。

(4) 公営企業等の経営健全化

バスや地下鉄、上下水道などの公営企業については、利用者の立場に徹したサービスの向上に努めるとともに、コストの縮減や人件費の削減等

に取り組み、経営の効率化・健全化を推進する。

あわせて、外郭団体についても、客観的な経営評価の実施や経営計画の策定の支援等を行うとともに、財政的支援のあり方を見直し、経営健全化を図る。また、経営評価システムの取組等により統廃合等を行うことが適当と判断される団体については、整理・統合を進める。

(5) 民間のもつさまざまな力や専門性の活用

民間企業などがもつ多彩な人材や技術、情報や経営能力等の活用や導入を進めるほか、PFI* (Private Finance Initiative : 公共施設等の建設、運営等における民間の資金や専門性の活用) などの新たな事業手法も検討する。

また、民間でのサービス提供が可能なものについては、提供主体の民間への移行を進める。

さらに、本市が提供するサービスについても、その内容の向上と効率的な提供が可能なものについては、行政責任に留意しながら民間に委託する。

ちょっと注目！

PFI 手法の検討

公共部門によって行われてきた公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力、技術力を活用して行う新しい手法の導入を検討
「PFI検討委員会」において、「PFI導入ガイドライン」を策定

第4節 市民とともに政策を評価して市政運営に生かす

基本的方向

行政活動の基礎的な単位となる個々の具体的「事務事業」だけでなく、これらの「事務事業」を包括した基本的方針を示す「政策」そのものについても、市民とともに評価を行うことのできるしくみを整え、評価から得られた成果を「政策」や「事務事業」の見直しと新たな形成につなげる。

1 市民とともに評価のしくみづくり

政策の企画・立案，実施，評価（いわゆる「PLAN - DO - SEE」のサイクル）のなかで、政策形成過程の透明性の確保や成果重視による執行の効率化，市民サービスの向上を図るため、行政活動の基礎的な単位となる個々の具体的「事務事業」と、これらの「事務事業」を包括した基本的方針を示す「政策」そのものに関する評価を市民とともに進めるしくみをつくる。

その際、情報通信技術（IT）の活用などにより、「政策」や「事務事業」の実施状況，本市の財政状況等をわかりやすく市民に伝える方法を工夫し，時代状況に応じて充実することにより，ひとりひとりの市民や市民活動団体等のさまざまな主体が，地域，性別・年齢等の属性，利害関係等のさまざまな視点から評価できる条件の整備に努める。

また，この評価結果に基づき，「市民と行政の役割分担」を意識した「政策」や「事務事業」の廃止を含む見直しを，市民との協働により定期的に行うしくみづくりを進め，その見直しの結果を実施方法の改善や予算へ反映させる。

ちょっと注目！

京都市版行政評価システムの構築

全国的にも先駆的な取組として、行政の守備範囲に主眼を置いた「市民と行政の役割分担評価」を開発・導入

市民サービスや公共施設など事務事業の形態別にその行政効果を評価する「形態別事務事業評価」を構築・導入

これまで計画や予算中心であった行政過程に評価を加え，財務，人事，組織，事業進捗管理といった各行政管理活動が統一した目標に向けて有機的に連携するよう、「政策 - 施策 - 事務事業」の各レベルごとの評価システムを核とした総合的な行政経営システムを構築・導入

2 公共事業の再評価

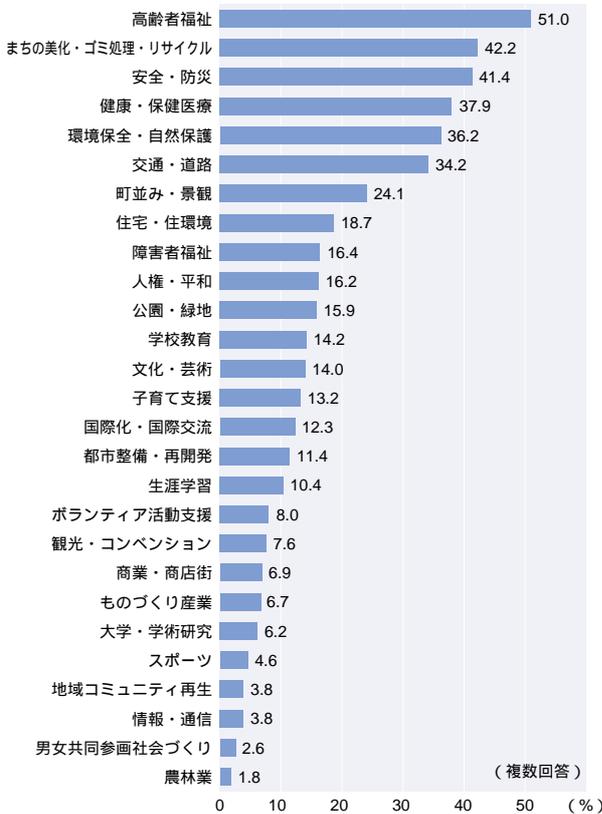
公共事業の効率化・重点化と実施過程の透明化を図るため，国補助事業と本市単独事業のいずれについても，事業着手後一定期間を経過したものを中心に，その進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ，第三者機関による再評価を定期的に行い，その結果を公表して必要な見直しを行う。

また、多額の経費を必要とする公共事業については、緊急性、必要性等を尺度に重点化を推進し、事業効果の早期発現をめざすほか、施設完成後の維持・管理費用を含めたトータルコストの縮減、入札・契約制度の改善、既存ストックの有効活用、さらには情報通信技術（IT）を活用した受発注をはじめとする各種手続きのオンライン化や公共事業情報の市民との共有化を促進し、透明性、効率性の確保に努める。

関連データ 3

1 優先すべき施策は高齢者福祉，まちの美化・リサイクル，安全・防災

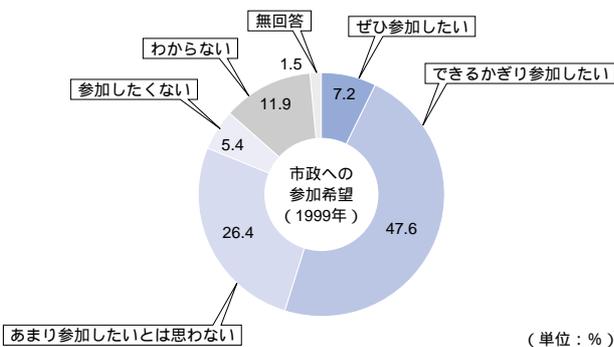
問：あなたは、京都市が今後どのような分野の施策に力を入れていくべきだと思いますか。



資料：「21世紀・京都のグランドビジョン」市民3万人アンケート調査報告書（1998年）

2 過半数の市民が市政への参加を希望

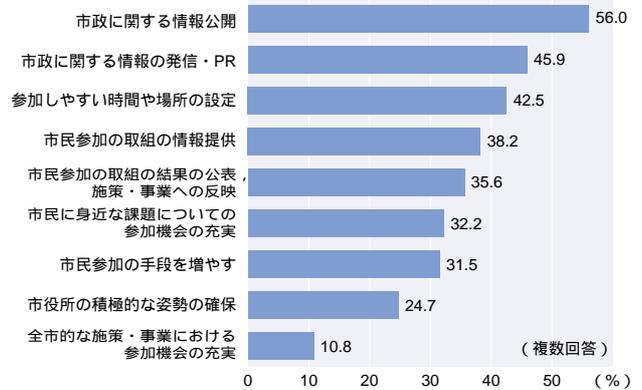
問：今後、例えばあなたがお住まいの地域に関することで、問題の発見や計画、実施、評価までいろいろな場面で京都市の行っていることに参加できるような機会があれば、参加したいと思いますか。



資料：市政総合アンケート報告書（1999年度 / 第2回）

3 市政参加のためには市政情報の公開を第一に

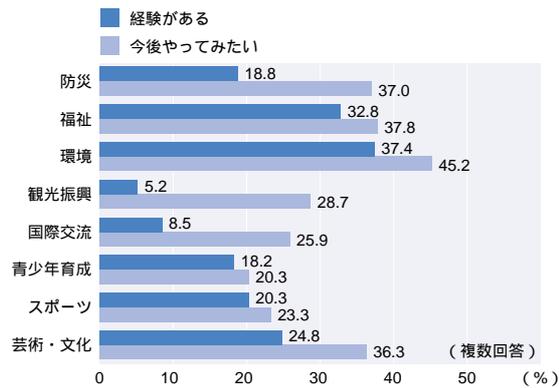
問：市民の皆さんが市政により一層関わっていくために、市がすべきことは何だと思いますか。



資料：市政総合アンケート報告書（1999年度 / 第2回）

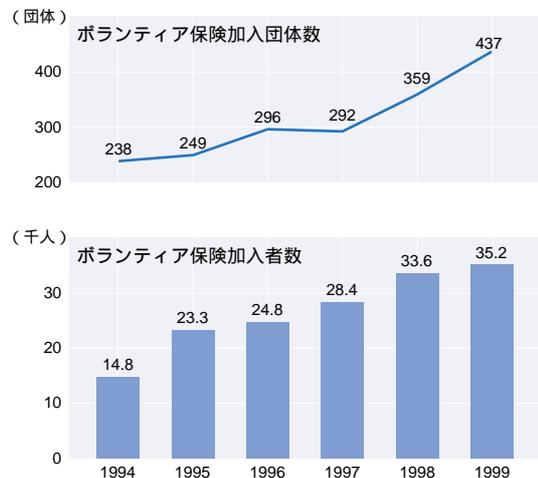
4 やってみたいボランティア活動は環境，福祉，防災，芸術・文化

問：あなたは、ボランティア活動の経験はありますか。今後ボランティア活動を何かやってみたいと思いますか。それはどのような分野にかかわるものですか。



資料：「21世紀・京都のグランドビジョン」市民3万人アンケート調査報告書（1998年）

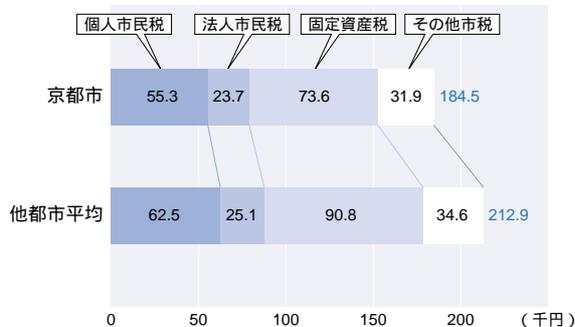
5 高まるボランティア意欲



資料：保健福祉局

6 他都市と比べて低い市税収入

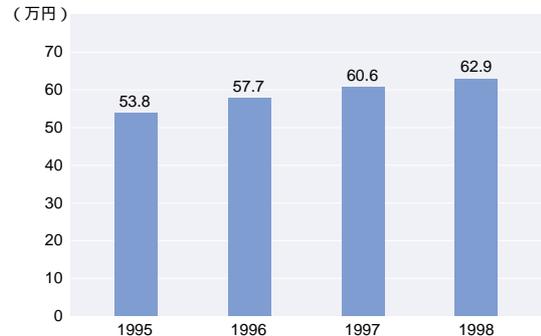
市民1人当たりの市税収入（普通会計：1998年度決算）



注：他都市平均は、京都市以外の11政令指定都市の単純平均
「普通会計」は各地方自治体の財政状況の把握、地方自治体間の財政比較等のために用いられる統計上、観念上の会計
資料：京都市財政のあらまし（2000年）

9 増える市債残高

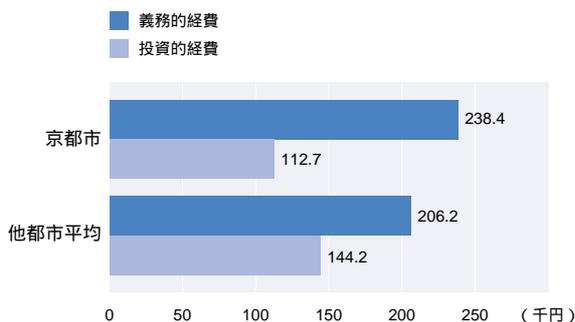
市民1人当たりの年度末市債残高（普通会計）



資料：京都市財政のあらまし（2000年）

7 他都市と比較して多い義務的経費

市民1人当たりの義務的経費・投資的経費の歳出額（普通会計：1998年度決算）



注：「義務的経費」は人件費、扶助費及び公債費など経常的に義務づけられた支出を、「投資的経費」は普通建設事業費など資本形成に向けられる支出を示す
資料：京都市財政のあらまし（2000年）

10 基金はここ数年で大きく減少

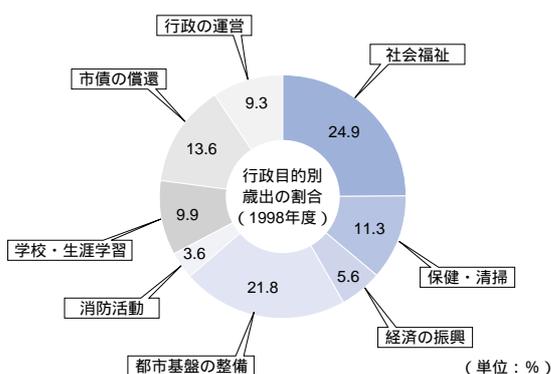
財政調整基金と都市計画事業基金の残高



注：「財政調整基金」は財源に余裕のある年度に積立てを行い、財源不足が生じる年度に活用するもの、「都市計画事業基金」は都市計画事業及び都市施設の整備事業のための基金であり、共に財源の年度間調整の機能を持つ
資料：京都市財政のあらまし（2000年）

8 使い道は主に社会福祉，都市基盤整備など

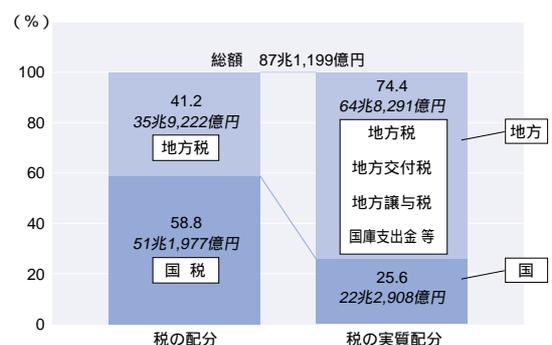
歳出における行政目的別の割合（普通会計：1998年度決算）



資料：京都市財政のあらまし（2000年）

11 求められる税源配分の是正

国・地方における租税の配分状況（1998年度）



資料：大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（2000年）

計画の推進

1 計画に掲げた政策の進行管理

この基本計画には、基本構想に示された「安らぎのある暮らし」と「華やぎのあるまち」の実現に向け、2001年から2010年の間に市民の主体的な参加を得て取り組む主要な政策を掲げた。

これらの政策は、財政状況を勘案しながら、市会はもとより市民の理解を得て、その実現に向けた推進に努めるものであるが、そのなかには、調査や研究など検討段階で2010年を迎えることが計画策定時から想定されるものもあれば、2010年において実施途上にあるものなど、さまざまな進捗状況があり得る。したがって、これらの政策すべてについて、その実施スケジュールをあらかじめ明確に示すことは、社会経済情勢の先行きが不透明な時代における基本計画のあり方としてふさわしいものではない。

このため、基本計画策定後、本計画に掲げた政策のうち主なものについて、具体的な内容とスケジュールを示し、インターネットの活用や市政報告書の発行等により、その進捗状況を定期的に公表する。

2 自治体としての主体性の確立

国と地方の関係が大きく変わる地方分権の流れのなか、自治体としての主体性を確立することが求められており、本市みずからが、自己決定・自己責任を原則とする地方分権型行政システムへ転換し、大都市としての機能や1200年に及ぶ歴史都市としての特性を十分に発揮して政策を推進する。

また、国・地方間の新たな役割分担に見合った実質的な事務・権限の確保に努めるとともに、国・地方間の租税の配分が2：1であるのに対して実質配分では1：2と逆転していることから、国・地方の税源配分の是正を国に対して強く求める。

3 行財政運営全般にわたる構造改革の推進

今後、かつてのような経済成長が望めず、市税収入の大きな伸びも期待できない一方、市債残高の累積に伴う公債費の増加や高齢化の進展による社会福祉費の増加などにより、厳しい財政状況となることは避けられないと考えられる。また、従来の縦割り行政では十分に対応できない「環境問題」や「歩いて楽しいまちづくり」など、複合的な課題を数多く抱えている。

このため、民間企業における経営理念・手法等を応用した「新公共管理法（NPM：ニュー・パブリック・マネジメント）」の考え方など、従来の行政の考え方や枠組みにとらわれない新たな発想・手法を採り入れ、横断的で機動的なプロジェクトチームの導入をはじめ、行財政運営方法の全般にわたる構造的な改革に果敢に取り組みつつ、政策を総合的に推進する。

4 府市協調・都市連携による政策の推進

京都の発展をともに担う京都府との間において、重複する業務を見直すなど、双方の役割分担を明確にしつつ、連携・協力関係をさらに発展させ、地方分権時代における地方自治の実力をともに高めることで、府市協調による相乗的な政策効果を発揮し、効率的・効果的に政策を進める。

また、市民の日常的な生活圏や経済活動等が京都市域の枠組みを越えて広がるなか、近隣市町村からなる京都都市圏や京阪神三都市をはじめとする近畿圏の共同取組により、さらには、共通の大都市問題を抱える政令指定都市、歴史的・文化的に密接な関係にある自治体等との連携・交流により政策を推進する。

5 各区基本計画と一体となった政策の推進

少子高齢化やライフスタイルの変化等に伴い地域コミュニティの弱体化が進み、地域社会のあり方が問われるなか、各区の個性を生かした魅力あるまちづくりを地域の視点から行うため、その指針となる各区ごとのビジョンが区民の手によりまとめられた。

このビジョンは、京都市基本計画と同列の位置づけをもつ各区の基本計画であり、京都市基本計画と各区基本計画の両者を一体として政策を推進する。

6 計画に掲げた政策の点検

京都市基本計画に掲げた政策について、必要性や効率性、事業効果等の観点も含めた点検を行うため、市民も参加する委員会を、政策の進捗状況が一定見られる時期に設置する。

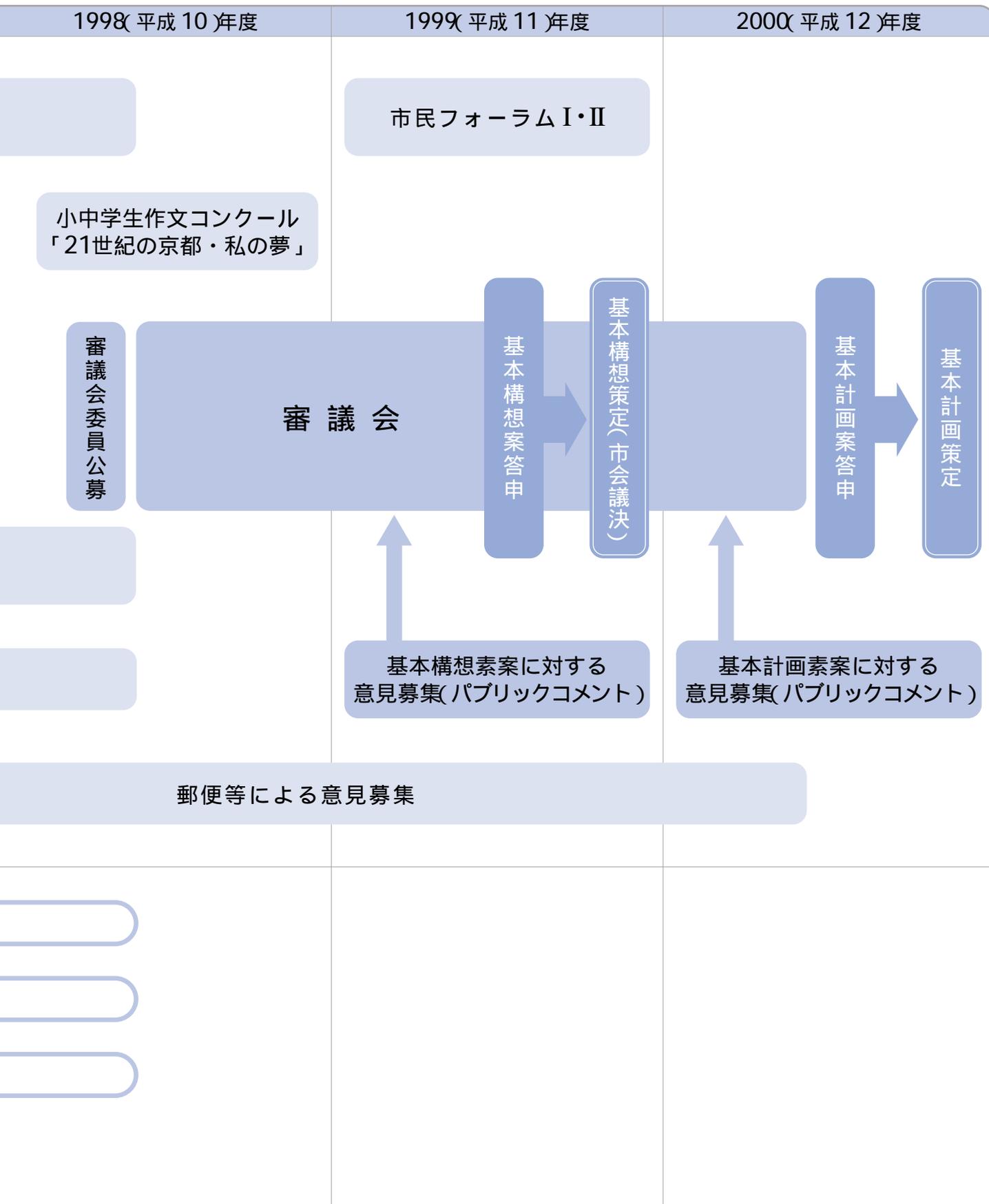
この委員会による点検の結果を公表し、これを踏まえ、必要に応じて、都市計画決定事業をはじめ既に計画決定された事業等についても見直しを行い、新たな事業等を展開するなど、社会経済情勢や市民ニーズ等の変化への的確で柔軟な対応に努める。

参考資料

- 1 基本構想・基本計画策定までの取組
- 2 基本計画への市民意見反映状況
- 3 調査研究等の概要
- 4 京都市基本構想等審議会委員名簿
- 5 京都市基本構想等審議会開催経過
- 6 用語解説
- 7 市政の各分野から見た基本計画(分野別索引)

1 基本構想・基本計画策定までの取組

	1995(平成7)年度	1996(平成8)年度	1997(平成9)年度
市民参加・意見募集 (↓ p.144)		「21世紀・京都の夢」提案募集	テレビ討論会 「考えよう 京都新世紀」 国際コンペ 「21世紀・京都の未来」 市民3万人アンケート調査 各種団体意見交換会
		有識者ヒアリング	
調査研究等 (↓ p.152)	基礎調査・中間報告	職員論文募集	人口問題調査 都市構造・交通体系調査 都市圏自治体意見交換 職員意見聴取



2 基本計画への市民意見反映状況

京都市基本構想・基本計画の策定に当たっては、下表のとおり、1996(平成8)年からさまざまな市民参加の取組を進め、それらを通じていただいた市民の皆さんの意見・提案はすべて、京都市基本構想等審議会に報告した。

審議会では、それらの意見を踏まえて何度も公開

の場で熱心な議論が重ねられ、基本構想と基本計画の案が作成された。

この資料は、皆さんからいただいた意見が審議会での議論を経て、どのように基本計画に反映されたかについて、そのごく一部ではあるが、右の6つのテーマについて図示したものである。

市民の皆さんからの意見募集

事業名	実施時期	件数など	
「21世紀・京都の夢」提案募集	1996年10月 ～12月	提案者数 応募件数 提案件数	356人 延べ386件 475件
グランドビジョン・テレビ討論会 「考えよう京都新世紀」	1997年4月 ～1998年6月	放送回数 番組参加市民 意見受付件数	10回 延べ134人 295件(電話・FAX等)
国際コンペ 「21世紀・京都の未来」	1997年4月 ～1998年3月	応募件数	554件 (うち海外42ヶ国183件)
市民3万人アンケート調査	1997年11月 ～12月	回収数	9,584通 (回収率31.9%)
審議会委員公募	1998年7月 ～10月	応募者数	159人
小中学生作文コンクール 「21世紀の京都・私の夢」	1998年7月 ～1999年2月	応募件数	3,788件 (応募学校数167校)
グランドビジョン市民フォーラムⅠ 「2025年の京都へのメッセージ」	1999年5月	参加者数	約400人
グランドビジョン市民フォーラムⅡ 「新しい時代の京都を築くために」	2000年1月	参加者数	約330人
基本構想素案に対する意見募集 (パブリックコメント)	1999年6月 ～7月	応募者数 意見件数	49人 100件
基本計画素案に対する意見募集 (パブリックコメント)	2000年8月 ～9月	応募者数 意見件数	100人(うち団体は9) 333件
各種団体意見交換会	1997年5月 ～1998年7月	実施団体数 意見件数	105団体 883件
有識者ヒアリング	1996年8月 ～1998年7月	有識者	28人
郵便等による意見募集	1997年4月 ～2000年12月	受付件数 意見件数	265件 450件

- ① 「環境への負担の少ないまちづくり」
- ② 「高齢者や障害のあるひとの社会参加への支援」
- ③ 「魅力ある観光都市づくり」
- ④ 「歩くまちをめざした交通基盤づくり」
- ⑤ 「人間性豊かな子どもを育てる学校教育」
- ⑥ 「市民との厚い信頼関係の構築」

概 要	
	基本構想の策定に当たり、最初の市民参加事業として、そのたき台づくりの段階から広範な市民の参加を得るために、21世紀の京都のまちづくりや暮らしに関する夢のある提案を募集した。
	21世紀のまちづくりや暮らしのあり方について、市民参加で討論を進める全国的にも珍しいテレビを使った討論会。KBS京都テレビで放送した。
	50～100年後の京都のあるべき姿と、その実現のための具体的方策の提案について、広く世界から叢智を集める国際コンペを実施した。
	市民が現在のくらしや京都のまちをどのように思っているのか、また21世紀にどうあってほしいと思っているのかなど、市民意識を把握するため、18歳以上の市民3万人(うち外国籍市民910人)に、郵便でアンケート調査を実施した。
	京都市基本構想等審議会(90名)に市政への市民参加の見地から、市民から委員を公募し、男女各5名を選考・委嘱した。
	21世紀の主演である子どもたちに、京都の未来への関心呼びおこすとともに、斬新な発想を京都のまちづくりに生かしていくため、京都の将来に対する夢や希望をテーマに作文コンクールを実施した。
	クイズや質問を通じて、京都のまちや暮らしについての参加者の考えを聞き、それをきっかけに、審議会委員であるパネリストが討論を進める新しいかたちの会場参加型討論会として市民フォーラムを実施した。
	意思形成過程の一層の透明化を図る観点から、審議会が素案を市民しんぶん、ホームページにおいて公表し、郵便、FAX、電子メール等により市民の皆さんから幅広い意見を募集した。
	京都の各界からの意見を聴取するため、さまざまな分野の全市的規模の団体を対象に意見交換会を実施した。
	基本構想策定調査の一環として行った有識者に対するヒアリングの内容を取りまとめ、審議会の検討資料とした。
	中間報告書の作成、ホームページの開設などにより、策定過程を常に公表し、広く市民からの意見・提案を郵便、FAX、電子メール、審議会の傍聴時の意見用紙などで受け付けた。

京都市基本構想等審議会

京都市基本構想・基本計画

① 環境への負担の少ないまちづくり

ひとりひとりが暮らしに節度をもち、環境への負担の少ない持続可能なまち「環境共生型都市・京都」を実現するため、市民や事業者との対話と協働による取組をひとつの柱とした。

市民の皆さんからの意見

計画全体の中心に「環境問題」を置くべき。
(郵便等による意見募集)

COP3 開催都市として、京都市独自で具体的な目標を決めて環境問題に取り組むべき。
(団体意見交換会)

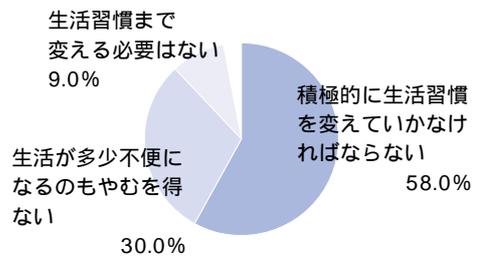
産業廃棄物の発生を抑制するより、発生した産業廃棄物を適正処理するか、最終処分場や中間処理場の環境適合性確保に重点を置いた方がよい。
(パブリックコメント)

環境先進都市として、自転車や電気バスを軸にした交通社会を築くべき。
(パブリックコメント)

環境教育の推進やリサイクル制度によって環境問題の先進都市になってほしい。
(京都の夢 提案募集)

21世紀の京都の役割は「地球環境保全都市・地球環境を保全するボランティア都市」であるべき。
21世紀の理念は「ゼロエミッション都市」である。
(国際コンペ)

地球環境問題への対応について



(市民3万人アンケート)

審議会での議論

- 環境は市民に関心のあるテーマであり、市民参加の突破口を開いている分野だ。環境の部署と他の部署との連携や市民とのパートナーシップを広げていくなど、役所の縦割りを越えなければならない。
- 環境を強調するのではなく、公共政策として何が必要か、経済・産業政策としてどうあるべきかという観点から、環境も欠かせないという議論をすべき。
- 環境問題への取組は市民側の努力が重要なので、市民への呼び掛けを盛り込んでほしい。最初はリサイクルや分別を定着させる段階が必要だが、次に廃棄物発生抑制のしくみを市民に根付かせるというステップに進まなければならない。
- これ以上都市交通として自動車を受け入れることには限界が見えており、大きな方向としては公共交通重視で、公共交通と連携した歩く空間をつくる、あらゆる交通手段がつながり安心して目的地に着けるといふかたちが、21世紀の交通システムとして望ましい。
- 環境政策は市民教育と表裏一体の関係にある。環境の設備をつくったときにはそれがうまく運営されるような教育制度が必要である。

基本計画への反映

- ▶ p17「前文」
前文において、あらゆる政策の基本に環境を基軸とした政策の展開を明記した。
- ▶ p53「環境への負担の少ない持続可能なまちをつくる」
廃棄物を出さない循環型社会の構築をめざすことを基本とした取組を記述した。「京のアジェンダ21フォーラム」を核に、市民、事業者、行政等が対話と協働によって分野別の枠を越えて環境問題に取り組むとした。
事業者、団体等が日常的に環境保全活動に取り組むことができるよう、低コストで取得できる京都独自の環境管理認証制度を創設することを盛り込んだ。
公共交通機関や自転車の利用しやすいまちづくり、環境への負担の少ない自動車の普及など、環境にやさしく、子ども、高齢者、障害のあるひとや旅行者にもやさしい交通体系づくりを進めるとした。
マイカーの自粛やリサイクル活動など地球規模に拡大した環境問題を身近なところから考え、主体的に実践することで環境への理解を深め、環境を大切にすることを育成するとした。

② 高齢者や障害のあるひとの社会参加への支援

高齢者や障害のあるひとが住み慣れた地域で自立した生活を営むことへの支援や、就労をはじめ多様な場面で社会に参画できるしくみづくりをめざすこととした。

市民の皆さんからの意見

重度の障害のあるひとも含め、福祉就労の場の確保が必要。
(パブリックコメント)

高齢者の社会参加や世代間の交流を進めるために、「高齢者ボランティア活動」を充実すべき。
(団体意見交換会)

地域コミュニティの中に多世代交流ができる場を創出し、高齢者の能力を生かせば、高齢者だけでなく、まちそのものが生き生きするはず。
(郵便等による意見募集)

障害のあるひとが、何らかのかたちで社会に還元できているというプライドを持てるような社会参加のあり方を検討してほしい。
(団体意見交換会)

京都らしい情報産業を、芸術・文化・学術と融合させながら振興することで、高齢者の雇用や社会貢献の機会を提供できるのではないかと。
(郵便等による意見募集)

高齢化社会の問題を解決するためには、地域コミュニティとコンピュータネットワークの融合が必要だと思う。



(テレビ討論会)

審議会での議論

- 高齢者にとって働くことは、収入を得るという意味もあるが、社会参加という意味でも重要だ。同じような機能を果たす高齢者のNPOなども含めて支援が可能になると、高齢者の社会参加の場が広がるのではないかと。
- インターネットによって、障害のあるひとが社会参加できる可能性は確かに高まったが、高齢者や障害のあるひとが情報化に取り残されないようにするだけでなく、情報機器を使いこなして生活そのものを変えるところまでバックアップする必要があるのではないかと。
- 精神に障害のあるひとが地域で生活する支えとなる場所が地域に必要である。
- 核家族化が進む中で、子どもがお年寄りと出会って交流する場をつくっていくことが大事ではないかと。

基本計画への反映

- ▶ p29 「すべてのひとがいきいきと活動する」
障害のあるひとのための日帰り介護（デイサービス）事業を充実させるとともに、外出時にガイドヘルパーを派遣するなど、自立した生活への支援に関する取組を進めるとした。
精神に障害のあるひとの自立と社会参加を促進するため、「精神障害者ふれあい交流サロン」の増設を明記した。
高齢者や障害のあるひとが情報通信技術（IT）を生かして就労できるよう、情報機器の基礎技術の習得をはじめとした支援を行うとした。
高齢者の雇用創出につながるNPOの活動に対する支援についても検討するとした。
- ▶ p34 「子どもたちが心豊かで社会性を身につけみずからの生き方を学ぶ」
児童館・老人デイケアセンター等の他の施設と合築・複合化し、地域活動の拠点として学校施設の高度活用を進めるとした。
- ▶ p44 「子どもを安心して産み育てる」
子どもたちの老人ホーム訪問など、高齢者と子どもが世代を越えて交流できるしくみをつくるとした。

③ 魅力ある観光都市づくり

生涯学習や文化，さらには環境などの他の分野との連携を進めるとともに，京都に豊富にある多様な資源を活用し，新しい魅力を生み出していくなど，年間観光客 5000 万人をめざすためのさまざまな取組を盛り込んだ。

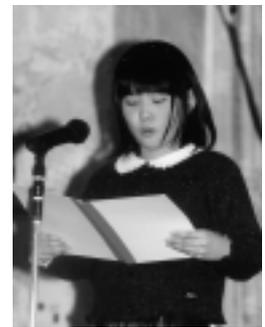
市民の皆さんからの意見

京都を観光することで知的好奇心を満たし教養が高まるように，歴史や文化を体験的に学ぶことができる観光メニューが必要である。
(郵便等による意見募集)

京都は意外に海外では知られていない。世界遺産等の京都の良さを外国に向けて積極的にPRすべき。
(テレビ討論会)

京都市内に若者にとって魅力のある場所がないのでは。今後は神社仏閣だけに頼っている観光客が集まらないと思うので，新しいものをつくっていくべきだ。
(団体意見交換会)

やさかのとうとわたし
「(略)ーりん車のれんしゅうでなんどもこけて，「どうせうまくいかない。」とあきらめていた時にも，やさかのとうが見えました。夕やけの光にてらされてだいたい色にかがやいていました。やさかのとうも，きつい雨や風になん回もなん回もあたっていたんだなあと思ったら，「わたしもがんばろう。」と思いました。どこからもやさかのとうが見えるこの町を，大じにしていきたいです。(略)」



(小中学生作文コンクール)

世界から京都を訪れる観光客を温かく迎えたい。
(市民フォーラム)

観光客を増やすためには，春，秋だけではなく，年間を通じて魅力ある京都にする必要がある。
(団体意見交換会)

審議会での議論

- ☐ 従来は文化や国際交流の施策であったものについても観光の施策として見直していくことを強調すべき。それによって京都から新しいツーリズムを提案していく姿勢を示してほしい。
- ☐ 社寺観光ではなく都市観光を推進するならば，まちが常に変化しなければひとは集まらない。
- ☐ 最近では京都に1週間ほど滞在して，伝統産業を体験したりするステイ型の観光客が増えている。宿泊・滞在型，体験型の観光などの推進を改めて検討してはどうか。
- ☐ 海外観光客の誘致にも力を入れるべきで，そのためには関西国際空港からのアクセス向上を考えなければならない。
- ☐ 大阪や神戸に来た観光客が京都に来るようにする協調関係をつくるべき。

基本計画への反映

- ➡ p81 「成熟した文化が実現する」
1200年を超える歴史に培われた京都の文化は，世界のひとを引きつける魅力をもつものであり，この豊かな文化資源を観光や産業にも生かしていくという視点が必要であるとした。
- ➡ p96 「魅力ある観光を創造する」
歴史都市としての多様な文化資源を活用し，これまでにない魅力を付加した新しい観光資源となる集客施設，イベント等を創出するとした。
各地域に豊富に存在する観光資源を生かしながら，まちづくりとも連動して，四季折々に何回も京都を訪れたいような地域ごとの界わい観光を創出するとした。
「宿泊・滞在型，体験型観光」，「歩いて楽しむ「まちなか観光」」を推進するとした。
京阪神三都市，関西広域連携協議会などの連携を通じてそれぞれの都市がもつ魅力を相互に活用し，相乗的な効果を生み出すため，多様な観光資源のネットワーク化を進めるとした。
- ➡ p110 「多様な都市活動を支える交通基盤づくり」
関西国際空港の整備を支援するとともに，空港，港湾へのアクセスの強化を記述した。

④ 歩くまちをめざした交通基盤づくり

のびのびと歩けるための条件を整備するとともに、自動車交通の円滑な流れを実現するため、公共交通優先型の総合的な交通体系の確立と「歩くまち・京都」の実現に向けた取組を進めていくこととした。

市民の皆さんからの意見

マイカー中心から公共交通中心に転換し、環境にやさしい交通体系の創出を追求すべき。
(パブリックコメント)

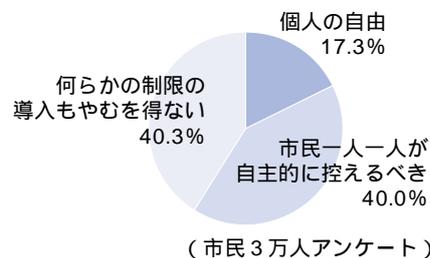
自動車を抑制するため、都心部での自転車の利用を推進すべき。
(郵便等による意見募集)

経済活動のために、スムーズな物流は不可欠だが、交通事情の悪さがそれを困難にしている。この問題をどう解決するかが今後の課題である。
(団体意見交換会)

歩くまち京都を実現するためには、車の総量規制が必要。
(郵便等による意見募集)

観光都市として、スムーズに移動できるよう、自動車道の整備を進めなければならない。
(郵便等による意見募集)

自家用車の利用について



南北方向や東西方向の幹線道路を整備し、利便性を高めるべき。
(パブリックコメント)

慢性的な渋滞の解消のため、幹線道路を早期に開通させなければならない。
(郵便等による意見募集)

都心部において私的自動車交通を排除し、バス、タクシー、地下鉄、路面電車のネットワークを充実させ、歩行者空間を主体とした街路環境へ漸次的に転換する。
(国際コンペ)

審議会での議論

- 高速道路については反対、賛成というような単純なものではないが、まちなかにこれ以上道路はつくれないので、円滑な流れを実現するためには自動車を減らすしかない。道路や駐車場をどこにつくるかについても考えなければならない。
- 都心から自動車を排除して「歩くまち」にすれば、都心にもっと多くのひとを収容でき、近郊からひとが来て、結果的に都市商業が潤うことになる。
- 住民、企業、観光客、それぞれの立場のひとがすべて無理をせず選べる方法を取らないと、渋滞は解消せず、いい都市空間もできない。車より歩く方が便利な環境が整っていれば自然にそれを選ぶ。
- 経済活動を行うためには高速道路体系も必要。高速道路をつくるのが、「歩くまち」と矛盾することにはならない。総合的に判断することが大事だ。
- マイナスイメージで高速道路を捉えるのではなく、ITS等の最新の技術を使って今までにない夢のあるものをつくらうというように、もう少し前向きに捉えるべき。
- 「歩くまち」という理念と具体的な事業をつなぐ作業が欠けている。ソフト施策も含め、京都市の交通体系の全体像がどうなるかを描く部分が必要である。
- われわれの都市交通についての現時点での到達点はここであり、都市交通を抜本的に考え直す段階には理論的にも状況的にも達していない。評価や見直しの観点を「基本的方向」で強調すべき。

基本計画への反映

➡ p65 「歩いて楽しいまちをつくる」

歩いて楽しい「歩くまち・京都」の実現をめざすことを基本とした。

歩くまちの歩行空間の形成、歩行者の安全に配慮した自転車の利用を促進することにより、自動車を利用する機会が少なくすむまちをつくることとした。

利便性が高く、経済性にも優れた公共交通サービスを提供するため、軽量軌道公共交通機関(LRT)導入の検討など、新しい公共交通やそれにふさわしい道路空間のあり方について検討することとした。

既存の道路空間を有効に活用するため、自動車交通の抑制や平準化などを図る交通需要管理施策(TDM 施策)や高度道路交通システム(ITS)の導入を進めるとした。

➡ p110 「多様な都市活動を支える交通基盤づくり」

「歩くまち・京都」の考え方を踏まえ、交通需要管理施策をはじめとして、社会経済動向の変化に応じた新たな交通政策の検討などに取り組みながら、地下鉄や道路等の整備を進めることを基本的方向とした。

本市を取り巻く広域幹線道路と市内各地域を円滑に連絡し、市内中心部への通過交通を減少させ、交通渋滞を緩和するとともに、都市活動の活性化に資する自動車専用道路網の整備を促進することとした。

⑤ 人間性豊かな子どもを育てる学校教育

人間性豊かな子どもを育てるため、^{はくく}家庭・地域との連携の強化や、京都ならではの豊富な文化資源を生かした教育が必要との認識に立ち、それぞれの地域特性を生かした「開かれた学校づくり」をめざすとした。

市民の皆さんからの意見

地蔵盆など地域の取組がとても熱心であり、そうした脈々と受け継がれてきた伝統を守っていくことも、子どもたちを育てていくうえで大切。

(テレビ討論会)

学校の教育理念を再検討し、もっと地域に密着した教育を考えてはどうか。

(団体意見交換会)

学校施設を地域の人に開放し、ひとびとが交流する場にする。

(パブリックコメント)

小・中・高校で、京都の産業や芸術、文化と関連した京都独自の教育を展開すべきだと思う。それによって、将来、伝統産業などに就く子どもたちが出てきて、地元での定着率が上がるかもしれない。



(団体意見交換会)

地域のことで教育委員会が責任を持つのは無理がある。学校や教育委員会がたくさんの課題を抱え過ぎないことが大事だ。

(パブリックコメント)

学校、家庭、地域の三者がそれぞれみずからの教育責任を果たしているかどうかを常に自問自答してほしい。

(テレビ討論会)

不登校の子どもが毎日行く所がないのは、精神的につらいことである。

(京都の夢 提案募集)

審議会での議論

- ☞ 日本の大部分の家庭は子どもの教育を放棄しているように感じる。学校教育の限界も意識すべき。地域で育てるといふことなら、家庭で欠けているところをある程度補うことはできるかもしれない。
- ☞ 子どもは個人の子どもであるだけでなく、社会の子どもであり、地域の子どもと一緒に育てていくという考え方をもちねばならない。
- ☞ 京都は、全国に先駆けた教育のモデルづくりに積極的に取り組んでほしい。
- ☞ 人間性に力を置いた学校教育を打ち出している都市は他にないと思うので、京都は人間性に力を置いた独自の教育の方向性を打ち出してほしい。
- ☞ 不登校の子どもを診察していると、学校にも家族にも社会にも必要とされていないと訴える子どもが多い。自分の存在の意味を教えていくことが大切である。

基本計画への反映

- ➡ p34「子どもたちが心豊かで社会性を身につけみずからの生き方を学ぶ」
 - 子どもたちにとって、「家庭」が最も安心した場所となることを基本に、家庭・地域・学校がそれぞれの役割に応じた教育責任を果たすとともに、三者が一体となった取組を進めることを基本とした。
 - 「学校評価システム」の導入など、学校と家庭・地域が相互に結ばれた関係をつくることにより、地域の特性を踏まえた特色ある学校運営・教育活動を展開するとした。
 - 地域に子どもたちが主体的にかかわるために、「子どもボランティアリーダー」の養成を図るとした。
 - 京都の伝統文化・伝統芸能や行事などを体験する、京都ならではの教育を展開するとした。
 - 子どもたちに命の大切さはもとより社会におけるルールなど物事の判断基準を養い、公共心を培う教育を進めることで、ひととひととの相互の信頼に基礎を置く社会の再構築をめざすとした。
 - 新たなカウンセリングの拠点の設置やスクールカウンセラーの配置拡大など、子どもたちの「心の居場所」づくりを推進するとした。

⑥ 市民との厚い信頼関係の構築

情報の共有化に努めるとともに、市民との双方向・対話型の新たなしくみづくりを進め、市民とともに政策を企画・実施・評価していくため、市民との厚い信頼関係の構築をめざすこととした。

市民の皆さんからの意見

都市づくりを市民の権利と責任によって進めるための具体的な手法を明らかにし、徹底的な情報公開を実行しなければならない。

(郵便等による意見募集)

行政は、一度計画したことを状況に応じていつでも変更できる柔軟さも必要である。

(団体意見交換会)

計画策定時においても市民意見に対するコメントが満足に返されていないのに、市民との対話や市民参加を計画に掲げるのはナンセンスである。

(パブリックコメント)

地方分権が進むにつれて、行政と市民の双方の政策立案能力をレベルアップしなければならない。



(市民フォーラム)

市民とパートナーシップを結ぶことに対する理解と意識の向上が行政職員の側に見られないと、市民との信頼関係を結ぶことは難しい。

(パブリックコメント)

区役所は、地元住民との間で重要な役割を果たしているのに、市の中で分権化を進め、権限をもつようにすべき。

(団体意見交換会)

今の市民は行政に頼りすぎて甘えている。行政にすべてを任せるのではなく、自分たちが責任をもって取り組む必要があることを認識すべき。

(団体意見交換会)

審議会での議論

- ☐ 情報公開による相互理解によって初めて、市民の市政に対する本当の信頼が生まれるのではないかと。
- ☐ パートナーシップの構築に向け、市民の主体的・自立的な公益活動を尊重し、支援するしくみへの論及も必要。
- ☐ 高度情報化によって行政組織内の人員削減が可能になると思うが、小さな政府をめざすのではなく、力を入れるべき領域に柔軟にサービスを振り分けていくべきではないかと。
- ☐ 各区基本計画を実現するためには、区役所へ権限や予算を委譲し、区への分権を実現してほしい。
- ☐ 基本計画ができあがっても、行政だけでは実現できない部分がある。市民としても行政の手助けができるように考えるべき。

基本計画への反映

- ➔ p126 「情報を市民と共有する」
市民が市政に参加していくための基本となる情報を共有することとし、市民意見の提出状況・反映状況の公表にも努めるとした。
- ➔ p128 「市民の知恵や創造性を生かした政策を形成する」
市民や市民活動団体等が政策形成の一翼を担うことができるよう、その組織づくり、企画立案に対して支援するとした。
- ➔ p130 「市民とともに政策を実施する」
市民満足度の高い上質なサービスを提供するため、新たな対応を迫られている市民ニーズ等へと行政資源を振り向けることを検討するとした。
- ➔ p132 「市民とともに政策を評価して市政運営に生かす」
市民とともに評価できるしくみを整え、その成果を「政策」や「事務事業」の見直しと新たな形成につなげるとした。
- ➔ p134 「個性を生かした魅力ある地域づくりを進める」
区役所の総合的・横断的な情報の受発信機能を強化することなどにより、個性的で魅力ある地域づくりを進めるとした。

3 調査研究等の概要

名 称	概 要	実施時期									
基礎調査・中間報告	<p>基本構想・基本計画策定に当たっての基礎調査として、「人口の減少」や「高齢化の進行」など、京都が抱える問題を中心に現況分析を行った。</p> <p>この結果を百数十点に及ぶグラフ等により示すとともに、21世紀にめざすべき都市像（試案）などを今後の議論，検討の素材として掲げた『「21世紀・京都のグランドビジョン」策定に向けて（中間報告） 今後の議論のための論点の整理』を作成し，以後この基礎資料を基に，さまざまな市民参加事業を行い，幅広く市民意見をいただいた。</p>	1995・96年度									
人口問題調査	<p>出生率の今後の推移，市外転出の変動要因とその推移に基づく客観的分析により将来人口を推計するとともに，人口減少社会における施策展開のあり方について検討した。</p> <p>【推計結果】</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td>常住人口</td> <td>昼間人口</td> </tr> <tr> <td>2010年：</td> <td>138万人</td> <td>157万人</td> </tr> <tr> <td>2025年：</td> <td>131万人</td> <td>151万人</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">昼間人口＝常住人口－通勤・通学流出口人口＋通勤・通学流入人口</p> <p>【人口のとらえ方の提言】</p> <p>人口増加そのものを目標とするのではなく，施策を講じた結果として人口が増加する，あるいは，人口減少社会を前提として市民生活の向上をどのように図るかを念頭に置く，などの考え方に立つ必要がある。</p>		常住人口	昼間人口	2010年：	138万人	157万人	2025年：	131万人	151万人	1997・98年度
	常住人口	昼間人口									
2010年：	138万人	157万人									
2025年：	131万人	151万人									
都市構造・交通体系調査	<p>京都市の将来の都市構造・交通体系について，市民の生活や来訪者の行動に視点を置いて検討を行った。</p> <p>【整備理念の提言】</p> <p>量的拡大の終焉^{えん}に対応した計画とするなど，従来の発想を転換し，歴史文化都市，人間尊重・環境調和型都市・京都にふさわしいコンパクトな都市構造と「歩くまち・京都」を理念とする交通体系をめざす必要がある。</p>	1997・98年度									
都市圏自治体意見交換	<p>京都都市圏（京都市及び京都市に隣接する市町村，通勤・通学者（15歳以上）の流入比が概ね5%以上の市町村からなる圏域として設定：京都府，滋賀県，大阪府の37市町村）を構成する自治体との間で，基本構想・基本計画策定についての説明と，各自治体のまちづくりや京都市への要望などについての意見交換を行った。</p>	1997・98年度									
職員論文募集等	<p>基本構想策定に対する市役所職員の参加意識の高揚を図り，組織や職制にとらわれない自由な提案・意見を求めるため，職員からの論文募集（応募者数 68人）や職員が自主的に結成している市政研究会等との意見交換を行った。</p>	1996・97年度									

4 京都市基本構想等審議会委員名簿

(50音順, 敬称略, 2000年12月25日現在)

- ① 浅岡 美恵 気候ネットワーク代表, 弁護士
- ④部会長 飯田 恭敬 京都大学大学院工学研究科教授
- ① 石田 一美 京都市東山消防団団長
- ③ 伊住 政和 裏千家今日庵常務理事, コース21京都顧問
- ③ 市田ひろみ 服飾研究家
- 副会長 稲盛 和夫 京都商工会議所会頭
- ② 乾 亨 右京区基本計画策定懇談会座長
立命館大学産業社会学部教授
- ③ 上平 貢 (財)京都市芸術文化協会理事長, 京都市美術館長
- ④ 上村多恵子 詩人, 京南倉庫(株)代表取締役社長
- ③ 内田 昌一 京都市中央卸売市場協会会長(2000年4月から)
- ④ 奥田 正治 市民公募委員
- ⑤ 奥野 史子 スポーツコメンテーター
- ⑤ 梶田 真章 法然院貫主
- ③ 片岡仁左衛門 歌舞伎俳優
- ① 片山 圭一郎 近畿労働金庫副理事長・京都府本部長
- ③ 加藤登紀子 歌手
- ⑤部会長 金井 秀子 京都教育大学名誉教授, 京都文教短期大学教授
- ⑤ 川阪 宏子 市民公募委員
- ④ 川崎 清 左京区基本計画策定懇談会座長
京都大学名誉教授, 立命館大学理工学部教授
- ② 北川 龍彦 京都市民生児童委員連盟会長
- ⑤ 北川 龍市 京都市日本保育協会会長
(福)京都市社会福祉協議会会長
- ② 北村よしえ 京都市精神障害者家族会連絡協議会会長
- ④副部会長 北村 隆一 京都大学大学院工学研究科教授
- ④ 木村 陸朗 (社)京都府バス協会会長
- ⑤副部会長 シュベネマン・クラウス 同志社大学文学部教授
- ② 玄武 淑子 京都市老人クラブ連合会会長
- ② 小林 達弥 市民公募委員
- ③ 坂上 守男 (社)京都市観光協会会長
- ⑤ 佐々 満郎 京都府私立中学高等学校長会事務局長
- ⑤ 佐々木博邦 市民公募委員
- ① 笹谷 康之 西京区基本計画策定懇談会座長
立命館大学理工学部助教授
- ① 佐和 隆光 京都大学経済研究所教授
- ④ 清水 三雄 異業種交流コスモクラブ会長
- ⑤ 庄村 正男 京都市PTA連絡協議会元会長
- ① 須藤 眞志 京都産業大学外国語学部教授
- ① 田尾 雅夫 京都大学大学院経済学研究科教授
- ①副部会長 高月 紘 京都大学環境保全センター教授
- ④ 高松 伸 京都大学大学院工学研究科教授
- ② 竹下 義樹 京都市身体障害者団体連合会副会長, 弁護士
- ③ 竹村 寿子 市民公募委員
- ③ 武邑 光裕 東京大学大学院新領域創成科学研究科助教授
- ① 田端 泰子 山科区基本計画策定懇談会座長
京都橘女子大学文学部教授
- ① 土岐 憲三 京都大学大学院工学研究科教授
- ① 内藤 しげ 住みよい京都をつくる婦人の会会長
- ①部会長 内藤 正明 京都大学大学院工学研究科教授
- ① 仲尾 宏 京都造形芸術大学芸術学部教授
- ② 中原 俊隆 京都大学大学院医学研究科教授
- ③ 中村 弘子 千家十職塗師十二代中村宗哲
イラストレーター
- ⑤ 永田 萌 (社)京都市保育園連盟常任理事
- ⑤ 西川 國代 京都市立芸術大学長, 京都大学名誉教授
- 会 長 西島 安則 (社)京都青年会議所特別顧問
- ④ 西村 毅 (社)京都青年会議所特別顧問
- ① J・A・T・D・にしゃんた 市民公募委員
- ① 西脇 悦子 京都市地域女性連合会会長(2000年4月から)

- ① 野口 寿長 京都市体育振興会連合会副会長
- ④ 野間光輪子 京町家再生研究会幹事
- ③副部会長 橋爪 紳也 伏見区基本計画策定懇談会座長
大阪市立大学文学部助教授
(株)京都放送管財人補佐・デジタル事業企画担当
(財)大学コンソーシアム京都理事長
- ④ 長谷川和子 市民公募委員
- ⑤ 八田 英二 市民公募委員
- ① 服部 真季 市民公募委員
- ②部会長 浜岡 政好 佛教大学社会学部部長
- ② 浜田きよ子 高齢生活研究所代表
- ⑤ 韓 銀順 京都市生涯学習総合センター講師
- ④ エルウィン・ピライ 京都工芸繊維大学工学部講師
- ⑤ 福田 義明 (社)京都市私立幼稚園協会会長
- ③ 古川 敏一 京都府中小企業団体中央会名誉会長
- ③ 堀場 厚 (株)堀場製作所代表取締役社長
- ④ 三木 千種 市民公募委員
- ⑤ 水谷 幸正 佛教大学理事長
- ③ 溝川 幸雄 京都府農業会議副会長
- ③ 三谷 章 市民公募委員
- ④ 三村 浩史 南区基本計画策定懇談会座長
京都大学名誉教授, 関西福祉大学教授
- ② 宮下れい子 市民公募委員
- ③ 向園 好信 京都市ベンチャービジネスクラブ前代表幹事
- ④ 宗田 好史 中京区基本計画策定懇談会座長
京都府立大学人間環境学部助教授
- ① 村井 信夫 各区市政協力委員連絡協議会代表者会議幹事
- ③ 村井 康彦 上京区基本計画策定懇談会座長
京都市歴史資料館長
- 副会長 村松 岐夫 京都大学大学院法学研究科教授
- ② 森田 久男 北区基本計画策定懇談会座長, 元佛教大学教授
- ③ 森谷 尠久 東山区基本計画策定懇談会座長
武庫川女子大学生生活環境学部教授
- ③ 山上 徹 同志社女子大学現代社会学部教授(2000年4月から)
- ④ 山田 浩之 下京区基本計画策定懇談会座長, 京都大学名誉教授,
大阪商業大学大学院地域政策学研究科長
NHK京都放送局長(1999年6月から)
- ⑤ 山本 壮太 (社)京都府医師会会長
- ② 横田 耕三 京都大学大学院経済学研究科教授
- ③部会長 吉田 和男 大阪大学大学院文学研究科教授
- 副会長 齋田 清一 京都府立医科大学付属脳・血管系老化研究センター教授
- ②副部会長 渡邊 能行 京都市副市長
- ④ 中谷 佑一 京都市副市長(2000年4月から)
- ①②③ 高木 壽一 京都市副市長(2000年12月から)
- 河内 隆 京都市副市長(2000年12月から)

(前委員) 肩書きは, 委員就任時のもの

- ③ 石森 秀三 国立民族学博物館教授(1999年10月まで)
- ③ 川原 陸郎 京都みやこ信用金庫会長(2000年1月まで)
- ⑤ 高月 嘉彦 NHK京都放送局長(1999年6月まで)
- ① 滝川 文子 京都市地域女性連合会会長(2000年1月まで)
- ①②⑤ 薦田 守弘 京都市副市長(2000年3月まで)
- ①④⑤ 増田 優一 京都市副市長(2000年12月まで)

注: 氏名の前の 数字は下記を表わす

- ① 環境・市民生活部会 ② 福祉・保健部会
- ③ 文化・観光・産業部会 ④ 都市整備・交通部会
- ⑤ 教育・人づくり部会

* 起草委員会・調整委員会は, 正副会長及び部会長によって構成
(起草委員会 委員長 齋田副会長 / 副委員長 村松副会長)
(調整委員会 委員長 村松副会長 / 副委員長 齋田副会長)

5 京都市基本構想等審議会開催経過

基本構想策定

年月	審議会	起草委員会	環境・市民生活部会	福祉・保健部会	文化・観光・産業部会	都市整備・交通部会	教育・人づくり部会
1998年 10月	① 10月14日 ・会長互選、副会長指名 ・部会 起草委員会等設置 ・部会長 起草委員長等指名		① 10月28日 ・副部会長指名 ・構想の視点、キーワード、枠組み等の検討	① 10月27日 ・副部会長指名 ・構想の視点、キーワード、枠組み等の検討	① 10月26日 ・副部会長指名 ・構想の視点、キーワード、枠組み等の検討	① 10月29日 ・副部会長指名 ・構想の視点、キーワード、枠組み等の検討	① 10月23日 ・副部会長指名 ・構想の視点、キーワード、枠組み等の検討
1998年 11月		① 11月4日 ・副委員長指名 ・構想の視点、キーワード、枠組み等の検討		② 11月30日 ・テーマ別討論 「高齢者福祉」			
1998年 12月		② 12月1日 ・構想の枠組み等の検討 ③ 12月24日 ・構想の基本的考え方(案)の作成	② 12月2日 ・テーマ別討論 「国際化」		② 12月21日 ・テーマ別討論 「文化」	② 12月3日 ・テーマ別討論「交通」 ③ 12月21日 ・テーマ別討論「土地利用・景観・公園」	② 12月4日 ・テーマ別討論 「学校教育(その1)」
1999年 1月		④ 1月26日 ・構想の基本的考え方 の作成	③ 1月19日 ・構想の基本的考え方(案)の検討 ・テーマ別討論 「ボランティア」	③ 1月19日 ・構想の基本的考え方(案)の検討 ・テーマ別討論「障害者福祉・地域福祉」	③ 1月13日 ・構想の基本的考え方(案)の検討 ・テーマ別討論 「観光」	④ 1月19日 ・構想の基本的考え方(案)の検討 ・テーマ別討論 「住宅・住環境」	③ 1月22日 ・構想の基本的考え方(案)の検討 ・テーマ別討論 「学校教育(その2)」
1999年 2月	② 2月3日 ・構想の基本的考え方 の検討						
1999年 3月		⑤ 3月19日 ・構想案の検討(その1)	④ 3月29日 ・テーマ別討論 「消防・防災、仕事・くらし」	④ 3月18日 ・テーマ別討論 「保健・医療」	④ 3月12日 ・テーマ別討論 「高度情報化」	⑤ 3月30日 ・テーマ別討論 「河川・上下水道」	④ 3月23日 ・テーマ別討論 「子育て支援」
1999年 4月		⑥ 4月13日 ・構想案の検討(その2)	⑤ 4月28日 ・テーマ別討論 「人権、青少年・スポーツ」				⑤ 4月26日 ・テーマ別討論 「生涯学習・大学」
1999年 5月		⑦ 5月10日 ・構想案の検討(その3)	⑥ 5月26日 ・テーマ別討論 「環境・エネルギー」		⑤ 5月12日 ・テーマ別討論 「産業」		
1999年 6月		⑧ 6月15日 ・第1次案の作成		⑤ 6月29日 ・第1次案の検討			⑥ 6月30日 ・第1次案の検討
1999年 7月			⑦ 7月6日 ・第1次案の検討		⑥ 7月7日 ・第1次案の検討	⑥ 7月1日 ・第1次案の検討	
1999年 8月		⑨ 8月9日 ・第2次案の作成	⑧ 8月25日 ・第2次案の検討 ・基本計画策定に向けての論点整理	⑥ 8月31日 ・第2次案の検討 ・基本計画策定に向けての論点整理	⑦ 8月30日 ・第2次案の検討 ・基本計画策定に向けての論点整理	⑦ 8月25日 ・第2次案の検討 ・基本計画策定に向けての論点整理	
1999年 9月		⑩ 9月13日 ・第3次案の作成					⑦ 9月2日 ・第2次案の検討 ・基本計画策定に向けての論点整理
1999年 10月	③ 10月1日 ・第3次案の検討 10月6日 ・答申	⑪ 10月1日 ・答申案の調整					

1999年12月17日 基本構想策定(市会議決)

基本計画策定

年月	審議会	調整委員会	環境・市民生活部会	福祉・保健部会	文化・観光・産業部会	都市整備・交通部会	教育・人づくり部会
2000年 3月		① 3月3日 ・副委員長指名 ・計画の構成・枠組み等の検討					
2000年 4月			⑨ 4月21日 ・計画の構成・枠組み等の検討 ・テーマ別討論 「消防・防災, 青少年・スポーツ」	⑦ 4月24日 ・計画の構成・枠組み等の検討 ・テーマ別討論 「高齢者福祉」	⑧ 4月26日 ・計画の構成・枠組み等の検討 ・テーマ別討論 「観光」	⑧ 4月25日 ・計画の構成・枠組み等の検討 ・テーマ別討論 「都市空間のあり方」	⑧ 4月28日 ・計画の構成・枠組み等の検討 ・テーマ別討論 「子育て支援」
2000年 5月			⑩ 5月31日 ・テーマ別討論 「すべてのひとがいきいきとくらするまち(国際化, 人権, 仕事, くらし)」	⑧ 5月29日 ・テーマ別討論 「障害者福祉, 地域福祉」		⑨ 5月24日 ・テーマ別討論 「都市空間のあり方」	
2000年 6月			⑪ 6月27日 ・テーマ別討論 「環境」	⑨ 6月29日 ・テーマ別討論 「保健・医療」	⑨ 6月7日 ・テーマ別討論 「産業」 ⑩ 6月12日 ・テーマ別討論 「文化」	⑩ 6月14日 ・テーマ別討論 「都市施設整備のあり方」	⑨ 6月2日 ・テーマ別討論 「学校教育」 ⑩ 6月16日 ・テーマ別討論 「大学, 生涯学習」
2000年 7月		② 7月4日 ・市民のあり方, 行政のあり方の検討					
2000年 8月		③ 8月9日 ・素案の作成	⑫ 8月29日 ・素案の検討	⑩ 8月30日 ・素案の検討	⑪ 8月25日 ・素案の検討	⑪ 8月24日 ・素案の検討	⑪ 8月28日 ・素案の検討
2000年 9月							
2000年 10月	④ 10月20日 ・第1次案の検討	④ 10月16日 ・第1次案の作成					
2000年 11月		⑤ 11月6日 ・第2次案の作成	⑬ 11月15日 ・第2次案の検討	⑪ 11月10日 ・第2次案の検討	⑫ 11月14日 ・第2次案の検討	⑫ 11月14日 ・第2次案の検討	⑫ 11月10日 ・第2次案の検討
2000年 12月	⑤ 12月15日 ・答申案の検討 12月25日 ・答申	⑥ 12月4日 ・答申案の作成 ⑦ 12月15日 ・答申案の調整					

2001年1月10日 基本計画策定

6 用語解説 (50音順)

[あ]

ISO14001

ISO14000シリーズの1つ。ISOは、International Organization for Standardization の略。環境に配慮して事業活動を行うためのしくみを規格化した国際的な基準。事業活動から生じる環境への影響を継続的に改善していくため、環境マネジメントシステムに関する要求事項をとりまとめた規格で、公正な第三者(審査登録機関)が審査し、基準に適合した組織にISO14001認証取得の登録証が発行される。

育成学級

児童生徒の発達や障害の状態に応じた教育課程を編成して指導を行うために、小・中学校に設置している学級。

一次予防

健康を増進し発病を予防するために、適正な食事や運動不足の解消、十分な睡眠など健康的な生活習慣づくりに取り組むこと。

なお、健康診査等で病気を早期に発見し、早期に治療することを二次予防といい、病気にかかった後の治療、機能回復、機能維持することを三次予防という。

インフォームドコンセント

患者が医療内容について医師から事前に十分に説明され、納得したうえで自己の医療行為に同意すること。

APEC 環境技術交流促進事業運営協議会

APEC(エイペック)は、Asia-Pacific Economic Cooperation の略。アジア太平洋地域内の国・地域、地方自治体、企業、環境関係機関等において蓄積されている環境情報を提供し、技術交流を促進することにより、域内の環境技術の向上と環境保全に資することを目的として、1996(平成8)年に関西の自治体と経済界が中心となって設立。

園芸療法

植物の種をまき、育てるなどの園芸活動により、高齢者や障害のあるひと等の心や身体のりハビリ、生きる力の回復など、ひととしての立ち直りに役立てる療法。

[か]

外郭団体

官庁などの組織の外部にあって、これと連絡を保ち、その

活動や事業を助ける公益法人、特殊法人等の団体。本市においては、本市が主体的に指導監督する必要のある出資(出せん)率原則25%以上の団体をいう。

介護利用型軽費老人ホーム(ケアハウス)

原則として60歳以上、または一方が60歳以上の夫婦で、自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、または高齢等のため独立して生活するには不安が認められるひとで、家族による援助を受けることが困難なひとが入所する施設。ホームヘルパー等を利用して自立した生活が送れるよう工夫されている。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

原則として65歳以上の高齢者で、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においては介護を受けることが困難なひとが入所する施設。

介護老人保健施設

病状が安定期にあるため入院治療は必要としないものの、機能訓練や看護・介護を中心としたケアを必要とする要介護者に、看護・介護・機能訓練等の入所・在宅サービス(短期入所・通所)を行い、家庭復帰をめざす施設。

学童クラブ事業

親の就労などの理由によって、放課後に保護育成する者のいない小学校低学年児童を対象に、児童館、学童保育所においてこれらの児童を保護育成することを目的として実施している事業。

かし 瑕疵保証制度

新築住宅の取得契約(請負・売買)において、基本構造部分(柱や梁等の住宅の構造耐力上主要な部分、雨水の浸入を防止する部分)について10年間の瑕疵担保責任(補修責任等)を義務付ける制度。

環境家計簿

日々の生活において環境に負荷を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり、収支決算のように一定期間の集計を行ったりするもの。

関西広域連携協議会

関西を魅力あふれる世界都市としてさらに発展させていくためには、行政・経済界・学界等による広域的な連携を一層推進し、関西の総合力と効率性を高めることが必要という認識に基づき、1999(平成11)年に「関西は一つ」の理念の下、

新たな広域連携の枠組みとして2府7県3政令指定都市と経済界等により設立された協議会。

義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ、任意に削減できない人件費(職員給与など)、扶助費(生活保護費など)、公債費(市の借金の返済など)等を指す。

協調建替え, 共同建替え

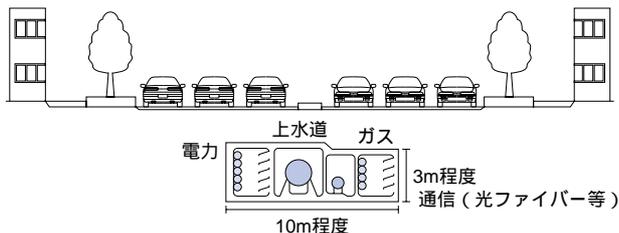
「袋路の協調建替え, 共同建替え」を参照。

共同溝, 電線共同溝, 情報BOX

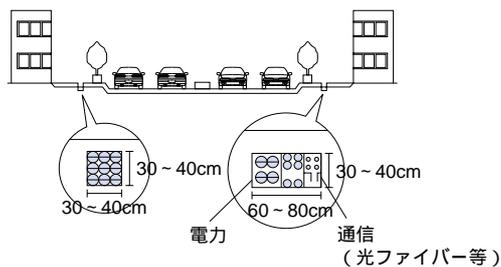
高度情報通信社会におけるライフライン整備に当たり、地震等の大規模災害時における安全性・信頼性の確保、情報化や景観への寄与など多様な要請に応えるため、道路地下空間に整備する施設。

共同溝・電線共同溝・情報BOXのイメージ図

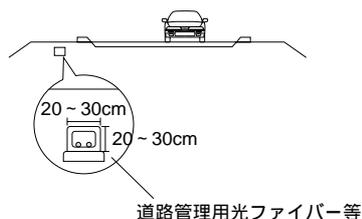
共同溝 [電力, 通信, ガス, 上水道, 工業用水, 下水道]



電線共同溝 (CCBOX) [電力, 通信, CATV等]



情報BOX [道路管理用光ファイバー等]



共同作業所

重い障害等のため就業が困難な障害のあるひとが通所し、生活指導や作業指導等の訓練を通して自立更生と社会参加を図ることをめざし、障害のあるひとの親等の関係者を中心として地域で生まれ運営されている施設。

京都国際交流団体連絡協議会

京都市の国際化に向けた環境づくり、市民レベルの国際交流の一層の振興を目的として1990(平成2)年に設立。情報誌の発行や留学生支援事業など、国際交流団体の活動支援を行う。事務局は(財)京都市国際交流協会。

京都都市圏

京都市と京都市に隣接する市町村, 通勤・通学者(15歳以上)の本市への流入比が概ね5%以上の市町村で構成。京都府下を中心に、大阪府、滋賀県に及ぶ37の自治体(京都市を含む)からなり、北は美山町・朽木村、南は木津町、西は園部町・高槻市、東は甲南町・能登川町まで、総面積は約3,200km²、圏域人口は約330万人。

緊急通報システム

通称「あんしんネット119」。急にからだの具合が悪くなったり、火災等の突発的な事故などがあつた場合、ペンダント等のボタンを押すと消防指令センターに通報され、救急車・消防車や近くの協力員が駆け付けるシステム。概ね65歳以上のひとり暮らしや高齢者だけの家庭等で、急病や事故等の緊急の場合に、自分で対処することが難しいひとを対象としている。

グループホーム

地域のアパートやマンション、一戸建て住宅等で障害のあるひとや高齢者等が何人かで一定の経済的な負担をしながら共同生活し、同居または近隣に居住する専任の世話人により、食事の提供や健康管理などの援助や相談等が行われる施設。

けいじなみ 京滋奈三広域交流圏

京都・滋賀・奈良・三重の各府県が構成する圏域は、古くは淀川水系による経済的なつながりや、歴史的、文化的なつながり等をもっていた。この立地特性を背景として、4府県と京都市が、産業、文化等の各分野において相互に連携・交流するとともに、交通・情報等のインフラ整備を図ることににより構築しようとする広域交流圏。

健康日本21

厚生省(現・厚生労働省)が掲げる2000(平成12)年度から2010年度までの11年計画の「21世紀における国民健康づくり運動」の通称。そこでは科学的根拠に基づいて、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の原因となる食生活や運動、休養などの改善に向けた目標等を掲示することにより、健康寿命を延長し、生活の質を高めるための取組を総合的に推進することとしている。

建設発生土情報交換システム

インターネット等を利用し、建設工事に伴い発生する土砂等(建設発生土)を不要としている工事と必要としている工事との間で相互に流用し、有効に利用するための情報交換を行うシステム。工事に関するデータをあらかじめ登録することにより、建設発生土に関する情報交換をリアルタイムで行い、建設発生土の工事間流用が促進できる。

高規格救急自動車

救急救命士が高度な救命処置を行うための器材が装備され、車内は救命処置を行うための十分なスペースと照明機能等を有している救急自動車。

公共車両優先システム(PTPS)

PTPSは、Public Transportation Priority Systemsの略。情報通信技術を利用したバスレーンの確保、バス優先信号制御等を通じてバスの定時運行を確保し、公共車両の運行支援を行うことにより、バスの利便性の向上を図るシステム。

工場・大学等制限法

正式名称は「近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律」。大規模な工場や大学等、人口の増大をもたらす原因となる施設の新設や増設を制限し、既成都市区域への産業や人口の過度の集中を防止することを目的に、1964(昭和39)年に制定された。本市では、上京区・中京区・下京区の全域、北区・左京区・東山区・南区・右京区・伏見区の一部が制限区域となっている。

交通需要管理施策(TDM施策)

TDMは、Transportation Demand Managementの略。道路交通混雑の解消・緩和を図ることを目的に、自動車交通を含む各種交通機関の輸送効率の向上や交通量の時間的平準化等、需要の調整を図る施策の総称。パーク・アンド・ライドや自動車の相乗りの促進、時差出勤やフレックスタイムの導入促進等もその例。

高度集積地区

十条通以南の油小路沿道を中心とする約607haの地域(概ね、東：東高瀬川、西：国道1号、南：宇治川に囲まれた地域)。新たな都市機能の集積をめざし、住民、企業、行政の協働による取組が進められている。

高度道路交通システム(ITS)

ITSは、Intelligent Transport Systemsの略。最先端の情報通信技術等を用いて、ひとと道路と車両とを一体のシステムとして構築することにより、ナビゲーションシステムの高度化、有料道路等の自動料金収受システムの確立、安全運転の支援、交通管理の最適化、道路管理の効率化等を図るもの。

国際環境自治体協議会(ICLEI)

ICLEIは、International Council for Local Environmental Initiativesの略。1990(平成2)年に国連本部で開催された「持続可能な未来のための自治体世界会議」に参加した自治体、国際機関の提唱により設立。環境保全の経験、技術等の情報交換、共同プロジェクトの実施などを目的としている。

心の教室

学校施設の質的充実を図るため、余裕教室等を活用して整備した、生徒の「心の居場所」となるカウンセリングルーム。

ごみ減量推進会議

市民、事業者、行政が一体となって全市的なごみ減量・リサイクルを推進するため、1996(平成8)年に設立された組織。翌年以降「地域ごみ減量推進会議」も順次設立された。学習会や買い物袋持参キャンペーン、廃食用油(てんぷら油)の回収モデル事業等を実施している。

コンベンション

国際機関、大学、企業、各種団体等が開く集会、大会、学会、会合などのこと。

[さ]

再興感染症

かつて流行し、一時は減少していたが、社会環境の変化等により近年になって増加した結核等の感染症。

最低居住水準

建設省(現・国土交通省)が、住宅建設五箇年計画のなかで定めた居住水準のひとつで、「健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な水準」とされている。家族構成に応じた住戸の規模、性能や設備に関する水準が定められている。

産業廃棄物管理票制度

産業廃棄物の運搬または処分を他人に委託する際に、廃棄物の種類や数量、運搬または処分を受託した者の氏名または住所等を記載した管理票(マニフェスト)を交付し、産業廃棄物の流れをみずから把握・管理するため「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定められた制度。

自主防災組織

自主的な防災活動を実施することを目的とし、近隣地域住民を単位として隣保共同の精神に基づきみずから組織されたもの。概ね学区を単位とした「自主防災会」、町内会を単位とした「自主防災部」から構成されている。

持続可能

1987(昭和62)年に国連の「環境と開発に関する世界委員会」が発表した報告書にいう「持続可能な開発(sustainable development)」に基づく言葉。環境と開発を相反するものではなく、互いに依存するものとして捉えた考え方。

シティーカレッジ

(財)大学コンソーシアム京都と連携して行う、社会人の高度な学習ニーズに対応した総合的な生涯学習講座で、各大学から提供された科目を、正規の学生と同様に受講することができ、単位修得も可能。

児童の権利に関する条約

世界の多くの児童が、今日なお貧困、飢餓などの困難な状況に置かれていることにかんがみ、世界的な視野から児童の人権の尊重、保護の促進をめざした条約。

市民すこやかフェア

高齢者をはじめ、あらゆる世代のひとが文化活動などを通じて交流を深め、心豊かで明るい長寿社会について考える場として開催している総合福祉イベント。市内の各老人福祉センターのサークル発表、医師や専門家による各種相談コーナーを設け、毎年多彩な内容を展開している。

社会福祉基礎構造改革

行政の判断で福祉サービスの提供を行っていた従来の制度を改め、利用者の視点から福祉制度の再構築を行う一連の制度改革。具体的には、サービス利用者と提供者の対等な関係に基づく利用制度の構築や、多様な主体がサービスの供給に参入できるための規制緩和、利用者の利益を保護する制度の構築等を行うもの。

住宅性能表示制度

住宅性能を契約締結前に比較できるように、構造耐力、遮音性等の性能の表示基準を設定するとともに、客観的に性能を評価できる第三者機関を設置し、住宅の品質確保を図る制度。

授産施設

身体上もしくは精神上の理由または世帯の事情により、就業能力の限られているひとに対して、就労または技能の修得のために必要な機会や便宜を提供し、その自立を助長することを目的とする施設。

循環型社会形成推進基本法

「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やりサイクルを進めることにより、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成するための基本的枠組みを示す法律。

情報通信技術(IT)革命

ITは、Information Technology の略。インターネットやモバイル通信を中心的な担い手とする情報通信技術分野での革命が、世界経済の新たな成長分野を切り開くとともに、国家・社会・企業等の組織の枠組みを大きく変えていくといわれている。

情報BOX

「共同溝」を参照。

職住共存地区

都心商業地の幹線道路(東西:御池通(一部夷川通)・四条通・五条通、南北:河原町通・烏丸通・堀川通)に囲まれた内部地区のうち、幹線道路に面する街区等基準容積率の上限が700%に指定されている区域を除いた区域で、基準容積率の上限が400%に指定されている区域(いわゆる「田の字」のあんこの部分)。面積は約130ha。

新公共管理法（NPM）

NPMは、New Public Management の略。民間企業における競争メカニズムや管理手法を公共部門にも応用しようとする理論。1980年代半ば以降、イギリス、ニュージーランド等の先進国を中心に行政実務の現場を通じて形成された。

スクールカウンセラー

不登校問題等を背景に、学校の教育相談機能を充実するため、定期的に小・中・高校に派遣される臨床心理士等のカウンセリングの専門家。

成年後見制度

痴呆性の高齢者、知的・精神障害のあるひとなどを、財産管理、介護サービスの契約、遺産分割等の法律行為について保護し支援する制度。

2000(平成12)年の民法改正により、従来の「禁治産」を「後見」、「準禁治産」を「保佐」とし、準禁治産者よりも軽度の痴呆性高齢者や知的・精神障害のあるひとにも対応できるよう新たに「補助」を設けるなど、本人の状況に応じて弾力的に利用しやすいものとなった。

世界歴史都市連盟

1994(平成6)年の第4回世界歴史都市会議が京都で開催されたのを契機に設立されたもので、歴史都市が直面している共通の課題の解決を目的として、世界歴史都市会議の開催や情報交換を行うなど、歴史都市のさらなる発展のための事業を行っている。京都市が会長都市を務め、事務局も京都市に置かれている。

ゼロエミッション

ある事業者から排出される廃棄物や副産物を、他の事業者が原料として使用するサイクルを構築し、廃棄物が発生しない資源循環型の産業社会をめざす考え方。

創業支援工場（VIF）

VIFは、Venture business Incubation Factory の略。独創的で将来性のある技術やアイデア等を有するベンチャー企業を育成・支援するため、創業期から経営が安定するまでの一定期間、低家賃で入居できる賃貸工場。

総合的な学習の時間

1998(平成10)年の学習指導要領の改訂により、各学校が地域や子どもたちの実態等に応じて、子どもたちの興味・関心等に基づく横断的・総合的な学習など、創意工夫を生かした教育活動を行う時間として設けられた授業。

[た]

ダイオキシン類

物の燃焼等の過程で生成する化学物質であり、一般毒性、発がん性、生殖毒性、免疫毒性等の多岐にわたる毒性を有する。1999(平成11)年にダイオキシン類対策特別措置法が制定され、耐容一日摂取量、環境基準、排出基準等が定められた。

多自然型川づくり

治水上の安全性を確保しつつ、多様な河川環境を保全したり、できるだけ改変しないようにし、また、改変する場合でも最低限の改変にとどめるとともに、良好な自然環境の復元が可能となるよう行う河川整備。

短期入所生活介護（ショートステイ）

家族が介護に疲れたとき、冠婚葬祭等の用事があるときなどに、介護を要する高齢者が介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等に短期間入所し、日常生活の介護や機能訓練等を行うもの。

地域福祉権利擁護事業

痴呆性の要介護高齢者等の判断能力が不十分なひとを対象に、その権利を擁護する事業。成年後見制度を補完するもので、市町村社会福祉協議会が本人または代理人と契約を締結し、外部の有識者で構成される運営審議会の監督の下、生活支援員が介護サービスの利用・援助やそれに付随した金銭管理等を行う。

地区計画

住民の生活に結びついた「地区」を単位として、良好なまちづくりを進める都市計画の手法。「地区レベルでのまちづくりのビジョン(地区計画の方針)」や、「道路、公園の配置や建物の用途や高さ、容積率、壁面の位置の制限等(地区整備計画)」について、地区の特性に応じてきめ細かく定める。

地方分権推進一括法

関連改正法律数475本からなる地方分権推進にかかる法律。国と地方公共団体の関係を従来の主従の関係から対等・協力の関係に改めるための機関委任事務の廃止と国の関与等の見直し、事務権限の移譲などを内容としている。

地理情報システム（GIS）

GISは、Geographic Information Systems の略。電子地図をデータベースとして、地理的な位置の情報や空間の情報を属性データ(空間データともいう)と合わせて統合的に処

理・分析・表示するシステム。

通級指導教室

言語や聴覚、視覚に軽度の障害のある普通学級で学ぶ児童に、週2時間程度、障害の改善に向けた指導を行うため設置している教室。

定期借地権付住宅

1992(平成4)年に施行された借地借家法により創設され、借地契約の更新がなく、定められた契約期間(一般に50年以上)で確定的に借地関係が終了する定期借地権が設定された住宅。

低騒音舗装

道路表面に通常用いられているアスファルト舗装やコンクリート舗装に比べて、舗装自体にすきまがあるなど、発生する騒音が小さい舗装。

デジタルアーカイブ

文化・学術・産業等、さまざまな「財」をデジタル技術で蓄積し、あらゆるひとが自由に利用できる環境を整えること。その対象は、絵画や美術工芸品から伝統産業や芸術を支える技術まで多岐にわたる。

電線共同溝

「共同溝」を参照。

特定優良賃貸住宅

「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき供給される中堅所得者層向けの優良な賃貸住宅で、建設費の補助、家賃減額のための補助等がある。

都市型CATV

多目的、多チャンネルのサービスを提供する新しいタイプのケーブルテレビで、引込端子数(加入が可能な世帯数とほぼ同じ)が1万を超え、自主放送が5チャンネル以上あり、双方向機能をもつものをいう。

[な]

難病

厚生省(現・厚生労働省)が1972(昭和47)年に策定した「難病対策要綱」により定められた疾患のこと。原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない

ベーチェット病等の疾病と、経過が慢性にわたり、経済的にも介護等にも家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい小児がん等の疾病。

ニュースポーツ

新しい概念で創出された競技種目の総称であり、以下の3種類に分類できる。①遊びから発展したり、独自のアイデアに基づき新規に創造されたグラウンドゴルフやターゲットボードゴルフ等。②新しい理念に基づき、もともとあったものを改良して生まれたソフトパレーボールやタッチラグビー等。③歴史は古いですが、わが国には新しく紹介されたベタンクやインディアカ等。

乗合バス事業の自由化

2000(平成12)年の道路運送法等の改正により、乗合バス事業における運輸省(現・国土交通省)の規制が緩和された。具体的には、①事業に係る参入規制を免許制から許可制に、②運賃の設定等を許可制から認可を受けた上限の範囲内での事前届出制に、③路線、事業の休廃止については許可制から事前届出制に、改められた。

[は]

廃棄物交換制度

ある事業場で生じた廃棄物が、別の事業場で製造原料や燃料等に利用されるような異業種交流型のリユース、リサイクル推進対策として、廃棄物の提供事業場側と利用事業場側の情報の仲介やリサイクル事例の紹介などを行う制度。

HACCP(ハサップ)方式

Hazard Analysis and Critical Control Point の略。食品の製造・加工等の各段階における衛生管理の高度化を図る目的で、新たな食品衛生管理手法として国際的に導入が進められている方式。

バランスシート(貸借対照表)

企業会計的な視点を導入した新たな財政分析の方法。借方で「資産」を計上し、資金の使途、運用形態を示し、貸方で「負債」、「正味資産」を計上し、それを対照させることにより資金の調達源泉を明らかにしたもの。

バリアフリー

建築物や道路、鉄道等の公共施設、個人の住宅等において、高齢者や身体に障害のあるひと等の利用に配慮し、段差等の

物理的障害をなくすこと。

また、制度的あるいは精神的な障害等をなくすことについても用いる。

PFI

Private Finance Initiative の略。これまで公的部門によって行われてきた社会資本の整備・運営等を、民間の資金、経営能力、技術力を活用して行う新しい社会資本整備の手法。1992(平成4)年にイギリスで導入され、道路や公共施設の整備などに大きな実績を挙げ注目を集めた。

光ファイバー

光信号により情報を伝えるための伝送路に用いられる高純度のガラス繊維。光ファイバーケーブルは長い距離を伝送しても信号(光信号)の減衰が小さい(低損失性)、周波数帯域が広い(広帯域性)、外部からの雑音妨害を受けにくいという特性をもっている。

人づくり21世紀委員会

学校・家庭・地域の連携の下、「市民ぐるみで21世紀の京都を担うたくましく思いやりのある子どもたちの育成」と「子どもたちひとりひとりの多様な可能性が最大限開花できる教育の風土づくり」という目標を掲げて1998(平成10)年に発足。さまざまなかたちで子どもにかかわる各種団体が参画し、「子どもたちのために何ができるのか」を大人自身の課題として受け止め、市民みんなで考え、行動し、情報発信する場として、シンポジウムや人づくりフェスタの開催など、さまざまな活動に取り組んでいる。

福祉工場

働く意思と作業能力をもちながら、職場環境や設備、交通事情等の理由により、一般企業に就業が困難な重度の障害のあるひとを雇用し、社会生活や健康管理等に配慮した環境の下での社会的自立を促進することを目的とした施設。

福祉ホーム

家庭において日常生活を営むのに支障のある障害のあるひとを対象に、低額な料金で日常生活に適する居室等を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与し、自立の促進を図ることを目的とした施設。

袋路の協調建替え、共同建替え

袋路の協調建替えは、1999(平成11)年に制定した「京都市連担建築物設計制度」を活用し、袋路及びそれに面する複数の敷地をひとつにみなし、袋路全体で建築規制を適用

して建て替えること。協調的ルールの設定などにより、時期を合わせることなく、それぞれの建物を個別に建て替えることができる。

また、共同建替えは、袋路に面する複数の敷地をひとつの敷地に集約し、土地・建物の所有者と借主が協力して、複数の建物をひとつの建物(共同住宅等)に建て替えること。

ベンチャー企業育成施設(VIL)

VILは、Venture business Incubation Laboratory の略。起業期にある研究開発型企業の育成を組織的・積極的に推進するため、先端技術をビジネス化する初期から成功するまでの間、資金面で入居しやすくし、各種の先進的な支援環境を提供する施設。

法定外目的税

地方分権推進一括法により創設されたもので、条例で定める特定の費用に充てるため、地方自治体が総務大臣との同意を要する事前協議を経て課することができる目的税。

[ま]

みやこ 京のアジェンダ21

地球温暖化防止のための二酸化炭素排出量削減対策を柱として、1997(平成9)年に策定した具体的な行動計画。計画づくりに市民、事業者が主体的に参加したのを受け、計画の実践についても市民、事業者、行政が共通の目的の下に、それぞれの立場を尊重しつつ協働するパートナーシップを築き目標達成をめざす。1998(平成10)年、計画に掲げられた取組の具体化をめざし、推進組織として「京のアジェンダ21フォーラム」が設立された。

民間非営利組織(NPO)

NPOは、Non Profit Organization の略。営利を目的とせずさまざまな活動を自主的・自発的に行う組織・団体。

これらの団体が法人格を取得する道を開いて、その活動を促進するため、1998(平成10)年に「特定非営利活動促進法(NPO法)」が制定された。

めぐるくんの店

簡易包装の推進、牛乳パックやトレーの店頭回収など、ごみ減量やリサイクルに積極的に取り組んでいる店として、本市が認定するもの。

[や・ら・わ]

ユニバーサルデザイン

バリアフリーの考え方を発展させたもので、建築物等の計画・設計において、障害の有無や年齢、性別等にかかわらずだれもが使いやすい設計を行っていかこうとする考え方。障害のあるひとのための専用設備等が、障害のあるひとに疎外感を与えたり、障害のないひとに不便を感じさせたりする要因とならないよう、だれもが、同じ場所で、同じものを、同じように使うことができる空間をさりげなくつくり出すことをめざす。

容器包装リサイクル法

一般廃棄物のリサイクルを促進するために、1995(平成7)年に成立した法律。正式には「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」。住民(消費者)は容器包装の分別排出に協力し、市町村は国が定める分別基準に適合するかたちで分別収集と保管を行い、事業者はこうして分別収集される容器包装(分別基準適合物)を引き取って再商品化するというように、住民、事業者(企業)、行政の三者の役割分担と協力の具体的なしくみを法律によって築いた。

養護老人ホーム

原則として65歳以上の高齢者で、身体上もしくは精神上または環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難なひとを入所・養護する施設。

老人福祉員

ひとり暮らしの高齢者等の安否確認や連絡を行うとともに、話し相手となるなど、高齢者等が地域で安心して生活が送れるよう設置した本市独自の制度。

ワークショップ

多様な価値や考え方を受け入れ、参加者の立場や年齢の違いにかかわらず、だれもが自由に意見を言いやすく形式張らないよう工夫された会議の手法。市民参加型のまちづくりで近年よく用いられる。